

令和3年6月定例会

# 観光生活建設委員会

予算決算委員会（観光生活建設分科会）

## 会 議 録

長 崎 県 議 会

# 目 次

## (委員間討議)

1、開催日時・場所 .....	1
2、出席者 .....	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議) .....	1

## (第1日目)

1、開催日時・場所 .....	2
2、出席者 .....	2
3、審査事件 .....	2
4、付託事件 .....	3
5、経過	

## (土木部)

### 分科会

土木部長予算及び報告議案説明 .....	4
監理課長補足説明 .....	4
都市政策課長補足説明 .....	5
予算及び報告議案に対する質疑 .....	6
予算及び報告議案に対する討論 .....	20

### 委員会

土木部長総括説明 .....	21
河川課長補足説明 .....	22
議案に対する質疑 .....	23
議案に対する討論 .....	27
陳情審査 .....	27
新幹線事業対策室長補足説明 .....	32
道路建設課長補足説明 .....	33
議案外所管事務一般に対する質問 .....	34

## (第2日目)

1、開催日時・場所 .....	65
2、出席者 .....	65
3、経過	

## (文化観光国際部)

### 分科会

文化観光国際部長予算及び報告議案説明 .....	65
国際観光振興室長補足説明 .....	66
予算及び報告議案に対する質疑 .....	67
予算及び報告議案に対する討論 .....	80

### 委員会

文化観光国際部長所管事項説明 .....	81
陳情審査 .....	82
観光振興課長補足説明 .....	87

議案外所管事務一般に対する質問 .....	8 9
-----------------------	-----

**(第3日目)**

1、開催日時・場所 .....	1 2 6
2、出席者 .....	1 2 6
3、経過	

**(県民生活環境部)**

分科会

県民生活環境部長報告議案説明 .....	1 2 6
報告議案に対する質疑 .....	1 2 7
報告議案に対する討論 .....	1 3 6

委員会

県民生活環境部長所管事項説明 .....	1 3 6
交通・地域安全課長補足説明 .....	1 3 7
陳情審査 .....	1 3 9
生活衛生課長補足説明 .....	1 4 4
議案外所管事務一般に対する質問 .....	1 4 5

**(第4日目)**

1、開催日時・場所 .....	1 9 1
2、出席者 .....	1 9 1
3、経過	

**(交通局)**

分科会

交通局長報告議案説明 .....	1 9 1
報告議案に対する質疑 .....	1 9 2
報告議案に対する討論 .....	2 0 0

委員会

交通局長所管事項説明 .....	2 0 0
乗合事業部長補足説明 .....	2 0 3
議案外所管事務一般に対する質問 .....	2 0 7

分科会長報告及び委員長報告に関する委員間協議 .....	2 3 6
------------------------------	-------

**(配付資料)**

- ・分科会関係議案説明資料(土木部)
- ・委員会関係議案説明資料(土木部)
- ・分科会関係議案説明資料(文化観光国際部)
- ・分科会関係議案説明資料(追加1:文化観光国際部)
- ・委員会関係議案説明資料(文化観光国際部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1:文化観光国際部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加2:文化観光国際部)
- ・分科会関係議案説明資料(県民生活環境部)

- 委員会関係議案説明資料（県民生活環境部）
- 分科会関係議案説明資料（交通局）
- 委員会関係議案説明資料（交通局）

# 委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年6月18日

自 午前10時34分  
至 午前10時47分  
於 委員会室3

2、出席委員の氏名

委員	長	中村	一三	君
副委員	長	北村	貴寿	君
委員		八江	利春	君
	”	小林	克敏	君
	”	中島	廣義	君
	”	山田	博司	君
	”	前田	哲也	君
	”	深堀	ひろし	君
	”	松本	洋介	君
	”	赤木	幸仁	君
	”	坂口	慎一	君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

午前10時34分 開会

【中村(一)委員長】ただいまから、観光生活建設委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、前田委員、坂口委員の両人をお願いいたします。

本日の委員会は、令和3年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査方法等について、お諮りいたします。

審査の方法は、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前10時35分 休憩

-----  
午前10時46分 再開

【中村(一)委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにはないので、これをもって本日の観光生活建設委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

-----  
午前10時47分 散会

# 第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年7月1日

自 午前10時 1分  
至 午後 5時 0分  
於 委員会室 3

新幹線事業対策室長(参事監)	大塚 正道 君
都市政策課長	田坂 朋裕 君
道路建設課長(参事監)	馬場 一孝 君
道路維持課長	馬場 幸治 君
港湾課長	平岡 昌樹 君
港湾課企画監	松永 裕樹 君
河川課長	松本 憲明 君
河川課企画監	小川 秀文 君
砂防課長	浅岡 哲彦 君
建築課長	三原 真治 君
営繕課長	今崎 博明 君
住宅課長(参事監)	高屋 誠 君
住宅課企画監	小山 俊一 君
用地課長	佐々木健二 君

2、出席委員の氏名

分科会長	中村 一三 君
副分科会長	北村 貴寿 君
委員	八江 利春 君
"	小林 克敏 君
"	中島 廣義 君
"	山田 博司 君
"	前田 哲也 君
"	深堀ひろし 君
"	松本 洋介 君
"	赤木 幸仁 君
"	坂口 慎一 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

土木部長	奥田 秀樹 君
土木部技監	有吉 正敏 君
土木部次長	大安 哲也 君
土木部参事監 (まちづくり推進担当)	坂田 昌平 君
監理課長	田中 庄司 君
建設企画課長	植村 公彦 君
建設企画課企画監	中村 泰博 君

6、審査事件の件名

○観光生活建設分科会

第97号議案

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第5号）

（関係分）

報告第4号

令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）

（関係分）

報告第11号

令和2年度長崎県用地特別会計補正予算（第2号）

報告第14号

令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第4号）

報告第17号

令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第4号）（関係分）

報告第18号

令和2年度長崎県交通事業会計補正予算（第4号）

号)

報告第19号

令和2年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第5号）

---

## 7、付託事件の件名

○観光生活委員会

### （1）議案

第108号議案

訴えの提起について

### （2）請願

なし

### （3）陳情

- ・海運・船員の政策諸課題に関する申し入れ
- ・西彼杵道路・未整備区間の早期事業化にかかる要望書
- ・要望書
- ・要望書
- ・陳情書
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望について
- ・陳情書
- ・長崎南北幹線道路の未整備区間（長崎市茂里町～時津町野田郷）の早期事業化にかかる要望書
- ・令和4年度 県の施策等に関する重点要望事項
- ・要望書
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書
- ・令和4年度 国政・県政に対する要望書
- ・要望書
- ・陳情書

---

## 8、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 1分 開会  
-----

【中村(一)委員長】 おはようございます。

ただいまから、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第108号議案「訴えの提起について」、1件でございます。

そのほか陳情14件の送付を受けております。

なお、予算及び予算にかかる報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算及び報告議案の関係部分を観光生活建設分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第97号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分ほか報告議案6件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部毎にお手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより土木部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【奥田土木部長】 5月の委員会に出席していなかった土木部の新任幹部職員をご紹介いたします。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。

【中村(一)委員長】 ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

【中村(一)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算及び予算にかかる報告議案を議題といたします。

土木部長より、予算及び報告議案の説明を求めます。

【奥田土木部長】 土木部関係の議案についてご説明します。

「予算決算委員会観光生活建設分科会説明資料」の土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第97号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、報告第4号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち関係部分、報告第11号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県用地特別会計補正予算（第2号）」、報告第14号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第4号）」、報告第17号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

第97号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち土木部関係の補正予算は、長崎港松が枝地区のクルーズ岸壁延伸事業に併せ、民間収益施設と港湾施設との一体的な整備運営を目指し、PPP/PFI事業の導入可能性や、交通結節機能の検討等の調査のための予算を補正しようとするものであり、歳出予算では、都市計画費1,116万5,000円の増となっております。

なお、第97号議案については、補足説明資料を配付させていただいています。

次に、知事専決事項報告についてご説明しま

す。

本件は、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております令和2年度予算の補正を、令和3年3月31日付で専決処分させていただいたものであります。

まず、報告第4号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち土木部関係の歳入歳出予算は、それぞれ記載のとおりであります。

補正予算の主な内容は、事業費の変更に伴う減等で、河川災害復旧助成費4億6,741万5,000円の減、都市改造費2億4,665万4,000円の減、港湾災害復旧費11億6,892万7,000円の減などを補正しております。

また、報告第11号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県用地特別会計補正予算（第2号）」、報告第14号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第4号）」、報告第17号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第4号）」のうち関係部分については、それぞれ記載のとおりであります。

このほか、繰越計算書報告についても記載のとおりです。なお、繰越計算書報告については、補足説明資料を配付しております。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 次に、監理課長より、補足説明を求めます。

【田中監理課長】 土木部関係の繰越計算書報告につきまして補足してご説明いたします。

お手元にお配りしております課長補足説明資

料の1ページをお開きください。「繰越額理由別調書」というのがございます。

表の縦の区分が款項目の予算科目、横の区分が繰越額の理由別内訳となっております。

表の左端の欄を上から見ていただきますと、総務費、土木費、災害復旧費となっております。

2ページ目をお開きください。

令和2年度の一般会計の合計は の欄になりますが、1,078件で700億8,119万7,000円、このうち2月の経済対策補正予算に係る繰越が の欄になりますが、395件、384億1,487万3,000円、一般会計合計からこの分を除いた通常分が の欄になりますが、683件、316億6,632万4,000円となっております。

の欄の上段の括弧書きは事故繰越分でございます。5件で5億3,373万4,000円となっております。これは下段の一般会計繰越総額の700億円の外数となります。

令和2年度の繰越額は、令和元年度の繰越額と比較いたしますと、一般会計合計では - の欄になりますが、件数が438件の増、繰越金額は338億7,889万8,000円の増となっており、経済対策を除いた通常分では、 - の欄になりますが、件数は240件の増、繰越金額は96億3,283万円の増となっております。

次に、特別会計の繰越額ですが、 の欄が用地特別会計分で1件、3,714万6,000円、 の欄の港湾施設整備特別会計分が3件、5,240万円となっており、一般会計と合わせた土木部合計は の欄になりますが、1,082件、701億7,074万3,000円となっております。

次に、一般会計合計 欄の繰越額を理由別にご説明をいたします。表の右の方、繰越理由を6つの区分に整理をしております。

まず、地元調整に係る繰越額は223件、147

億3,054万9,000円。具体的には関係機関や関係者との調整、工事施工に伴い発生する騒音や振動などの地元調整等に日数を要したため繰越となるものでございます。

次に、用地補償交渉や家屋移転に日数を要したのものなど、用地補償に係る繰越額が38件、23億6,644万2,000円。

工法の検討や、当初想定していなかった諸条件の変更に伴う設計変更の日数を要したのものなど、設計工法等に係る繰越額が115件、53億4,004万5,000円となっております。

事業決定の遅れ・補正に係る繰越額、これには本年2月に補正予算をいたしました経済対策補正予算に係る繰越分も含んでおりますが、651件、444億9,872万円。

資機材や人材の逼迫、入札の不落・不調に係る繰越額が50件、16億1,466万2,000円。

その他として、新幹線整備事業の負担金に係る繰越額が1件、15億3,077万9,000円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 次に、都市政策課長より補足説明を求めます。

【田坂都市政策課長】 第97号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算(第5号)」関係部分、先導的官民連携支援事業費について補足して説明いたします。

引き続き、課長補足説明資料3ページをご覧ください。

本事業は、長崎港松が枝地区のクルーズ船岸壁の延伸事業に併せ、民間収益施設と港湾施設との一体的な整備運営を目指し、PPP/PFI事業の導入可能性や、交通結節機能の検討等の調査を実施するものでございます。

調査に際しましては、費用の全額が国庫補助される先導的官民連携支援事業の活用を考慮しており、今年3月26日に申請、4月27日に選定通知を受けたことから、今回、1,116万5,000円を補正計上するものでございます。

4ページをご覧ください。

クルーズ船岸壁背後のまちづくりにつきましては、県と長崎市の関係部局において検討を進めておりますが、本事業を通して、土地利用の検討、路面電車の延伸、複合交通施設等の交通結節機能の検討を実施いたします。

また、これらの成果を基に、民間収益施設と港湾施設との一体的な整備運営を図るPPP/PFI事業の導入可能性の検討を実施いたします。

検討を行うに当たりましては、地域の皆様のご意見等もお聞きすることとしており、このまちづくりの取組を進めることにより、松が枝地区はもとより、背後の南山手地区との連携を図りながら、エリア全体のにぎわいを創出し、さらには、その効果を県内全域に波及できればと考えております。

以上で補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中村(一)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 おはようございます。

まず最初に、監理課長からご説明いただきました繰越額の調書についていろいろとお尋ねしたいと思うんですが、令和元年と令和2年度のこういった繰越がきておりますね。毎年の繰越額において、実際、執行率はどういうふうになっているんですか。それはわかりますか。出せ

ますか。

【田中監理課長】 基本的には繰り越した分は翌年に100%執行はしておりますが、例えば今回の分の経済対策補正を2月にさせていただきましてけれども、現在の6月末の執行状況は70%という状況になっております。

【山田(博)委員】 大体経済対策のは、基本的に6月とか9月に出しますけれども、年度内にはできませんけれども、翌年度末までには大体執行すると。70%というのは、令和元年と令和2年度ですね。私は何が言いたいかというと、補正予算をどんどん積み上げてくれるのは大変ありがたいんですけども、実際それが通常分の予算とか、補正予算の執行がどういうふうに行っているかということなんですね。

というのは、先ほど、入札を全部拝見させてもらったら、辞退とか、指名で辞退する会社が多いんですよね。そうすると、手が回らんから、ここにも人材の逼迫とか入札の不落・不調とかありますからね。時期をずらさんといかんのか。それとも、そもそも入札のあり方を見直さないと、これがどんどん、例えばこの理由としては地元との調整や設計変更とかありますけれども、人材の逼迫等で不落・不調がどんどん増えてきていますからね。だから、そういったことで今回聞かせていただいているんです。今、経済対策をどんどんしてもらうのはいいんですけども、これからそういった執行率が全体的に過去3年間、経済対策も含めて執行率がどういうふうになっているかというのを全体的に教えていただきたいと思います。

【田中監理課長】 経済対策補正、この分は年度末に交付決定がされて、そこから契約することになりますので、一定期間を要して発注ということになりますので、先ほど申し上げま

した発注の実績として6月末で70%という状況になっております。

そもそも毎年度の発注目標というのは、6月末で8割を目標に発注をしておりますので、その目標までは若干至りませんでしたけれども、その目標に向けて発注をやっているという状況でございまして、ちなみに今年度の繰越分の発注は、経済対策分が7割で、経済対策補正分以外が、これに若干劣りますけれども、68%という状況でございまして、令和3年度の通常分の発注が現時点で40%程度でございしますが、いずれにいたしましても、基本的には年度内に執行するという事で取り組んでまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 令和元年度の分の経済対策も、監理課長、相対的にあれですか、令和元年度の補正予算とか、通常分というのは幾らか件数とか上がっていますけれども、全体的に、総じて過去2~3年の経済対策分、通常分を含めて、大体今の話だったら70%ということに理解していいんですか。

【中村(一)分科会長】 暫時休憩します。

-----  
午前10時21分 休憩

-----  
午前10時21分 再開  
-----

【中村(一)分科会長】 会議を再開します。

【山田(博)委員】 時間がかかるみたいですので、第97号議案の松が枝地区の支援事業についてお尋ねしたいんですが、そもそも、現在の松が枝地区の岸壁の延伸事業というのは、進捗はどこまで進んでいるんですか。まず、そこをお答えいただけますか。

【平岡港湾課長】 現在、長崎港松が枝地区の2バス事業につきましては、工事区域にあります造船所の2社の方と移転先及び補償費につい

ての交渉を継続して行っている状況でございまして、早期の契約に向けまして調整を進めているところでございます。

【山田(博)委員】 いやいや、私はそういうことを聞いているんじゃないかと、予算は今までどれだけつぎ込んでいるのか。全体事業も含めて、いいですか、進捗状況をパーセントで答えてもらえませんか。例えば予算の執行率で具体的に答えていただけませんか。

【中村(一)分科会長】 休憩いたします。

-----  
午前10時22分 休憩

-----  
午前10時23分 再開  
-----

【中村(一)分科会長】 会議を再開します。

【山田(博)委員】 それでは、道路建設課長にお尋ねします。

横長資料の23ページに職員給与費とありますね。大体この時期になったら補正予算で減額するけれども、これは増えているんですね。金額がちょっと大きいので、この要因を説明していただけますか。

【馬場道路建設課長】 職員給与費ということで3,455万3,000円の増となっているところでございます。既定予算の過不足の調整ということで、監理課の方で調整をいただいているところでございます。

【田中監理課長】 人件費に関してのご質問でございますけれども、土木部全体では、今回の専決補正で8,700万円、職員給与費は減になっております。

道路建設課が増になっておりますのは、要はこの職員は土木総務費で負担するよと、この職員は道路橋りょう費で負担するというふうに負担する費目を整理しているんですけれども、その費目を、2月補正の時点で決定をしております。

した費目から振り替えて、実態に合わせて振り替えをしたということで、人員が増えたとか、給与費が増えたということではなくて、整理の仕方を変えた結果として道路橋りょう費が増えているということでございます。

【山田(博)委員】道路建設課長、それは道路建設課のことなのに、なんで監理課長が答えるの。大体自分のことは自分でわからんといかんでしょうが、それは。そういった説明を、本来はあなたができるようにしとかんといかんのじゃないかと私は言っているわけですよ。ここに予算の関係は道路建設課と書いていますよ。私は字が読めますからね。監理課とは書いていませんからね。道路建設課長、これ以上言いませんけれども、しっかりと予算の説明ができるようにしておかないと、あなたは道路建設課の長だから。そういったことを指摘して、あなたに対しての質問は終わります。

次に、監理課長にお尋ねしたいのは、先ほどの予算の組み換えをするという話があったでしょう。そうであれば、これは大事なことから、この時に予算の中で説明しないと、それはよくないと思いますよ。私たちは知らんから。だって、こんなに3,400万円増えたら、補正予算がばっと出たから残業させたんだなと。働き方改革において、血も涙もなく働かせているんだなと思って、一瞬、道路建設課長は仕事の鬼だなと、ある意味すばらしいと思うけれども、ある意味これはひどいなと思ったんですよ。だから、そこはちゃんと、土木部次長は人事課長をこの前までしていたから、あなたはそういったところをです、私は一瞬、これを見て思ったわけです。そういったことはありませんね、土木部次長。

【大安土木部次長】給与費の増減につきまして

は、先ほど監理課長から答弁させていただいたとおりでございます。

職員の働き方等については、いろんな業務の効率化等を図りながら、それに見合うような形でやってきておりますので、そこはしっかり働き方改革含めてやっているところでございますので、引き続きそういったところにも意を用いてまいりたいと思います。

【山田(博)委員】よろしく申し上げます。

今度は、説明資料の公共用地取得状況ということで、これは用地課が長崎市の土地を購入しておりますけれども、この中に注で「公共用地の取得に係る1件あたり、3千万円以上又は5千㎡以上の土地・物件の取得について報告」とありますけれども、こういったものは何ですか。こういった規定でこういうふうにされているのか、まずそこを説明していただけますか。

【佐々木用地課長】この取扱いについては、以前、土地の取得に当たりましては7,000万円以上かつ2万㎡を超えるものについては議会に諮るという規定がございましたけれども、以前、この規定に違反して、土地を分割して購入したといういきさつがありました。これを契機にして、そういったことを今後生じさせないためということで、用地取得については3,000万円以上または5,000㎡以上の土地の取得に関しては、毎回、この委員会において報告をするという取扱いが制定されたと聞いております。

【山田(博)委員】用地課長、その規定というのは何という規定ですか。それをお答えいただけますか。また、いつ頃それは制定されているのか、2つお答えいただけますか。

【中村(一)分科会長】休憩します。

-----  
午前10時30分 休憩

-----  
午前10時30分 再開  
-----

【中村(一)分科会長】 会議を再開します。

【田中監理課長】 先ほどの山田(博)委員からのご質問の件でございますけれども、平成元年度の当初予算の執行管理をずっとやっているんですけれども、その分の6月末の進捗状況は、令和元年度は約50%でございました。令和2年度につきましては52%という状況でございまして、令和3年度は一生懸命、今頑張っているという状況です。令和3年度につきましては、先ほど申しましたように70%ですので、頑張っている。ただし、令和3年度の当初予算分につきましては39%ということですので、そこはまた引き続き、今後目標に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

【中村(一)分科会長】 用地課長、まだかかりますか。

【山田(博)委員】 監理課長、平成元年は今の時期だったら50%ぐらいだったと。今、補正予算の分は70%ですね。しかし、令和3年度当初予算は39%だということですので、相対的に上がってきていますけれども、現状は予算の執行率が悪いと。執行率的にはだんだん上がってきているということになるんですけれども。

そうすると、令和元年の時の公共事業の土木部の予算、件数というのは相対的に多かったんじゃないですか。件数と予算が多かったから執行率もそういうふうになっていたのか、それはどうなんですか。そこだけお答えいただけますか。

【田中監理課長】 令和元年度の最終の公共事業の予算は853億円でございます。ちなみに、令和2年度は1,081億円ということございまして、平成30年度は690億円ということござい

ますので、令和元年度は平成30年度と比べますと123%伸びていたという状況がございますので、そういう執行状況だったということだと思います。

【山田(博)委員】 土木部長、監理課長とのやり取りを聞いていてわかったと思うんですけれども、予算も増えてきて、件数も増えてきて、地元調整も大変な中、この少ない人員の中で土木部の職員がいかに頑張っているかというのは、この数字でわかったと思うんですね。

土木部長、職員の皆さん方は、そういった厳しい労働環境の中でも現場でやっているということを認識して、財政当局に職員の福利厚生の方はしっかりやっていただかないといけないというのは、今のやり取りで十分理解できたと思いますので、そこは土木部長、関係課長と一緒に財政当局にしっかりと働きかけをしていただきたいと思います。私の意見に対して見解を聞かせていただきたいと思います。

【奥田土木部長】 しっかりいただいた予算案ですので、それをなるべく早く執行して、県民の皆さんの方に役立てていくというのが我々の使命であります。今のやり取りを聞かせていただいて、改めて私、我々の職員に対する感謝の気持ちというものが強くなりました。

私のできることを言えば、全体の組織のマネジメントですとか、それぞれの職員毎でどうしているのか、そういったことを一つひとつ把握して、組織として解決して全体の効率を高めていくということで、予算が増えてもしっかりとスムーズに執行できるような体制等整えていきたいと思っております。

【山田(博)委員】 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ほかの答弁はいいですか。

【佐々木用地課長】先ほどのご質問に関してですが、平成10年9月1日に総務部長通知がなされておまして、議会関係事務手続についてということで、この中で重要案件の県議会への報告ということで、公共用地取得にかかる3,000万円以上又は5,000㎡以上の土地・物件等の取得について、各定例会毎に報告をすると。報告に当たっては、委員会説明資料横長に添付し、委員会関係議案説明資料、部長説明の議案外で説明するという取扱いとなっております。

【山田(博)委員】用地課長、私はいろいろと調べさせていただきまして、大体地方自治法には、こういった適正に取得もしくは譲渡する場合には明確な、簡単に言うと価格と方法で入手なり譲渡しないとイケないとなっているわけですね。

今回、取得するに当たって、これは不動産鑑定とか、私もいろいろと調べたら、当時の知事の時、誰かと言ったら金子さんだったんですね。他県は、最低でも200万円未満だったら不動産鑑定は要らないとかなっていますけれども、隣の佐賀県や熊本県は全ての取得、譲渡について不動産鑑定しているんですよ。今回、取得するに当たって、これは取得方法というのはどういうふうにしたんですか。3,000万円以上だったら不動産鑑定士を入れるけれども、それ未満は不動産鑑定士を入れないとか、第三者に適正な価格かどうか諮らないとかというのがわかりまして、これはこういった形で取得をされたのか、そこをお答えいただけますか。

【佐々木用地課長】公共事業における用地取得においては、基本的には職員による評価というのが基本でございます。

ただ、現在、土地の取得に当たりましては、まず標準地という土地を選定しますけれども、それに関しては専門家である不動産鑑定士の評

価をとっております。その価格を基に、規模が大きいものについては、今度は土地評価ということで補償コンサルタントの方に評価の業務委託をしております。規模の小さいものについては、職員の方で評価をして土地の取得をしております。

【中村(一)分科会長】一旦ここで、また次に。

【山田(博)委員】時間がきたので、一旦終わりたいと思います。

【平岡港湾課長】すみません、先ほどの山田(博)委員からのご質問で、長崎港松が枝地区の2パス事業の進捗状況ということでございましたが、昨年度、令和2年度から事業着手をしております。現在、令和2年度末時点で2.1%の進捗となっております。

【中村(一)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【深堀委員】私も先導的官民連携支援事業費に関して質問したいと思います。

今回の事業費は令和3年度ですので、調査自体は令和3年度中に完了するものだと認識をしているんですけれども、その確認と、その調査を踏まえて、今、岸壁の進捗率の話が少しありましたけれども、全体像として、いつまでに例えば岸壁の工事を終わらせて背後地の整備までを、全体的なイメージといたしますか、まだ確定はもちろんできない部分ですけれども、大まかなスケジュール構想を少しお聞きしたいというふうに思います。

【田坂都市政策課長】今年度でございますけれども、土地利用計画や交通結節機能、それからPPP/PFI事業の導入可能性の検討を行いつつ、この成果をもとに、今年度末に松が枝地区の整備構想として、まずは取りまとめる予定でございます。

それと、全体のスケジュールでございますが、今年度の調査検討の中で、スケジュールも含めて検討はしていきますが、大まかには、まず岸壁の整備が終わらないと、その埋め立て等で新たな土地等も生み出されませんので、今のところ、この2パース化の事業が令和7年度完了を予定していると聞いておりますので、その後の背後地も含めた整備等になってくるのではないかと考えております。

【深堀委員】大まかには、埋め立て完了までが令和7年度というのが大まかなスケジュールであって、実際に構想を今年度末に取りまとめるということですが、その構想が令和7年度以降展開されるというイメージなんですか。それとも並行してやっていくというイメージなんですか。

【田坂都市政策課長】先ほどの令和7年度完了予定というのは、岸壁の完了予定年度でございます。

当然、今から、今年度も含めて、それまでに検討していく項目というのはございます。まず、交通結節機能の強化を図るということで、路面電車の延伸等もございまして、その辺は並行して検討を進めていきたいと思っておりますし、土地利用に関して言えば、今年度サウンディング調査、これは民間のデベロッパーあたりにも聞きながら意見をお聞きしながらやるということ。それから、もちろん地元の方のご意見等を踏まえながら今年度進めていくわけですが、令和7年度の岸壁の完了までにそういう検討、あとは道路等の整備が必要であれば、できる例えば歩道の整備であるとか、そういうやれることはやっていきたいと思っておりますが、大まかには、先ほど言いましたように全体的な整備が本格的に進むというのは、やはり令

和7年度、岸壁が完了して埋め立てができてということになるかと思います。

【深堀委員】構想等々の検討に入るとということで、答弁の中でも交通結節機能の話、説明でもありましたけれども、昨年度までに国、県、市、交通事業者が入った交通結節点等の検討会議というのが去年の7月で完了していますよね。そこで提言された、まとまった内容を今から具現化していくわけですが、そのスケジュールがよく見えないんですね。岸壁は令和7年度までにできるんだけれども、少なくともそこまでには完全にこういったものにするか、背後地の活用も含めてもう固まっておかなければ遅くなりますよね。そこはしっかりもっているのかという意味合いで聞いているんですが、そのあたりはどうなんですか。

【田坂都市政策課長】その辺の令和7年度までの詳細なスケジュールにつきましても、今年度の調査検討の中で、先ほどの交通結節の7月の報告の中でも、路面電車を臨港道路側なのかとか、国道側なのか、その辺の話もありますので、そのスケジュール等も含めて今年度しっかり検討していきたいと思っております。

【深堀委員】わかりました。その中でもう一つ確認したいのは、交通結節等検討会議は昨年度で終了したと言いましたけれども、当然今から検討する内容は、地元の住民の方とか、もちろん地元長崎市とかと十分協議を連携していかないと進めていくわけにいかないと思うんです。岸壁背後地が大体2ヘクタールほど想定しているということも事前にお聞きしました。

土地区画整理事業等と違う形で今回の事業は、いくわけですが、当然その2ヘクタールの中に民有地も含まれるわけですね。だから、先ほども造船所との交渉もしているという話が

ありましたけれども、それ以外の本当に民間の  
民有地も入っているはずですから、そこの住民  
の皆さんの声を、この調査の中でも聞くという  
ふうに言われましたけれども、今度は移転とか  
売却とか、そういったことにもつながってくる  
わけですが、そのあたりは本当に丁寧な、だか  
ら、構想をしっかりと説明しないと、それに協力  
するかしらないかというのは、民有地の方は、た  
だ漠然と2パス化するからという話では、私  
は進まないのではないかと思うので、地元長崎  
市、そしてその周辺の関係する地主といいま  
すか、民間の方々もしっかり意思疎通を図りな  
がら進めていていただきたいと思っているん  
ですけれども、その点はいかがですか。

【田坂都市政策課長】当然長崎市との連携はも  
ちろんなんですけれども、構想エリア内の地権  
者の皆様をはじめ、あとは自治会の皆様、それ  
からその背後に南山手地区がございますが、こ  
こで取り組まれている歴史まちづくりの協議会  
というのがございます。そこでも長崎市が力  
を入れて住民の方と一緒に連携してやっており  
ますので、そこのご意見もお聞きしながら、こ  
の松が枝地区の整備構想策定に当たりましては、  
しっかり地域の皆様のお声を聞きながら取り  
組んでいくこととしますけれども、今年度末に  
その整備構想ができたとしても、その策定後  
におきましても、引き続きお声を聞きながら取  
組んでいきたいと思っております。

【深堀委員】 終わります。

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑はありません  
か。

【小林委員】 それでは、一般会計で32億5,615  
万5,000円の専決減ということになっておりま  
すね。この32億5,615万5,000円の専決減の中で、  
公共事業費でどれくらいの減額になっているか、

まずお尋ねします。

【田中監理課長】 このうち公共事業の減の額で  
ございますけれども、約11億550万円という額  
が減額となっております。

【小林委員】 この公共事業費の約11億円の減  
額というの、どこからどう引けば11億円にな  
るのかという計算方式が全くわからない。これ  
は監理課長お一人のみ知ることかどうかわかり  
ませんが、この減額の中の主なものは大体ど  
ういう事業があるんですか。

【田中監理課長】 公共事業費の約11億円の専  
決額の内訳でございますけれども、河川砂防事  
業で約4億5,000万円の減額、道路橋りょう街路  
事業で3億7,000万円の減額、港湾事業で2億  
1,000万円の減額というものが主な減額の理由  
でございます。

【小林委員】 河川課長、今の監理課長の答弁の  
中で、河川砂防事業が4億4,800万円と、これが  
減になっていると。これはどうしてこういうふ  
うになっていますか。

【松本河川課長】 河川費で減額になっているの  
が、昨年、大村市の郡川の支川の佐奈河内川、  
ここの災害復旧助成事業の減が一番大きいん  
ですけれども、これにつきましては昨年、補正予算  
で上げました時には全体事業費を約32億円ぐ  
らいというふうに概算で見積もっておりました。

その後、12月に災害査定が行われまして、そ  
の後、本省の防災課等と協議を行いまして、河  
川の構造等を決める中で、予算についても精度  
を高めてまいりました。その結果、事業費が約  
27億円になりましたので、その分の減額を今回  
専決で上げさせていただいているような状況で  
す。

現在、佐奈河内川につきましては、詳細設計  
を進めており、用地交渉の準備をしているとこ

るでございますので、秋からは確実に工事に着工できるように、今、準備を進めているところでございます。

【小林委員】どんな内容かと言ったら、大村の話が出てきて驚いているのだが、今の答弁では大体32億円ぐらいを見積もっていたと。32億円ぐらいの金額を見積もっておったと。ところが、27億円で済みそうだと、そういうところからの減と。つまり、災害の査定というのが、どちらかということ、急いで幾らぐらいかかるかということを出しなさいと、こういうふうな形でかなりざっくりとつかみで出すのが通例だと聞いているわけですよ。それにしても、約4億5,000万円近くで、32億円と27億円の差が、大分つかみすぎているような感じだけれども、そういうようなところで、しかし、大体こんなものかというような感じがしますが、もう一度この辺について。

【松本河川課長】委員からご指摘がございましたように、ざっくりと4億5,000万円、少し幅が大きかったかと思えますけれども、今後、こういったことがないように、きちっと精度を高めるように頑張っていきたいと思えます。

【小林委員】悪いと指摘しているんじゃないんですよ。今言うように理解はしているんですよ。やっぱりこれは災害だから、早くそうやって予算を計上せんといかんし、幾らぐらいかかるかと、その中でざっくり見て、つかみでやるわね、これはよくわかっているんですよ。ただ、その中の4億5,000万円ぐらいがちょっと多かったかなということで、基本的には予算を潤沢に取り、そして立派な工事をやっていただくということを基本としていますので、その点はひとつ理解をしたということで、今後頑張ってもらいたいと思っています。

そうしますと、令和元年度の公共事業費の最終予算、これと比較して令和2年度の公共事業費の最終予算というのがどれくらいになるものかということ、ここの計算はできていますか。

【田中監理課長】令和元年度の公共事業の最終予算額は約853億6,000万円となっております。令和2年度の公共事業の最終予算額は約1,081億円ということになっておりまして、結果として令和2年度の最終予算は、前年度と比較いたしまして227億4,000万円増という状況でございます。

【小林委員】やっぱり令和元年度と令和2年度の最終予算の公共事業費の比較で227億4,500万強、これだけの大きな差が出ているということ、これはかなりの増額だと私は思うんです。ここの点についての理由はどういうふうに考えますか。

【田中監理課長】この約227億円の増額の理由でございますけれども、昨年12月に国の方で決定されました防災減災国土強靱化のための5か年加速化対策、こういった取組が決定をされまして、令和3年度予算のうち国土強靱化予算が令和2年度の2月の経済対策補正ということで前倒しで計上されたということが増額につながった大きな要因というふうに理解をしております。

【小林委員】今、我々は単純に聞いているけれども、やっぱりこの227億4,500万円の増加というのは、率直に言ってかなりの大きな金額だと思うんです。この土木部の過去の歴史において、例えば1,000億円を超えとか、これだけの227億円とか、このような公共工事の増加というのは、過去になかったろう。こういうのは、最近、かなりの予算をしっかりと確保していただいたなという感じがするんだけど、いかがなもの

ですか。

【田中監理課長】今回、1,081億円ということでございますけれども、近年、実は1,000億円を超えるような予算というのはございませんで、随分遡ることになります。平成12年度が1,071億円、その前年度の平成11年度が1,171億円ということでございます。これからいきますと、約20年以上前の予算とほぼ近いような状況になっているということでございます。

【小林委員】確かに、今おっしゃるように、平成11年とか12年とか、もう20年前ぐらいに1,000億円を超えたことがあった。最近、珍しいと思うんです。これだけの公共事業費の獲得ができていたということ、これがやはり防災減災の国土強靱化というところのいわゆる5か年の対策というような予算で、かなり仕事の進捗に大きなプラスができていたという形で受け止めております。

そうすると、今度は、一方公共事業じゃなくして、単独事業がどういうふうになっているのかと、これを当然考えなければならぬと思いますが、単独事業については専決でどれくらいの減となっているのか、お尋ねします。

【田中監理課長】単独事業につきましては、約2億1,000万円の額が減額ということになっております。

【小林委員】単独事業としては2億1,000万円の減額と、こういうことで、さっきも聞いたように、では、最終予算で令和元年度と2年度と単独の事業費というのが、どれくらいの差が出ていますか。これも増えているでしょう。どうですか。

【田中監理課長】単独事業の最終予算を前年度と比較いたしますと、令和元年度の最終予算が約99億4,000万円でございます。令和2年度の

最終予算が112億2,000万円ということでございまして、比較いたしますと約12億7,000万円が増えたという状況になっております。

【小林委員】これも同じように13億円ぐらい増額になっているわけですね、単独事業費で。そういうことの中で、要するに原因というか、その理由というのは一体何なのかと。先ほども公共事業費の中で聞きましたけれども、この単独事業費において約13億円の増となっている背景はどういうふうになっておりますか。

【田中監理課長】この分の増額の主な理由といたしましては、令和2年度の当初予算に計上いたしております緊急自然災害防止対策事業債を活用した事業、この分の予算を確保したということが大きく増加に転じている理由でございます。

【小林委員】この緊急自然災害防止対策事業債、これまでのやり取りの中で出てまいりましたよね。これが延長されたんではないかと、こういうふうに答弁が過去あったんじゃないかと思いますが、この事業債は、例えば起債が100%、そして事業費の交付税の戻りが、交付税措置が70%と、これは非常にありがたい制度、仕組みができました。そして、これが延長になっている。これはいつまで延長して使えるのかお尋ねします。

【田中監理課長】現在の予定では、令和7年度まで、この分の起債の活用ができるというふうに承知をいたしております。

【小林委員】それから、ここの繰越額が700億円を超えていると。これも正直に言って驚きです。この700億円を超えた、ここのところでありましてけれども、結局、前年と比較した場合においては、これはどうですか。

【田中監理課長】繰越額の状況でございますが、

前年度の一般会計の繰越額が362億円でございます。今年度が約701億円ということでございますので、比較いたしますと、繰越の率といたしましては193%の状況ということでございます。

【小林委員】 結局は193.6%と、前年度と比較してこれだけの差が出ているという繰越ですけれども、そうすると、大体こういう繰越額の状況というのは、おそらく2月補正予算というか、経済対策、これがあるんじゃないかと思えますけれども、この辺のところの金額は大体どれくらいでありますか。

【田中監理課長】 昨年度の2月補正の方で経済対策補正を組ませていただいておりますけれども、その額が384億円でございますので、その384億円の分がこの繰越額が増えた主な要因というふうに理解いたしております。

【小林委員】 2月の経済対策の384億円が繰越になったということは理解できますが、同時に、例えば県独自で工事をやらないというか、国の方でやってくれるようなところの新幹線だとか、あるいは石木ダムだとか、あるいはJRの連続立体交差、ああいうところの事業なんていうのは、これは国がやっているということだから、県としては、この進捗状況については全く手出しができないというか、コントロールはできないと、こういうことになるんじゃないかと。したがって、そういう特殊な要因もこの繰越の中にはあるんじゃないかと、こう考えられますが、その点はいかがですか。

【田中監理課長】 ただいまご指摘ございました特殊な繰越の分というものでございますけれども、新幹線事業の分で約15億円、それとJRの連続立体交差関係の事業で約38億円、合わせますと約53億円程度が、県が直接事業を行うもので

はございませんので、その分はそれぞれ鉄建公団やJRの方で事業をされるということで、その分は繰越になっているというものがございます。

加えまして、災害関係もございまして、特殊要因といたしましては、令和2年9月の災害というものの影響も、災害復旧費で約38億円、災害関連の事業で18億円、合わせて56億円というものが、これは県の方でコントロールできるわけですけれども、その分がどうしても交付決定が遅れているということで繰越をせざるを得なかったというものがございます。

【小林委員】 この災害復旧費の繰越けれども、結局、いつも年度末あたりに査定に来るんじゃないかと。その査定が済んで、さっきも言ったように予算が決定をし、それから契約をします。こういう流れになっているものだから、どうしても繰越せざるを得ないと、こういう状況になっているということがあると思うんですね。そういう理解をしたいと思いますが、それによろしいですか。

【田中監理課長】 今、ご説明いただいたような状況で、どうしても年度末に査定が終わって、そこからということになりますので繰越をせざるを得ないというものが主でございます。

【小林委員】 わかりました。そうすると、この701億円ぐらいの繰越は、考え方によっては、要するに仕事量の平準化という、いわゆる今、県が土木部としてしっかり取り組もうとされているものがあると思うんです。ですから、こうやって繰越の額が700億円を超えるぐらいにあるということは、平準化に大きな貢献ができるんじゃないかと、こういう受け止め方ができるんじゃないかと思うけれども、この点についてはどうですか。

【田中監理課長】 いわゆる平準化でございます

が、平準化というのは4月から6月の期間の端境期、ここの平均の工事量、これに対しての年間の平均の工事量、これを比較した率を平準化率という形で表現をする指標がございます。これが1.0に近づくほど、より平準化が進んでいるという状況になるものでございます。

【小林委員】 1.0に近づくほど平準化がよくできているということでありませけれども、これは建設企画課長、例えば前年度で大体平準化率がどのくらいであったか、現状でどれくらいであるかということはおわかりになりますか。

【植村建設企画課長】 小林委員の平準化率に関するお尋ねでございますが、令和2年度における平準化率、これは県の土木事業に関するものですけれども、0.77という数値でございました。これに対しまして、本年度、現時点までに発注した工事と、これから発注する予定の工事の計画、これから計算しました平準化率は0.88となっておりまして、約0.11の上昇ということでございます。

【小林委員】 今、ちょっとよくわからなかったんですけども、この平準化率は昨年がどうだったか、現状がどうなっているという数字をもう一回教えてくださいませんか。

【植村建設企画課長】 令和2年度の平準化率0.77という実績がございます。これに対しまして、令和3年度の平準化率、現在の時点で算出しましたものが0.88というところでございます。

【小林委員】 0.77が令和2年度、現状でいけば、要するに仕事も結構出ているということも考えて0.88と。これは、さっきも監理課長が1.0に近づくほど平準化率がすばらしいと、こうなっていくんだということを答弁されておりましたが、今の例えば0.77、現状が0.88、これは九州でいけばどれくらいの位置づけになっているのか、

お答えできますか。

【植村建設企画課長】 国の方で九州各県の平準化率を出したデータがございますが、これは令和元年度が最新のものでございます。

その令和元年度の国が出した各県毎の平準化率の中では、長崎県が、これは県だけじゃなくて、市町の事業も含みますけれども、0.71ということで、残念ながら、これは九州で最低でございました。

【中村(一)分科会長】 小林委員、時間が相当過ぎておりますので、一旦区切って、まとめていただいていいですか。

【小林委員】 今の話で、市町も入れて0.71、かなり伸びているような感じがするけれども、これも九州で最下位ですか。そういう受け止め方で。では、もう時間がないということだから、今後、この平準化率を上げるためにどういう対策を考えられるか、お尋ねします。

【植村建設企画課長】 令和元年度は、市町も含めた値では九州ワーストということで、これを早急に高めていくのが非常に必要なことだと思っておりますので、平準化に向けた取組、国の方も推奨していますけれども、「さしすせそ」の取組というものがございまして、「さ」が債務負担行為を積極的に活用するということ。

「し」が余裕期間制度などを活用して柔軟な工期設定を行うということ。「す」が速やかな繰越の手続をとるとのこと。「せ」が積算の前倒しを行いまして早急に発注できるようにすること。「そ」が早期執行のための目標の設定を行いまして、計画的に進めていくということでございます。この「さしすせそ」の取組に今注力をして取り組んでおります結果、昨年度からの繰越が多かったということも一因かとは思いますが、今年度、現時点では平準

化率が大きく改善しているというふうに考えております。

【小林委員】部長、最後にお尋ねしますけれども、今、いろいろ私が質問してまいりました。なかなか公共事業費の大きな増とか、それから単独の事業費とか、いろいろこうして監理課長が答えてくれましたけれども、その点から申し上げると、そういう国土強靱化のための5年間の事業が非常に大きなポイントになっておりますね。これは、聞けば大体令和7年度ぐらいまでこういう仕組みをつくってもらっているという形で考えていけば、これから、令和3年度から令和7年度まで、いかにしてこの仕組みを活用しながら、いわゆる国土強靱化のための5か年計画に長崎県が相当な決意を持って取り組んでいかなければいけないと、こう思うんですね。それに対する部長の決意、また今後の取組についての所見を、土木部を代表して述べていただいて終わりたいと思います。

【奥田土木部長】防災減災国土強靱化のための5か年加速化対策の予算、これをしっかりまず確保していくということが極めて大事だと思っております。そのために、機会あるごとに要望活動というものはしっかりやらせていただいておりますけれども、一方で、いただいた予算を確実に執行していくということが、これまた大事だと思っております。

現在のところ、早期の執行ということも今のところできております。また、不調・不滞についてもこれまでよりも低い状況で取り組めております。また、平準化率についても、業界全体で資機材、人材というものが逼迫ぎみな中で、どうしてもピークというものが立ってしまうとなかなか大変な時期がきます。これをいかにならして全体を効率よく進めていくかということ

でも、今、建設企画課長からありましたが、大分改善が図られているところです。

引き続き、業界ともしっかり意見交換をしながら、今どういう状況なのか、そのあたりの情報をしっかりつかむということも大事になってまいりますので、そのあたりを総合的に把握しながら進めていきたいと思っております。

【小林委員】監理課長、前回の委員会で、名前を出したらいかんのでしょうかけれども、深堀委員から、要するに予算が取れて非常に結構なことだと。しかし、執行体制は大丈夫かと。さっきも山田(博)委員もおっしゃったように、相当職員の方々はご苦労が重なっているんじゃないかと。その執行体制について、その予算を消化するというような体制は本当に大丈夫かどうか、この辺についてきちっと答えてもらいたいと思っております。

【田中監理課長】まずは、毎年度の予算をしっかりと確保して取り組んでいくということになるかと思っておりますが、そのうえで現在の職員の体制も含めまして、事業を推進する体制がどうなのか、そういったものにつきましてはしっかりと点検をしながら、事業の推進に支障がないように、なおかつ職員の労働環境が悪化することがないように配慮しながら、その辺に留意しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

【中村(一)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山田(博)委員】先ほど、第97号議案の松が枝地区の岸壁の延伸事業についてお尋ねさせていただきましたんですけれども、港湾課長、今、松が枝の延伸事業というのは、総事業費は幾らで、国と県がどれだけの予算をつぎ込んでいるのか。先ほど2%しか執行されてないということでありましたけれども、何年から始めて2%なのか。

というのは、それを聞いてから先導的官民連携支援事業の予算をしっかりと質疑したいと思えますので、よろしくお願いします。

【平岡港湾課長】全体事業費は136億円でございます。事業は令和2年度、昨年度から着手しているところでございます。国の方で岸壁、泊地をやりまして、県の方で道路整備をやるという形になっております。

令和2年度は、2.85億円でございます。

【山田(博)委員】そうすると、136億円の総事業費で令和2年度から始まったんでしょう。先ほどの話だったら、令和7年度完成ということになっていきますけれども、それで間違いはないんですか。

【平岡港湾課長】今、国の方で進められている岸壁整備の計画につきましては、令和2年度から令和7年度の計画になってございます。

【山田(博)委員】これは県の方も事業の後方支援をしていますよね、用地交渉とかされているんでしょ。それで、令和7年度完成という目標に向けて、ほぼ順調に進んでいるんですか、進んでないんですか。そこだけお答えください。

【平岡港湾課長】現在、一番大きな造船所が2社ございまして、そちらの方と話をさせていただいているところでございまして、ちょっと時間を要しているところではございます。

【山田(博)委員】私は、そういうあやふやなことを言っているんじゃないくて、客観的データを言っているんです。事業進捗として、いいですか、令和2年度から始まって、今、進捗率は2.1%でしょう。あとは令和3年、4年、5年、6年、7年、この5年で実質90%以上せんといかんわけですよ。用地交渉もしている中でそれができかどうかと、それはどうなんですかと聞いているわけです。

【平岡港湾課長】現在、移転の対象業者と鋭意調整を進めさせていただいているところでございます。令和7年度完成に向けて、今、その調整を精いっぱい取り組んでいるところでございます。

【山田(博)委員】都市政策課長にお尋ねします。実は、今、令和7年度の完成ということになっていきますけれども、そもそもこのPPP/PFI事業の導入というのは、その完成時点をきちんと設定するとか、いろんな条件に基づいてやるんでしょ。例えばこの完成時期がずれれば大きな事業ができないわけですね。そういった諸条件というのは確立をきちんとされているのか。可能性は間違いないと、国も確認し、隣の港湾課とも確認して間違いはないんですか。そこだけちょっとですね。前提条件が崩れたら、この導入可能性というのはできないと思いますよ、私は。どうなんですか、そこを確認したうえで、これは間違いなくできるのか。今の進捗率が2%ですよ。大変心配している、危惧しているんです。そういった面でお尋ねしているわけですが、いかがですか。

【田坂都市政策課長】先ほどもお答えしたように、今年度末、整備構想を策定する予定としております。当然、その中で事業手法等、民間のデベロッパーあたりにも聞き取りをしながら整備手法あたりも決めていくわけですが、当然委員おっしゃるとおり、まず、ここの岸壁の整備、埋め立てあたりがいつ頃に完了するということは当然見えてこない、なかなかヒアリングをしても、その一番の条件になってくるかと思えますので、その辺は今年度、検討の中でそれはもう港湾課と、あと国の方ともしっかり連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

【山田(博)委員】 参事監なのか、技監か、これは長期的なことになって、港湾の専門のどちらかに答えていただきたいんですけども、これは幾ら国から選定事業をいただいて、国から100%いただいたとしても、この事業というのが絵に描いた餅になってはいかんわけですよ、そこはね。それを私はお尋ねしているんです。

というのは、委員の皆さん方にも理解していただきたいんですが、なぜ私がこれを言うかという、以前、ほかのところでこの事業でやりましたね、長崎港元船地区の港湾施設をPPP/PFIで。港湾課長、やっていますよね。やっているか、やってないか、そこだけお答えください。

【平岡港湾課長】 R1年度に実施させていただいております。

【山田(博)委員】 それでね、ドラゴンプロムナードの球がありますね、大きいボールね。あれを解体するのに何億円もかかるからといって、この事業はストップしているんだよ。そういった資料もきちんと公表して、果たして、部長はこれをご存じでしたか。知っているか、知らないか、そこだけお答えください。

【奥田土木部長】 元船は、ちょっと範囲が狭いので、これだけの範囲の中ではなかなかいいアイデアが出ないというような検討がなされたというふうに承知しております。

【山田(博)委員】 そうじゃなくて、ボールがあるでしょう、ボール。あのボールを解体するのに何億円もかかるということで、それでPPP/PFI事業ではできないということになったということを知っているか知らないか、そこだけお答えください。

【奥田土木部長】 承知しております。

【山田(博)委員】 それでね、港湾課長、そうい

ったPPP/PFI事業をしていたというのをこの委員会で明らかにして、あなたが率先してこういうものを明らかにしていけないと、何でもかんでもPPP/PFI事業でやって、絵に描いた餅になって、後はできませんでしたとか、そうならいかんから私はあえて指摘しているんです。

港湾課長、私はあなたの事業にケチをつけているんじゃないんですよ。激励を込めて言っているんですよ、私は。そういったことができなかったらできないで、この委員会で知恵を絞って、お互いにやっていこうというふうになっていくわけですよ。

だから、都市政策課長、私があなたに言いたいのは、前提条件をきちんとやって、絵に描いた餅にならないようにしっかりやっていただきたいということで、あえて指摘しているんです。あなただったらできますから、ぜひ頑張ってくださいと思っています。さっきみたいな絵に描いた餅にならないように、しっかりやっていただきたいと思います。

続きまして、用地課長、先ほどおっしゃいましたね、微々たるものというか、3,000万円以下というのをね。それは総務部長の通知でやっているということでありましたけれども、土木部長、用地課がこういった資産の取得とか、いろいろやっておりますね。実は予算書を見ましたら、港湾課も今度用地を売却したんですね、1,000万ぐらいで。不動産売払収入とありますね。していますね、港湾課長。こういったことを行っていますけれども、土木部長、県の公有財産を取得したり処分するに当たっては、地方自治法できちんと明確にしないといけないということになっておりますね。だけど、先ほど用地課長は、3,000万円以下だったらいいということ

言っていましたけれども、基本的に大分県や宮崎県なんかは200万円以上だった場合には不動産鑑定士を入れるとかなっているわけです。

私は何か言いたいかという、いろんな県民の税金でつくった公共資産、また取得した資産を第三者がきちんと評価したうえでしてもらわないと、職員がこれはこれだけの地価でしたからいいとかということではなくて、土木部としては、ただでさえ財源がないというふうに言っているわけだから。厳しい予算ですよと言っている中で、そこは総務部長にも、当時の知事は誰かと言うと、金子さんだったんですね、聞いたら。公有財産取扱通知というのを平成12年と平成14年に出していますけど。通知は通知でありますけれども、土木部としては、そういった明確な第三者の評価を入れながら、資産の取得・売却をすべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

【奥田土木部長】 鑑定評価等、既存のルールに従って我々はやらせていただいておりますけれども、先日の総務部長答弁にありましたように、鑑定評価の考え方については、また、関係各課といろいろと調整して考えていきたいということでありましたので、また、総務部とも連携してしっかり検討していきたいと思っております。

【山田(博)委員】 ぜひそれはやっていただきたいと思えます。これは県民の大切な税金で取得したわけですから。

港湾課長、この横長資料で、今度土地を売却しておりますね、港湾課で。あれはどういったところで、どういう形で売却しているんですか、説明いただけますか。

【松永港湾課企画監】 横長表の港湾施設整備特別会計の歳入の43ページ、財産収入、財産売却収入の1番、普通財産売却収入ということで、

これが補正前の額が1億1,650万円、補正額が1,005万円というふうなことで、節の方で不動産売却収入の分につきましては、まず、1件が対馬の仁位港で売却したものでございます。それから肥前大島港の方で売却した分が1件と、2件の売却収入でございます。

【山田(博)委員】 それでね、企画監、この2件の入札の要綱と結果表、その2件の資料請求をしたいと思えますので、午後から一番で私に渡していただけますか。いかがですか。

【松永港湾課企画監】 2件のうち仁位港の分は一般競争入札により民間に売却をしたものでございます。これについては入札の要綱等ございまして、これは公表しているものでございますのでお持ちしたいと思っております。

もう一件の肥前大島港の方は、売却先が西海市となっておりますので入札ではございません。

【中村(一)分科会長】 資料の請求をしているから、それができますかということ。どうのこのじゃなくて、できるかできないか。

【松永港湾課企画監】 資料は準備します。

【中村(一)分科会長】 では、午後から出してください。

【山田(博)委員】 企画監、私の日本語をわかってくださいよ、お願いします。

委員長から明確な指摘をいただいてよかったですと思えます。資料をいただいて、また何らかの機会に質問したいと思えますので、いずれにしても、資料をいただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

終わります。

【中村(一)分科会長】 これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第97号議案のうち関係部分、報告第4号のうち関係部分、報告第11号、報告第14号及び報告第17号のうち関係部分については、原案のとおり可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 異議なしと認めます。

よって、予算及び報告議案は、原案のとおりそれぞれ可決・承認すべきものと決定をいたしました。

土木部関係の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き土木部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前 1 1時32分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、午前中に引き続き土木部の審査を行います。

今日の午前中の小林委員の質問に対する答弁について訂正の申し出がっておりますので、これを許可します。

【植村建設企画課長】 午前中の私の答弁に一部誤りがございましたので、訂正をさせていただきますと存じます。

小林委員からの平準化率のご質問に対しまして、国が公表しております令和元年度の県別の平準化率、これについて市町の工事分も含めて本県は0.71と申し上げましたけれども、正しくは農林部、水産部も含めた県の工事分というこ

とで、市町の工事分は含んでおりませんでした。お詫びのうえ訂正させていただきます。

【中村(一)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、土木部長より総括説明をお願いします。

【奥田土木部長】 土木部関係の議案についてご説明いたします。

「観光生活建設委員会関係議案説明資料」土木部をお開きください。また、これに加え（追加1）を配付していますので、そちらも併せてご覧ください。

今回、ご審議をお願いしていますのは、第108号議案「訴えの提起について」であり、その内容は記載のとおりです。なお、補足説明資料を配付させていただいています。

続きまして、土木部関係の議案外の報告事項についてご説明します。

和解及び損害賠償の額の決定、起訴前の和解及び訴えの提起について。

令和2年度に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定5件、県営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いにつき、起訴前の和解の申し立て1件、以上をそれぞれ専決処分させていただいたものであり、その内容は記載のとおりです。

公共用地の取得状況について。

令和3年2月1日から令和3年4月30日までの土木部所管の公共用地の取得状況については、長崎市における主要地方道長崎南環状線道路改良工事の1件です。

次に、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

九州新幹線西九州ルート建設促進について。九州新幹線西九州ルートについては、昨年9

月の本線土木工事完成に引き続き、建築・軌道・電気・機械などの工事が鋭意進められています。

駅舎の新築工事については、諫早駅、新大村駅においては、ほぼ完成に近づくとともに、長崎駅においても外観はほぼ完成し、内装工事が進められています。

レールの敷設工事についても、大村市以北のすべてのレールの敷設が完了するなど、ルート全体では約9割、長崎県内では8割強の進捗となりました。

その他、電気工事全体の進捗が7割を超えるとともに、エレベーターなどの昇降施設やホームドアの設置などの機械設備工事も順次進められています。

去る4月28日には、路線名称を「西九州新幹線」に決定したことがJR九州から発表されるなど、令和4年度秋頃の開業に向けて準備も着々と進んでいるところです。

なお、補足説明資料を配付させていただいております。

石木ダムの推進について。

石木ダムについては、川棚川の洪水被害を軽減するとともに、佐世保市に安定した水源を確保するために必要不可欠な事業であり、近年、全国各地で甚大な自然災害が頻発する中、防災・減災のうえでも、その重要性が一層高まっています。

県としては、事業を円滑に進めるためには、反対住民の方々から事業へのご理解をいただくことが重要であり、話し合いを模索しているところです。現在、話し合いの実現に向けて、条件などを事前に協議する場を設けていただくよう働きかけているところであり、引き続き、努力を重ねてまいります。

なお、工事現場では、事業に反対する方々が

座り込みをしておられますが、フェンスや土嚢を設置するなど安全対策に十分配慮しながら、付替県道工事を進めているところであり、また、ダム本体工事の着工時期については、話し合いの状況などを考慮しながら、総合的に判断していきたいと考えています。

今後とも、石木ダムの早期完成に向けて、佐世保市及び川棚町と一体となって事業の推進に全力を注いでまいります。

そのほか土木部関係の主な所管事項について、今回ご説明いたしますのは、幹線道路の整備について、長崎南北幹線道路について、長崎県の道づくり基本方針及び新広域道路交通計画の策定について、本明川ダムの推進について、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組についてであり、内容は記載のとおりです。

なお、長崎県の道づくり基本方針及び新広域道路交通計画の策定については、補足説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何卒よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(一)委員長】次に、河川課長より補足説明を求めます。

【松本河川課長】第108号議案「訴えの提起について」補足して説明いたします。

課長補足説明資料1ページをご覧ください。

本件は、県有地に建つ建物の収去及び県有地の明渡し並びに貸付料相当損害金等の支払いを求めて訴えを提起しようとするものでございます。

この対象の土地は、別添資料2ページの下に示しております用地測量図の着色部分とな

ります。

県は、二級河川小野川河川改修事業のために昭和48年にこの用地を取得いたしました。その後、昭和54年の事業計画変更に伴い不要となりました。また、昭和55年には、隣接する土地の地権者がアパートを建設し、河川敷地を不法に駐車場として利用しており、不適切であることから、解決に向け交渉を重ねる中で、昭和58年には同者から当該土地に対する払い下げの要請がございました。しかし、当時は、まだ河川改修工事の作業ヤード等にこの土地を使用する必要があったことから、払い下げを前提とした交渉を行っておりました。

なお、平成13年2月に、同者と現地において廃川手続のために隣接する土地の地権者と境界立ち合いを行った時に、アパートの一部が河川敷を不法に占有していることが判明いたしております。

その後、当該土地につきましては、平成13年8月28日に廃川告示を行い、国から県に譲与され、県の普通財産となっております。

その後、平成14年5月20日には、同者から払い下げの申請書が提出されましたが、その後翻意され、売買契約に応じず、当該土地をアパートの一部及び駐車場として不法占拠を続けられております。

県としましては、アパートを所有する相手方へ不法占拠の解消に向け、文書の送付、自宅訪問等の働きかけをこれまで何回となく実施してはありますが、これに応じていただけず、不法占拠の状態が続いております。

本件は、県有地を不法占拠している者に対し、建物の収去及び県有地の明渡し並びに貸付料相当損害金等の支払いを求めるものですので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議

会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(一)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 それでは、108号議案の「訴えの提起について」ということでありますけれども、これは事前に河川課から丁寧に説明をいただいたわけですが、こういった不法占拠事案というのは、県内にほかにも抱えているんですか、抱えていないんですか。まず、それをお答えいただけますか。

【松本河川課長】 ほかに県内において不法占拠等はないのかというお尋ねでございしますが、今現在、ほかに不法占拠している案件がないかどうか調査を行っております。

不法占拠が見つかった場合については、今後、適切に対応したいと考えております。

【山田(博)委員】 これね、たまたま河川課できていますけれども、この中身を聞いたら、あまりにもいかなものかというのがありましてね。ほかの課はないんですか、それをお尋ねしたいと思います。

【大安土木部次長】 現在、河川課長から申し上げましたけれども、同様の案件がないかということで土木部全体として調査を行っているところでございます。問題事例等ございましたら、その状況を適切に把握いたしまして、相手方への指導等を徹底して、早期にそういった解決が図られるようにしっかり取り組んでいきたいと考えてございます。

【山田(博)委員】 いやね、土木部次長がそういうふうにご答えられるというのは、立場的にそう答えないといけないと思うんですけれども。

そもそも平成13年から応じないということできているから、私からすると、こういう事案があるのかなのかというのを今の時点で調査しておりますというのはどうかと思うんですよ、そもそも。たまたま議会にかけて提訴せんといかんから、そういったように裁判になったから、ほかにもないのかというのを今調査しているというのは、やっぱり土木部の姿勢としていかなものかと思うんですよ。

これは技監なのか、参事監なのか、なんであなたたち2人かというのと、技監、土木部技術の件で長年ずっとしていて、こういったことはあったんじゃないかと。私も残念なことに県議会議員を5期させていただいていますけれども、この委員会に初めて所属させていただきまして、こういうのがほかにもあったんじゃないかと思うんですよ。かつてなかったんですか、答えていただけませんか。

【有吉土木部技監】私を知る限りでは、こういう事例は今まで聞いたことがありませんでした。今回、こういう事例があるということを初めて知りました。

【山田(博)委員】私もいろんなところを回っていますけれども、不法占拠しているところがありますよ、提訴までいってないだけであって。

港湾課なんか、廃船をそのまま置きっぱなしにしてやっているじゃないですか、企画監。どことは言いませんけど、言うともた企画監が倒れてはいかんからこれ以上言いませんけど。

それでね、土木部長、こういうふうになって、私もちょっと資料を見ていましたら、建物を建てる時に、建築確認申請で県の公共用地にはみ出ているというのは明らかだったんですね。建築課に確認しましたら、これは建築確認審査を佐世保市でやっているんですね。建築基準法で

こういった土地のあれというのはチェックをするようになっているのかと言ったらなっていないと聞いているんですね。それは間違いはないかどうか、建築課長にお尋ねしたいと思います。

【三原建築課長】確認申請でのお尋ねですけれども、敷地外に建物が出ていた場合には、それは当然確認申請はできませんので、というのをまず申し上げたいと思います。

敷地につきましては、当然、確認申請自体は、確認申請が出された申請書と、及び図面で審査をしますので、その分が建築基準関係法令に適合しておれば、そこで確認をすべきこととなっております。

なお、佐世保市の案件でございますが、佐世保市より、この計画の概要書を取り寄せてもらったところ、この配置図を見れば、敷地内に建物はちゃんと収まっています、これを見る限りでは、確認は適法に審査されているというふうに見ざるを得ないと考えております。

【山田(博)委員】ということは何ですか。建築確認申請では、ちゃんと自分の敷地内に建物をつくるようになっているけれども、いざ施工したら違っていたということで理解していいんですか、これは。

【三原建築課長】この計画概要書を見る限りでは、そのように判断できるというふうに思います。

【山田(博)委員】 そうすると、建築課長にお尋ねしますが、建築基準法に沿ってつくっていないということですね。そうでしょう。建築基準法等に沿って、きちんと敷地内に収めてやっているというけど、施工したら違うということですから、それは違反になるのかならないか、そこだけお答えください。

【三原建築課長】図面上では敷地内に収まって

いるわけですから、現地に行ってもどこが境界なのかということについては、建築の方では確認いたしませんので、この図面どおりであれば適合しているというふうに考えております。

【山田(博)委員】私はそういうことを言っているんじゃないで、建築基準法、図面上では自分の敷地内に家をつくるようになっていて、それで許可しているんでしょと。それが他人の土地に実際はつくっているとなったら、その時点で建築基準法により許可したあれとは違う家をつくっているから違反になるんじゃないですかと聞いているんです。そうじゃないんですか。

【三原建築課長】違反になるかどうかということについては、ちょっと言えませんけれども、敷地外に出ているのであるならば、それは基準法の範疇ではなくて、それぞれの所有権の争いになりますので、その分については建築基準法では審査しないというふうになっております。

【中村(一)委員長】 暫時休憩します。

-----  
午後 1時48分 休憩

-----  
午後 1時48分 再開

-----  
【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

【三原建築課長】建築基準の方では、計画に書かれている隣地境界線というところの部分は我々ではわかりませんので、出ているのか出ていないのかというのはわからないので、判断のしようがないところでございます。

【中村(一)委員長】 休憩します。

-----  
午後 1時49分 休憩

-----  
午後 1時50分 再開

-----  
【中村(一)委員長】 委員会を再開します。

【三原建築課長】確認申請で出されていた図面と完了後の分での図面が変わっていた場合は、

それは違法性はあると考えます。ただし、その敷地境界線がどこかという部分については、我々では審査しませんので、他法令で審査することになるとは思います。敷地自体を変えろとか、そういう方法もできるのではないというふうに考えます。

【山田(博)委員】建築課長、いいですか。許可した図面と施工した実際が違うとなれば、それは違法じゃないですか。小学生でもわかるよ。それを私は言っているわけだよ。

今回、河川課長が汗水流して説明するんだけど、「申し訳ございません」「申し訳ございません」と3回も4回も言うんだよ、かわいそうに。だけど、私は、これはそもそも佐世保市の建築許可をしたところが見に行った時にわかっていたはずさ。佐世保市も佐世保市だよ、私から言わせれば。見た時にわかるんだよ、参事監。建築許可をした時に、そのとおりやっているかどうか見たらわかるんだよ。

それでね、それは土地を見るまでわかりませんからと言うけれども、図面でちゃんと他人の土地に入っているか入っていないかというのは確認したらわかるじゃないか。そこの業務を怠っていたから、こんな事例に発展したんだよ、私から言わせれば。

だから、河川課長は、今回こういう事件になった時に、建築課として、行政として、これからは建築基準法で許可した建物が、施工された時同じようになっているか、それがちゃんと敷地内に収まっているか、そういったことを今後出さないといけないと私は言っているんだよ、行政として。今回、この河川課の問題だけじゃないんだよ、これは。かわいそうに、河川課長は石木ダムもせんといかん、この件でずっと説明して、石木ダムどころじゃなくなったんだよ、

かわいそうに。

それで、建築課長、私は、そもそもそういったところを、同じ土木部だから、そこをしっかりとやらんといかんとやっているんですよ。

それでね、建築課長、この議案に関して私はそういった思いがあるんですけども、あなたの見解をストレートに聞かせていただきたいと思えます。

【三原建築課長】確認申請自体については、申請どおりに施工するのが原則でございますので、これより違っていた場合については、それはいけないことでございますので、それはちゃんと修正をするように指導すべきだというふうに考えております。

【山田(博)委員】だから、今後、長崎県でこういった事例があって、議員から、誰かという山田博司議員から指摘をされたから、県内の各行政の建築確認審査をする時に、きちんと敷地内に設計どおりに施工されているか、終わって確認する時には気をつけてしてくださいよという通達を出しなさいと私は言っているわけだよ。それをやるかやらないか、イエスかノーかでお答えください。

【三原建築課長】ちゃんと計画どおりにやっているのか、完了検査の時にちゃんと確認するのかについて、徹底してやりたいというふうに思っております。

【山田(博)委員】そうでしょう。ぜひ頑張ってくださいよ。私はかわいそうでたまらんよ、河川課長は。

それで、河川課長にお尋ねしたいと思えます。河川課長、お聞きしたら、地権者が長崎県の土地を不法占拠して、県の担当者から「困ります」と言われて、簡単に言うと「土地を買うから何とかご理解ください」と言って公有財産払い下

げ申請書を出したんでしょ。それは間違いないかどうか、そこだけお答えください。

【松本河川課長】間違いありません。

【山田(博)委員】そしたら「売ってください」と言って、「わかりました」と言って、どんどん進めていたら、やっぱり買わないよとなって、はしごを外されて、今になったら今までのお金も払わん、無視される、建物もどけんということになって、お金も払わんから、県は困ってこういうふうになったと理解していいんですね、そこだけお答えください。

【松本河川課長】そういうことでございます。

【山田(博)委員】それでね、河川課長、私は、あなたはいろんな業務があって忙しい中に、こういったことで大変だというのは十分わかりましたので、一つ提案があるんですよ。この公有財産払い下げ申請書とありますね。これに基づいて、県としては県民を信用して、この申請を出して手続をしていたんでしょ。ところがどっこい、後になったら申請書に基づいたらやっぱりしないとかなんかになってくるから、そうすると、この機会に、やっぱりこの申請書というものの法的効力というか、もっと契約制を持たせないと。これに基づいてというので、私も見たんです。ここに何て書いているかという、知事あてに申請者の氏名と住所だけ書いて、県の土地をくださいといって、財産の名称とか住所とか地目とか数量とか、いろいろ書いていて、それだけだもんね。本来であれば、ここに間違いなく買いますよという保証人をつけてすれば、こういうふうな苦勞はしなかったと私は思っているわけですよ。聞くも涙語るも涙の河川課長、こういったことは二度とあってはいかんよ。あなたの後ろの総括が目をぱちぱちしているじゃないか。そういうことでしっかりとやっていた

だきたいと思うんですよ。そういったことでどうですか、これは。

【松本河川課長】今、委員からいろいろアドバイスをいただきましたけれど、今回のケースにつきましては、事前に払い下げを確実にを行うような確約書、こういったことを取り交わしておけば、今回のケースみたいに訴訟を提起するようなことは避けられたというふうに考えております。今後の対応につきましては、土木部内部を含めまして、こういったことがベストなのかというのを検討してまいりたいと思います。

【山田(博)委員】だからね、確約書なり保証人なり、きちんとしておかないと、このためにどれだけ時間をかけられましたか。どれだけ災難がありましたか。だから、そういったことを含めてしっかりとやっていただきたいと思うんです。

建築課長も河川課長も疲れ切っていますから、土木部長、最後にあなたの答弁でこの質問は終わりたいと思います。お願いします。

【奥田土木部長】本来、自分たちが管理すべき土地についてどうなっているのかというふうなところで、しっかりとまずは点検したいと思います。現在、ほかに類似の事例がないかというところで調査しておりますので、まずはそれをしっかりとやらせていただきたいと思いますし、今後、新たな発生を未然に防ぐための手だてについても検討していきたいと思います。

【山田(博)委員】土木部長、そういうことで、二度とこういうふうにならないように。私は、財産売払いというよりも、この業務に関してどれだけの職員の皆さん方が手間をとらされ、大変な苦勞をされているかというそっちも大きな問題ですから、ぜひそういう方策をとってやっていただきたいと思います。失敗は成功のもと

でありますから、こういうことを二度と起こさないように、しっかりと頑張ってくださいと思います。

終わります。

【中村(一)委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第108号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】異議なしと認めます。

よって、事件議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、16、18、24、25、27、28、30、36、38となります。ご覧ください。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【山田(博)委員】まず、最初に陳情番号の38番の安全・安心な生活環境を守る会ということできておりますけれども、これは担当課長はどちらになるんですか。この陳情の内容の趣旨というのは、どういうことを訴えているかというのをまずお尋ねしたいと思います。

【田中監理課長】土木部でいきますと監理課が所管になるかと思えます。

趣旨としましては、ここに書いてありますように、若松のほうのたつみ産業の若松営業所、そちらの方でここに書かれているような汚染された土砂等が持ち込まれていて、生活環境上好ましくないというような情報が広がっていると。それに対して住民の方がかなり不安に思っているらっしゃると、そういう事実があるんでしょうかという趣旨の要望なのかなと思えます。

【山田(博)委員】 監理課長、実際、汚染された土砂とか何かを持ち込まれたという事実があるのかなのか。それはもちろん監理課長としては、担当課長として事前に調査なりしていると思えますので、それはいかがですか。

【田中監理課長】 一部の住民の方から、汚染された土壌が持ち込まれているんじゃないかというようなご懸念のお話があったのは事実でございます。

その問い合わせを受けまして、ここに書かれておりますたつみ産業株式会社の方にお話を伺ったところ、今年の1月と3月に浄化済みの土壌が搬入されたということを確認いたしております。

また、この搬入された土砂につきましては、搬入元である業者の方が成分を分析されておまして、その結果の提出をいただいて、分析結果につきましては土壌汚染対策法に基づきます土壌溶質量の基準、それと土壌含有量の基準、これをクリアしているということ、私どもは県民生活環境部の方からお聞きしております。

【山田(博)委員】 ということは、監理課長、土砂が持ち込まれる時に、ちゃんと搬入元に確認をしてチェックをしているということ、理解しているんですね。ということは、地元の一部の

住民が心配で、地元のいろんな先生方等を通じて確認をしているということでもありますけれども、そういったことは全くないということ、理解しているんですね、それは。

【田中監理課長】 私どもがこれまでに提出いただいた資料、それと環境部の方で調査をしていただいた資料、その範囲の中では問題は見受けられなかったという認識でございます。なお、こういった不安をお持ちの方の不安までは払拭されてないのかなという認識でございます。

【山田(博)委員】 これは監理課長、担当課長として、そこは住民の皆さん方にきちんと心配ありませんよと。心配されている住民の人が、いろんな先生方に言っていますけれども、問題ありませんと。当委員会で陳情が上がって、こういうふうに関心の声が上がっておりますけれども、審査した結果、問題ないというふうにお答えしておりますということ、しっかりと関係機関とか、地元の町長さん含めて、漁業組合も含めて周知を図っていただかないと、住民の人も夜も眠れないんじゃないかと、そこまでなっているかなってないか、よくわかりませんが、これは住民側に立ったら大変心配の種だと思いますので、そこは具体的に対応できるかできないか、そこをお答えいただきたいと思えます。

【田中監理課長】 住民の方が不安に思われているというお気持ちはよくわかります。実際は住民に対してのそういった払拭の対応というのは、町の方で対応されるというふうにご認識しております。まず、町の方によくお話を聞いてみたいと思っております。

それと、今後、まだたつみ産業様の方が土砂を持ち込まれるということもありますので、これは町の方からたつみ産業様の方に要請をされているんですけれども、県、当然町、それと関

係する漁協の方に、搬入をされる前に、この持ってこられる土砂につきまして丁寧にご説明をいただきたいという要請もされておりますので、その辺のことも併せまして、そういった不安払拭は町の方でまずやっていただければと思っております。

【山田(博)委員】 監理課長、今の話だったら不安払拭は町の方が中心になってやってもらいたいという話でありましたが、町の方にたつみ産業さんに対してそんな効力とかあるんですか。このたつみ産業というのは、砕石でしたかね、そういった監督指導ができるのは監理課でしょう。そうすると、監理課の方がある程度グリップを握ってしていかないとそれはできないと思いますからね。何か今の話では町に丸投げですよ。県が町との橋渡しをしっかりとしながら、住民の不安払拭をやっていただきたいと思うんですよ。そうすれば、いろんなところからおかしいんじゃないかと言われることはないと思いますから、そこはあなたが旗印をびしゃっとやっていただきたいと思います。

【田中監理課長】 私どもは、砕石業の担当もしておりますので、町に全てをお任せするというのではなくて、私どもも一緒になって取り組んでまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 ぜひそういうふうにしてもらった方が、住民のそういった不安を払拭するのは町ではなくて、監督行政である土木部監理課でない、そういったグリップが効きませんから、ぜひそういったことでよろしく願いたいと思います。

逆にそちらの方にやってもらった方が、皆さん方も安心すると思いますよ。中立的にちゃんとやっているわけだから、指導権限はあるんだから。そうしたら誰から言われる筋合いもなく

堂々とやれるじゃないですか。

今回、この件でいいですか、この議会で上がってこういう指摘をされて、土木部としては堂々ときちんとやっていくと、公正中立でやっていくということを監理課長も明らかに言ったんですから、土木部としてもしっかりやっていただきたいと思います。この陳情に関して土木部長の見解を最後に聞いて、この陳情は一旦終わりたいと思います。

【奥田土木部長】 地域の安全・安心のために、県としてはしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、どうすればその払拭につながるのか、そのやり方についても検討してまいりたいと思います。

【山田(博)委員】 続きまして、陳情番号24番の松浦魚市場を核とした加工・物流拠点整備のための新たな用地造成とありますけれども、これは聞くところによると、地元自治会と漁業関係者の理解が得られなかったとお聞きしています。それでこの事業が令和3年の新規事業の評価を検討できなかったのか、新規ができなかったのか、それで間違いないかどうか、そこをまずお尋ねしたいと思います。

【平岡港湾課長】 松浦魚市場を核としました加工・物流拠点整備のための新たな用地造成という形で、松浦市から新たな用地造成の要望をいただいているところでございます。

松浦市としましては、用地造成が必要だということで、地元の調整等をまずやっていただくという方向で今進んできておりまして、その地元自治会及び漁業関係者の皆さんの全体的な調整が進まなかったという形で、事業化については一旦止めた形で、地元の調整をまず第一に進めたいということで考えているところでございます。

【山田(博)委員】 港湾課長、松浦市が行政挙げでつくってくださいと言ったのに、地元の調整が図られてないのをもってきたということですか。それをあなた方も受けたということですか。

これは、市や町は地元の県議会議員と一緒になっている中に、知事も忙しい中に、こういった土木部もしておきながら、実際はそういった調整ができてないのを持ってきたということですね。

それでね、土木部次長、こういった市や町から要望を受ける時には、事前にきちんと調整しているんですかと、調整をしてから持ってこない。ふたを開けてみたらてんやわんやで調整もつかないのをいちいち持ってこられたら大変でしょう、これ。

松浦市から上がってきたから、やってくれというから入ってみたら、地元の自治会や漁業関係者の調整が図られてないような要望書がきたら、これは松浦市と長崎県土木部と話ができんでしょう、こんなにしていたら。あなたに言うて酷だろうから、では戻って港湾課長、あなたはそういったことを話してなかったんですか、地元と。

【平岡港湾課長】 地元につきましては、地元調整がまだの段階でございました。まず、地元の調整がつかないことにはいろんなことが進まないと考えておまして、松浦市にはそのようにお答えをしてきたところでございます。

【山田(博)委員】 私はそういうことを言っているんじゃないんだよ。そもそも、地元のきちんとした合意形成がある程度できたものを持ってこないとできないじゃないかと言っているわけだよ。あなた方は暇じゃないんだろうが。これが松浦市から来てやってくれというから行って見たら、ぐちゃぐちゃで、こんな労力も無駄に

なるでしょう、極端に言うと。

だから、そういったことを要望する時には、県に上げる時にはある程度調整をしてからもってきてもらわんといかんということと言わないといけないと言っているわけだよ。別にあなたを責めているわけじゃないんだよね。今後、土木部の港湾でもこれでも、やっていく時大変じゃないですかと言っているわけよ。

【平岡港湾課長】 委員のご指摘はごもっともだと思っております。ということで、我々としましても、松浦市の方にまずは調整をしてくれということをお話しさせていただいています。

【山田(博)委員】 今回、この件はそういうふうになってきましたけれども、部長、各市町から要望を受ける時には、ある程度自治会の関係者の合意形成ができてからじゃないとできませんよと、そういうふうには話をしていないと。

というのは、ただでさえ、今、人員削減がされて、拳句の果ては執行率がおかしいじゃないか、繰越が多いじゃないかと、監理課長は指摘を受けている。私も地元をする時には言っているんですよ。拡幅してくださいと言ったら、自分たちが協力するのかと。協力するんだったら私も協力しましょうと。協力しないのになぜ私が協力せんといかんのかと。それはできませんよと。何ですかと言うから、少ない人員で出先の職員は一生懸命やっているんだから、それにあなたたちは協力してやらんといかんと。そしたら、私たちにも降りかかってくるんですよ。説明会に来てくれとか、先生、これはどうなっているんですかと、私もてんやわんやなんですよ。それはそうせんといかんと思っているから。この松浦市は失礼極まりないよ、私からすると。やってくれという要望を出して、ふたを開けてみたらめちゃくちゃになっているじゃない

ですか。

だから、土木部長、あなたも何かと言ったら、松浦市、松浦市と言っているけれども、地元地元と言うけど、この市長自らがこういった行政で陳情を上げるということは、これから市や町には、県の土木行政では大変少ない人員で一生懸命やっている中に、ある程度の合意形成がある要望を出してもらいたいということを、関係市町に言っておかないと、これは大変だと思いますよ。

港湾課長は、よかれと思って見たら、こういうふうになったら私から指摘されて、私が言うのもちょっと港湾課長申し訳ないと思っているんですよ、はっきり申し上げて。

土木部長、そういったことをこれからやっていかないといけないと思うんですが、この陳情を見て私は言ったんですよ。陳情の、やるかやらんかという以前の問題よりも、松浦市の対応というのが、他の市や町でも同じくしていたら大変ですから、そこを指摘して今言っているわけです。見解を聞かせていただけますか。

【奥田土木部長】公共事業を円滑に、着実に進めていくためには、やはり地元の協力というのが何よりも大切だということは言うまでもありません。私もいろいろな機会にいろいろな要望を受けますけれども、地元の協力が得られますかということは、その都度確認をさせていただいております。

本件の要望につきましても、実は松浦市長と直接、きちんと地元の調整をまずは取っていただくことが大事ですよということはお話をさせていただいて、きちんとご理解をいただいているところです。

【山田(博)委員】それは松浦市だったけれども、今後、他の市町もあるからね、そういったのは

これから土木部内である程度のガイドラインなりつくって、要望を受ける時には地元の調整をある程度してもらわないと、何でもかんでも要望した後、県に丸投げされたら大変じゃないかと言っているわけですよ。だから、松浦市を参考にして、今後は要望を受ける時はある程度合意形成をとってから上げてもらわないと困りますよというふうにやっていかんといかんのじゃないかと言っているんです。前はたくさん職員がおったから可能だったかもしれませんが、今は少ない規模でやっているわけですから。だから私は言っているんです。もう一度見解を聞かせていただきたいと思います。

【奥田土木部長】全てを事務レベルで調整をつけるというのも、それはかなりな労力が必要ですし、また一方で首長の強い思いというところも要望の中にはちりばめられているものと思っています。全てが予定調和的に調整をしたものでないと要望として上げてはいけないというふうなことについては、少しそこは考えなければならぬ点はあるかと思いますが、いずれにしましても、要望をしていただくうえでは、きちんと地元の調整が必要だということは、これからもしっかりとお話していきたいと思います。

【山田(博)委員】土木部長、私が今言っているのは、市長や町長の思いを否定するわけじゃないけれども、思いがあるんだったら、まずはそれをきちんと固めてから持ってこないといかんのじゃないかと。私は、あなた方職員の今の体制を見てつくづく思うから言っているわけですよ。そういったことでご理解いただいて、ぜひ頑張ってくださいということで、この陳情に関して、こういうふうな関連の質問をさせていただいているわけですので、ぜひご理解いただきたいと思います。

私ばかり質問できないので、一旦終わります。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくこといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行います。

新幹線事業対策室長より、補足説明を求めます。

【大塚新幹線事業対策室長】課長補足説明資料3ページをご覧ください。

西九州新幹線の事業期間についてご説明をさせていただきます。

西九州新幹線につきましては、長崎駅から武雄温泉駅までの間で工事が進められておりますが、これまでも随時ご報告をさせていただいておりますとおり、本線土木工事が昨年9月に完成したことから、開業予定が令和4年度秋頃と発表されるなど、順調に工事が進んでいるところでございます。

今回、ご報告させていただきますのは、西九州新幹線長崎～武雄温泉間の事業期間についてでございます。

お手元の資料に記載をさせていただいておりますが、現在の事業期間につきましては、平成24年度の工事認可の日から概ね10年後までとされておりましたが、先日、事業を行っております鉄道・運輸機構より、令和7年度末とする旨の報告を受けております。

鉄道・運輸機構によりますと、工事は順調に進められており、令和4年度秋頃に予定どおり開業はいたしますけれども、高架橋完成後に始まった農作物や建物の日陰補償協議、列車が走り始めてから始まる騒音・振動に対する補償協議、またトンネル掘削により発生している減濁

水に対する補償対応、あるいは工事に伴う道路や水路の付替え工事や、それらの所有者移転の作業などの財産管理手続など、様々な残事業がございます。これらの事業を完全に終わるまでに必要な期間を精査いたしましたところ、鹿児島ルートなど、ほかの路線と同様、開業後3年程度を要することが機構内部の検討により明らかになったことで、今回、事業期間の変更に至ったとの説明をいただいております。

ちなみに、全体事業費の約6,200億円については、現時点では増額はないと報告を受けております。

このことにつきましては、まずは開業は予定どおり行っていただくとともに、全体事業費の増額もないという状況の中で、工事が完成した後に残る手続や地元との約束事、宿題の解決などを、鉄道・運輸機構が3年という時間をかけてしっかりと終息に向けて取り組んでいくという姿勢をきちんと表明していただいたものと受け止めており、県としては受け入れる方向で考えております。

なお、今後、国から、このことに対する県としての意見を求められる予定でございますけれども、これらの状況を踏まえまして了承する方向で進めてまいりたいと考えておりますので、今回、併せてそのことをご報告をさせていただきます。

県といたしましては、令和4年度秋頃の開業が予定どおり実現することはもとより、地元対策も引き続きしっかりと最後まで取り組んでいただけるよう、今後も鉄道・運輸機構の動きを注視しつつ、地元市町とともに取り組んでまいりますので、ご理解のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

【中村(一)委員長】次に、道路建設課長より、補足説明を求めます。

【馬場道路建設課長】同じく課長補足説明資料4ページをご覧ください。

「長崎県の道づくり基本方針」についてご説明いたします。

本県道路行政の基本方針や取り組むべき施策に定めた「長崎県の道づくり基本方針」について、昨年度作成された長崎県総合計画を踏まえて見直しを行っております。

本県を取り巻く厳しい社会情勢に加え、近年の激甚化・頻発化する自然災害など、課題の克服に向けて、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県」の道づくりに取り組むため、基本方針としまして、1つ目は力強い産業の育成や交流人口の拡大等による地域活性化を図り、強靱な県土づくりを推進していくため、物流・人流を支える道路ネットワークである高規格道路を重点的に整備することとしております。

2つ目としまして、安全・安心で持続可能な魅力ある地域づくりを目指し、局所的な改良や交通安全対策、長寿命化のための戦略的なメンテナンスなど、県民生活に密着した道路の整備・維持管理を計画的に推進することとしております。

また、テーマ別の取組方針としまして、新たな視点を加えながら5項目を設定しております。その概要につきましては、6ページをご覧ください。

1、産業を支える道路ネットワークづくりとしまして、物流を支える高規格道路ネットワークの構築に向けて、西九州自動車道はじめ島原道路や西彼杵道路などの整備を推進してまいります。

2、交流人口を拡大する道路ネットワークづくりとしまして、新幹線駅や空港、港湾など、各種交通機関と連携した道路ネットワークの構築に向けて図ってまいります。

3、安全・安心で快適な道づくりとしまして、強靱な県土づくりに向けた道路防災対策や、安全・安心な歩行空間の整備などを実施することとしております。

7ページをご覧ください。

4、人口減少に対し、持続可能な社会を支える道づくりとしまして、都市部や生活拠点との連絡を強化する道路整備や戦略的な道路の維持管理、新たな分野としまして道路交通分野のデジタルトランスフォーメーションの推進などに取り組むこととしております。

5、魅力ある道路環境づくりとしまして、道路空間の有効活用や景観の形成などに取り組んでまいります。

以上で、今後の長崎県の道づくり基本方針の内容につきまして、説明を終わります。

今後も県内の道路整備につきまして、積極的に取り組んでまいります。

続きまして、8ページをご覧ください。

「長崎県新広域道路交通計画」の策定についてご説明いたします。

全国的な取組としまして、広域道路ネットワークの見直しが行われているところであり、本県におきましても、新たな広域道路交通計画を策定したところでございます。

計画策定においては、広域道路交通の中長期的な基本方針を示す広域道路交通ビジョンを整理し、そのビジョンを踏まえまして「長崎県新広域道路交通計画」を策定しております。

9ページをご覧ください。

広域道路交通ビジョンの概要を示しております

す。広域的な道路交通の基本方針としまして、広域道路ネットワーク、交通・防災拠点、ICT交通マネジメントの視点から整理しております。

10ページをご覧ください。

長崎県新広域道路交通計画の概要を示しております。

まず、広域道路ネットワーク計画としまして、広域道路を国が定めた高規格道路と一般広域道路に区分し、構想路線を加えて今後の20年から30年間を見据えた総合交通体系の基盤となる計画としております。

具体的には11ページをご覧ください。

新たな広域道路ネットワーク図としまして、赤色の線で示しているのが高規格道路であり、九州横断自動車道や西九州自動車道をはじめ、島原道路、西彼杵道路、東彼杵道路などがあります。

また、緑色の線が一般広域道路であり、都市間や重要な空港、港湾などを連絡する道路として、県内におきましては、国が管理します直轄国道となっております。

また、灰色の線、グレーの丸印が構想路線としまして、高規格道路の役割が期待されるものの、まだ調査に着手している段階にない道路であり、今後、地域の実情に応じた検討を行うこととなります。赤色、緑色の実線部分は供用中の区間であり、破線の部分は現在事業中の区間、丸印の部分は調査中の区間でございます。

10ページにお戻りください。

中段の交通・防災拠点計画としまして、新幹線におけるモーダルコネクトや、空港、港湾などの交通拠点へのアクセス強化や、地方部における公共交通拠点の機能強化等に取り組むこととしております。

また、ICT交通マネジメント計画としまして、

都市部における面的な交通マネジメントや、事故危険箇所対策などへのICT技術の積極的な活用を推進していくこととしております。

以上で、新広域道路交通計画の説明を終わります。

【中村(一)委員長】 ありがとうございます。

ここで、換気のため40分まで休憩いたします。

-----  
午後 2時28分 休憩

-----  
午後 2時40分 再開  
-----

【中村(一)委員長】 会議を再開いたします。

以上で説明が終わりましたので、事前通告をされた委員の方で、ご質問はありませんか。

【八江委員】 2つだけ通告をしておりましたが、最初に、新幹線のことを先ほど説明いただきましたので。新幹線が来年の秋に開業ということでありまして、これまで一生懸命皆さんと一緒にやってきたのが、ようやくきたかなという感じはいたします。

ところが、先ほど説明がありましたように、着工してから開業するまで概ね10年間というのが国の考え方でありまして、来年が10年ということから開業になったわけですが、ところが、令和7年度末までに残工事等があると、諸問題もあって延長するという変更がありました。変更の内容については、先ほど説明はありましたが、具体的なことはちょっとわかりにくい部分がありますけれども、騒音やテレビ障害だとか、農産物の問題とか、あるいはトンネル掘削によって生活用水等の問題があって、未解決なところも多々あるようですし、私もそういうことに遭遇しておりますので、そのことを、あと残りの3年間といえども一日でも早く解決しておかなきゃならないと思います。

前から新聞等にも出ておりました多良見町の

井樋ノ尾の水の問題等もありましたしですね。そのことを聞いてみると、大体井戸、ボーリングを掘って、ある程度は解決も済んでいるということでもありますけれども、まだまだ地元にとっては不安な点があるということもありますので、そういったものはしっかり見届けながらやっていただきたいというのがあります。

それから、水源の問題です。途中で枯れることもあると。熊本の方でも、新幹線の熊本～鹿児島ルートの中ではJRが30年は補償しますということでありまして、30年以降についてはちょっと無理だという話もあったりして、地元市、あるいは県等に相談が出てくるんじゃないかと思えます。そういったことについての考え方と、それから用地の取得等に当たって、路線の問題の中で未解決の部分があると。用地そのものは解決しておっても、諸問題があって尾を引いているものが諫早市内の中でもあるということでもあります。こういったことを速やかにしていただくために延ばしてあると思えますけれども、その点はどのように、現在、県として受け止めながら取り組んでいこうとしているのか。

そして、ここの説明があった中で、これだけは住民に対してもわかってもらいたいということがありましたら、それをお答えいただければと思います。

【大塚新幹線事業対策室長】委員ご指摘の点でございますけれども、先ほど補足説明の中でお話をさせていただきましたとおり、この3年延ばすという3年の期間の中で、残された課題をしっかりと取り組むということでの鉄道・運輸機構のお話ということで理解をしております。

その具体的な内容でございますけれども、例えば環境対策につきましてはテレビ電波、日陰対策、こういったものはどうしても高架物がで

き上がってからでないと調査もできないということで、令和2年度頃から実際調査を始めておりますけれども、関係機関との協議、それから対象者との対策、補償、これを終えるまでにやはり令和6年度、7年度ぐらいまでは、これまでの経験からかかるのではないかという見解でございます。

また、騒音・振動対策でございますけれども、これにつきましても、車両が実際に走り始めてからでないとなかなかわからないという部分もでございます。これにつきましても、来年度、令和4年度からしか調査が始められないということで、これについても全ての補償を終えるまでに、やはり令和6～7年度ぐらいまではかかるであろうという考え、それから、委員のご指摘の中にもございましたトンネルを掘削したことに起因する減濁水、これにつきましては、先ほどの井樋ノ尾地区のお話がございましたけれども、おかげさまをもちまして、井戸を掘削してかなりの水量も確保できているということで、恒久対策に向けた地元との協議というのもほぼ整って、早ければ秋ぐらいからその恒久対策の工事を進めていきたいという状況に今なっておりますけれども、それ以外にもたくさんそういった箇所がございます、それぞれやはり協議を進めている状況でございます。

委員のご指摘にございました30年間ということでございますけれども、基本的には施設をつくって、その施設を維持管理する、そういった労力等もございますので、そういったものについては基本的には30年間の補償という形で対応しているということでお聞きしております。そういった減濁水に対する対策ですとか、あるいは、先ほどもちょっと説明いたしましたけれども、財産管理の整理作業などについても、あ

れだけの区間延長がございますので、膨大な量の作業が出てまいりますので、それ相応の時間を要するというふうに聞いております。

以上をもってやむを得ず、これはほかのルートも同じなんです、やはりどうしても開業後3年ぐらいはそういった作業に時間が過去にもかかったということで、機構の方からそういったお話をいただいておりますので、県としては、それはもう当然やっていただかなければいけないことだということで受け止めるという理解をしております。

もう一つ、用地のお話ございましたけれども、基本的には本線をつくるための用地買収というものは当然のことながら終わっておりますけれども、そういった中で土地の交換ですとか、土地の払い下げですとか、そういった個別の案件もございます。そういったものに対する対応というの、当然しっかりとやっていかなきゃいけないということで、この期間の中できちんと終息に向けて進めていくというふうに聞いておりますので、県としてはその機構の姿勢に対して、地元市町とともに一緒になって、バックアップしながら進めていくというふうに考えております。

【八江委員】今ご答弁いただきましたが、やっぱり来年の春に列車は走りながらも、未解決のところについてはあんまりいい気持ちもしないんじゃないかと思えますし、それは十分受け入れもきれいな形で受け入れられるようにするためには、完成できなくても誠意をもって、解決できることだけは進めていただかないといかんのじゃないかと、こう思います。

さっき申し上げたように、諫早地区の栄田地区の土地の分断された企業等の代替の問題とか道路の使用の問題とか、それはいろいろありま

す。地元の市町との関係もありますし、そういったことについてもしっかりサポートしていただきたいとお願いをしておきたいと思えます。

もう一つは、開業に当たって長崎駅、それから諫早駅、新大村駅が完成間近ということにもなっていると思えますけれども、これもまだまだこれから1年かけてやる以上のものがあるんじゃないかと思えますので、そのアクションプラン等に関連するいろんな問題も速やかに解決をしていただく、その決意はちゃんとさせていただきたいと思えますけれども、先ほどお話がありましたので、それを了としてしっかりお願いしておきたいと思えます。

武雄温泉から新鳥栖までの区間のフル規格の問題等については、今のこれとは切り離しの話になりますけれども、全力で長崎県関係、国、与党含めてやっておりますので、これと早くつないでいって始めて日本の新幹線だと言えらると思えますから、それを今ここにでき上がったものだけでもしっかりしていただきたいということだけお願いをしておきたいと思えます。

それから、時間がありませんので、次は、私の地元であります本明川ダムの工期延長と事業費の増額がこの間提示されました。国土交通省長崎河川国道事務所より発表がなされたのが、2024年度までの工期をもって完成予定だったので、それが2032年までに延長するということでもあります。これは全く着工してないのが延長ということになります。

そうすると、我々は、2024年に完成をするという見通しの中で進めてきておられたのが、これで大丈夫だと思って、これまで一般質問はじめ委員会でも、いつ着工するんですかということは何回となく質問してきたんですけれども、まだ国の方からの発表がないからということで

ずっと話がかわされてというか、延ばされておりました。ところが、いよいよ発表になったら2032年に完成をすると、8年間延長すると。もうびっくりするぐらいだと思います。

そのためにはいろんな事情があったことはいろいろ報道もなされているし、発表もなされておりますけれど、私たちとしては、防災事業というのは一日でも早く完成をしておかなきゃならない大きなものだと思います。防災ダムだと、本明川ダム、そして諫早湾防災干拓事業、これをセットにして、諫早が安全・安心のまちづくりをするために、もう数十年の間やってきたわけですね。

そして、ようやく諫早地区においても、地元である本野地区の皆さん方も、極端な反対活動もなく、速やかに受け入れをしてもらって進んでおることは事実です。そういった中で時だけを過ごすという形になってずれてくることになると、事故がどのように入ってくるのか。今、ゲリラ豪雨はじめ大きな雨が降っていますけど、この10年間ぐらいで事故がなければいいんですけれども、それを延々と延ばしますからと、そうですかということでは、ちょっと我々も納得できにくい部分があると。

だから、そのことについて、期間については8年間延長だということであります。事業費が230億円ということですが、ここの内容だけはしっかりお話をさせていただければと思います。担当の方、どうぞご答弁いただきたいと思えます。

【松本河川課長】本明川ダムの今回の事業費増額、それと工期の延伸についてのご質問かと思うんですけれども、確かに我々も今回、工期が8年間延期されたということで、令和6年から令和14年度に変更されるということで、はっきり

言ってびっくりしたような状況でございます。

理由を国の方から聞きますと、付替道路の施工計画の見直しとか、ダム本体工事による施工量の増加、これにつきまして、掘削ボーリング調査等を行ったところ、予定していた岩盤の下に悪いところが大きくあったので深く掘らなくてはいけないということで、ダムの高さが55メートルだったのが、天端の高さは変わりませんけれども、下に5メートルほど深くなると。60メートルになるという変更と聞いております。

あとはダム本体をつくるに当たっての施工期間の見直し等も必要だったということで、これでトータル的に工期が8年延びたと。

それと、総事業費の増加につきましては、物価上昇、消費税率の変更とか、先ほど言いました掘削量をちょっと多く掘らなくてはいけないので、その分ダム本体の工期が延びたということで、それに伴って約230億円の増加になったというふうに報告を受けております。

【八江委員】単純に8年延びたと。今からすれば11年ですよ。2032年でいけば、まだ期間はあと11年もあるわけですね。十年一昔ということと言われると、そこに協力していただいた方々も、もう俺たちはおらん時できるとかと、なんで早ようできんとねと、こういう話が当然出てくるのが当たり前だと思うし、そして、僕らが考えるのには、ずれていいものをよくしてもらうためには、それは仕方ない部分があります。しかしながら、その時間が延びることによって地域の振興というか、経済活性化も含めて、ダムができて安心して生活でき、そこでいろんなものが起きてくる時に、そういったものが、8年間延びることによって大きな損失があると。そこを考えてもらえば、もう少しピッチを上げてほしいなど。1年でも短縮してほ

しいなという思いはあると思うんです。今言われるように、自分たちも驚いたというぐらいですから。

そして、我々に一つも中間の、延びるとか、延びないとかという地元への説明はあんまりなかったんじゃないかなと。それをいきなりぼんと出されても、正直言って困ったなということなんです。その地域振興に何らかの形でそれを反映させていただく代償と言えればおかしい話ですけれども、大雨がきて氾濫をしてということも考えられます。それと同時に、時間を無駄に過ごすことになりますので、それだけ地域振興策についてはどのように考えていただいているのかということも聞きたいと思っております。

【松本河川課長】確かに、今、工期が延びるということで、地元には多大な迷惑をおかけすることと思えますけれど、本明川につきましては本明川の改修とか半造川の改修とか、いろんなことをやっております、治水安全度の向上は確かに図られていると思えます。しかしながら、本明川ダムが目的としておりますのは、諫早大水害、これ相当の雨にも耐え得るようなダムでございますので、やはり我々としても、今、委員ご指摘になりましたけれども、一日も早く建設できるように一生懸命頼んでいこうというふうに考えております。

また、地域振興策につきましては、今年の3月に水源地整備計画を策定いたしているところでございますけれど、その中で県としましては、上流側の河川公園の整備とか、上流の道路の拡幅とか、そういったことも今一生懸命取り組んでいるところでございまして、また、国の方でも将来的には河川公園とか、様々な地域振興策を検討されているようでございますので、それについては一日も早くできるように、我々も国、

市町一体となって取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

【八江委員】地元の振興策については、今お話がありました。

そして、事業ができる、水没をしないところ、堤防があるところ、水没する以外のところに県道、市道をつくっていくわけですね。その代替道路、取付道路ができていないから遅くなる、10年間かかるというふうに書いてあるわけですね。それも初めからわかっておったものが、なんで今頃になってから、そんなものができてなかったから、同時にダムの本体と一緒にするからと言うとったのが、地元の要請があったから変えたということもわかりますけれども、やっぱりスピードアップをして、我々はなんでここができないのかと。こっちを県道、こっちを市道という話が、大分行き交いしたわけですが、そういう中でようやく着工にこぎつけたということが2~3年前出ましたので、これで安心と思ったら、まだまだ手前の段階で挫折したということしか言えないと思えます。

だから、そういったものの地域振興策も含めてしっかりやっていただきたい。

地元が一番大事なことでございますけれども、それと同時に、もう一つは、諫早は先ほど申し上げたように本明川ダムがあって、諫干があって、そして諫早の防災の都市づくりをやっていくのが一番大きな問題です。これは国の直轄事業のダムであるし、諫干も国の直轄でした。その間に入っているのが長崎県であり、諫早市でありますけれども、その諫早市の振興策は、この2つの大きな国の事業に挟まれた中でまちづくりを進めておるわけです。それが、今考えてみれば10年間ずれてくるんじゃないかと思えば、もう

諫早のまちづくりなんか、びっくりするぐらいに大きな問題なんです。ただ延びればいいということ、あるいは完全なものをつくればいいというだけのものではなくて、地域振興策が相当遅れてくるということを考えれば、もう少し県もそのあたりを強く国の方に要望しながら、いろいろその対策を考えていただかなければならないんじゃないかと、こう思います。

その水の問題、治水の問題ですね。諫早平野の水は、本明川の方から流れてくる水なんです。諫早の公園のわきから取水をしておりますから、それが小野平野、森山平野の方に取水をしている。これがもし、この数年間の湯水が起きた時のためにダムをつくっているわけです。そうした時にそれはどうなるのかということだあって出てくるんですよ、農業用水はじめ。

そして、河川敷を利活用していこうということで、いろんなポート競技じゃマラソン大会じゃと、いろんな地域の振興策をやっている中も、これもストップはしないかもしれないけれども、大きな目的の事業が進んでいかないということなんです。

そういうことを考えた時に、もう少し県としても、取組についてはしっかり考えていかなきゃならないと思うんです。そういうことをしっかりやるために、もう一度確認をしておきます。

これは部長、今、課長から説明がありましたけれども、これは大きな問題なんです。特に国土交通省出身である部長であれば、そのことをひとつしっかり答弁していただきたいと思います。

【中村(一)委員長】 答弁は手短にお願いします。

【奥田土木部長】 地域の安全の確保という意味においては、ソフト対策も重要だと思っておりますので、引き続き、国、県連携してやってい

きたいと思いますし、地域振興の方につきましても、引き続き国としっかり連携してやっていきたいと思います。

【中村(一)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【赤木委員】 質問通告に従いまして質問させていただきます。

西彼杵道路から臨港道路畝刈時津線への流入対策についてということで、前回の委員会に引き続き、質問させていただいて恐縮なんですけれど、この道路は、水産物の迅速な搬送を目的として、水産部管轄でつくられた臨港道路畝刈時津線ですが、生活道路としても欠かせないものとなっております。主要な国道、県道並みに交通量が多いと水産部も答弁しております。

西彼杵道路の建設については、私も早期完成を熱望しておりますが、水産卸関係者からお話を聞くと、ただでさえラッシュ時間帯は渋滞しているのに、これ以上、あの臨港道路畝刈時津線に負荷をかけるのは避けていただきたいという声も伺っております。せめて西彼杵道路から入ってくる分は速やかに流す仕組みが必要かと考えておりますが、現状、交通量の認識と対策についてお伺いいたします。

【馬場道路建設課長】 現在、県で整備を進めております西彼杵道路の時津工区が完成した時に、臨港道路と接続するということで、臨港道路の交通量が増えて負担が増すのではないかとということでございます。

確かに国道206号のバイパスとして時津工区を臨港道路に接続しますので、国道の交通が一定、時津工区に流れてくるような形になります。その交通が井手園交差点を経由していくこととなりますので、井手園交差点の交通が大分、流れが大きく変わることになります。

具体的に申しますと、臨港道路から長崎方面

へ行く、国道を経由していくような交通、逆もそうですけど、そういった交通は相当増えると思っております。一方で、国道206号の時津側から来る交通については、その分減少するということになります。

そういうことで流れが大きく変わるということで、時津交差点、井手園交差点につきましては、臨港道路から長崎方面に向かう右折帯の増設、それから長崎方面から臨港道路に乗るための左折帯の増設、併せて、川平有料道路からの交通も今、渋滞しているということですので、時津方面に右折の増設といった改良をやっているところでございます。当然時津工区の完成前に、そういった対策を打つ。併せて交差点の対策としましては、信号機の表示の見直しが重要になってまいります。これは警察の方と連携をして、現在よりもよい状態になるように考えているところでございます。

【赤木委員】もちろん全体としてはよくなると思っております、全体としてはですよ。

ただ、水産関係者とか三重地区や外海地区にお住いの方々は既に使われている道路で、やはり井手園、そちらの方面から川平有料道路方面に行く際には既に渋滞が発生してしまして、ラッシュの時にはそれこそ、交通量は把握されていると思うんですけど、実際の車の渋滞は接続地点ぐらいまで車が連なるんですよ。なので、西彼杵道路から臨港道路に接続する際も、西彼杵道路からも速やかな流し出しというんですか、それが結構滞るのではないかと私はすごく危惧をしているんです。

なので、先ほど交差点の改良と信号の時間も考えていくというお話だったので、ものすごく注視をしていただいて、水産関係者や三重地区や外海地区の方々に、さらに我慢を強いてしま

うことにならないような形で見ていただければと思いますし、対策として南北幹線道路との接続とか、今後さらに未来は考えられると思いますけれども、できた時には、我慢を強いることにもしかしたらなるかもしれませんが、しっかり未来を示して、「こういうふうになります、ここまで少し辛抱してください」と逆に言えるぐらいの未来を描いていただければありがたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、長崎水辺の森公園における水との触れ合いについてお尋ねをいたします。

これまで私自身、みなとまつりをはじめとするイベントの企画、運営に携わって、水辺の森公園はよく利用させていただいております。もちろん憩いの時間を過ごすこともございます。土日は特に県民、市民の皆様も多く利用されている様子を拝見しております。すごくいい場所だなと、改めて感じております。

その水辺の森公園には噴水がございまして、県民、市民の皆様が、近頃は暑くもなってきましたので、多くの方がその噴水に集って、水と触れ合って、子どもたちが遊べる貴重な場となっておりますが、その近くの立て看板に、その噴水から見える形で、「危ない、水の中は滑りやすいので遊ばないでください」と、そういう注意書きが書かれた看板がございまして、ですが、実際は子どもたちがとても喜んで遊んでいる実情がありまして、市民の方からも要望が上がったんですけれど、教育上、反するのではないかとのご意見を頂戴いたしました。

私としては、快く遊んでいただけるように対応していただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【平岡港湾課長】水辺の森公園の噴水周辺の親

水施設は、多くの皆様、特に子どもを連れられたご家族に利用されている施設でございます。これらの施設は、石材表面がコケにより滑りやすくなることから、指定管理者におきまして、付着物の清掃を毎週1回から2回実施し、来園者に事故やけががないように努めているところでございます。

また、看板を設置しておりまして、滑りやすいことや危険な遊びをしないようにということでは注意を促しているところでございます。

今、委員がご指摘の看板は、「水の中は滑りやすいので遊ばないでください」との記載をしているんですけれども、内容が利用を全面的に禁止しているように誤解を与えてしまうということで、「滑りやすいので足元にご注意ください」などの文言に見直しをさせていただきたいというふうに考えております。引き続き、付着物の清掃もしっかり行ってまいりたいと考えているところでございます。

【赤木委員】ご対応ありがとうございます。私も、先ほど申し上げたように快く遊んでいただきたいと思っております。もちろん気をつけることは大事でございますので、そのバランスをしっかりとっていただいて、県民、市民の皆さんに愛される場所になっていただきたいと思っております。

ちなみに、いつ頃、対応予定でしょうか。

【平岡港湾課長】できるだけ速やかにやらせていただきたいと思っております。

【赤木委員】どうぞよろしく願いいたします。お子さんたち、もちろん親御さんたちも待っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後に、災害復旧・防災対策進捗状況についてお伺いいたします。

一般質問でも様々議論されていたんですけれども、昨年、令和2年の7月豪雨や台風9号、10号により、県内様々な場所で被害が確認されて、避難を余儀なくされた方もいらっしゃいますし、影響を受けた方がたくさんいらっしゃいます。

一般質問でも本当に様々答弁があったんですけれども、昨年被害があった箇所について、特に道路についてお伺いするんですけれども、道路も寸断されているところがございます。今の復旧状況についてお尋ねいたします。

【馬場道路維持課長】令和2年の道路災害につきましては、県内の県管理の国・県道で24件発生しております。その24件の中の23件につきましては工事を発注しており、現地に入っているところもございまして、残りの1件につきましても今月中に発注を予定しており、今年度中の完成を目指しております

それと国道202号の外海地区の災害の状況につきましては、令和2年7月豪雨及び台風9号によりまして6か所が被災しております。現在まだ片側通行規制中ございまして、県民の皆様にご迷惑をおかけしているところでございます。

その6か所につきましては、昨年の11月までに災害査定を受けまして、既に工事に着手しております。そのうち赤首町の1か所につきましては、6月16日に災害復旧が完了しまして交通規制を解除しておりますが、残る5か所につきましても鋭意工事を進めておりまして、段階的に工事を完成させて、年度内までの完了を目指しております。できるだけ早い復旧を目指して進めてまいりたいと思っております。

【赤木委員】地元の国道202号の話を詳しくお話いただきまして、ありがとうございました。本当に202号は生活に欠かせない道路ですので、

着実に進むようお願いをいたします。

今、今年度中には終わると意気込みも受け止めました。できるだけ早くということヒアリングの中でも伺っておりますので、ぜひお願いいたします。

また、関連しまして、私は地元が長崎市の三重地区でありまして、地元のこと恐縮なんです、民家近くが土砂崩れになって、国道からも様子が見えているんです、その土砂崩れがあった箇所がですね。地元から、その土砂崩れがあった箇所がそのままさらされているので、ちゃんと対応してくれるんだらうかと、見捨てられてはいないだらうかという不安の声も上がっているんですが、今の対応状況について伺います。

【浅岡砂防課長】三重地区で昨年発生しました崖崩れの対応状況、進捗状況のお尋ねですが、昨年、令和2年7月に崖崩れが発生しまして、被害は小屋の1棟のみでございましたが、新聞等で報道もされております。

災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業や災害関連地域防災がけ崩れ対策事業などの採択基準は、人家が含まれておりませんので満たさなかったため、当該年度からすぐ着手できるような災害関連事業で取りかかれませんでしたけれども、自治会の尽力で周辺住民の皆様の同意を早急に取りつけていただきまして、通常で行う急傾斜地崩壊対策事業、連続した斜面を一連でやる事業の要望が早目に出されまして、昨年秋の新規要望の県内での審査にかけまして、今年度の新規箇所として事業化しております。

現在、応急対応で、市道への土砂の流出を防ぐために大型の土嚢を現地に置いております。それともう一つ、脇の方に人家があるんですが、そこに土砂が崩れていかないように、県の方で

防護柵も設置しております。今のところ、応急対策をしておりますので、当面の危機はないとは思いますが、今年、もう既に測量、設計に着手しております。今後、用地の取得ができ次第、工事に入る予定にしております。

【赤木委員】ありがとうございます。今の進捗を今後もしっかり進めていただけるということなので、私も地元の方々にも今の答弁を説明していきたいと思っております。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に要望だけさせていただきます。

長崎市香焼の西海岸の栗の浦地区は、長年、高潮被害に悩まされておまして、先日6月21日ですか、地元の方々にも説明をして、堤防をつくるというか、やっとその方針が出たということです。平成30年から要望が上がってまして、やっとつくることになったと。それは大変ありがたいんですけども、災害はいつ起こるかわかりませんし、こちらもしっかり取り組んでいただくよう要望申し上げて、質問を終わります。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【松本委員】それでは、通告に従いまして、不調・不落の現状と課題について質問させていただきます。

午前中も予算案についての審議がなされておりましたが、今年度の公共事業予算につきましては、令和2年度の補正予算もかなり大きい額がありました。

まず、昨年度に比べてどれだけ増えているのか、教えていただけますか。

【中村建設企画課企画監】今年度の予算は、昨年度に比べてどれだけ増えているのかというお尋ねですが、今年度の予算につきましては、防災減災国土強靱化のための5か年加速化

対策予算といたしまして、令和2年度補正予算として新しく計上されていることから、いわゆる15か月予算ということで比較しますと、今年度の土木部の関係公共工事予算は794億円となっておりまして、昨年度は699億円ですので、比較して14%増、金額にしたら95億円増ということになっております。

【松本委員】 95億円も増というのは大変ありがたいことですし、大きい数字だと思いますが、午前中も議論がありましたが、工事量が増える中、業者の数は大幅に増えるわけではございませんので、今回の補正予算の円滑な執行ができるかどうか、不安を感じているところでございます。

そこで、過去3年間の年度毎の不調・不落の実績と、またどういった工事で発生しているのか、お尋ねをいたします。

【中村建設企画課企画監】 年度毎の不調・不落の実績、また、どのような工事で発生しているのかというふうなお尋ねですけれども、まず、昨年度の令和2年度につきましては、1,563件に対して約100件です。率にして6.4%という不調・不落の状況でございます。令和元年度につきましては、1,382件の入札に対して70件、率にして5.1%、平成30年度につきましては、1,275件の入札に対しまして66件、率にして5.2%となっておりまして、入札件数の増加に伴って不調・不落件数も増加傾向が見られるかと思っております。

不調・不落が発生している主な工事といたしましては、除草工事などの維持的なものや、人家裏の斜面崩壊を抑制するための急傾斜事業や河川の防災事業についてです。こういう大型機械が入らず、狭隘な箇所工事が多く発生している傾向が見られております。

【松本委員】 令和2年度が100件で6.4%、ここ3年間で増加傾向にあるということでございます。先ほど答弁にもありましたとおり、やはり入札件数が増えれば、必然的に不調・不落の率も上がっているという状況にあり、令和3年度に対して不安を感じるわけでございます。ぜひとも、この不調・不落を抑えるために具体的に取り組んでいただきたいと思いますが、発生の要因がありましたが、その要因の分析と、また、実際に入札に参加している建設業協会から現場の声を聞いて、具体的に対応していただきたいと思うんですが、そちらに対してどのようにお考えでしょうか。

【中村建設企画課企画監】 不調・不落の要因に挙げられた主な意見はということでございますが、今回の防災減災国土強靱化のための5か年加速化対策の予算につきましては、国からも、関係する建設業団体との意見交換会を行って、受注環境を的確に把握したうえで円滑な発注を行うようという要請もっております。

これらの要請も受けて、県の方でも補正予算の早期発注、早期執行の観点から、各地方機関と建設業協会各支部との意見交換を、今年の1月から2月にかけて実施しております。建設業協会から出された主な意見といたしましては、見積り、これらを採用して現場条件に合った積算を行ってほしい、技術者が不足しておりますので発注ロットを大きくしてほしい、適正工期を設定して発注してほしいなどの意見が挙げられております。

【松本委員】 現場の声を聞いていただくことは大変ありがたいと思います。入札に参加する業者にとっては、不調・不落になるような背景があって、今のシステムがどうしてもそぐわない場合に発生をしているのではないかと思います。

ここで意見を聞くだけではなくて、それを受けて、今回の大型補正の執行に対して、土木部としては、不調・不落を抑制するために具体的にどのような取組を行ったのか、お尋ねをいたします。

【中村建設企画課企画監】今回の大型補正に対しまして、土木部として、不調・不落を抑制するためにどのような取組を行ったかというお尋ねですが、業界からの意見を踏まえまして、土木部といたしましては、急傾斜事業など地形条件の厳しい現場などでは、標準歩掛ではなくて作業実態に合った見積りの積極的な活用とか、現場状況を見極めた工法を選定するようなことで発注を行っております。

また、複数工事を合併して、発注ロットを拡大して発注しているところがございます。

さらには、入札参加を促すために、工事の着手前に実工期の30%かつ最大60日以内をとっている余裕工期制度というのがございます。これは、資材の調達や労働力の確保を工事着手前に十分にやっってくださいというような格好で余裕工期制度をやっているんですけれども、これについては、指名競争入札の場合、契約締結後7日以内までに配置技術者を決めてくださいという格好で当初、運用を行ってございましたけれども、業界からの意見を受けまして、余裕工期の一番最後の日までに技術者を決定して通知を行っていただければいいですよというような格好で、今年の2月1日から内容を改定して、業界の方にもお知らせしております。

業界の方から、別の現場の工事をやっている技術者は、余裕工期の間はこの現場に張り付かなくても構わないという格好で、かなりありがたいというふうにも伺っております。今後も、こういう取組を行ってまいりたいと考えており

ます。

【松本委員】入札の件数が増えると、業者の数は決まっておりますから、参加できない業者もいる。特に、技術者がもう配置されている場合には参加できないというルールもありますし、そういった余裕期間制度等、様々な対応をしていただくことに感謝申し上げますが、実際に今の時点でその効果は出ているのか、現状をお尋ねいたします。

【中村建設企画課企画監】補正予算以降、先ほど申しましたような取組を続けてきたわけですが、今年度につきましては、4月1日以降6月25日時点でのデータで、工事につきましては245件を発注しておりますが、不調・不落の件数については8件、率にして3%という格好で、今は低調な形で収まっておりますので、一定の効果が得られているのではないかと考えております。

【松本委員】不調・不落が増加すると、国から予算執行が困難と判断をされますし、今後の予算確保に影響を与えることを懸念しております。

答弁にありますとおり、土木部においては、引き続き地域の実情に応じた発注に努めていただきまして、今後も強靱な県土づくりに向けて積極的に予算確保をお願いいたします。

続きまして、ウッドショックの状況と対応についてお尋ねいたします。

最近、近所の大工さんから、このウッドショックという言葉聞いて調べました。ウッドショックというのは、アメリカや中国で住宅需要が急増したために、日本の木材の輸入量が減少し、それにつられて国産材が高騰すると、オイルショックのウッド版という状況になっているそうでございますが、その高騰する率が急激すぎて、対応が民間でもできないということが業

界で話題になっているそうです。

本県における影響は具体的にどのようなものがあるのか、お尋ねをいたします

【今崎営繕課長】木材の価格についての影響ですけれども、報道によれば、輸入材の単価が対前年比で1.5倍程度に上昇し、2倍を超える材種もあるとのこと。この状況は、先ほど委員が言われましたように米中の動向によりますので、しばらくは続くと言われており、価格の推移の見通しについては不透明と言われております。

また、県内の状況については、県の林政課に尋ねましたところ、5月の県内の丸太価格が対前年比でヒノキで1.9倍、杉で1.5倍に上昇したとのこと。引き続き市況や受注状況を注視し、国の動きも踏まえ、関係団体との連携のもと、丸太材の供給量の拡大など適切に対応するというごさいます。

【松本委員】昨年対比2倍の資材価格というのは大変大きいものがありますし、公共事業にとっても単価の問題が出てくると思います。建築資材単価の高騰は、県発注工事にも影響があると思いますが、その対応はできるのか、お尋ねをいたします。

【今崎営繕課長】営繕課では、できる限り実勢価格に近づけるように、まず見積りを取ったうえで積算を行い、発注をしております。

今後の発注予定に関しましては、小規模な木造の新築工事、あるいは既存建物の床・壁等の木部の内装改修工事が多少ございまして、こういった工事においては、工事費のアップの影響とか、工事途中で調達困難になるということも考えられます。このため、依頼を受けている課と発注時期等の調整を行うこととしております。

また、現在工事中の案件では、現在のところ

影響はないようでございますけれども、影響がある場合には、受注者との協議をしまして、調達価格や調達見通し等を勘案いたしまして、設計変更等で対応する予定でございます。

【松本委員】民間でも、昨年から2倍に跳ね上がっているということで、追加工事に対してのトラブルが少しずつ出ているというお話を伺いました。

特に公共事業においては、入札で受注をした後に工事をしているわけですから、その後に追加があった場合には対応できない場合も想定されます。そういった資材単価の高騰に対しては、もう本当に特殊な事態でございますので、臨機応変に対応していただくことを要望して、質問を終わります。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【坂口委員】私から2点、質問いたします。

まず、河川護岸の改修・維持補修費についてということで伺います。

河川の護岸の大規模な改修とか改良工事については、最近話題の緊急自然災害防止対策事業の活用が大いに期待されまして、今後、必要箇所については進んでいくものと考えておりますが、比較的小規模な維持、修繕、維持補修費については、予算がなかなか足りていないというお声をよく耳にします。私の地元、県央管内でいきますと、河川数50か所ほどに対して年間1,000万円ほどということで、かなり少ないのではないかと考えます。

まず、県全体で維持修繕費の予算額が幾らぐらいあるのか、また、その予算規模で足りているのかどうか、その点について確認をいたします。

【松本河川課長】今質問がございました河川の維持補修関係の事業費でございますが、令和3

年度に約6,300万円を確保している状況でございます。

それと、河川について、伐採をするための事業費といたしまして約1,400万円を確保している状況でございます。

【坂口委員】全体で約6,300万円ということですが、その予算規模で足りているのかどうかということをお伺いしたんですが、その点の答弁をいただけますか。

【松本河川課長】今委員からご指摘がございましたが、確かに予算からすれば限られた予算で、大変不足しているところでございますけれど、先ほど緊急自然災害防止事業のことをおっしゃいましたが、今、小規模な河川の護岸の老朽化等々につきましても、防災減災国土強靱化のための5か年加速化対策に合わせて、緊急自然災害防止事業債が令和7年度まで延長になりましたので、本年度は約10億5,000万円確保しているところでございまして、こういうものも活用しながら、しっかりと事業に取り組んでいきたいと考えております。

【坂口委員】小規模な修繕や維持補修等にも活用ができるという答弁でよろしいですか。

【松本河川課長】できるだけそれを活用しながらやっていきたいと思っております。

【坂口委員】ということは、今の6,300万円の維持修繕費は、その予算規模でよいと、これを増額させる必要はないという認識をお持ちということでしょうか。

【松本河川課長】委員ご指摘でございますけれど、できるだけ維持修繕の事業も、例えば河川の護岸にひびが入ったり、ちょっとした土羽の整正とかには有効な事業費でございますけれど、何分、県の予算も厳しい中でございますので、工夫をしながら、現在は緊急自然災害防止事業

債の事業を使いながら実施していきたいと考えております。

【坂口委員】ご答弁にあった、ちょっとしたひび割れとか、ちょっとした改修とか、そういったご要望というのかなり多いわけですね。そういったところに迅速に対応できるようにという住民サービスの観点からと、あるいは、県の方もインフラ老朽化対策ということで、予防保全とか、LCCの縮減とかという政策をとられている中で、やっぱり必要な予算については、国の方にも政府施策要望等で要望されていますけれども、県の内部でも財政の方に対して、やっぱり必要なものは要求をしていくべきと考えますが、この件についてはいかが認識をお持ちでしょうか。

【松本河川課長】今ご指摘がございましたけれど、国の方にも、老朽化護岸対策事業とか、維持補修事業の交付金化について要望しているところでございますし、今後も必要な予算は財政局の方にはしっかりと要望していきたいと考えております。

【坂口委員】20億円も30億円も増額してくれというような要望ではありませんで、県央地区の1,000万円が3,000万円になるだけでも大分ありがたいと思いますので、何とか財政の方にも捻出していただくように、もしくは稼いでいただくように、そういう強い意気込みをもって要求をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、急傾斜対策について伺います。これも急傾斜地対策の維持補修についてですが、ちょっと専門外なのでよくわからないんですが、法面が格子状になったような法面、真ん中が空いているような工法があると思いますが、結構年数が経過するとその中に樹木が繁茂して、中に

木が大きく成長して民家の方に倒れかかっていると、そういう事例が多々報告されているんですが、まず、これの安全性について問題があるのかないのか確認をいたします。

【浅岡砂防課長】急傾斜地に碁盤の目のようにコンクリートを吹き付けている、法枠と呼んでおりますが、この法枠の中を、以前は緑化を目的に草の種を吹きつけて緑化するような工事をしておりました。確かに年月がたちますと、草ならいいんですけども、樹木になってしましまして、それがどんどん成長しまして、例えば台風とかで風で揺られて根っこが法枠を壊すとか、草が生えなくなって中の土が抜けてきて法枠が浮いた状態になるとか、そういう事例が全県的に増えてきております。これは対策工事をし出して、もう50年たちますので、どんどん増えてきております。そういう案件に対しましては、先ほど河川もありましたけど、ただ単なる伐採ですと、これは県の純然たる維持管理ですので、純単と言いますか、単独費が厳しい中で対応が困難なんですけれども、先ほど言いましたように根が揺れて法枠自体の安全を脅かすような状態になったところにつきましては、伐採を行いまして、その枠の中を緑化じゃなくてコンクリートで固めるような対策工事を、先ほど河川でもありました緊急自然災害防止対策事業債を使ってやっております。

それができる前までは、そういう自然災害防止工事業費は1億2,000万円ぐらいしかございませんでしたが、令和3年度は7億5,000万円を全県下で取って、基本的に要望がありましたら、今申し上げました原則は大切なんですけども、できるだけ要望に対応できるようにしております。

【坂口委員】法枠工法ですね。その法枠工法で

整備された箇所、特に危険と思われる箇所の調査などは担当課の方でされているのかどうか。あるいは、全県的に何割とか、数でどれぐらいとか、ざっとでいいので教えていただければと思います。

【浅岡砂防課長】急傾斜地の施設の維持管理につきましては、概ね10年に1度、全県下の調査を行うようにしております。今後は5年に1度はそのスパンを短くしようと思っております。

そういう点検もございまして、急傾斜地といえますのは下に皆さんが住んでいらっしゃると思いますので、日々斜面の状況を見ておられると思いますので、まずはそういう皆様からの情報を、役場とか自治会とかと連絡を密にして情報収集、逆にどんどん上げていただければ、我々職員が出ていきまして、先ほどの原則に照らしまして危険度を判定しまして予算を要望するということを積極的にしていきたいと思っております。

【坂口委員】よろしく申し上げます。以上で終わります。

【中島(廣)委員】石木ダムについて、ちょっとお伺いいたします。私も2月定例会の一般質問で、反対住民の方々との話し合いをするべきだということを申し上げてまいりましたけれども、今回、反対住民の方々と話し合いを実施するために、事前に協議をやりましょうというような、場を設けるための条件についてね、その見通しと事前協議の見通し、それと事業全体の進捗が今どのくらいなのか、それをお聞きします。

【小川河川課企画監】反対住民の方々の話し合いの状況のお尋ねですけれども、県としましても、反対住民の方々に協力をいただきまして事業を進めることが最善であると考えておりまして、話し合いを模索する中で、ダム本体工事の着工を見合わせるなど、反対住民の方々に対し

て一定配慮し、話し合いの機会を得られるよう環境づくりをしているところでございます。

反対住民の方々が求めておられます工事中断について、中断期間や箇所など具体的な条件を確認し検討する必要があることから、事前の条件協議の場を設けていただくようお願いしているところでございますが、昨日、反対住民の方々から、「抗議行動のため現場を離れられない。だから条件協議の場に参加できない」という主張がっておりますので、そのような点を踏まえまして、条件協議当日に限り工事を全て止めることで協議に参加していただきますよう、昨日改めて反対住民の方々に文書を送付したところでございます。

進捗状況でございますが、令和2年度末時点において64%となっております。

【中島(廣)委員】話し合いを、事前協議をやるために、条件としてはその話し合いをやる時、事前協議をやる時だけ、例えば1日やったら1日工事を中断しましょうと、そういう条件ですね。それにのってくると思いませんか。

【松本河川課長】確かに、今までの状況では、なかなか条件協議の場にも、先ほど言いましたように、現場を離れられないとか、県が信用できないというようなこともおっしゃっていますので、いろいろ苦慮しているところでございますけれど、どうしても事業を進めるに当たっては、話し合いを進めるということが、一定理解をしていただくということが重要と考えておりますので、まずは、我々としましては、条件協議の場に参加していただいて、話し合いが実現するようにと考えているところでございます。

【中島(廣)委員】言うことはわかるけれど、それに本当に相手ののって来るかなということと、そして、29日の新聞だったですか、本体工事を

2回目の延期をされましたね。そして、付替え道路も同じく9月まで3か月間の延長をされたと。

今までがずっと、何かがあったらそういうふうにして中断するとか、やってきたわけですね。今、有吉さんがおいでですけれども、ちょうど所長の時に大分付替え道路が進捗しましたね。あとどのくらい残っているわけですか、この付替え道路は。

【松本河川課長】付替え道路の工事について、今現在、1工区といいまして1,100メートルの県道の付替えをやっているところでございますが、その間の40メートル区間の盛り土が、まだ、反対住民の方及び支援者が、毎日朝の8時から夕方6時まで現場で抗議活動と座り込みをされています。そこをまず進めるということで、何とか頑張っているような状況でございます。

【中島(廣)委員】私は、いつも石木ダムについては、県北にとっては、特に佐世保にとっては石木ダムの水は本当に大事なんだと。恐らく彼らは、今までの主張どおりに、人口減少が続いているんだから、もう水は要らないでしょうとおっしゃいますけれども、本当に長崎県の人口も減っています。県外に若者がどんどん出ていく。こういう人たちを長崎県にとどめるためには、どうしても水が必要なんです。しょっちゅう言うように、西九州道路が完全に供用開始になったら、県北なんです。そこに、彼らが求めるような企業を連れてくること、そして県外に就職した、進学した学生たちが長崎県に戻って働けるような場所をつくってやるのが絶対に必要なんです。そのためには、絶対に石木ダムは必要なんです。

今まで、彼ら反対住民の方々は、本当に話し合いをしてくださいと、やってはいいですよと

言うけれども、最終的には白紙に戻しなさいと、この繰り返しなんですよ。

だから、事前協議を、一時的に工事を中断すれば参加してもらうような、それで話ののってくるかどうかわかりませんが、まずは事前協議をやってほしい、13世帯、部外者を入れずにね。これはそうでしょう、最終的に話し合いを反対住民とやるというのは、部外者を除いた13世帯とやりましょうということですね。ここでしっかり話をして、1回ぐらいでは「はい、わかりました」というようなことは恐らくないでしょうから、地道に話し合いを続けていただいて、長崎県にとって本当に水が必要なんだと、そして川棚町にとっても、石木ダムを造ることが川棚町の今後の振興のためにもいいことだと説得をしていただいて、ぜひ話し合いを成功させていただきたいと、そのように思っておりますので、ぜひ事前協議をまずは成功させて、そして13世帯と話し合いができるような場をつくっていただくようお願いをしておきます。以上です。

【中村(一)委員長】 ここで、換気のため50分まで休憩いたします。

-----  
午後 3時45分 休憩

-----  
午後 3時49分 再開  
-----

【中村(一)委員長】 質疑を再開いたします。

【深堀委員】 通告に従って質問します。

まず、長崎南北幹線道路の進捗状況についてということですが、

去る5月21日以降、都市計画の説明会を実施されていると思います。もう複数回実施されていますが、住民の皆さんの参加の状況や説明会でのいろんな意見の概要について、まずお尋ねしたいと思います。

【田坂都市政策課長】 当初、5月に説明会を予定していたんですけれども、コロナの影響で延期いたしまして、6月14日（月曜日）から20日（日曜日）まで、長崎市内で5回、時津町で2回、計7回の説明会を開催いたしまして、多くの方々、約220名にご参加いただきました。

説明会の周知といたしましては、自治会での回覧、関係する土地所有者には案内文書に図面を添付して郵送いたしまして、関係する方々へ広く丁寧にご案内をさせていただきました。

主なご意見やご質問でございますが、事業化や完成の時期、早期事業化を求めるといった一方で、工事に伴う影響、それから建物移転などに関するご意見、ご質問もいただいたところですが、

【深堀委員】 総じて、極端に何か問題が発生しているような状況ではないというふうに理解をいたしました。

多くの皆さんから、着工から完成までの概要のスケジュール的なものも出ていたと報告がありましたが、その当時配られた資料の中でも全体のスケジュール的なものは既に載っています。概略で言えば、都市計画の決定が令和3年度中、今年度中にと、実際に事業化自体は令和4年度に向けてというようなイメージで考えられていると思います。

しかし、かなり大きな事業ですから、例えば都市計画が令和3年度にできたとして、実際に国の採択云々もありますから、それがスムーズにいったとして、全体のスケジュールは大体どれぐらいと説明をされているんですか。

【田坂都市政策課長】 今の予定でございますが、委員がおっしゃったとおり、今年度、今のところ早ければ秋頃には都市計画決定、順調にいけばですけれども、そこを目指したいと思ってお

りますし、来年度の新規事業化を目指していきたくて考えております。

全体的な事業期間のお尋ねですが、事業期間につきましては、工事の内容や年度毎の予算の状況にもよりますけれども、大体、事業規模からして、事業化してから10年以上を要するというふうには今のところは考えております。

【深堀委員】おそらく、住民の皆様方と話をする時には、そういった形での話が出ているのかなと思います。10年以上ということですから、どれぐらいの幅があるのか、ちょっと見当もつきませんが、それだけ長期間となれば、やはり事業自体は分割をせず一括で採択を受けるといって動いているとは理解をします。ただ、そうであったとしても、事業効果はできるだけ早期に発現をするという考え方に立てば、先ほどの赤木委員との質疑の中でもありましたけれども、例えば西彼杵道路の迂回の効果を、できるだけ南北幹線道路に早くつなげて事業効果を出現させるという意味合いで言えば、今の説明会等で、茂里町から大橋区間をA区間、大橋から滑石までをB区間、滑石から時津野田郷までをC区間という説明をされていると思うんですけれども、どうしても滑石から時津町野田のC区間が事業効果が早く出現をすると、西彼杵道路と一体となってもというふうには私は思うんですよね。

そのあたりを明確に今は言えないと思うんですけれども、これまでずっと、事業効果が早く出現するためのルートの設定の仕方という提言をしてきたつもりなんです。その考え方は当然踏まえていかれるというふうには認識していいですか。

【田坂都市政策課長】まずは、事業化に必要な都市計画決定を行い、全区間を事業化する

ことを考えております。どこから、どの区間から進めていくかにつきましては、地元のご意見や整備効果などを踏まえながら、事業化後に検討したいと考えております。

委員からお話がありました滑石から時津の間は、今考えておりますのがアクセス道路ということで、路線名としては滑石野田線と呼ばせていただいておりますが、滑石野田線や各インターチェンジ間の優先整備、部分供用が考えられるんですけれども、部分的な区間を先行して供用した場合、インターチェンジが接続する既存の道路に交通が集中するということも考えられますので、交通処理が可能かなども含めた検証が必要となってくるのではないかと考えております。

【深堀委員】当然のことながら、接続するに当たって、そういった種々の問題があるというのは十分理解をします。

ただ、繰り返しになりますけれども、長崎～佐世保間のルートで考えた時に、やはりできるだけ早くその効果が出現するための方策を、ぜひ進めていただきたいということで要望しておきたいと思います。

次に、今年4月に成立した流域治水関連法に関して、ちょっとお尋ねをしたいんですけれども、浸水被害の危険が著しく高いエリアを、都道府県が区域を指定して建築許可制にするというのがこの法の趣旨であります。成立したばかりの法律ですけれども、この法が制定されたことによって、長崎県にどういう影響があるかと考えた時に、まずは区域の調査ということになると思うんですけれども、その今の状況についてお尋ねをしたいと思います。

【松本河川課長】流域治水関連法案についてのご質問でございます。

現在、気候変動による豪雨災害の激甚化、頻発化に対応するために、国と流域自治体、企業、民間、県、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水の実効性を高める法的な枠組みとして、この流域治水関連法案が4月28日に可決いたしております。それで5月10日に公布となっている状況です。実際この運用については未定ですけれども、施行は6か月以内となっております。

その中の一つの特定都市河川浸水被害対策法の中で、今、委員からご説明がございましたが、開発とか建築行為が許可制になるということで、例えば居室の床面の高さを浸水深以上にするとか、洪水により建築物が倒壊しないような安全な構造にするということが可能になります。

県としましては、平成29年から長崎県管理河川流域大規模氾濫減災協議会というもののの中で県内の21市町と、防災・減災に係るハード・ソフト両面での取組に係る協議を行っており、今年度もこれを実施することで、今後の取組についてもしっかりと議論をしていきたいと考えております。

【深堀委員】 21市町が入った協議会の場でいろいろ協議していくということでわかります。この指定をするということは非常に大きなことですから、そんな簡単にできないというのもわかります。

ただ、法の趣旨、報道等であっておりますけれども、指定した場合に、指定エリアの中で開発行為をする場合、例えば雨水貯留施設とか、そういった施設をそのエリア内で造るとなった時に、それは建設費用の補助とか税制の優遇とか、そういったものも準備されているというのがこの法ですよね。そこから考えれば、長崎県内で今まで見落とされていた中小河川の中でも、そういうエリアに指定ができれば、事業者の方も

民間の方も、そういった設備を投資することにメリットがあると。だから、そういった意味では、あまり長く引っ張らずに、できるだけ効果的に協議を進めて指定をしていくべきだというふうに私は思うんですけれども、その点についてはどうですか。

【松本河川課長】これまで特定都市河川法に指定された河川というのが、都市部のかなり宅地化が進んで河川改修ができないとか、ダムがつかれないとか、そういったところを対象にした法律でございました。今回、岡山県などで大きな水害が起きまして、いわゆるバックウォーターが発生して上流側の流域が浸かったりといったことがあって、今回法律を改正したということ聞いております。

県内では、まだ残念ながら、今のところ、これをしようかという河川の候補は上がっていないですけれども、全国的にも今、少なめな状況ですけれども、先ほど言いましたように、減災防災協議会の中でしっかりと説明したうえで、もしそういったことが活用できるのであれば、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

【深堀委員】 ぜひよろしく願いいたします。

次に、緊急輸送道路に関してです。災害時に緊急輸送道路が、建物の倒壊等によって復旧作業に影響が懸念されることから、平成31年1月に耐震改修促進法の中に、それまでは大型の建築物が対象であったものにブロック塀が追加されたということになっています。

これも、先ほどと同じように自治体が指定する建築物に耐震診断義務を設けることになっているわけですけれども、この取組に関して、長崎県下でそういった指定が進んでいるのかどうか、そのあたりの状況を教えてください。

【三原建築課長】 ブロック塀も含めまして、ま

ず建築物の耐震化という事業についてから説明をさせていただきたいと思います。

耐震改修促進法では、不特定多数の者や避難弱者が利用する大規模な建築物及び県が指定する庁舎等の防災拠点建築物については、耐震診断が義務づけられております。また、緊急輸送道路の沿道にある建築物につきましては、県または市町が、その道路を緊急輸送道路ですというふう指定することによって耐震診断を義務づけることができるんですけども、現在のところ緊急輸送道路の指定は行っておりません。

これにつきましては、それを一旦指定してまいりますと、そのブロック塀や建築物の所有者の方が耐震診断を行って、それを報告しなくてはいけない、そして、それを公表しなくてはいけないということがございます。

県では、病院、店舗、旅館等の民間の大規模な建築物及び避難輸送道路ネットワークとして指定した道路を閉塞するおそれのある建築物につきましては、支援制度を創設し、市町と連携して取り組んでおります。

ここに、先ほど委員がおっしゃいましたように、平成31年1月の法改正によって、緊急輸送道路の沿道ブロック塀も耐震診断を義務づけることが可能になったということでございます。

緊急輸送道路の維持という観点からすると、緊急輸送道路を閉鎖させないことが重要であると考えておりますので、閉鎖するおそれのあるブロック塀ばかりでなく、建築物とセットで考える必要があるのではないかと考えております。

現在はまだ指定されておりませんが、今後、そういう対象となるものがどれだけあるのかという部分を、まず、大まかではありますがつかみながら、市町の意向を確認しつつ、その義務化の必要性や支援のあり方についても検討してま

いりたいと考えております。

【深堀委員】わかりました。今現在、調査が続いている段階だと認識をします。

ただ、これも、結局、災害が起こってから、もう少し早めにやっておかにかんやんなということになってはいけないので、その進捗も適宜報告をいただきながらやっていただければと思います。ブロック塀単体ではなくて、建物に付随したブロック塀だということも聞いておりますので、対象となる件数はそんなに多くないんじゃないかと思えます。ですから、そういった意味では、調査をしっかりと重ねていただいて、エリアを指定するとか、建物、ブロック塀を指定する場合にも報告をいただければと思います。お願いしておきます。

次に、道路公園等の公衆トイレの管理についてということで項目を挙げております。

実は先般、ある国道の道路公園に立ち寄った時に、トイレの管理があまりにもですね。入ろうとした人が出てくるぐらいの、そういったトイレに出くわしましてですね。どういう管理になっているのかなど。水洗とか汲取りとか、そういった種別も含めてですね。県が管理している道路に付随したトイレの状況、数とか、水洗、洋式とか、清掃状況とかについて報告を求めたいと思います。

【馬場道路維持課長】トイレの管理の状況のご質問ですが、まずは、我々県の道路管理者で管理しているトイレは、道の駅も含めまして、簡易パーキングなど24か所ございます。トイレの日常管理につきましては、県ではそのうち5か所、道の駅などの指定管理者で3か所をやらせておりまして、市に委託しているものが16か所ございます。

清掃につきましては、トイレの利用状況を考

慮しながら、各々のトイレで清掃回数を決めておりまして、概ね週に2～3回、またはそれ以上というところが多いとございます。一番多いところでは、1日2回というところもございます。

また、下水とか汲取り、排水の状況でございますが、排水処理の方法につきましては、下水処理が24か所のうちの8か所、33%でございます。浄化槽処理が12か所で50%でございます。汲取り方式は4か所ございまして17%となっている状況でございます。

【深堀委員】それぞれ概数といえますか、状況は伺ったとおりです。

先ほど、あるトイレの話をしましたけれども、土木部の説明の中でも、「長崎県の道づくり基本方針」というものが説明されました。魅力ある道路環境づくりということで、長崎県が管理する道路のいろんな側面的な部分も強化していくというのが方針としてあるわけですよ。そういった中で、清掃回数等々についても、市に委託をしたり、道の駅だったら道の駅の管理者というのわかりはします。ただ、管理の状況を時にはチェックしていただいて、県民が使う、県外からの方も使う部分ですからね。いいことを言いながら、実際に一番使うトイレがもう全く管理がなっていないということは格好がつかないと思うし、ぜひそのあたりはお願いしたいと思います。

また、汲取りということで、場所によってはそれしかできない場所も当然あるわけですが、先般、報道で目についたのは、対馬の方で、汲取りとか電源不要の新型トイレを2か所設置したということでありました。これはSDGsの考え方に基づいて、環境にやさしい再生可能エネルギーの太陽光等を使ったりして、全く電源が要らずに、微生物でトイレの流され

たものを分解すると。それはクレーンとかで移動できるので、災害時にそのものを使うこともできると報道であります。

県下幾つかのトイレがある中で、汲取りの箇所が4か所という報告がありましたけれども、今後改修をする時に、そういったものも検討の一つに入れてもらって、よりよい環境をつくっていただくことを要望としてお願いをして終わりたいと思います。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【山田(博)委員】それでは、通告に従いまして幾つか質問させていただきたいと思います。

まず、石木ダム建設についてお尋ねします。今の進捗状況ということですが、全体事業の進捗状況は予算の何パーセントか。それと、県道、町道の付替えの工事も、どれだけ終わっているのか、そこをお尋ねしたいと思います。

【松本河川課長】事業費で、令和2年度末時点におきまして総事業費285億円に対して182億円を使っておりまして、今、64%の進捗となっております。

道路については、個別には何パーセントという正確な数字は出していない。（「大まかです」と呼ぶ者あり）付替え県道約3キロメートルのうち、今は1.1キロメートルを進めているところございまして、何パーセントというのは、すみません、今は数字を持ち合わせていない状況です。

【山田(博)委員】町道と県道の付替えを今しているんでしょう。工事をやっていますよね。予算的な執行で大体どれだけというのはわからないんですか。ちょっと時間を置いてから答えていただけますか、進まないのですよね。石木ダムの件は、一旦止めて、ほかのことを質問させていただきたいと思います。

道路維持課長にちょっとお尋ねします。大村の空港ですね、今、長崎県がIRとか、空港24時間化ということを進めている中で、箕島大橋というのは、交通上大切なアクセスであります。関西空港で橋の災害が起きた時にはいろいろ問題がありましたから、やはりその通行のあり方というのをしっかりと考えないといけないと思うんです。

今、箕島大橋は、ほかの橋みたいに管理というか、通行の規制をされているか、されていないか。されていないのであれば、他の橋と同様に、風速何メートル以上になったら車を止めるとか、歩行者は通行止めとか、そういうふうに規制しておかないといけないんじゃないかと思うんですが、いかがですか。見解を聞かせていただきたいと思います。

【馬場道路維持課長】箕島大橋の管理のあり方、強風時の対策ということでございますが、現在、箕島大橋につきましては、異常気象時の通行規制は行っておりませんけれども、台風などの強風時には、警察と連携して通行規制は行っているところでございます。

委員ご指摘の、風速で止めるかとか、事前に止めるのかというお話につきましては、まずは地元の大村市や大村警察署、規制に関することは県警交通規制課もでございます。なお、あそこは空港に直結しているものですから、そういったいろんな方々の意見をまずは聞いてまいりたいと思っているところでございます。

【山田(博)委員】道路維持課長、空港ができてもう何十年もたっていて、本来であればそういったものはぴしっとしておいた方がよかったと思うんです。まずはそこをしていなかったということは、反省をしているとお答えをしないといけないんじゃないですか。いかがですか。道路

管理者として、そこは今までほかの橋みたいに、ああいった大事な橋ですから、すべきじゃなかったんですか。いかがですか。

【馬場道路維持課長】委員ご指摘の風速の話、危険性の話ですが、まずは、先ほど申しましたいろんな関係者の意見を聞きながら、そういう歩行者の安全対策の必要性について検討してまいりたいと思っているところでございます。

【山田(博)委員】土木部長、私が言っていることを道路維持課長はわかっていただけじゃないんです。それはそれでしてもらわないといかんと言っているんですよ。今までそれをしていなかったというのは、いかがなものかと私は言っているわけですよ。そこは、やっぱりきちんと反省に立ってからせんと、進まんのじゃないかと、私はそれを言っているわけです。土木部長、ちょっと見解を聞かせていただきたいと思います。

【奥田土木部長】道路利用者の安全性確保の観点から交通規制をかけるというのは、道路管理者にも一定の権限が与えられておりますが、こんなに長い期間供用している中で、道路利用者の安全性の観点から特に大きな問題が生じたかということは、今の時点で私の方では、過去にこういうふうないろんな問題があったということまでは把握できておりませんが、地元のニーズや意見とかということを、改めてそこはきちんと聞かせていただきたいと思っております。

【山田(博)委員】私は、今までであろうがなかろうが、ないようにせんとといかん。今まで、大きな橋とかなんかは、大切な管理する橋はそういった規制をしてあったわけですよ。今からするということになれば、必要性を認識したんでしょう。認識したということは、それを今までしていなかったという反省に立たんといかんのじゃないかと私は言っているわけですよ。道路

維持課長はそれを言わないから、やっぱりそこをきちんと認識していないと一步も進まないんじゃないかと私は言っているわけですよ。

それを素直に言いたくないのか知らんけれども、土木部長、ちょっとわかっただけなかったのかなと思ったんですけど、道路維持課長、何か答えますか。

【馬場道路維持課長】これまでも箕島大橋につきましては、強風時には通行規制を行っているところがございますので、そういったことも踏まえて、今後検討していきたいと思っております。

【山田(博)委員】よくわかっただけじゃないけど、時間がないのでね。

住宅課長にお尋ねします。昨今、議会で同性婚の同居について許可をするということで、この議会の本会議でありました。

そもそも同性婚でも同居を認めるということになっていますけれども、それなりに指針とかきちんとつくってやろうとしているのか。それは私も、土木行政でそういうふうに関係する同居を認めるのは構いませんが、ある程度、議会に諮って、指針なりをしたうえでやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

【高屋住宅課長】パートナーシップ宣誓制度につきましては、長崎県内では令和元年9月から、長崎市において制度をスタートされているところでございます。

こういったパートナーシップ宣誓をされた方の県営住宅への入居につきましては、現在の条例や規則で対応できると考えておりますので、現行の規則に沿って運用していきたいと考えております。

【山田(博)委員】いや、私はしたらだめだと言っているわけじゃないんです。それをするに当

たっては、ある程度のきちんとした明確な、誰が見てもわかりやすいようなことをせんといかんのじゃないかと思えますよ。

あなた方は、できるだけと言っているけれども、私たちがどういった基準でするんですかと言ったら、今、提出できますか、住宅課長。お聞きしたら長崎市内しかできませんよと。なんで長崎市内しかできないんですかと言ったら、宣誓制度を持たれているからということですね。

同じ県営住宅でも、長崎市は認められて、佐世保市等ほかの市は認められないというのは、いろいろ危惧が生じてくるじゃないかと言っているわけですよ。いかがですか、住宅課長、もう一度お答えください。

【高屋住宅課長】長崎市の方につきましては、宣誓制度を持たれていますので、宣誓の証明書を提示していただければ、間違いなく入居の受付ができると考えております。

それ以外の方々につきましては、それぞれのご事情もおありと思っておりますので、まずは状況をお聞きしたうえで、相談対応ということにしてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】長崎市はパートナーシップ宣誓制度をスタートしているけれども、ほかのところは状況を見て判断すると。そんな曖昧では困りますよ。ちゃんとそうした基準、きちんとルールをしてもらってからしていただかないと。

部長、実は国会でもこれはいろいろ問題になっているんですよ。同性婚をどういうふうにするか、パートナーシップ宣誓制度をどうするかというのは。

それで、住宅に入れるというのはもうよろしいんじゃないかと私は思う。だけど、ある程度きちんとした基準を、しっかりとした明確なものがあつたうえでしていただかないと。今から

考えますとか、照らし合わせますとか、長崎市はいいけど、ほかのところは今から考えますとかね。

そういった形でやるのは、お聞きしたら8月からと言うんですよ。この議会でもきちんと、委員会でも、指針をもってこうやりますと報告があってからするべきじゃないかと私は言っているわけです。

どうですか、部長、私の意見に関して見解を聞かせていただきたいと思います。

【奥田土木部長】今の条例を見る限りにおいては、入れないということまでは読めないことになっております。あとは、この条例を読むに当たって、事実上婚姻関係と同様の事情にある、そういう方、どういうふうな事情にあるのかというのは様々だと思しますので、それは何か一律に基準を決めて、そこに当てはまるかどうかというよりも、むしろそれぞれの方のご事情をまずはお聞きしたうえで、なるほどこれであれば我々の条例で読めるなとか、そういうふうな形で、個々にそこは考えてまいりたいというふうに思っているところです。

【山田(博)委員】部長がそこまで言うんだったら、やってみんですか。トラブルになって、後から住宅でいろいろならんようにしてもらわないと。お金を払わないとか、ああでした、こうでしたというようにならんように、それはしっかりやっていただきたいと思いますよ。やるからには、責任持ってやってもらわんといかんからね、それは。私はこれ以上、この件には言いません。次の質問に移りたいと思います。

建築確認申請と開発許可申請のあり方について、ちょっとお尋ねします。

五島の鐙瀬の公園で、大手の商社がホテルを造るということで、それは大いに結構と私も賛

成しておったんですけれども、地元の人から、排水の計画が曖昧過ぎると、なんで県は開発許可を出したのかと。

私も確認したら、市の方が排水はきちんと責任を持ってやりますと。その排水をね、私は思いますけど、そもそもきちんとした責任を持ってやると市が言ったからと、そういうふうなことで、法律に基づいた開発の許可をするというのはいかがなものかと思うんです。

確かに五島市というのは立派な行政の一つでありますけれども、市が言ったからといって、それで開発許可を簡単に出していいものかと。民間企業に対しては、排水の流末がきちんとしていないと許可を出さないにもかかわらず、そういったことで果たしていいものかと思っているわけです。これはやはり指摘をしておかないと。というのね、部長、これはそもそも、私から指摘されたから実はなったんですよ。いかがですか、都市政策課長、それは間違いはないかどうか、そこだけイエスかノーかでお答えください。

【田坂都市政策課長】開発許可は昨年11月に許可しておりますが、その時点で、処理された排水の放流先が検討中であるということは聞いておりました。

【山田(博)委員】そういうことではなくて、いろいろ時系列を調べたら、国立公園の海に流す計画を私から指摘されて、流末は五島市が責任を持つということで変更になったということですね。そういうふうになったということ、イエスかノーかで教えてくださいと言っているわけですよ。

【田坂都市政策課長】先ほど言いました検討の過程の中で、委員からのご指摘があったと聞いております。

【山田(博)委員】 もう今はそういうふうに許可をしてしまって、後からどうしようもないんだけど、土木部長、私は、土木行政でこういったことがあったらいかんから、しっかりやっていただきたいと思うんですよ。

今の課長に言うのも酷なんですけれども、来た時にはそういった問題があったからね。今後は、土木部長、こういったことがないように。

私から言わせると、私は県議会議員だけれども、土木行政はあなた方より知りませんよ。知識も教養もないよ。しかし、私から指摘されてこういったことになるというのは言語道断よ。話にならんよ。しっかりやってほしい。そういったことで、これはあえて質問させていただいております。部長、こういったことがないように、しっかりやっていただきたいと思います。この件は部長もいろいろと聞いているでしょうから、こういったことに関して、こういったことのないように、しっかりやっていただきたいと思ひまして、この件に関しての部長の見解を聞いて、この質問を終わりたいと思います。お願いします。

【奥田土木部長】 今後、いろいろとまた様々な手続等なされるというふうに聞いていますので、関係機関としっかりと連携をとって適切に対応してまいりたいと思います。

【山田(博)委員】 ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、土木部所管の未利用地の資産の売却ということなんです。ここにさっきいただいた県有財産の売却という資料があるんです。この中に、入札参加資格ということで5番に「日本語を完全に理解できる者」とあるわけです。日本語を完全に理解できる者と。日本語を完全に理解できない者には売ってはいかんということ

は、これは何ですかね。ということは、わかりやすく言うと、学校の通知表で1とか2とかはだめだということなんじゃないかな。これはなんでこうなったんですか。

【松永港湾課企画監】 委員がお尋ねされているのは、午後から配付させていただきました長崎県県有財産の売却の公告、対馬の仁位港の公告の2番、競争入札参加資格の(5)日本語を完全に理解できない者ということについてのお尋ねかと思ひます。

この県有財産売却の入札公告につきましては、管財課が行います一般競争入札の公告に沿って行っております。土木部の方では、この記載の内容の解釈については、すみません、私も把握をしております。

【山田(博)委員】 港湾課企画監、そんな言い方はないんじゃないですか。様式というのは確かにそうかもしれませんが、管財課からもらっても、土木部の港湾課で責任を持って、入札公告をつくっているわけですから。それで責任持って土木部長の決裁でやっている中に、こういった言葉、私も字が読めますよ、こう書いているんだから。ほかの部がやっているから自分は関係ありませんとか、そういった責任逃れを言っちゃいかんよ。わかりませんならわかりませんと、申し訳ございませんと。

もっと言うとね、私がこれはおかしいんじゃないかと言って削除したでしょうが。削除させたんだよ、こんなでたらめなことがあるかということで。実は削除させたんだよ、これは。この以降にね。それを知らなかった、企画監。

【松永港湾課企画監】 申し訳ございません。その件は承知をしておりますでした。

【山田(博)委員】 以後、しっかり勉強してください。

土木部長、土木部として責任を持ってこういった売却をする時に、ほかの部がやったからといって、そういうふうに、入札執行というのは、やっぱりしっかり見ておかんといかんと思いませんよ。

管財課に確認したら、私が指摘したら、先生がおっしゃるとおりですということですね。私もこれはいかがなものかと、わかりにくいと。もっと言うとね、この趣旨は、外国の方に売却はちょっと抵抗があるからとこういう書き方をしておったんじゃないかと思うんだけど、それなら「日本国籍を有する者」とか、そういった書き方もあるんじゃないかと思うんですけど、これはちょっとわかりにくいんじゃないかと思ったんですよ。趣旨がちょっとわかりにくいから、これは書き直したらどうかというふうに言ったわけです。そういったことで指摘をさせていただきたいと思います。

石木ダムの方は、わかりましたか。

【松本河川課長】 県道は3,160メートルの整備延長で、その中で舗装まで完全に終わっているのは960メートル、町道につきましては3,640メートルの整備延長でございます。今、町道はゼロメートルでございます。

【山田(博)委員】 もう時間がきたので、こういった付替え、しっかりと整備をしていただかないと。これは土木行政として重要な事業と政府施策要望にも上がっているじゃないですか。こういった付替え道路の方もしっかりとやっていただきたいと思います。後で詳しい説明をまた再度いただきたいと思いますので、よろしくお願います。時間がきたので終わります。

【中村(一)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【小林委員】 西九州新幹線の建設促進について、重ねてお尋ねをしたいと思います。

新幹線西九州ルートを西九州新幹線とすると、路線の名称がそのようになったということで、来年秋の開業に向けて着々と事が進んでいっていると、こういうような受け止め方をいたしております。

この開業までに、もうあとわずかしかないという状況でありますけれども、今後の工事や準備のスケジュールなど、現時点でわかることがあれば教えてもらいたいと思っております。

【大塚新幹線事業対策室長】 委員ご指摘のとおり、九州新幹線西九州ルート、長崎～武雄温泉間につきましては、去る4月に路線名称が西九州新幹線となり、令和4年秋頃の開業についても公表されておりました。工事も順調に進んでいるところでございます。

工事につきましては、これもたびたびご報告をさせていただいておりますが、土木工事につきましては、去年の秋9月に本線土木が完成いたしました。現時点で主要な土木工事が40工事ございますが、6月末時点で既に31工事が竣工という形でございます。

それから、駅を建設する建築工事につきましても平成30年から始まっておりまして、諫早、新大村の両駅はほぼ完成に近い状況となっております。長崎駅につきましても、最近の報道でもご紹介されましたが、85%の進捗率ということでございます。

その他の工事も、軌道工事が約8割、レールの敷設が完了しておりますし、電気についても全体の7割以上進捗、機械についても順調に工事が進んでいるところでございます。

今後のスケジュールでございますが、土木工事につきましては、一部の工事を除きまして、年内には全ての工事が竣工する予定とお聞きしております。また、建築工事、機械工事、それ

から一部の工事を除いた軌道工事も、来年3月には全て完成する予定というふうに聞いております。併せて検査等ございますけれども、その後、時期はまだ明らかになっておりませんが、JR九州によりまして車両の搬入等も行われ、その後に試験運転が始まり、様々な検査、試験等を経て開業に至るというようなスケジュールかと考えております。

【小林委員】今、室長からお話があった、今回の西九州新幹線長崎ルート、この一つの目玉が大村市にできる車両基地ではないかという受け止め方をいたしております。

もう車両基地は完璧に完成をしているのか、進捗率がどのくらいのものなのか、この辺のところはおわかりでございますか。

【大塚新幹線事業対策室長】委員ご指摘の大村の車両基地でございますが、皆様ご存じのとおり、大村市北部の方で建設が進んでおります。総面積が約11ヘクタール、南北約1キロメートル、東西約170メートルの規模で、西九州新幹線の車両の基地であるとともに検査を行う場所でございます。

委員ご指摘の工事の進捗でございますが、造成工事、それから事務所や車庫などを造る建築工事につきましては、ともにほぼ完成とお聞きしております。現在は、レールの敷設とか電気工事、機械工事などが行われているというふうにお聞きをいたしております。

【小林委員】今の説明で、かなりの進捗の状態がわかりました。

そこで、新幹線が何両編成になるのかと、それを受け入れる車両基地の中身が、例えば線路を何本とか、大体6両編成と聞いていますが、車両基地の中に6両編成で何本ぐらいの新幹線があるのかないのか、この辺のところはわか

らば教えてもらいたいと思います。

【大塚新幹線事業対策室長】西九州新幹線で使われる車両でございますが、JR九州の発表によりますと、最新式のN700Sという車両が6両編成で、1編成が6両の車両がつながった編成という意味でございますけれども、それで走行されるというふうにお聞きしております。

実際、西九州新幹線が来年の秋に開業する時点で、この路線用に何編成の車両を入れるかということに関しましては、現時点でまだJR九州から正式に発表はございませんので、認識をしておりません。

車両基地には、車庫内、それから留置線なども併せまして車両用の11線が確保されております。もちろん、全ての車両が夜を大村車両基地で間違いなく過ごすかどうかはまだわかりませんが、少なくとも11編成の車両が入るだけの容量は確保されていると聞いております。

【小林委員】そうしますと、車両基地の中の様子が少し垣間見えてきましたが、何年かに1回は車検的な全体の点検をやらなければならないかもしれないですね。そうすると、この車両基地で、どれくらいの新幹線車両に対する点検を行うことが可能なのか、この辺のところはわかりますか。

【大塚新幹線事業対策室長】鉄道・運輸機構が公表しております新幹線車両の検査は4種類ございます。

1つは2日に一度行う仕業検査、これは目視中心の日常点検に近いようなものでございます。それから3万キロ以上または30日以内に行う交番検査というものがございまして、これについてはもう少し詳細に、例えば電気系統とか安全装置とか、そういったところの動作検査などを行うものでございます。それと60万キロ以上

たは1年半以内に行う台車検査というのがございまして、これは台車を取り外しまして超音波による探傷試験などを行う、より詳細な検査です。最後に全般検査というのがございまして、これは120万キロメートルまたは3年以内に行う検査でございまして、これはもうほとんど解体して塗装もやり直すとか、そういう徹底的な検査でございまして。

大村の車両基地で行う検査に関しましては、最初にお話をいたしました仕業検査と交番検査、この2つの検査とお聞きしております。残りの台車検査と全般検査についてはどうするんだというお話でございまして、これは西九州新幹線供用時点では、非常に残念なことでありますが離れ小島というような状況でございまして、車両基地で解体をして、必要なものだけを陸送で熊本に運んで熊本で検査をする予定となっているとお聞きしております。

【小林委員】 車両編成が6両ということですが、試運転を当然やらなければならないと思います。試運転の期間をどれくらい見ておかなければならないのか。試運転をこれからやってもらうと、それは長崎、そして武雄温泉駅までの67キロメートルを試運転しなければならないと。どれくらいの期間が予定されているのか、何かおわかりになりますか。

【大塚新幹線事業対策室長】 先ほどもJR九州からの発表がないのでわからないという話が結構多かったんですけども、すみません、この件に関しても、現時点ではまだ詳細な情報は入ってきておりませんが、開業する路線の延長とか、その時の状況とかにもよると思いますけれども、鹿児島ルートなどの例を見ると、少なくとも開業から半年前後ぐらいのイメージで車両が入ってきて試運転が始まるのかなと。すみま

せん、これは鹿児島ルートを見ての私のイメージですけども、それぐらいのイメージかなというふうに考えております。

【小林委員】 そうすると、今申し上げるように長崎から武雄温泉駅までの67キロメートルに対して、実際に開業したら時速260キロの上限というか、スピード制限でこれが走ると。

そうしますと、新幹線でよく言われる、今回の試運転もそうだけれども、騒音とか環境という点については、今後の準備や点検の中にそういうものも盛り込まれているかどうか、その点はいかがですか。

【大塚新幹線事業対策室長】 この件につきましては、先ほど事業期間のお話の中でもご説明をいたしましたけれども、騒音、振動による障害防止対策ということで、実際に車両が走り始めないとわからない部分のものでございまして、今、鉄道・運輸機構からお伺いしているのは、車両が走り始めてから、いろんな騒音、振動の測定を行った上で、明確な基準等、詳細についてはまだ伺っておりませんが、それがあある一定の基準をもって対策が必要と判断したものについては個別に対応するというふうにお聞きいたしております。

【小林委員】 事業期間を開業後3年間延長するという考え方が先ほどから力説をされております。例えば鹿児島ルートも開業から3年間、そうやって事業期間を3年間延長したということが言われているところであります。

そうしますと、先に開業した鹿児島ルートで、残務の処理の中において何か特記すべき大きな問題点が生じたかどうか。その辺のところは長崎ルートも参考にしなければならないのではないかと考えますけれども、そういう点については何かチェックをされていますか。

【大塚新幹線事業対策室長】鹿児島ルート、博多～新八代間でございますが、これは開業が平成23年3月12日でございます。事業期間を、今回私どもは3年というふうに報告を受けましたけれども、このルートにおいては2年延長をしまして、平成24年度末というふうに最初は設定をされたそうです。しかしながら、2年では終わらず、最終年度の予算を繰り越して1年を要して、結局トータル3年かかったとお聞きしております。

その内容につきまして機構にお尋ねいたしましたが、基本的には今回の西九州新幹線とほぼ同じような残事業でございます。日陰補償や騒音対策補償、これを開業後2年間で行うという計画をしていたそうですけれども、結果、対象者との補償交渉などに時間を要しまして、トータル3年かかってしまったということでございます。

ちなみに、九州新幹線鹿児島ルート以前におきましても、例えば東北新幹線、長野行き新幹線においても、開業後2年間で行おうとしたそうですが、結果ほとんど3年かかってしまったということで、鹿児島ルート以降の北陸新幹線の長野～金沢間からは3年延長するようにしたということで、今回の西九州も3年延長になったというふうにお聞きいたしております。

【小林委員】今のご答弁の中で、鹿児島ルートが、当初、事業期間を2年間という形にしておいたが、やはり問題点がそれなりに生じてきて、結果的に3年間と。

そういう点から見れば、今あなたのご答弁のとおり、長崎ルートにおいてもやはり3年間、令和7年度末にするということは非常に整合性があることではないかと思っております。

要は、開業後にどうしても問題は出てくると。

まず地元対策はあるし、それから事務の手續とか、そういうのもまだ残っているわけです。そういう残った問題を、率直に申し上げて、鉄道・運輸機構にきちんと最後までやっていただかなければいけないと、これはどうしても私どもとしては働きかけなければならないことだと思うわけでありまして。

ですから、そういう意味から言っても、今回3年間延長するという点について、先ほどから言っているような鹿児島ルートの前例を見ましても、やはり確かな考え方ではないかと、そのようなことも表明しておきたいと思っております。

では、最後になりますが、いわゆる3年間延長する手續というのは何か特別なことが必要なのか、その辺の手續のあり方についてお尋ねをしたいと思っております。

【大塚新幹線事業対策室長】今回の手續に關してですが、鉄道・運輸機構の方から先月8日に私どもの方に今回の内容についてご報告をいただきましたが、その後にJR九州のご同意もいただいたうえで、先月17日付で、もう既に国土交通省に、この内容の認可の変更申請がご提出をされているとお聞きをいたしております。

このことを受けまして国土交通省の方で認可を行うわけですが、その際に長崎、佐賀両県に対しまして、この変更申請の内容についての意見聴取が行われることとされております。

本県といたしましては、これまでご説明をさせていただいた内容を踏まえまして、委員の皆様方のご意見等も踏まえて、了承するという旨の回答をしたいというふうに考えております。

県といたしましても、先ほど委員からお話があったけれども、今後も鉄道・運輸機構が残された課題解決に向けてしっかりと取り組んでいただけるように、機構の動きを見据えて

いくとともに、地元市町とともに一緒になってしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、どうかご理解のほどをよろしくお願いしたいと考えております。

【小林委員】 よろしく申し上げます。終わります。

【前田委員】 過去にした質疑の進捗状況の確認ですけれども、長崎駅の南口の改札については、当初、県として南口に改札を設置してほしいということで、JR側はそれに対して消極的であって、その後、また私が質疑する中で、やはり南口の設置は求めていくんだということだったんですけれども、その後の進捗状況について、まずご答弁いただきたいと思います。

【田坂都市政策課長】 新駅舎への南口改札の設置につきまして、委員おっしゃいましたように、JR九州は、従来、要望者が費用を全額負担するとしても応じられないという見解でございましたが、県から港との連携の重要性を繰り返し主張したところ、「新幹線開業後の人の流れを見て改めて協議する」という回答を得ております。

また、さらに、長崎駅周辺エリアデザイン調整会議の委員からも、「南口改札の設置を想定して周辺施設をデッキで結ぶことも検討すべき」という意見を伝えたところ、令和5年秋に全面開業予定のJR新駅ビルには、2階レベルの歩行者デッキが盛り込まれた計画となっております。

令和2年3月に開業された長崎駅には、将来の南口改札と歩行者デッキの設置を前提として、在来線、新幹線ともに2階ホームの南側に歩行者通路を整備しており、南端部から長崎港を見渡すことができるようになっております。

県といたしましては、これは長崎市も同じですけれども、元船町、出島方面と駅とを結ぶ歩

行者動線の確保が重要と考えており、今後これらの実現に向けて関係機関との協議を進めたいと考えております。

【前田委員】 今、答弁があったように、JR側は開業後の人の流れを見てということも言っているわけですが、その後、課長が答弁したように、関係機関も含めて具体的な提案がされているわけですね。これは、県として元船、港の方に向けての人の流れ、動線をつくりたいということでの要望です。単に駅の利用者の利便性を高めるというだけのことではなくて、そういった目的を持った要望ということであるならば、今言ったようなことを踏まえて、もう少しタイムスケジュールも組んで、具体的に県の方で案というものを、もちろん事業の内容であったり事業費も含めて、そこも当然長崎市との協議も必要ですから、それをきちんとやって形を見せていくという作業が必要だと思っています。やはりその準備をしておかないと、開業後の人の流れを見ても、人の流れは、当然中央の改札口で降りるというのはもうわかっているので、そこからして、また準備しますと言うんじゃないで非常に遅れる話なので、開業効果も含めたところでやるのであれば、別途の作業を並行して内部で検討していただきたいということを要望しておきたいと思います。

併せて周辺環境の整備についてですが、ちょうどこの委員会室から見えていますけれども、いよいよ長崎市のMICE施設も11月開業という段取りです。駅の西口のところ、そしてMICEの入り口の動線を見た時に、交通アクセスを考えた時に、非常に渋滞を巻き起こすんじゃないかとか、このキャパで大丈夫なのかなという部分と、出口に関しても信号もないような状況、もしくは国道に対して合流する部分が非常

に車線も少ない。そして、なおかつ、このラインが、今の状態でさえ週末は混雑する中で、新たな商業施設が先ほど言ったような形で出てくると、なおさらこの動線は非常に問題があるというか、今から改善していかなくちゃいけないと思うんです。

11月にオープンして、お聞きするところでは年間65万人ぐらい人を呼びたいということで、初年度、その7割方は予約が入っているという中では、あまり時間がない中で、県警との協議も含めて、どこまでの改善をしていこうとしているのか、そしてその後、段階的な取組をしようとしているのかについてご答弁をいただきたいと思います。

【田坂都市政策課長】長崎駅周辺の道路につきましては、長崎市におきまして、区画整理事業と併せまして長崎警察署と交通局を結ぶ長崎駅中央通り線、それから長崎駅西口と出島メッセ長崎の間を通る長崎駅西通り線、また旭大橋から東側の中央郵便局に向かう大黒町恵美須町線の整備を行います。

駅周辺の骨格を担う道路は、基本的に長崎市で整備を行いますが、先ほど話がありました商業施設等の開発に伴う交通対策につきましては、各開発事業者で責任を持って整備を行っていただいております。

長崎駅の西側につきましては、出島メッセ長崎の前の道路でございますが、これはもう既に供用されておりまして、出島メッセ長崎が開業する今年11月以降、利用客による交通量の増加が見込まれておりますが、市によりますと、現在の車線数で交通処理が可能と聞いております。

また、アミュプラザ横の立体駐車場から旭大橋横の県道への合流点につきましては、駐車場の入場待ちによる道路や駐車場内の滞留が発生

しており、JR新駅ビル整備により、さらに車両が増大することが懸念されていることから、JR九州から県が工事の受託を受けまして、駐車場用の出入り専用のレーンを新たに設ける予定としております。

【前田委員】長崎市と確認する中で、今のような対応でやっていこうということなんでしょうけれども、やっぱり市民の目線から見ても大丈夫かという声も大分聞こえてきているし、今のような計画が市民の方にも、県民を含めて十分に情報が提供されていませんので、ぜひ、今のような話も含めて一度、これは市かもしれませんが、情報をしっかり出す中で、いろいろな意見を聞きながら、もし足らざるところがあるならば検討していただきたいと思います。

周辺環境整備の中でもう一点だけ質問しようと思っていたのは、駅の大黒町のバスターミナルの件です。従来は、そちら側の方にバスのターミナルをつくってというのが、公共交通結節等機能の会議の中で、大黒町に再開発も視野に入れたバスターミナルの構想について今後検討していくということで方向性が出てきています。ただ、お聞きすると、それが10年ぐらいのスパンでかかるという中で、今、予定していた場所が、跡地というか、その場所がどういう活用が図られるのかということと、せっかく来年秋に新幹線が開業したとしても、バスのターミナルは従前どおりの形で何年かそのままに残るという状況が予測される中、なおかつ武雄温泉駅で対面乗換えで長期間運行していかなくちゃいけない中で、やっぱり一定、博多から長崎のバスの利用者のニーズは多分あるんだと思うんです。そうした時に、陸の玄関口としてせっかくこの駅を整備したとしても、その対面が今のような老朽化した、バリアフリーも効いていないよう

な建物であること、もしくは、バスターミナルを検討する中で、乗り入れの規模を聞いたら、かなり希望もある中で、二次交通としての可能性を含めたところで本当にバスターミナルの中だけで計画を立てていけば、4～5年は従来どおりという話で、それで本当に交流人口を促進するという話の中で、いいのかとなった時に、私は個人的には、仮設的にも従来の場所でバスターミナルの機能を一部残すべきだと思っているんです。

そういうことも含めて、バスターミナルは交通局、しかし交通の結節というところから考えていけば都市政策課というふうに、どちらが主体でやっていくかということが見えていないので、特にバスターミナルについては、平田副知事の話によると、国土交通省も前例として成功した事例を見てきているので、長崎がそれを進めるのであれば大いに応援しますということも含めて、この構想を進めていきたいという話を聞く中で、これは土木部長にお聞きしたいんですが、そういったことを含めた時に、今、バスターミナルもしくはバスの公共交通というところだけが、少しまだ検討状態のままになっているんですが、ある程度これも目途を立てていかなきゃいけないと思っているんですが、部長としての見解を最後に聞いて、後はまた9月議会の時に改めて詳細を質問したいと思いますので、ご答弁をいただきたいと思います。

【奥田土木部長】交通結節機能の強化というところから、都市政策課なのか、交通局なのかというところですが、例えば道路法においても、少しそのあたりが改正されて、道路管理者としてもやりやすくなっている部分とかありますので、どうすればうまくいくのかというところは、引き続き事業スキーム等は考えていき

たいと思いますけれども、いずれにしても今年度、関係する地元の方々と、しっかりとご意向を確認しながら、具体的なものを具現化に向けて煮詰めていきたいと思っておりますので、今年度がまずは大事になるかなと思っております。

【中村(一)委員長】 これをもちまして、質問を終了いたします。

土木部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 4時59分 休憩

-----  
午後 4時59分 再開  
-----

【中村(一)委員長】 委員会を再開します。

これをもちまして、土木部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、7月2日（金曜日）は、午前10時から委員会を再開し、文化観光国際部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 5時 0分 散会  
-----

## 第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年7月2日

自 午前10時 0分  
至 午後 4時16分  
於 委員会室 3

国際課長 江口 信 君  
国際課企画監（平和推進・国際協力担当） 坂口 育裕 君  
スポーツ振興課長 野口 純弘 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 中村 一三 君  
副委員長(副会長) 北村 貴寿 君  
委 員 八江 利春 君  
" 小林 克敏 君  
" 中島 廣義 君  
" 山田 博司 君  
" 前田 哲也 君  
" 深堀ひろし 君  
" 松本 洋介 君  
" 赤木 幸仁 君  
" 坂口 慎一 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

文化観光国際部長 中崎 謙司 君  
文化観光国際部政策監(国際戦略担当) 前川 謙介 君  
文化観光国際部次長兼文化振興課長 土井口章博 君  
文化振興課企画監(国民文化祭・文化観光推進担当) 立石 寿裕 君  
世界遺産課長 馬場 秀喜 君  
観光振興課長 永峯 裕一 君  
国際観光振興室長(参事監) 佐々野一義 君  
物産ブランド推進課長 長野 敦志 君

6、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開議  
-----

【中村(一)委員長】 おはようございます。  
委員会及び分科会を再開いたします。  
これより、文化観光国際部関係の審査を行います。  
審査に入ります前に、理事者側から、人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。  
【中崎文化観光国際部長】 おはようございます。  
それでは、本日出席しております文化観光国際部の新任幹部職員を紹介させていただきます。  
〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【中村(一)委員長】 ありがとうございます。  
それでは、これより審査に入ります。

【中村(一)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算及び予算に係る報告議案を議題といたします。

文化観光国際部長より、予算及び報告議案の説明を求めます。

【中崎文化観光国際部長】 それでは、お手元に予算決算委員会の議案説明資料をよろしくお願いたします。

1ページでございます。

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第97号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、報告第4号「知事専決事項報告『令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）』」のうち関係部分であります。

はじめに、第97号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、合計600万円の増であります。

この結果、令和3年度の文化観光国際部所管の歳出予算額は、126億6,456万3,000円となります。

歳出予算の内容について、ご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により運休を余儀なくされている国際航空路線の維持を図るため、航空会社の県内における運航拠点の継続支援に要する経費として、国際定期航空路線維持・拡大事業費600万円を計上しております。

次に、報告議案についてご説明いたします。

報告第4号「知事専決事項報告『令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）』」のうち関係部分についてご説明いたします。

これは、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了解いただいております。令和2年度予算の補正を、令和3年3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

文化観光国際部所管の補正予算額は、歳入予算では、合計2,589万円の減、歳出予算では、合計4億8,753万1,000円の減となっております。

歳入予算の主な内容についてご説明いたします。

国庫支出金の主なものは、ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金1,032万

9,000円の増であります。

諸収入の主なものは、しま旅滞在促進事業市町負担金2,910万9,000円の減であります。

歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

企画費の主なものは、スポーツコミッション事業費1,189万3,000円の減であります。

生活対策費の主なものは、文化芸術による地域ブランディング事業費529万2,000円の減であります。

社会教育費の主なものは、包括的保存管理計画推進事業費999万5,000円の減であります。

観光費の主なものは、しま旅滞在促進事業費1億3,237万5,000円の減であります。

商業費の主なものは、県産品消費拡大事業費1,064万4,000円の減であります。

次に、令和2年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告のうち、文化観光国際部関係についてご説明いたします。

繰越額の主なものは、国境離島振興事業費3億1,449万8,000円であります。

繰越の主な理由は、国の交付金を活用する事業について、年度内に適正な事業期間を確保できなかったことによるものであります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(一)分科会長】次に、国際観光振興室長より補足説明を求めます。

【佐々野国際観光振興室長】それでは、令和3年度6月補正予算案として上程させていただいております予算について、補足して説明をさせていただきます。

予算決算委員会観光生活建設分科会補足説明

資料により説明をさせていただきます。A4縦長の資料になります。

資料の2ページをご覧ください。

国際定期航空路線維持・拡大事業費として600万円を計上いたしております。

長崎空港に就航しております国際定期航空路線につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、昨年2月から1年以上にわたって運休を余儀なくされております。また、感染力の強い変異株の拡大により、我が国だけでなく各国においても感染拡大が続く中、水際対策が強化されており、長崎空港の国際定期航空路線については、既に本年10月末までの運休も決定しているところであり、運航再開の時期を見通すことができない状況にあります。

今回計上させていただいている予算につきましては、国際定期航空路線のうち、上海線を運航する航空会社から、運休期間が1年以上と長期に及び、また再開時期も不透明な状況にあることから、同社の運航の拠点となる県内支店の運営費用について支援要請を受けたことに伴い、その費用の一部を支援するための予算について計上させていただいております。

上海線を運航する航空会社においては、運休により収益がない中、これまでの間、可能な限りのコスト削減に取り組まれてきておりましたが、運休期間が長期に及ぶことから支援要請を受けたところであり、今回、本年度1年間の支店運営に係る事務所賃借料などの固定経費相当額について支援を行うことといたしております。

同社においては、中国本社、日本支社からの要請により、本県だけでなく、同社の支店を有する他自治体に対しても同様の要請がなされているところであり、地域間競争の中、早期の路線再開、再開後の増便化などにつなげていく意

味でも支援を行いたいと考えております。

また、上海線については、日中を結ぶ路線として、東京、大阪に次いで3番目に開設された歴史ある路線であり、搭乗率が低迷する中であっても40年以上にわたって運航を維持されてきたところであり、本県と中国との観光をはじめとした様々な分野において交流を拡大していくためにも重要な路線となっております。

なお、長崎空港の国際定期航空路線については、上海線のほかにも路線はございますが、県内に運航の拠点となる支店を設置しているのは上海線を運航する航空会社1社のみであることから、同社に対する支援を行うこととしております。

新型コロナウイルスの感染拡大後、定期航空路線を運航する各航空会社とは、これまでも随時オンラインを中心に情報共有、意見交換を行っているほか、運航再開に向け連携したプロモーションについても協議を行っております。引き続き、上海線を含めた定期航空路線について、地域間競争の中、早期の運航再開に向けて、本県の観光地としての認知度向上と、併せて路線の認知度向上に取り組むとともに、新規路線誘致についても取り組んでまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、補正予算に係る補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(一)分科会長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】皆さん、おはようございます。

まず、国際観光振興室長から説明がありまし

た国際定期航空路線維持・拡大事業について、お尋ねしたいと思います。先ほどいろいろと説明がありましたけれども、説明をお聞きすると、これは必要不可欠な事業だというふうに理解できるのですが、問題は2つあると思うんです。1つは、今後1年間のいろんな経費を支援するということでありましてけれども、1年間これで応援しますからといって、1年以内は決して撤退はないというのが間違いないかどうかということ、もう一つは、今後、例えば2年目、3年目も同じようにあった時に、どのようにしていくかということをお場で、ある程度の方針をすると、委員の皆さん方もご理解いただけるんじゃないかと思うんですが、その2点について、お答えいただけますか。

【佐々野国際観光振興室長】今回、路線再開に向けて、運航の拠点となる支店を継続するためとして支援要請を受けております。その際に、コロナ後に運航再開をするという意向は確認しております。それから、実際にこの支援を交付する際には、航空会社としての再開時期の見通し、それからコロナ収束後の再開に向けた取組、運航再開後の利用促進策などについても計画を提出いただくというふうに考えております。

それから、コロナが長期に及んで、さらに来年度、再来年度ということになれば、また状況を見極めながら、航空会社とも協議をして、必要であれば、追加の支援についても検討してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】1年後は、またこういったコロナが長期化する場合は、いろいろと議会とも協議していくということでしたけれども、この1年間は撤退はないということで理解していいんですか。そこを明確にさせていただかないと、そういうふうなお互いの話でしているかという

ことを、これは600万円といっても大きなお金ですからね。国の地方創生臨時交付金といえども大切なお金ですから、税金ですから、そういったことでお尋ねしているわけですが、いかがですか。

【佐々野国際観光振興室長】航空会社のほうからは、運航再開を前提としての支援要請を受けておりますし、こちらとしましても、1年間の事務所の運営に係る経費ということで支援を行うということで航空会社にもお伝えしておりますので、この1年間は、少なくとも撤退ということはないと考えております。

【山田(博)委員】ぜひ、そういったことで進めていただきたいと思います。

それでは、観光振興課のほうにお尋ねしたいのですが、観光振興課で、横長資料の観光情報発信事業費とか、観光客誘致対策事業ということでいろいろありまして、その中で、観光振興課は五島市に、令和3年4月1日に、5,900万円、プロモーション事業費として助成しておりますね。私が言っているのは、観光振興課が観光振興費として予算額を計上している横長資料の17ページに関連して質問しているんです。五島市が五島列島全国PRプロモーション事業として6,000万円ぐらい予算を出しているんです。今、この横長資料をずっと拝見していますと、コロナでいろんな事業ができないということで、どんどん、どんどん返還しているんです。今回、五島市に、私の地元だから大変ありがたいことであつたんですけれども、ほかの事業はどんどん、どんどん返却しているのに、この金額が大きいから、対馬市もそうですけれども、こういったお金を満額使っているんですか。それはお尋ねしたいと思います。

【中村(一)分科会長】休憩いたします。

-----  
午前10時13分 休憩  
-----

-----  
午前10時14分 再開  
-----

【中村(一)分科会長】再開します。

【永峯観光振興課長】ご指摘いただいた各市町への内示の補助事業につきましては、国境離島交付金を活用した事業の関係でございます。しま旅グレードアップ事業というようなことで、各市町で滞在型商品を開発していくといったようなところに対しまして補助を行っていくというものでございます。委員ご指摘のとおり、昨年度も同様の事業を行ってきたところではありますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で一部事業が実施できず、2月補正予算、あるいは本会の専決補正予算で減額したというようなところがございますが、令和3年度につきましても、同様のことが起き得るということがございますけれども、現段階では、事業が実施できるというような部分も含めて内示をいたしたところでございます。金額は大きくなってございますが、内訳として、五島市につきましては11の事業がございますし、対馬市につきましても6事業ということで、合計の金額を記載させていただいているところでございます。

【山田(博)委員】観光振興課長、答えになっていないと思うんです。横長資料の18ページに、先ほど観光振興課長は、しま旅滞在促進事業費に含まれているということで、去年は1億3,000万円返しているんですよ。そうしたら、今、対馬市に5,000万円、五島市に6,000万円ですね。私は、この事業を否定しているんじゃないかと、今、コロナ禍の中で、それだけの予算、事業を11もして大丈夫なのかと。観光客には島外から来るなとかいろいろ言っていて、自分たちが出て行って、この前も市議会でも、市の職員が島

外に出て行って何をやっているんですかと指摘されたとかいろいろありまして、このプロモーション事業というのは、そういった点で、きちんと精査してやっているのかと私はお聞きしたんです。去年も同じことをやって、お金を1億3,000万円返したんです。今年も大丈夫なのかと、その準備は確かにしなければいけないと思うんですけれども、言われたから「はい、わかりました」じゃなくて、そこは精査しなければいけないんじゃないかと私は言っているわけですよ。それはいかがですか。

【永峯観光振興課長】この全国PRプロモーション事業につきましては、テレビ等での全国的なPRといったようなことを実施する予定にいたしております。出向いて行ってというようなことの部分は、やはりこのコロナ禍の中では、そういったことは今回、企画の中には入っていないという状況でございますが、ただ人を呼び込むような活動が実際にこの感染状況の中でできるのかということについては、確かにそういった部分はあるかと思っておりますので、実際にその事業をやっていく中では、感染状況を見極めながら、どのタイミングでPRをしていくのかというようなことはあるかと思っております。ですが、予算につきましては、PRできる段階ではすぐ動けるように一定確保して、実施をしたいと考えているところでございます。

【山田(博)委員】観光振興課長、私が言っているのは、横長資料、去年は1億3,000万円返してもらったんでしょう。ここにまた、しま旅で同じにするというのは、同じ事業をそのままやっているのかやっていないか、そこだけお答えください。令和2年と令和3年は同じ事業をやっているかやっていないかです。同じ事業をやっているのに、また同じですとなると、それは

ちょっと工夫が必要であったんじゃないかとは思うわけです。

【永峯観光振興課長】令和2年度の1億3,000万円の減は、私が先ほどからご説明いたしておりますグレードアップ事業とは別で、離島に来ていただく、しま旅の商品造成の経費でありますとか、そういった経費となります。今回の1億3,000万円の減額は、そちらの実績減となっております。この五島市の昨年度の先ほど来、議論があっている同じ事業の実績額を申し上げますと、約6,800万円の事業計画に対しまして、実績は5,200万円ということでございますので、8割程度の執行率ということにはなっております。

それで、全国PRプロモーション事業につきましては、昨年度は、テレビ、雑誌への露出を中心にやってきたところでございますけれども、今年度につきましては、先ほど申し上げたテレビ等でのPR、こういったものを展開していくというような予定にいたしているところでございます。

【山田(博)委員】観光振興課長、最初は、しま旅滞在促進事業費で大まかにやっているから、コロナで変わったと言ったけれども、今になったら、今度はダブってませんよという話が私には聞こえたんですけれども、答弁をしっかりとってやっていただきたいと思うんです。最初にあなたがそういうふうにしたから、これを言っているのであって、私は、PRをしてはいかんとってないんです。しかし、このコロナ禍の中で、こういった事業費が効果というのを、例えば市とか町がやる気があるなら、それをそぐようなことは言いませんけれども、お互いに、これはしっかりと知恵を絞って、お金を返還しないように、ちゃんとしてもらいたいから言っ

ているわけですよ。ほかの事業者もやりたいところがあった時に、そういった予算があるんだったら自分たちはしたかったというふうになるでしょうから、それで指摘しているわけでございますので、ぜひご理解いただきたいと思えます。

それで、物産ブランド推進課長にお尋ねしますけれども、横長資料の19ページに、県産品消費拡大事業費が1,000万円減額になっておりますけれども、そもそも昨年度も今年度も大体目標は達成できそうなんですか。どういう状況ですか。

【長野物産ブランド推進課長】お尋ねの県産品消費拡大事業費の1,000万円の減でございますけれども、まず第1弾、第2弾のよかもんキャンペーンということで、県産品の消費拡大に向けて、ネットでやった部分の実績でございますが、それにつきましては目標をそれぞれ掲げる中で、ほぼ達成をしているという状況でございます。金額で申し上げますと、全部で約4億6,000万円程度の売上を実績として上げたというような状況でございます。

今回減額をしたものは、送料の部分の負担を実績確定する中で、どうしても減額をしなければいけないという部分でございますとか、あるいは出展料についても年間分をできるだけ多く見ようと思うところではありましたが、その分についても一定減額をさせていただいたということでございます。あと、これに加えて、「よかみせキャンペーン」という店舗の前売り食事券を購入いただいて、その3割相当の県産品をプレゼントするというキャンペーンでございますけれども、この部分につきましても、最終的に実績として見込みよりもちょっと減ったという部分がございます、一部減額してい

るといったものが含まれておりまして、全体として、このような金額となっております。

【山田(博)委員】今お聞きしたら、令和2年度の目標4億6,000万円を達成したということでもありますね。じゃ、今年度、幾ら目標を立てているんですか。コロナ禍で、よく目標達成できたなと思いますけれども、今年度の目標を明確にお答えください。

【長野物産ブランド推進課長】今年度につきましては、第3弾ということで現在取組をさせていただいております。今回も、e-ながさきとこむ、あともう一つは漁連のサイト、これを合わせまして2億円ということで目標を掲げて進めているところでございます。

【山田(博)委員】物産ブランド推進課長、今年もコロナ禍でいろいろありますけれども、去年は4億6,000万円目標を達成したと。今年は2億円。普通、去年もらったから、それを目標にするとか、去年、あれだけの中で一生懸命やって、普通、その8割とか聞きますけれども、半分の目標というのは聞いたことない。もう一声。

【長野物産ブランド推進課長】昨年は、1年間を通して4億6,000万円という形で目標を掲げさせていただいているところでございます。今回、第3弾につきましては、状況を見ながらですけれども、現在、補正予算で組ませていただいているのが約半年ぐらい、要するに、10月を目途として今、キャンペーンを進めさせていただいております。その目標として、今、約2億円ということで掲げさせていただいているところでございます。

今後のこういったキャンペーンの実施につきましては、また状況を見ながら検討していきたいと考えております。

【山田(博)委員】物産ブランド推進課長、去年

は4億6,000万円目標を立てて、目標達成できましたとって、私は拍手喝采しているわけですよ。ところが、キャンペーンが10月までですから2億円しか目標を立てませんと。そんな弱気になってどうするのですか。あなたがそんな弱気だったら、誰がついてくるのですか。もうちょっとしっかり目標高く、志は高くしなければいけないわけですよ。

そこで、あなたはそれだけ限界でしょうから、部長の後押しがないと、なかなかあなたは目標達成できないでしょうから、文化観光国際部長、目標を、去年はあれだけの中で4億6,000万円売ったんですよ。それはびっくりして、頑張ってくださいと言ったら、今年は幾らかと言ったら2億円ですと。「何だこれは」となるじゃないですか。文化観光国際部長、ぜひ志を高く、目標高く頑張っていたきたいと思うんですが、いかがですか。

【中崎文化観光国際部長】コロナ禍の中で、先ほどの観光事業者あるいは物産事業者、大変ご苦労されております。今、国の交付金も活用しながら様々な事業を展開しておりますので、この事業が最大限効果を上げて、いわゆる事業者の皆さんの後押しになるように、ぜひ効果を上げるような形で最大限取り組んでまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】それは気持ちはわかったんだ。私は目標額を示してもらいたいと言っているわけですよ。それは気持ちはあるけれども、ただ目標を高く持たないと、ついていくものもついていけないし、数字的に言わなければいけないんです。だから、それを目標達成してなかったら「何だ、これは」とかいうふうな人は誰もいないんだよ。文化観光国際部長、もう一度。

【中崎文化観光国際部長】今年のキャンペーン

も一定の目標額を立てているところでございますけれども、実施主体の物産振興協会とも、目標額をこれ以上積み上げて、事業者の皆様の後押しになるようなことができないか、それについてはしっかり検討して取り組んでまいりたいと思っています。

【山田(博)委員】文化観光国際部長、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それと、あと横長資料で、観光振興課長、亜熱帯植物園の管理費が3,700万円となっておりますけれども、多く減額した理由というのを説明していただけますか。

【永峯観光振興課長】亜熱帯植物園の事業費の減の内容でございますけれども、これは植物園の崖下と申しますか、防災対策工事を実施することといたしております。これは波浪の浸食によって地滑りが起きることを防止するために、消波ブロックを設置しようとするものでございます。当初は、昨年度令和2年度に消波ブロックを製作し、今年度、据付け工事を行うというようなことで予定をいたしておりましたが、土木部のほうと施工内容について再検討した結果、消波ブロックの製作と据付けを一本で事業として発注する、そういったことが望ましいということで、昨年度予定をいたしておりました予算額2,800万円を一旦減額いたしまして、今年度、改めて9,500万円を当初予算で議決をいただいております。この9,500万円の予算で、今年度、改めて事業を実施するというところでございます。

【山田(博)委員】そういった事情だったんですね。要するに、工法が変わったということであって、速やかな安全対策をしっかりとやっていただきたいと思います。

続きまして、次長兼文化振興課長にお尋ねしますけれども、孫文・梅屋庄吉ミュージアムの

運営費と、国際課長にお尋ねしますけれども、上海事務所の運営費とか、ソウル事務所の運営費の減額が結構な金額になっておりますけれども、これは説明をいただきたいと思うんですが、時間が来ているので一旦終わって、再度質問させていただきたいと思います。

【中村(一)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【松本委員】先ほど山田(博)委員の質問の中にありました600万円の航空対策費について、質問いたします。私も大変重要な事業だとは思いますが、公金でありますので確認したいのですが、現状としては、2月から全便が運休で、運航再開の見通しが10月末まで立っていないということで、今回の600万円というのは、あくまでも路線維持をするための予算ということですが、先ほど答弁の中にもありましたが、事務所の1年間の維持費という名目でのこの600万円の適用をするということの認識でよろしいでしょうか。

【佐々野国際観光振興室長】委員おっしゃるように、1年間の支店を運営するための固定的な経費を支援したいと考えております。

【松本委員】そうしますと、その支店には誰もいないわけではなくて、スタッフの方もいらっしゃるし、その部分の人件費や事務所費という形になると思うんですが、スタッフは常駐でいらっしゃるのでしょうか。

【佐々野国際観光振興室長】事務所のほうには支店長以下スタッフの方もいらっしゃいますけれども、運航されていないということで、雇用調整助成金を活用しながら休業されている方もいらっしゃるという状況でございます。スタッフとしてはいらっしゃいますけれども、今回の支援としては、そういったものは含んでおりま

せん。

【松本委員】 そうしましたら、スタッフの方々  
は運休中は雇用調整助成金で事務所にいらっし  
やるということで、その部分で、運休中には、  
どのような活動をされていらっしゃるのか、お  
尋ねいたします。

【佐々野国際観光振興室長】 航空便を運航する  
に当たっては、いろんな資格とか、マニュアル  
の変更とかがありますので、そういった研修を  
されているというふうにはお伺いしていますし、  
あと日本支社、それから中国の本社と協議をさ  
れていると。雇用調整助成金を活用して休業さ  
れているところもありますので、フルに働いて  
いるということではないという状況です。

【松本委員】 せっかく継続のためにこういう予  
算を可決しますし、支店は維持していただく  
ということですから、ほかの業務もあられるでし  
ょうけれども、もちろん継続していただくための  
支援でありますので、今後再開した時のために、  
様々な取組ができるように、やはりスタッフの  
方々にも連携を密に取って、予算可決後にどう  
いった動きをされるのか、また営業活動等も今  
後協力していただけるように働きかけをしてい  
ただくことを要望して、質問を終わります。

【中村(一)分科会長】 休憩いたします。

-----  
午前10時32分 休憩

-----  
午前10時34分 再開  
-----

【中村(一)分科会長】 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】 国際定期航路の路線をしっかりと維  
持するために、今回、上海便に対して600万円  
の支援をしよう。要するに、県内に支店を持  
つ航空会社に対して支援を行うというようなこ

とで計上されているわけでありませぬ。先ほどか  
ら話があつておりますように、令和2年2月  
から、長崎空港を発着する国際定期航路の路線  
については、全便運休しているわけですね。そ  
こから見ても、非常に破壊的なダメージを受け  
ていると思うわけですね。そういう点から考  
えてみても、今回、県内に支店を持つというの  
が上海便の航空会社でありますので、これを維  
持するために、それだけの支援を行うというこ  
とは、私は、県民が非常に望んでいるところ  
ではないかと思つておるんです。国際定期航路  
をとにかく早く再開してもらいたい。そのた  
めには、路線を維持しなければいけないと。そ  
のため手段としてこういう支援を行うというこ  
とは、これは現実にはかなう、しかも、ちょ  
っと失礼だが、1年間600万円ですから、そ  
んなに大きな金額ではないような気がしてい  
るわけですね。むしろ、この路線を維持する  
ためには、もっともっと支援をしてもいいの  
ではないかと、こういうような考え方を持  
っているけれども、あなたは少し堅いのか、  
この上海便を維持するために、もうちょっと  
この600万円以外の支援とかいうことは考  
えることができないのかどうか、その辺は  
まずどうですか。

【佐々野国際観光振興室長】 今回はいく  
までも支店を維持していくための支援という  
ことで考えておりますけれども、運航が再開  
すれば、長崎と上海を結ぶ路線の認知度を  
高めるためのプロモーション、それから利  
用促進させるための航空会社もしくは旅  
行会社と一緒にした取組についても、改  
めて必要があれば議会のほうにもご相  
談をさせていただきたいと思つてお  
りますし、当初予算のほうでも計上さ  
せていただいておりますので、その中  
で対応させていただきたいと思つて  
おります。

【小林委員】 そうすると、今回は600万円だけということ、そこは理解をしておりますけれども、まだ第2弾、第3弾で、要するに、国際定期航空路線を維持するために、そして早期の運航再開を考えるために、いろんな形の中で支援を行っていききたいと、そういう考え方はお持ちだということをおっしゃったと思いますので、そのような形の中で、ぜひこれからも必要な支援は議会にもきちっと相談をしてやっていただくことをお願い申し上げたいと思います。

そこで、お尋ねをしたいわけけれども、今、世界は、いろいろと報道等で聞くところによると、コロナ収束後のいろんな取組、特にインバウンドの取組というのがいろいろと話題になっているところでもあります。そうすると、当然、長崎県としても、インバウンドの再開とか、需要回復、そういうようなことについては、きちんと見通しを立てながら、いわゆるコロナ収束後の準備を進めていかなければいけないと考えますが、その辺のいわゆる再開に向けた需要回復とか、いつ頃からそういうスタートをするのか、そんなようなことについて、いろいろと県当局として、どういう見通しを立てているか、お尋ねをしたいと思います。

【佐々野国際観光振興室長】 インバウンドの需要回復につきましては、航空会社、旅行会社等と意見交換を行っておりますけれども、各国におけるワクチンの接種状況、それから感染力の強い変異株の感染拡大などもありまして、なかなか再開時期を見通すということは難しい状況でございます。

しかしながら、本年の6月にIATA（国際航空運送協会）が世界の航空需要の見通しというものを発表されております。当初発表されていたものが2019年、コロナ前の水準に回復す

るのが2024年とされていたものが、2023年には2019年の水準を5%程度上回るといった予測がなされております。

県としましては、再開してからいろいろなプロモーションをするということでは地域間競争に遅れを取ってしまいますので、現状では、コロナ後は、個人旅行化それからデジタル化が進んでいくということがありますので、個人の方に直接情報をお届けするようなデジタルプロモーションを強化して取り組んでいるところでございます。

それから、定期航空路が就航しております香港、新規路線誘致に取り組んでおります台湾については、現地の事業者現地情報の収集、長崎県情報の発信などの業務を委託して取り組んでいるところでございます。

【小林委員】 そうすると、今の国際観光振興室長のお話では、2023年、つまり約2年後ぐらいにインバウンドの需要回復というようなことが考えられると。そのこのところを絞ってこれから準備を始めていって、コロナ収束後のインバウンド対策は、そこに絞っていくと、こういうような考え方を述べられたと思うけれども、そういうことでいいかということと、それからもう一点の質問は、先ほども言われたように、インバウンドの需要再開というような形けれども、例えば、旅行形態がいろいろ変わってくるんじゃないかと。少し触れられましたが、今までは、団体とか、大きなグループ、そういうようなものがかなり中心ではなかったかと思うけれども、個人の旅行者がこれから増えてくるのではなからうかと、そんなようなことがよく指摘をされております。この辺の旅行形態についてはどう思っているのか。それと同時に、そういう旅行者が求めるニーズ、この辺のコロナ

後の変化をどういうふうに捉えているか、この辺のことについても重ねてお尋ねしたいと思います。

【佐々野国際観光振興室長】インバウンドの需要が回復するのは2023年ということになりますけれども、そこに向けて、現状でもできる取組については、先ほど申し上げましたように、デジタルプロモーションを強化したり、現地に業務を委託して実施するなど、継続して取組は続けていきたいと考えております。

旅行形態につきましては、委員のほうからもお話がありましたように、集団で行動するような団体旅行から、個人旅行化が進んでいくと考えております。個人の皆さんにつきましても、今までとは少しニーズが変わってくるということで、例えば、癒やしだったり、自然体験、そういったものを求めてくるのではないかとと言われております。

もう一つは、個人旅行化が進んでくるということになりますと、貸切バスで一団で移動することにはなりませんので、アクセスのほう課題になってまいりますので、県内を広く周遊していただくために、二次交通対策、これは公共交通事業者それからレンタカー事業者、こういった皆さんと、より周遊しやすい仕組みも検討したいと考えておりますし、先ほど、体験が重要になると申し上げましたけれども、宿泊施設それから体験事業者、交通事業者と意見交換をしながら、パッケージ化した小規模の商品造成ができないかといったことも県内のランドナーと意見交換を行ってまいりたいと考えております。

【小林委員】何といたしましても、コロナが終わった後に、さあ、それから取り組むかと、これでは間に合わない。見識のあるそれぞれの旅

行会社とか、あるいは我々も戦略的な県のこういうインバウンド対策をしっかりと考えていかなければいけないと、こういうふうに思っているわけです。

それで、今、需要回復のために、どんな準備をしているのかというようなことについてはお話がありましたので、2023年を一つの目標にしながら、そのための準備を進めていくんだと、またやっているよというようなことで、上海線だけじゃなくて、香港線、その他のいろんな形の中でやっていただいていると思うんですけれども、やっぱりこれからインバウンドを全面的に需要拡大をしていくためには、何といたしても国際定期航路の新規の開拓をしていかなければいけないと、常に課題として横たわっているわけです。

その点については、昨年の夏頃から、台湾の路線をチャーター便から定期航空路に定着させたいと、こういう具体的な取組があったと思うし、またチャーター便でかなりの実績を上げられたと思うわけです。しかしながら、残念ながら、コロナでこれが今、中休みの状態ではあるけれども、その後においても、台湾の定期航路の実現のために、これを就航させるべく懸命に取り組んでいただいていると思うけれども、現時点で言えるようなことの中でのこの取組についてのご答弁をいただきたい。

【佐々野国際観光振興室長】台湾線につきましては、委員のほうからもお話があり、2019年の夏から秋に、連続チャーターということで、搭乗率も90%を超える状況で好調に推移したということで、航空会社のほうからは、昨年の夏には、連続チャーターもしくは定期航空路線ということで就航計画をされておりました。残念ながらコロナということで、一旦計画

は延期ということになっておりますけれども、この間、定期航空路線の就航に向けたいろんな調整が進んでおりまして、昨年の夏の場合は連続チャーターもしくは定期ということだったんですけれども、今回、コロナ後で就航することになれば、定期航空路線の手続が済んでおりますので、定期航空路線としての就航が見込まれるというふうに考えております。現状は、具体的な運航ダイヤ等について、関係機関と航空会社のほうで協議をされていると伺っております。

【小林委員】今、台湾の路線を長崎県が定期航路として就航させるということは、これは正直に言って、この時期は、国内においても、あるいはひょっとしたら世界的にも、かなりの話題になる可能性が高いと思うんです。ご案内のとおり、台湾の諸情勢からいって、中国と台湾の関係の中で難しい問題が横たわる中において、よくぞこここのところの難しい問題を乗り越えてそういうチャーター便を成功させ、同時に定期航空路線を就航させるような、そこまで行ったということ、これは重ねて言うが、かなりの難しい問題が横たわっていただろうと思うんです。そんなところを乗り越えて台湾の定期航路を勝ち取るということは、これは大変な努力と、こういうようなことでありますけれども、その辺の中国、台湾の非常に難しい微妙な関係、特に長崎と中国政府との関係、こういうことを考えてみた時に、本当に大丈夫だろうか、こういうようなことを懸念する人は結構いらっしゃるんじゃないかと思うけれども、その辺のところも言いにくいところもいっぱいあるかと思いますが、言える範囲でご答弁ができますか。

【佐々野国際観光振興室長】就航を予定しております航空会社につきましては、民間の航空会

社ということもありますので、就航そのものは政府機関ということではありませんので、問題はないというふうに考えておりますけれども、協議に当たりましては、いろんな関係の皆様にも丁寧にご説明をさしあげながら、これまで取組を進めてきたというところでございます。

【小林委員】政治と経済の区別の中においてご理解を賜るといことは大変ありがたいと思いますから、今後とも、その台湾路線の就航に向けて全力を挙げてもらいたいと思います。

最後に、前川文化観光国際部政策監もいらっしゃるし、文化観光国際部長もいらっしゃるんですけども、これは県当局を代表して、今回の600万円を一つの契機として、コロナ収束後のインバウンド対策の第一歩として、非常に大きな今回のこの予算ではないかと思っているわけです。それで、いろいろと資料の中に、また説明書の中にもありますけれども、長崎～上海便は、どんなことがあっても堅持しなければならないという歴史的な意義があると私は思うんです。お話の中にあるように、昭和54年だったと思う、東京、大阪、それから3番目に長崎の上海路線が決定をしたということ、そしてこの間、四十数年、かなり厳しい環境の中で、率直に言って、搭乗率が悪くて、いろんな形の中でご苦労されてきたと思うが、これが継続して路線を維持し、さらに大体増便まで考えておったところが、コロナの状況で、今日こうなっていると。しかし、何といっても長崎県と中国政府との長い間の交流、この信頼関係、特に、総領事館とかをこの長崎県に置いていただいているという、こういう点から考えていくと、この上海路線は、厳しい課題とか、厳しい問題がたくさんあるかもしれないけれども、それを乗り越えてでも、これは最大の努力をしてこの路線だ

けは堅持していかなければ長崎県の存在価値が失われてしまうと。これはやっぱり中村県政においてもとても重要なことだと思います。

この600万円が1年間だけを路線維持するために使うのではなくて、これからもずっと永久にこの路線は確保していかなければいけないと気持ちを持っておりますけれども、そういうところのいわゆる考え方、決意について、この際、中崎文化観光国際部長にご答弁をいただきたい。

【中崎文化観光国際部長】委員からお話がありましたように、長崎と中国の歴史を振り返りますと、1972年の国交正常化直後に、全国に先駆けて、日本の自治体として初めて友好団を送った本県でございます。また、お話もありましたように、唯一長崎県が所管しております総領事館、今年でもう36年になります。このような長い交流の歴史、あるいは先人の皆様のご苦労で長い間運航してきた上海線でございます。この上海線を維持していくことが、今後拡大していく中国の活力を最大限取り込んで、長崎の経済の活性化につなげていくものだと確信しているところでございます。これは再開となりましたら、部を挙げて、人流、物流、各種の施策を組み合わせ、今後もしっかり維持していくように取り組んでまいりたいと考えております。

【中村(一)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山田(博)委員】先ほどお願いしていた質問の回答をいただけますか。

【土井口次長兼文化振興課長】お答えいたします。

先ほどご質問がございました長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム等運営費の20万円の減額でございますが、これは運営費全体が1,500万円程度でございますが、最終的に精算とい

う形で光熱水費等が若干執行残というふうなことがございましたので、この20万円を返却していただいている、その分を専決減という形で落とさせていただいた次第でございます。

【江口国際課長】まず、上海事務所運営事業費847万円の減でございますけれども、この多くの部分については、実は、上海事務所は、中国につきましては日本との為替レートの変動が激しい地域でございます、レート変動とか、あと突発的な事業を想定して、執行保留にしている予算が毎年400万円くらいございます。昨年度については、この執行保留分を使わなかったというのが、840万円のうち400万円くらいは、その分でございます。それ以外については、コロナの影響によりまして、現地における活動が例年に比べて想定より少なかったということでございます。

それから、ソウル事務所運営事業費の400万7,000円の減につきましては、現地におけるコロナの影響によりまして、活動がちょっと少なくなりまして、旅費などの事務所経費が想定よりも少なく済んだことによりまして、減額となったものでございます。

【山田(博)委員】次長兼文化振興課長、孫文・梅屋庄吉ミュージアム、目標の入場者数と現状というのは大体どうなっているのですか。

それと、国際課長にお尋ねしますけれども、今、運営事業費としてこういうふうな減額されておりますけれども、国際課長は、要するに、これは手綱を握っているわけでしょう。コロナ禍で行ったり来たりできませんけれども、管理運営はどうなっているのかというのは、どうやってチェックされているのですか。

【土井口次長兼文化振興課長】お答えいたします。

令和2年度の実績でございますが、我々、館の目標といたしましては5万人を考えておりましたが、残念ながら、コロナ禍等もございまして、1万3,000人という実績にとどまっているところでございます。我々といたしましても、歴史の発信というのは非常に大事だと思っておりますので、こちら辺については深く受け止めて、今後のPR等にも活かしていきたいと思っておりますのでございます。

【江口国際課長】ソウル事務所それから上海事務所につきましても所長1名を派遣しておりますけれども、この所長からは毎月、業務報告ということで、前月分の詳しい活動内容の報告がございまして、私だけではなくて、課のメンバー、それから関係課とも共有して、業務の遂行を見守っております。

こういう形だけではなくて、別の観点からアプローチしてほしいという分につきましては、報告書を待つまでもなく、その都度、私もしくは関係各課からもリクエスト等が参りますし、あとそういったメールの連絡だけではなくて、今はオンラインを使ったコミュニケーションも取れますので、そういったことも活用しながら、コミュニケーションを密にするという形で運営を行っております。

【山田(博)委員】次長兼文化振興課長、孫文・梅屋庄吉ミュージアム、令和2年度の目標は5万人けれども、結局1万3,000人しか入らなかったと。赤字が相当出たんですが、それは今回の予算のあれには入っているんですか、入っていないんですか。それは補填はされているんですか。それをお尋ねしたいのと、国際課長、そういった運営を1人でやっていますから、コミュニケーションを取りながら、しっかりと運営をやっていただきたいと思っております。よろしくお願

いします。

【土井口次長兼文化振興課長】これは我々の負担金の中で運営をしていただいているところでございますので、収益自体は確かに非常に少なかったというのはございますが、何とか最終的には20万円の減額という形で収まったというところでございます。

【山田(博)委員】負担金があるから何とかできたというわけではなくて、そこは5万人の目標が1万3,000人しか来れなかった、実際運営費の赤字は幾らだったけれども、県の負担金で補填をしたという説明をいただけませんか。今できますか。

【中村(一)分科会長】休憩します。

-----  
午前11時 0分 休憩

-----  
午前11時 0分 再開  
-----

【中村(一)分科会長】再開します。

【山田(博)委員】部長説明の4ページに、観光客誘致対策事業費として2億2,800万円ぐらいの予算と、国境離島振興事業費とありますけれども、まず観光客誘致対策事業費、これはどれぐらいの全体の目標があって、実際どれだけになったから、こういった2億2,800万円余りの予算がこれは繰越されたんじゃないかと思うんですが、そこを説明いただけますか。

【永峯観光振興課長】この繰越に関してのお尋ねでございます。まず、観光客誘致対策事業費でございますが、こちらの2億2,869万3,000円のうち2億円につきましては、本年3月に実施をいたしました第1弾の「ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーン」の経費でございます。この予算につきましては、2月議会の経済対策の先議で議決をいただき、全体で4億円の予算を計上いたしましたところでございますが、年度内のみなら

ず、もともとは今年の4月まで事業期間として予定をいたしておりましたので、その4億円のうち、半分の2億円を繰り越したということでございます。その他の経費につきましては、グルメ開発支援事業費等で、年度内に執行が難しかったものを繰り越しているものでございます。

それともう一つ、国境離島振興事業費の3億円でございますが、この内訳につきましては、昨年度の6月補正で、経済対策で予算化をいたしました、しまで使えますクーポン券の経費、全体3億5,900万円余りの予算のうち、約1億800万円、それともう一つ、これも2月の経済対策の際に、さらに追加で、しまで使えるクーポン券を発行いたしたところでございますが、この分につきましては2億665万円の予算、これを全額繰越というようなことで、合計で3億1,500万円弱の繰越ということでございます。

【山田(博)委員】 観光振興課長、今の予算を繰り越して、国境離島振興事業費を繰り越して、実際全部予算を使い切ると、今年度の観光客誘致はどれくらいできるのかというのは試算されていると思いますので、それをお答えいただけますか。

【永峯観光振興課長】 観光客そのものの試算というものはございませんで、それぞれの項目について、目標の人数というのを設定いたしているところでございます。先ほど申し上げた昨年度の6月補正のクーポン券でございますが、計画といたしましては、これはすみません、繰越分だけではなくて当該年度執行分も含めまして、6万5,000冊の発行といったものを予定いたしておったところでございます。それから、経済対策の本年2月議会での分につきましては、約3万8,000泊の集客目標、こういったものを設定し

ているところでございます。

【山田(博)委員】 観光振興課長、今、クーポン券が6万5,000冊、経済対策で3万8,000泊ということであったでしょう。これで大体観光客をどれぐらいの数をしているのか、経済効果をどれぐらい見込んでやろうとしているのかということを出してもらいたいんです。

それで、物産ブランド推進課長、この前、障害者の方々が、今、イベントができない中に、いろいろと商品の流通をしっかりと取り組んでいただきたいということで要望があって、障害福祉課長と物産ブランド推進課とで協議を進めていただいていたけれども、今のところ、どういうふうな結果になっているのかということをお聞きしましたけれども、予算に直接関係していないので、ここで私のほうからお礼を、いろいろとお世話になったということで障害者の方からあったので、お伝えしておきたいと思えます。

【永峯観光振興課長】 手元には今、数字がございませんので、観光客数、経済波及効果につきましては、試算をさせていただきたいと思えます。

【中村(一)分科会長】 それでは、換気のため10分ほど休憩いたします。

-----  
午前11時 6分 休憩

-----  
午前11時14分 再開  
-----

【中村(一)分科会長】 再開いたします。

【土井口次長兼文化振興課長】 まず、答弁の訂正をさせていただきたいと思えます。先ほど、目標5万人に対して、1万3,000人という実績を申しましたが、これは館全体の目標でございます。2階、3階が有料部分で、いわゆるミュージアムの部分でございます。その部分につき

ましては、目標が1万3,000人に対して、ミュージアム入場者が3,125人という最終的な数字でございます。これについても少ない数字でございますので、真摯に受け止めて、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

また、先ほどご質問があった入場者数の不足分については負担金でというようなお尋ねでございましたが、あくまでも私どもが負担している負担金は館の運営費でございまして、これは長崎市と県と1対1という形で共同で運営させていただいております。コロナ禍の入場料収入等の不足分については、館自体が長崎市の所有物でございますので、最終的には長崎市のほうで負担していただいているということでございます。

【山田(博)委員】 次長兼文化振興課長、そういうことであれば、目標に足りなくて、入場者数が少なかった場合には、赤字幅は長崎市のほうで負担してくれるようになっているということと間違いはないんですね。先ほどとちょっと違っていたものですから、確認だけさせていただきます。

【土井口次長兼文化振興課長】 委員ご指摘のとおりでございます。

【山田(博)委員】 わかりました。

いずれにしても、孫文・梅屋庄吉ミュージアムの目標達成をこれからもしっかりと頑張りたいと思っております。

先ほど言っておりました数字は、今出るんですか。出るんだったらお答えいただけますか。

【永峯観光振興課長】 もうしばらく時間をいただければと思います。すみません。

【山田(博)委員】 そうしたら、午後からでも委員長にお許しをいただいて話をさせていただきませんかでしょうか。今後の集中審査になるだろう認証制度にも関わってくるでしょうから、よろ

しくお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第97号議案のうち関係部分及び報告第4号のうち関係部分については、原案のとおり可決、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算及び報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【中村(一)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

文化観光国際部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査を行い、その後、議案外の所管事務一般の質問を行うことといたします。

まず、文化観光国際部長より所管事項説明をお願いいたします。

【中崎文化観光国際部長】 それでは、お手元に委員会の議案説明資料をお願いいたします。

1ページでございます。

文化観光国際部関係の所管事項について、主

なものについてご説明いたします。

（文化の振興について）

中ほどからでございます。

令和2年5月、文化観光推進法が施行されて以降、県では、市や関係団体とともに推進協議会を設置して地域における文化観光を推進するために必要な計画の作成を進め、本年3月末に「キリシタン文化をはじめとした海外交流史による学びと感動」をテーマとした地域計画の認定を文化庁へ申請しておりましたが、去る5月25日、文化庁から計画の認定を受けたところであります。

今後、この地域計画に基づき、国の支援制度を活用し、長崎歴史文化博物館をはじめとする県内の文化観光拠点施設において、AR・VR等のデジタル技術の活用、多言語化、Wi-Fi整備などの機能強化や魅力増進に取り組むとともに、周辺の観光施設等と連携した周遊促進等に地域一体となって取り組んでまいります。

（世界遺産の保存活用について）

長崎大学教育学部附属小中学校などでこれまで実施された世界遺産をテーマとしたモデル学習や、学習に活用できる教材等を紹介した、世界遺産学習の導入に向けた教員用リーフレットを1,200部作成し、関係市町教育委員会などを通じて小中学校へ配布したところであります。加えて、この春に卒業を迎えた県内の公立私立の全高校生約1万2,500人に対して、新たなスタートを切っていただくため、世界遺産に係るクリアファイルを作成し配布いたしました。

今後とも、世界遺産を次世代に引き継いでいくため、将来を担う子どもたちに対して、世界遺産を通して郷土への愛着や誇りを持ってもらう取組を進めてまいります。

（観光の振興について）

これについては追加1を配付させてもらっていますので、そちらのほうを読ませていただきます。

一旦停止しておりました「ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーン」を佐世保市以外の地域において7月1日から再開し、併せて地域の土産物店、飲食店等で利用可能な地域限定クーポンの運用も開始したところであります。本キャンペーンを活用し、市町とも連携しながら、県内観光関連産業の回復を図ってまいります。なお、佐世保市においては、今後の感染状況を見極めたうえで再開時期を判断してまいります。

3ページに戻っていただきまして、

（インバウンドの推進について）

4ページの中ほどからでございます。

上海、ソウルの現地事務所に加え、香港、台湾においては、情報収集や本県観光情報の発信等の代行業務を現地事業者へ委託し、現地活動を強化しているほか、観光展や商談会にも、現地事業者へ運営などを委託して出展することとしております。

このほか、市町や関係団体等と連携し、インバウンド向け観光コンテンツの磨き上げや民間事業者等を対象にした外国人受入セミナーの実施など、引き続き、コロナ収束後を見据えた取組を推進してまいります。

（県産品のブランド化と販路拡大について）

これにつきましては5ページの中ほどからでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、売上が減少している県産品の消費回復・拡大やPRを図るため、昨年度に引き続き、県産品の送料を無料にする「長崎よかもんキャンペーン」を実施しております。キャンペーンの対象サイトである「e-ながさき旬鮮市場」では、サイト

運営者である長崎県物産振興協会が季節や地域等をテーマとした独自のフェアを実施しており、県といたしましてもキャンペーンの効果を高めるため、同協会と連携しながら情報発信に取り組んでまいります。

（国際交流について）

6ページでございます。

去る4月17日、友好交流関係にある中国上海市及び韓国釜山市と本県の青少年による「青少年囲碁交流大会」が開催されました。初めてのオンライン開催となりましたが、参加された皆さんはお互いに練習の成果を発揮し、対局を通じて友好交流や相互理解を深めました。

このような次代を担う青少年が交流する機会を設けることは、これからの本県と各国との友好関係の進展において大変意義深いものと考えており、今後も積極的に取組を進めてまいります。

（東京オリンピック関連事業について）

下のほうでございます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプについては、長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市の5市において、6か国13競技の受け入れを予定しておりましたが、ベトナムの6競技とラオスの1競技については、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を理由として先方から中止の連絡があり、スペインの1競技については大会の出場権を獲得できなかったことから、事前キャンプは実施されないこととなりました。

現在、5市において、フィリピン、スペイン、ポルトガル、ドイツ、計4か国5競技の事前キャンプの受け入れに向けて、選手団等に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底、感染リスクをできるだけ抑える受入対策の構築、オンラ

インを活用した選手と県民との交流の方法などを受入自治体と検討しており、引き続き、安全・安心な事前キャンプの実施に向けて準備を進めてまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(一)委員長】以上で、説明を終わります。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、23、24、26、30、33、35、36となっております。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【前田委員】陳情番号の23番、一般社団法人長崎県旅行業協会から出ている陳情「要望書」に対する対応状況について、ご答弁をいただきたいと思えます。

【永峯観光振興課長】長崎県旅行業協会からの陳情に対する対応状況でございます。

まず、1つ目の要望でございます県内旅行事業者の事業継続及び従業員の雇用確保のための支援金支給等の検討ということでございますが、この部分につきましては、直接の所管が産業労働部というようなところもございまして、担当部のほうに状況はお伝えをしているところでございます。そうした中で、5月補正予算の中でも、時短の影響を受けた事業所への給付金でございますとか、あるいは融資の枠を増加させるといったようなものが出されているというような状況でございます。

それから、2つ目の県が行うコロナ対策事業の中で、事務局等の委託事業を県内に本社を置

く旅行事業者幅広く委託することの検討という部分がございます。この点につきましては、当課で所管をいたしておりますものの中で、先ほど話題に出ましたが、第三者認証制度の事務局体制、あるいは安全・安心の補助事業、これも先般、臨時議会で議決いただいた予算でございますが、この事業につきましても、事業の事前相談の受付でありますとか、あるいは事業完了時に現地をチェックしに行く、そういった業務がございます。こうした中で、この長崎県旅行業協会の事業者の皆様方の活用といったようなことが検討されているという状況でございます。現段階の数字でございますけれども、一つ目の第三者認証制度（team NAGASAKI SAFETY）の部分につきましては、現在、18社から29名の方にご協力いただく、それからもう一つの安全・安心の事業のほうでは、11社から21名の方にご協力をいただくというようなことになっております。ただ、これはそれぞれ別々の企業ということではなく、重複している部分がございますので、実の人数は、もう少し少なくなることはございますが、延べで申し上げますと、そういった状況でございます。

それから、GoToトラベル事業終了後の幅広い支援ということにつきましても、現在、県民限定の県内キャンペーンを実施しているところでございますが、それとは別に、今年度の当初予算の中で5億円の予算をいただきまして、GoToトラベル終了後の需要喚起というようなことで予算を計上いたしておりますので、そういったものを活用して、しっかり対応していくというような状況でございます。

【前田委員】要望書の裏面に会員名簿というのが添付されておりますけれども、いわゆる地域の旅行者については、コロナが始まって早い

段階から、経営が厳しいという声はずっと届いていて、そういうことに対して、今般こういった要望が出てきているわけですが、今、縷々対応についてはご答弁いただき、そして一定対応いただいていることには感謝いたしますけれども、そもそもこの45社くらいある会社の経営状況とか、どういう状態にあるかというのは、これはコロナ禍の中で、個々に聞き取りとかは、これ以前も含めてやられていたのですか。

【永峯観光振興課長】個別の企業の皆様の経営状況については、申し訳ございません、把握していないところでございます。

【前田委員】産業労働部の所管になるということもあるのかもしれませんが、やはり旅行業というか、こういった観光を支える地域の旅行の事業者がどういう状態にあるかというのは、今後も第5波以降含めて、また到来するおそれがある中で、もう少し所管の担当部としても気がけていただいて、自分たちが聞き取りできなくても、逆に、先方から、そういう状況も含めて上げてもらうようなことも含めて、その状態も把握しながら、じゃ、どういう支援策が打てるかというのを鋭意検討してほしいと思っています。

それで、GoToトラベル事業終了後も幅広い支援の実施をお願いしたいという中で、心呼吸の旅の県民泊なんかを含めて施策を見た時に、一定例えば2分の1、5,000円上限としながら助成します、みたいなものというのは、宿泊に対する助成に対しては、それで十分だと思うんですが、各事業者が売り出している旅行商品に対しての助成枠としては、金額的に、もう少し十分な支援をしてほしいと思う中で、これまでも個別的に少しお願いしてきていたんですけれども、旅行商品として事業者が組むものに対して

は、もう少し金額の幅を、1万円の商品、2万円の商品とか、そういう商品の金額の中で、別個支援するような支援施策というものを組んでほしいということをお願いしておいたのですが、その点というのは今後検討することができるかどうか、予算を持っているということですので、その辺の考えをお尋ねしたいと思います。

【永峯観光振興課長】今回のキャンペーンにつきましては、宿泊だけではなくて、旅行会社を取り扱う日帰り商品、こういったものに対しても助成が適用になるという状況の中で、助成額につきましては、宿泊と同等の水準を確保いたしております。2分の1の中で最大5,000円というようなことで、宿泊と同規模の制度を構えているという状況でございます。

そして、昨年度から何度か県内旅行キャンペーンを実施してきたところでございますが、旅行会社の方々が取り扱う旅行商品を対象にしたというのは今回が初めてでございますので、旅行会社の方々への支援という意味では、以前よりは少し前進したような形で実施をしているところでございます。

それで、今、委員からお話ございました、さらなるインセンティブというような部分につきましても、他県の状況等も調べてみたところではございますが、現状では、なかなかそこまで実施している団体はないというようなこともございまして、どういった制度設計が可能なのかということにつきましては、今後少し検討してみたいと思っておりますが、今の段階では、なかなか難しいのではないかとというようなことで考えているところでございます。

【前田委員】ご答弁いただいて、宿泊と同等という額、それは一定評価しますけれども、何で各45事業所の経営状況をもうちょっと探っ

ほしいという話をしたかということ、やはり厳しい状況にある中で、県レベルではそうかもしれませんが、市のレベルの中では、さっき私が話したような旅行商品額に応じた、もっと宿泊同等額以上の助成をしているような、一例を挙げれば熊本市とか、そういったものがありますから、そういった事例を示しながら、これまでも党としても要望してきたわけですが、なかなかそこまでまだ行き着いてないので、これは要望ですけれども、現時点ではできないということかもしれませんが、地元の旅行業者の経営の厳しい状況を鑑みた時に、もっと踏まえた上で再検討してほしいと思いますが、この件については、文化観光国際部長に最後、答弁を求めたいと思います。

【中崎文化観光国際部長】この要望書は、直接私自身も受け取り、意見交換もさせてもらったところです。

まず、今後は、しっかりこういった旅行業協会の皆さんとの意見交換等の機会を通じて、できるだけ実情をくみ上げていきたいと思っております。

それと、先ほど観光振興課長が申しましたように、GoToトラベル後の予算もございます、またGoToトラベルの実施時期等も不明でございますので、この予算をどう有効活用していくかということも今後検討していかなければいけないと思っております。ご提案の件も含めて、いろんな皆さんのご意見を聞きながら、どういった方向が一番皆様に後押しできるかというようなことも含めて、検討してまいりたいと思っております。

【中村(一)委員長】ほかに、質問はありませんか。

【山田(博)委員】観光振興課長、陳情番号23番

の長崎県旅行業協会の「要望書」ですけれども、これは5月20日にもらっているんですね。2番に「長崎県が行う事業で観光振興策或いはコロナ対策事業において、事務局等の委託事業を長崎県内に本社を置く旅行事業者へ幅広く委託することを検討いただきたい」とありました。今の前田委員の話だったら、一部委託をしているという話でしたけれども。

それで、私はteam NAGASAKI SAFETYというのは、実行委員会か事務局があって、JTB長崎支店ということになっておりますということで指摘させてもらいましたね。ここに委託を検討しているということでありましたけれども、私が言った時に、ここにお願いするのかと。実行委員会に、JTBですよと、支店があるじゃないかということで話ししましたけれども、簡単に言うと、あなたは「イエス」と言ったね。間違いないか、そこだけお答えください。

【永峯観光振興課長】先般の臨時議会でのご質問に対しては、そのような形で答弁さしあげております。

【山田(博)委員】それで、私がここでちょっと疑問になっているのは、あれは5月30日にこういった議論が始まったでしょう。これは「要望書」をもらっているのは5月20日なんです。その時に、あなた方は20日にこの「要望書」を頂いているのであれば、どっちに重きを置くかという話があるんじゃないかと思うわけです。そもそもteam NAGASAKI SAFETYの認証制度というのは、去年の令和2年8月から始まって、聞くところによると、長崎県に呼びかけたけれども、長崎県はそれに乗らなかったということで、今になったら、これに財政的に長崎ができるようになったから自分たちもやろうと思っているということでありましたけれども、その中

で、何で5月20日に事前にもらっているのであれば、その時に、この要望書を踏まえた上でそうやっていきますということと言えなかったのかと私は言っているわけです。今だったら、やっていますよと言うけれども。別にあなた個人を信頼しないというわけじゃないんだけれども、委員会でああいうふうな話をしてあって、今になったら「要望書」がその前から、この前の5月の委員会の後だったら私もわからないでもないんだ。前に話が来てあって、こういった話がなぜあの時言えなかったのかと私は言っているわけです。それをお答えいただけますか。

【中崎文化観光国際部長】臨時議会の際、私が答弁したものですから、私のほうからお答えさせていただきます。

我々も20日にこの「要望書」を受けて、先ほど言いましたように、私自身も受けまして、そしてまた事務局であるJTBとも、こういった活用ができないかという話をしていた時の臨時議会でございました。はっきりと伝わらなかったことがあるのかもしれませんが、委託経費の中で、こういった事業者の活用をしたいというようなことで私のほうから答弁は申し上げたつもりでございましたけれども、そういう意味では、そこをしっかりと皆さんのほうにお伝えできなかったというのは申し訳なく思っております。しっかりとこの「要望書」を受けて検討していた段階の時期の状況でございました。

【山田(博)委員】私としては、こういった切実な要望が出ている時に、一言こういった要望も来ておりますから。私は、JTBがあるから、JTBが中心になって全部するんじゃないくて、認証でも、JTBの取引があるところが中心になって認証するんじゃないかとか、心配の声が上がっていると言ったら、そんなことはありま

せんという話がありましたけれども、担当課として、部長とも、こういった5月20日に要望が上がっているのであれば、そこで話をしてもらいたかったというのが誠に残念でならないということをお私に言いたいわけです。これは今、実際やっていただけているというのは、協議しながらしていただいているけれども、そういったところを言っていただければよかったんじゃないかということで、それをちょっと言いたかっただけでございます。しっかりとやっていただきたいと思っております。

この中身を聞いて、切実な思いがありますから、文化観光国際部長、中村(一)委員長の下で集中的に審査すると思っておりますけれども、陳情の中では、なかなか申請がまだまだ上がっていないという状況がありますから、この団体の方々を活用して、申請をどんどん幅広くやっていただきたいと思うんです。そこだけ見解を聞かせていただきたいと思っております。

【中崎文化観光国際部長】 今後、誘客を推進していくためには、やはり安全・安心に努めることが最大のポイントだと思っておりますので、事業者の皆さんにも声をかけて、幅広く認証制度に入らせていただいて、多くの方をお呼びするような施策に取り組んでまいります。

【山田(博)委員】 ぜひよろしくお願いいたいと思います。

それと、陳情番号の26番と陳情番号の33番、それぞれ壱岐と対馬に県民の観光誘致の施策の実施ということでありまして、この要望に関して、担当課として、今どのように考えているのかということをお尋ねしたいと思っております。

【永峯観光振興課長】 壱岐市、対馬市共に島内への観光客誘致のご要望をいただいているところでございます。この部分に対しましては、ま

ずは現在展開しております県民キャンペーン、こういったものを促進することによって、壱岐、対馬への誘客といったようなことも図ってまいりたいと考えております。

それと併せまして、これは壱岐市の観光連盟のほうからお話があったものでございますけれども、壱岐と対馬の間での相互送客、こういった企画を実施したいというようなお話がございました。ここの部分につきましても、国境離島交付金を活用した、先ほどご説明いたしました、しま旅滞在促進事業の中で展開をしていきたいというお話がございまして、私どもといたしましても、そういった企画に国境離島交付金を充当するというようなことについて、国とも協議をした上で、充当可能というようなことでもございましたので、そういった商品の販売促進も含めて、壱岐、対馬への誘客といったところには努めてまいりたいと考えているところでございます。

【山田(博)委員】 観光振興課長、これは大変いいアイデアだと思いますけれども、この中に、パックの中に宿泊、食事とかはよく入っていますけれども、その中に交通費は入っているのですか。

【永峯観光振興課長】 今度のしま旅滞在促進事業と申しますのが、国境離島交付金を活用して島民の方は運賃について島民割引というものがございまして、観光客の方にもその島民割引と同じ便益を供与するというものでございまして、その部分で交通費が一部割引されているという商品になっております。

【山田(博)委員】 観光振興課長、今、やりますと言っていますけれども、パックはどれだけのかというのは、もう大体想定はしているのですか。それをお答えいただけますか。

【永峯観光振興課長】壱岐～対馬間の相互送客のプランについて、全体の販売予定というものは、申し訳ございません、今現在把握をいたしておりません。

【山田(博)委員】把握はしていないけれども、それは予定は、ある程度、これぐらいやりたいというのは決めているんでしょう。それは今答えられなくてもいいですから、想定してちゃんとあるというんだったら、午後からでも示してもらいたいと思うんです。

そこで、観光振興課長、あなたの右と左には物産ブランド推進課とスポーツ振興課長がいるわけです。こういったところと連携しながら、しっかりとそういったパックを取り組むような商品開発をぜひやっていただきたいと思っております。対馬だったら、山に登ったり、スポーツもサイクリングもありますから、あなたばかりが予算が今どんどんと来て大変でしょうから、右も左にも、ぜひその予算の活用をしてもらって、頑張っていたきたいと思っております。今日は、あなたがずっと集中的に質問を受けておりますけれども、大変ですけれども、ぜひ頑張っていたきたいと思っております。激励を込めているわけでございますので、よろしくお願ひします。

後から、そのパック数というのは明確に示していただけますでしょうか。よろしくお願ひします。

【中村(一)委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】ほかに、質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般について、「宿

泊事業者の感染拡大防止対策等への支援」及び「宿泊施設の認証制度」の補足説明を受けた後、この件に関する質問を行うことといたします。

観光振興課長より補足説明を求めます。

【永峯観光振興課長】それでは、私のほうから、先般、臨時議会で予算の議決をいただきました2つの事業につきましてご説明を申し上げます。

令和3年6月定例県議会、観光生活建設委員会補足説明資料と表紙にある資料をご覧いただきたいと思ひます。

まず、1ページ目でございます。

宿泊施設に係る第三者認証制度（team NAGASAKI SAFETY）についてということでございます。

主旨のところにつきましては、先般、臨時議会でもご説明を申し上げましたが、安心して観光客の方にお泊まりいただくために、感染対策について第三者認証制度を行うものというものでございまして、昨年度、長崎市、佐世保市、雲仙市で立ち上がっていたものに、県も実行委員会に参画をいたしまして、県下全域で展開をしていくというようなものでございます。

経過につきましては、中ほどにお示しをしております。臨時議会で6月1日に予算を議決いただきました後、その後、市町・観光団体向けの説明会等を実施いたしました。全市町に予算確保をいただいて、6月18日にはキックオフ会議を行ったところでございます。21日にプレスリリースをいたしまして、それと併せまして認証の募集も開始をいたしたところでございます。今、県内各地域で、この後ご説明いたします補助金のほうと併せて説明会を実施いたしているところでございます。昨日、これは飲食のほうとも共通になりますけれども、共通の専用ホームページを立ち上げたところでございまして、今月

上旬から長崎市、佐世保市、雲仙市、これは昨年度、一度認証された施設がございますので、まずはそちらの施設を先行して継続審査を行っていくという予定にいたしております。その後、今月中旬、下旬以降から全市町の新規の応募施設に対して審査を開始していくという予定でございます。

チェックしてまいります項目につきましては、3番、ガイドラインの内容のところに書いてございますが、長崎大学のほうで再度監修をいただきまして、本年6月に改訂をいたしたものでございますが、11の大項目、合計68項目ということで構成をされております。

今の時点での認証の施設数、これは今後の予定も含めてということでございますけれども、先ほど申し上げた、昨年度既に認証を受けたところが168施設ございます。この施設につきましては、先ほど申し上げたとおり、今月上旬から継続審査に取りかかってまいります。それと、今年度新規に申込みがございました施設が今の段階で65施設ということでございまして、これを合わせますと233施設ということでの施設数となっております。

2ページをお願いいたします。

こちらは宿泊施設感染拡大防止対策等支援事業ということで、宿泊施設の感染防止対策に係る経費、あるいは今後の誘客につながるような前向き投資に要する経費を支援するというものでございます。

2番、事業の概要のところに、補助対象、経費等を書いております。感染症対策に資する物品といたしましては、サーモグラフィあるいは消毒液、そういった物品の購入費用、それから前向き投資に要する経費といたしましては、ワーケーションへの対応でありますとか、非接触

チェックインシステム、こういったものの導入といったものが対象経費ということでございます。

対象期間及び補助率でございますが、最大4分の3の補助率ということでございます。括弧のところに書いてございますが、今回の補助金につきましては、昨年度、過年度実施分も補助対象となっているものでございまして、その部分につきましては補助率は2分の1ということで対応したいと考えております。

こちら、経過を3番のところに書いております。先ほど申し上げましたとおり、team NAGASAKI SAFETYと併せまして、今、県内各事業者向けの説明会を実施いたしてございまして、募集につきましては、6月28日から受付を開始いたしてしております。現段階では、まだ応募はあってございませんけれども、今、問合せは多数いただいているという状況でございます。

この事業につきましては、7月26日で申請を一旦締め切りまして、その段階での予算に対する応募状況、そういったものを勘案し、申請期間を延長する、あるいは再募集、そういったことを考えていきたいと考えております。事業実施につきましては、来年の1月までの実施ということで考えているところでございます。

【中村(一)委員長】文化観光国際部の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き文化観光国際部の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前 11時51分 休憩

-----  
午後 1時31分 再開  
-----

【中村(一)委員長】委員会を再開します。

午前中に引き続き、文化観光国際部関係の審

査を行います。

山田(博)委員の午前中の発言に答弁の申出が  
あっておりますので、これを許可します。

【永峯観光振興課長】午前中、山田博司委員か  
らお尋ねがあった部分につきまして、ご答弁申  
上げます。

まず1点目、国境離島交付金を活用した事業  
の繰越額に伴う事業効果の試算でございます。  
6月補正予算のクーポン券、それから2月補正予  
算のクーポン券の2つの補正予算に係る分でご  
ざいますが、これは両方とも同じクーポン券で  
はございますけれども、6月補正のクーポン券  
にさらに上乘せして2月に追加したということ  
でございまして、クーポンの交付を受ける人員  
というのは同じ方々ということを想定いたして  
おります。そういったことで、午前中答弁申し  
上げました2月補正での目標送客数3万8,219名、  
こちらの数字が目標とする送客数ということに  
なっております。

そして、これに伴います観光消費額の推計で  
ございますけれども、令和元年の観光統計に基  
づく1人当たりの平均消費額を基に推計をいた  
しますと、9億7,300万円という数字になってま  
いります。

それから、もう一点、壱岐～対馬間の相互送  
客商品の目標ということでございますけれども、  
それぞれ若干数字が違ってございまして、壱岐か  
ら対馬への送客商品につきましては400人泊を  
目標といたしております。それから、対馬から  
壱岐への分につきましては500人泊という数字  
でございます。

【中村(一)委員長】午前中の宿泊事業者の感染  
拡大防止対策等への支援について、宿泊施設の  
認証制度について、これについて何かご質問は  
ありませんか。

【松本委員】 それでは、ご説明いただいた第三  
者認証制度（team NAGASAKI SAFETY）に  
ついてご質問いたします。先ほど説明がありま  
したとおり、この事業は当初、長崎、佐世保、  
雲仙で先行して開始をしておられて、今、既に  
233 施設認証を予定しているということござ  
いますが、今度はさらに拡大して県内全域で展  
開していくということであります。残りの施設  
にも早急に認証を取っていただきたいと思いま  
すが、まずその全体の対象となる、まだ認証を  
取っていない施設が何件あるのか、そこに対し  
て、どのように働きかけをしようとしているの  
か、お尋ねをいたします。

【永峯観光振興課長】この認証につきましては、  
まずは現在展開をいたしております県内旅行キ  
ャンプーンの参加施設について取得を促してい  
きたいと考えております。一昨日時点で、この  
「ふるさとで“心呼吸”の旅」第2弾に参加し  
ております施設がちょうど500施設というこ  
とでございますので、今の233施設が全てキャン  
ペーンに参加しているというところではござい  
ませんので、単純に引き算するというわけには  
まいりませんが、ほぼこの差の260施設余り、  
ここが今後の目標となっていく施設になってこ  
うかと思っております。キャンペーンの展開  
に合わせまして、そういった施設に対しても取  
得を促していくというような活動を行ってい  
きたいと考えております。

【松本委員】つまり、県内全域の全ての施設で  
はなくて、あくまでも当面はこの心呼吸の旅キ  
ャンプーンに登録している500施設を対象に認  
証を促していくという認識でよろしいですか。

【永峯観光振興課長】そういった形で進めてい  
きたいと考えております。

【松本委員】 そうなりますと、先ほど答弁にも

ありましたとおり、もう始まっておりますが、7月から宿泊キャンペーン対象となる500施設の中には、認証を取っていない施設もキャンペーンの対象になっているということになります。そうしますと、お客様にとってみれば、その安全性の部分が担保されていない中で、やはり取っていないところには早急に認証を取っていただかなければいけないと思いますが、しかし、インセンティブがないことには、宿泊施設も積極的に、残り数はわかりませんが、500施設全部取るまで時間がかかると思いますが、短期間で進めていくための取組について、お尋ねをいたします。

【永峯観光振興課長】私どもといたしましても、この県内旅行キャンペーンを展開していくに当たりましては、やはりお客様に安心してお泊まりいただくというのは前提条件であろうと考えておりますので、この team NAGASAKI SAFETY の認証については、積極的に取っていただきたいと考えております。個別にアプローチしていくといったようなことももちろんやっいていこうと考えておりますし、それともう一つ、取得を受けた施設につきましては、県の観光連盟のホームページ、ながさき旅ネットというものがございますが、こういったものの中でもしっかりPRをしていく、それから先ほど補足説明の中で申し上げましたけれども、昨日、team NAGASAKI SAFETY の専用ホームページも立ち上げております。そういった中でも、施設名だけではなくて、その取組の実際の具体的な様子をご紹介するとか、そういった特設ページといったものも設けておりますので、そういったところで、しっかり対策を取っていただいている施設の取組、あるいは施設名等についてはPRをしていきたいと考えております。

【松本委員】 皆さん、楽しみにして、補助もあるということ、特に夏休みも入ってくれば、多くの方が宿泊をされると思います。その中で、万が一、認証を取っていないところで感染者が出てしまっは、あつてはならないことですし、一日でも早くこの500施設、とにかく最優先で、キャンペーンを受ける以上は責任もありますし、強制ではございませんけれども、もちろん取ったほうがお客様も安心して宿泊もできますし、そのインセンティブというのを強調して、そして自発的に認証を取っていただけるように、積極的に促していただくことを要望して、質問を終わります。

【中村(一)委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【山田(博)委員】 観光振興課長、この第三者認証制度で、募集要項というのを作っておりますが、作っていませんか。そこだけまずお答えいただけますか。

【永峯観光振興課長】 募集要項は作っております。

【山田(博)委員】 作っているのであれば、その資料を、どういうふうになっているのか、委員長、まずこれを配っていただいて、せっかく委員長がこういうふうな時間をつくっていただいているのですから、議論を深めるためにも、その資料を頂いて、各委員の皆さん方と共有しながら議論を深めていきたいと思っておりますので、委員長のほうで手配のほうをよろしく願います。

【中村(一)委員長】 休憩します。

-----  
午後 1時39分 休憩

-----  
午後 1時40分 再開  
-----

【中村(一)委員長】 再開します。

【山田(博)委員】 それでは、要項がない中で幾つか質問させていただきたいと思うんですが、観光振興課長、そもそものお話を聞きたいんですけれども、午前中の質疑で、国境離島の宿泊は国境離島新法で3万8,000人というのがありましたね。それ以外で、長崎県内の離島は含んだとしても、本土を含んで、国のGoToキャンペーンを含めて、県内誘客とか商品があったですね。離島は何泊、本土は何泊と大体わかりますか。わからなかったら、県内で、あと予算的に何泊宿泊人数が残っているかというのはわかるでしょう。

【永峯観光振興課長】 現在展開しております「ふるさとで“心呼吸”の旅」第2弾につきましては、6月21日時点で7,388泊でございます。予算上は50万人泊の予算となっておりますので、ほぼほぼ49万2,000泊分の予算がまだ未消化という状態でございます。

【山田(博)委員】 そうすると、7,388泊で、50万人使えるんですか。

【永峯観光振興課長】 予算上は50万人泊が予算計上されておまして、6月21日時点での7,388泊と申しますのは、4月に1週間展開した分の消化泊数でございます。これを引きますと、49万2,612泊が予算上残っているという状況でございます。

【山田(博)委員】 これは経済波及効果を含めて、大体どれぐらいを含んでいるんですか。

【永峯観光振興課長】 先ほど申し上げたように、令和元年の観光統計における観光消費額が1人当たり3万2,000円程度でございますので、この50万泊に3万2,000円を掛けまして、ただ延べ泊数で若干割り戻す部分がございますので、1.26泊で割り戻しますと、約127億円という数字になります。

【山田(博)委員】 今あと大体49万泊残って、経済波及効果が127億円も見込まれるという中で、片方でこれだけの宿泊もあって、経済波及効果も見込まれるという中で、この認証制度がなかなか進まない理由というのは何なのかと。これが宿泊施設のほうに、この認証を取るによって相当の負担がかかるのかどうなのか、そこはどういうふうに分析しているんですか。

【永峯観光振興課長】 宿泊施設に対しまして過度の負担がかかるというようなことでは考えておりません。もともと業界のガイドラインが昨年出されている中で、そのガイドラインの遵守というものを昨年度から言われております。このteam NAGASAKI SAFETYの認証項目につきましても、そのガイドラインをベースに長崎大学の監修を受けて設定いたしておりますので、基本的には、ガイドラインから大きく外れているということはありません。ですので、そういった意味での負担というのはございませんが、ただ、まだ233施設にとどまっているところと遅いのではないかとご指摘ではないかと考えておりますけれども、この間、6月に予算の議決をいただきまして、まずは全市町にこの実行委員会に参加をしていただくというところを優先して進めてまいりました。その後、各施設への呼びかけというものも並行してやっているところがございますけれども、今月から、そういった部分につきまして、継続認証も含めて力を入れて取り組んでまいりたいと思っておりますので、そこにつきましては、なるべく早い取組を進めてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 観光振興課長、6月9日に市とか町の観光関係の団体と説明会をされているんでしょう。その10日後には、観光関係団体との

キックオフ会議ということでありまして、これまで、あなた方も忙しい中にここまでやって、少ないというのはどういうことかと。やる気があるのかなのか、その要項が厳しいのか、そのどっちかということだったので、要項をもらいたいと言ったんだけど、用意できましたか。

それでは、もっとお尋ねしますが、県当局としては、この第三者認証制度を全面的にやるようにインセンティブを取っていくのか、やる気持ちがあるのかなのか、まずそこだけお答えいただきたいと思います。

【永峯観光振興課長】インセンティブにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、観光連盟のホームページ、あるいはこの専用ホームページの中で取組をしっかりとPRしていくというようなところで、宿泊施設の広報にもつなげていくということで考えております。

【山田(博)委員】観光振興課長、私は、PR、PRと言っていますけれども、今、新型コロナウイルスがまた新たないろんな変異株が出てきているという中で、安全対策をしなければいけないという中で、こういった事業を立ち上げた、また終わりますと。立ち上げた、終わります、この繰り返しじゃいかんわけです。その中で、この宿泊施設の第三者認証制度というものをどういうふうに重く思っているのか。もっと言うと、この第三者認証制度を持っていないと県のいろんなパック、商品とかを利用できませんよと、そこまでやる気持ちがあるのかなのか、そこまでお尋ねしたいと思います。今、オリンピックでも、交流人口とかが増えるとなると、感染拡大が心配となるじゃないですか。これもその一種の要因になったらいけないから、それを住民の方の不安を払拭するためには、踏み込

んで、そこまでやらなければいけないんじゃないかと私は思っているわけです。だって、市とか町でも、早くいろんな観光振興をやってくれとか要望が来ているじゃないですか。それを言っておきながら、これが進まないというのは、どういうことかとなるんですよ。観光振興課長、お答えいただけますか。

【永峯観光振興課長】現在展開しております県内旅行キャンペーンにつきましては、感染状況を踏まえながら、早期に経済のほうにも対策を回していくという必要がございますことから、感染状況の落ち着きを見て再開したところがございますが、それと併せまして、認証制度がちょうど並行して今進んでいるような状況でございます。そういったことから、今回のキャンペーンに、例えばこの認証制度を条件とするというようなことが少し難しかったというようなところはございますが、今後、同様のキャンペーンを展開していくというようなことになった場合には、そういった要件としていくというようなことも当然検討していく必要があるかと思っております。

しかしながら、国のGoToトラベルキャンペーンとの兼ね合いで申し上げますと、GoToトラベルのほうでは、特にそういった要件がついておりませんので、国の制度との調整、そういったところは一定必要になるかと思っておりますが、私どもの気持ちとしては、委員からお話があったようなことも含めて検討の必要があると考えております。

【山田(博)委員】 そうしたら、私が言ったように、この認証制度を受けているところを、いろんな県とかの補助金でパックがありますよね。この対象施設にしようという、もうここに至って、その要項を見直すぐらいやっていかないと、

オリンピックに観客を入れるか入れないか、あれだけの大きな議論になっているわけですよ。この長崎県でも、県民の皆さん方は、大分落ち着いたので今そうないけれども、これがだんだんと増えてきたら、そういった宿泊がどうだこうだとなるわけだから、その一方で、きちんとそういった認証制度というのを、そういったパックとGoToトラベルなんかと一緒にあって連携しなければいけないんじゃないかと思うんですよ。踏み込んで。そうしないと、せっかくの認証制度が絵に描いた餅になるじゃないですか。

要項が届いたみたいですね。要項を見ていると質問したいと思うんですが、文化観光国際部長、これは担当課長ではなかなかしきらないから、文化観光国際部長、率直な意見、どうなんですか。

【中崎文化観光国際部長】今後、安全・安心が求められるという点においては、委員ご指摘のとおりだと思っています。

まず、この500ですけれども、先ほど観光振興課長が申しましたとおり、昨年、我々も直接現地検査をして、ガイドラインにはほぼ該当しているということでございましたので、今、申込みのところがあったよりちょっと少ないんですけれども、これは間違いなく施設の皆さんも、しっかり認証を取って呼んでいきたいという思いは強く持っておりますので、この制度が浸透するのに合わせて間違いなく申請件数は増えてくると思っております。

それと、この認証と他の制度をどう連結させていくかということで、これも申し上げましたとおりですけれども、まずは心呼吸の旅がスタートした中で一応制度は固めますので、途中で認証制度とリンクさせると混乱するのではない

かと。趣旨を徹底して、制度は並行したいと思っていますけれども、先ほど委員からご指摘があったように、今後、県がまた独自のキャンペーンをするのであれば、あるいはいろんな支援制度を立ち上げる時に、しっかりこの認証制度とリンクさせていくというのは検討していかなければいけないと思っていますところでございます。

【山田(博)委員】このteam NAGASAKIの認証制度の開始から、少ない人員で、職員が夜遅くまでやっているというのをよく私は聞いているんですよ。だから、観光振興課と国際課とか、大変きつい課の中のナンバーファイブに入るぐらいのところですから、だから大変で、私も言いたくなかったけれども、ちょっと後手後手に回って、大変苦しい施策をやっておりますけれども、しっかりとやってもらいたいと思っております。私は、少ない人員でよくやられているなと思っているんですよ。右から左から、上から下からいろいろ言われながら頑張っていると、それは評価しているんですよ。

それで、観光振興課長、やっとならば要項が来たところで、委員長にお許しいただいて、この説明をしていただけませんか。お願いします。

【永峯観光振興課長】この募集要領の内容でございまして、目的のところは、先ほど来申し上げておりますとおり、感染対策をしっかり行った上で、安心してお客様を受け入れると、そういったことではございます。

募集期間につきましては、先ほどの補助金とは違って、いつまでという期間は区切っておりませんで、随時受付をするという形でございます。

認証基準のところ、真ん中ほどに書いており

ますけれども、先ほど申し上げました宿泊施設のガイドラインを基に、長崎大学に監修していただき、項目数といたしましては、全体で68項目について取組を行っていただくということといたしております。そして、申請書を出された施設につきましては、長崎大学のほうでビデオ教材を監修していただいておりますので、このビデオ教材の受講をお願いいたしております。申請があった場合には、認証につきましては実地検査を行っていくというようなこととございます。この認証基準につきましては、随時見直しを行うことといたしております、先ほど申し上げたとおり、昨年度の基準から、今年度は一部再監修をしたというようなこととございます。それから、下から2番目でございますが、一旦チェックをして、項目を満たしていないといった場合につきましても、改善に向けた取組を協議し、なるべく認証に向けて取組を進めていくということ、それから一旦認証を受けた施設であっても、更新と申しますか、定期的な再審査を行っていくというものでございます。

認証がなされた場合には、ステッカー、ポスターを交付いたしまして、入り口付近、見やすいところに掲示をするということと、先ほど来申し上げております専用ホームページでの掲載をいたしていくというものでございます。

裏面のほうで、この申請の条件といたしましては、(1)から(3)まで、これを全て満たすということで、基本的には、旅館業法の許可を受けているホテル、旅館、民宿施設というようなこととございます。

認証の申請方法につきましては、この事務局に申請書をお送りいただくということとございます。

遵守事項については、そこに記載のとおりで

ございます。

【山田(博)委員】これは前のteam NAGASAKI SAFETYの認証制度と要項というのはそんなに変わっておりませんね。

1つだけ私があらっと思ったのは、「認証を受けた施設についても継続して審査を行う。」ということで、前は最大2回となっているんです。これは消していますね。これは何で消したんですか。

【永峯観光振興課長】ここに記載はしてありませんが、年2回というのは、そのままの取扱いとしております。

【山田(博)委員】それは書いてないから、やりますと言ったって、これは要項だからね。細かいことを言っただけか、ここは大切なところだから、しっかりと後でつけ加えておっていただけませんか。最大2回、やっぱりそういうところをしっかりとやっていただきたいと思います。

私はいろいろとまだ質問したいんですけども、ほかの委員の皆さん方も質問がありますので、一旦ここで終わりたいと思います。

【中村(一)委員長】ほかに、質問はありませんか。

【坂口委員】1点確認をさせていただきます。補足説明資料の2ページ、支援事業の中身の2の事業概要の補助対象の2つ目、前向き投資に要する経費とありまして、前向き投資という言葉がわかりづらくて、ホームページのほうから申請の要領を見ているのですが、前向き投資に要する経費ということで、新たな需要に対応するための取組に要する経費ということで、事例が、具体例が施設設備、コンテンツというふうに分けられているのですが、施設改修は、これは見ればわかりやすいのかなと思うんですが、

コンテンツというところで、県産食材を使用したメニュー開発とか、新たな宿泊プランの開発等とか、補助の対象となるかどうかの決定に価値判断が伴うようなものについては、誰が、どのようにこれは対象となるか判断をされるのかについて、教えていただければと思います。

【永峯観光振興課長】基本的には、この事業につきましては観光庁の財源を活用した事業でございますので、基本的な補助の考え方というのは、観光庁のほうから示されているものがございます。例示といたしまして、今ご紹介いただいたようなものがございますが、細かい部分でどういったものが対象になっていくかどうかというところにつきましては、都道府県の判断に委ねられておりますので、私どものほうでそこは対象かどうかというのを判断していくということになります。

【坂口委員】私の質問に対して、判断されるのは県のほうでということにはわかったのですが、誰が、どのように判断をされるのですかという質問でしたので、あとどのように判断されるのか、教えていただければと思います。

【永峯観光振興課長】基本的な考え方といたしましては、感染症対策に要する経費、あるいは前向き投資の部分につきましては、今後の誘客につながるような直接感染症対策ではなくても、ワーケーションスペースの改修でありますとか、そういったものを対象にしていくということになってまいります。

どのようにという点につきましては、何か明確に基準、物差しを設けてというところは少し難しいかなと思っておりまして、ケース・バイ・ケースの中で判断していくことになると思っておりますが、観光庁のほうからは、なるべく宿泊施設の方々に寄り添った支援内容となるよう

にというような通知も出ておりますので、そういった部分につきましては、できるだけ柔軟に対応していくというようなことを考えております。

【坂口委員】私の質問と答弁にずれがあるのかなと思うんですが、改修とか、先ほど言われたワーケーションスペースの準備、改修とか設備については、これを見ればわかりやすいのですが、コンテンツとか、価値判断を生むような決定をされる場合に、どのようにして決定をされるのかと。要は、何が心配かと申しますと、AさんとBさんと申請があった場合に、同じ基準で判断が両方にできるのかという心配があったものですから伺っています。

【永峯観光振興課長】コンテンツの部分はどう見極めていくかというところは、確かに一定難しい部分があるかと思います。具体の申請内容を私もまだ見ていない中で申し上げる部分が難しいところがございますけれども、今、委員からご指摘ございましたとおり、事業者間で何か不公平な取扱いになったり、そういったことは当然ないようにということで考えておりますので、申請内容等を見ながら、そこについては少し検討していきたいと思っております。

【坂口委員】現段階では、判断の基準になるようなものは存在しないという認識でよろしいですか。

【永峯観光振興課長】現段階では、そういうものは特にないという状況です。

【中村(一)委員長】ほかに、質問はありませんか。

【山田(博)委員】観光振興課長、この認証について、実地調査を行うとありますね。この実地調査とは、どういうふうな形でやられるのですか。

【永峯観光振興課長】事務局のほうから現地に人員を派遣して調査をいたします。具体的には、2人1組で回るということを考えておりまして、現段階の予定といたしましては、昨年度から携わっておりますJTBの関係者の方と、それから先ほど陳情の中で少しご紹介いたしましたが、例えば、県旅行業協会の方と一緒に回っていただくとかで、そういった経験を積まれた方につきましては、リーダー役として、また次のサポート役の人と回っていただくとか、そういった体制を考えております。

【山田(博)委員】 実地調査というのは、長崎県の旅行業協会の方々を、例えば大村の関係者はJTBの人と一緒に行くのか、もうそういった提携をされているんですか。そこをお答えいただけますか。

【永峯観光振興課長】 そういった提携を既に行っておりますので、あと旅行業協会の事務所の方々がどこに所在しているかというところにもよってこようかと思えますけれども、基本的には、その地域での認証については、旅行業協会の方に対応いただけるものは対応していただくということで考えております。

【山田(博)委員】 そうしたら、JTBさんが今、事務局でしておりますけれども、私が危惧しているのは、このJTBさんというのは飲食のほうの認証もしているんですよ。今度は旅行もそうでしょう。両方やっているから、忙しくて手が回らないんじゃないかと私、心配しているわけです。そこは大丈夫なのかどうかというのを危惧しているんですけれども、大丈夫ですか。

【永峯観光振興課長】 そこは私どももしっかり飲食は飲食、宿泊施設は宿泊施設ということで取組を行っていただくということをお願いいたしておりますので、しっかり対応いただくもの

と考えております。

【山田(博)委員】 JTBさんが、極端に言うと、業務は業務できちんと区別してもらわなければいけないから。例えば、五島に行って、午前中は宿泊のものをみて、午後から飲食を見るとか、まさかそんなことはしていませんよね。そういったことが許されるのか許されないのか、そこもきちんと区別してやっていただかないと。というのは、この認証は宿泊も飲食もあったわけですよ。結論から言うと、飲食も宿泊も、そういった関係者を使っていたらいい、使わなければいけないんじゃないかとなっていたわけですよ。特に、飲食のほうは大きな打撃があるものですから、宿泊も一緒に、飲食の組合とかをぜひ使ってもらうように、議論も随分あったわけですよ。その中で、結局、宿泊も飲食もJTBがやるとなったから、「何だこれは」となったわけですよ。

そこで、JTBさんのために事業をやっているのかと誤解を招かないようにしなければいけないからですね。たまたまJTBさんがするだけであって、そこはきちんと区別をできると思う、考えておりますと言うけれども、そこは契約上ぴしゃっとやってもらわないと、もっと言うと、地元のほうにどんどん、どんどんお願いして、やってもらうようにしてもらいたいということを私は言っているわけです。それはいかがですか。

【永峯観光振興課長】 当然、事業といたしましては飲食と宿泊とは別の事業、またJTBとの委託契約につきましても、別の委託契約という形になってまいりますので、先ほどご懸念があったような飲食施設と宿泊施設を同日に回るといようなことというのはないものと考えておりますし、今、私どもが頂いております7月中

旬にかけての認証の現地調査の計画表の中でも、宿泊施設を一日かけて回るといような計画表でございますので、そういったことはないというふうに考えております。

それから、地元の旅行会社等をはじめ、現地の方々を最大限活用していただく、そういった部分につきましても、先ほど来申し上げておりますとおり、私どももそういったお話をさせていただいておりますので、現状29名ということで先ほど人数をご報告いたしましたけれども、そういった点についても引き続きお願いしたいと思っております。

【山田(博)委員】先ほど、目標は500施設というふうに話がありましたけれども、これはいつまでを目標として認証取得をされるのか、そこをお答えいただきたいと思えます。

【永峯観光振興課長】補足説明の中でも申し上げましたとおり、当面は継続審査から始めてまいりたいと考えておりますが、現状では、8月のなるべく早い時期、できればお盆前ぐらいまでには500施設を何とか認証ができないかというようなことは考えているところでございます。

【山田(博)委員】ぜひその目標に向けて頑張っていたきたいという一方で、頑張っていたきたいという希望、思いはあるんですよ。しかし、頑張り過ぎて、皆さん方職員が、働き方改革というのがありますので、そこの両輪を見ながらやらなければいけませんので、そこについて部の最高責任者である文化観光国際部長の見解を聞いて、質問を終わりたいと思えます。

【中崎文化観光国際部長】大変ありがたいご配慮をいただきまして、ありがとうございます。先ほど答弁しましたように、非常に人が動くお盆前にやりたいというような目標も立てておりますし、しっかりJTBの担当の職員はもとよ

り、支店長さんともお話しして、ぜひ効率的なスケジュールの中でこの認証が進むようにというように進めていきたいと思っておりますので、できるだけ職員も過度な負担にならないように、ただ、しっかりと事業者の皆さんに寄り添って認証制度が進むように、そういうふうに取り組んでいきたいと思っております。

【中村(一)委員長】ほかに、質問はありませんか。

【小林委員】キャンペーンが今日から再開をしたということで、大変歓迎と同時に、若干複雑な気持ちを持っていることも事実であります。それはなぜかという、今、議論がいろいろあっているように、第三者認証制度が始まったばかりであって、その500施設のチェック体制がまだ完璧にできていないと。こういう状況の中で、大事な我々の県民の皆様方であるという点で、安全・安心のコロナ対策が完璧にできているかどうかというようなことが若干ひっかかるわけであります。

まず、今回7月1日から心呼吸の旅キャンペーンを再開に踏み切ったという確たる根拠は一体何なのかということをお尋ねしたいと思えます。

【永峯観光振興課長】このキャンペーンの再開に当たりましては、県内の感染状況といったところを注視しながらというような視点で行ってきたところでございます。もともと4月に開始をいたしました時も、ステージが1の段階で開始をしたわけでございますが、それがステージ2、3という形で短期間のうちにステージが上がっていく中で、一旦停止という判断をいたしました。

今回につきましては、県全体がステージ2の状態になったというようなことで、そういった感染状況、それから業界の方々からも、一刻も

早い再開というようなお声も多々いただいておりますので、そういった中で再開の判断をしたというところでございます。

ただ、しかしながら、佐世保市につきましては、なかなか感染状況が厳しいといったようなこともございまして、1週間程度様子を見るといようなことを6月22日に発表させていただき、1週間様子を見た後、今週の火曜日に、やはりちょっとまだ厳しいということで、暫定的に佐世保市以外で今、キャンペーンを展開していると、そういった状況でございます。

【小林委員】 ステージ3から2に移ったと、こういう状況になった時に、要するに、医療体制の逼迫さが落ち着いてきたとか、感染の拡大が、ある程度、中休みになっているとか、そういう客観的な情勢は、ステージ2という形の中で、大体オープンしてもおかしくないというような状況になっていくのではないかと思います。ただいま申し上げたように、確かに業界の皆さん方から、一刻も早く再開して経済対策をやってほしいと、これは今回のコロナで一番被害を受けている夜の料飲業の皆さん方も同じ気持ちであるけれども、慎重の上にも慎重を期して今やってきたという経過なんですね。

それで、そういう今回のキャンペーン、いろいろ背景はわかったけれども、どこで、いつ、誰が決めたのかというところはどうなんですか。

【永峯観光振興課長】 感染状況につきましては、福祉保健部、それから総務部のほうにもコロナの戦略チームというところがございまして、そういったところが中心に、感染対策をはじめ、都度協議をやっているところでございます。週に必ず何回やるというようなことではないと思うんですが、定期的に集まりながら、感染対策と経済の両立をどう図っていくか、そういった

議論をされているところでございます。そうした中で、こうしたキャンペーンの再開等の協議が必要な場合には、私どもも一緒にその協議の中に参加をいたしまして、こういった方針で取組を進めるかというようなことについて協議をし、決定しているというようなことでございます。

【小林委員】 一番県民の皆さん方に説明をしなければならぬことは、再開に踏み切ったと、その踏み切る理由というのをどのような形の中でアピールしていくかというようなことも責任ある県の姿勢でなければならぬと、そんな感じを抱くわけです。

大体今回のコロナというやつはとても厄介なものでありまして、人流というのに一番敏感に発するというようなことで、人流の多さ、人流、行き帰りが拡大の源にもなっていると、こんなことが指摘をされているわけです。そういう点から考えてまいりますと、今回のこのキャンペーンの再開は、考え方によれば、そういう感染拡大といわゆる背中合わせの中の危険な状態にもあると言っても言い過ぎではないかもしれないと、こんなようなことを考えている方もいらっしゃるわけでありまして。だからこそ、指摘があるように、第三者認証制度をきちんとやっていただかなければいけないと。ところが、冒頭申し上げたように、この認証制度がたまさかスタートしたばかりだと。緒に就いたばかりと、こんな状態の中で今日を迎えた、こういう状態にあるわけです。

それで、私はつくづく思うんですけれども、今回の認証制度の監修を長崎大学にお願いをした。この68項目の中身を大学にいろいろとお力添えをいただいたと、これが実は、大きな一つのよりどころ、安全・安心のよりどころとい

うようなことを言っても私は言い過ぎではないと思うんです。いろいろテレビを見ておられます、いつも感染症の時に出てくる顔ぶれは決まっていますけれども、最近は少し露出というか、よくテレビにお出になっていただく機会が増えたのではないかなと思うけれども、長崎大学の感染症の権威ある先生方がテレビ放映で確たる話をしていただいて、率直に言って、誰よりも非常に説得力があるのではないかなというようなコメントを出していただいていると思うんです。今日、私は昼休みに福祉保健部の担当の課長たちに、長崎大学の感染症の取組はどれくらいの歴史があるのか、どれくらいの権威があるのかと、こんなようなことを率直に聞かせていただきました。何と、長崎大学は感染症対策の歴史はとても古くて、非常に研究熱心で、これは日本だけじゃなくて世界においてもきちんと評価をされていると、こういう状態になっているわけです。だから、我々の足元の長崎大学に、これだけ力強い感染対象の研究を行っている一つの組織、チームがあるということは、とてもではない我々の大きな安全・安心、心のよりどころではないかなと思っているわけです。

ですから、監修をお願いしたというだけでも、これは大きな前進であることは間違いないが、長崎大学のこれだけの感染チームをもっともっと長崎県のみならず、九州のみならず、全国のほうにアピールをして、長崎県は、こういう背景の中で旅行者を誘致していると、こんなような形のアピールをなぜもっとやっていただくことができないのだろうか、そんなようなことに気づいてくださる方がいらっやらないのか、そういう戦略はないのかと、こんなようなことを考えるが、それはどうですか。

【永峯観光振興課長】ご指摘ございますとおり、この第三者認証制度というのは幾つかの県で取組が進められております。代表的なものとしては、山梨県の取組といったものがございますが、大学との連携といったところは、本県の特色ある強みと申しますか、そういった部分であろうと考えております。実際その監修を行っていく中でも、医学部それから熱帯医学研究所の先生方に監修をお願いいたしておりますし、先ほど募集要領の中でも少しご紹介いたしました、ビデオ教材も大学のほうに作っていただき、それを施設の方々に見ていただくといったような取組もいたしております。そういったことで、大学との連携といったところをこの長崎県の第三者認証制度の強みとして、特徴として県内外にPR、発信をし、誘客につなげていく、そしてまた、それを一つの成功事例、特色ある事例として全国の中でも取り上げていただき、そういった取組を深めていくというようなことを進めていきたいと考えております。

【小林委員】文化観光国際部長に重ねてこの件でお願いをしたいと思います。今、私は思いつきで言っているような感じがするけれども、実は、この感染症対策で長崎大学がいかに権威あるものであるかということ、歴史をいろいろと検分いたしまして、長崎大学を我々長崎県のコロナ対策の安全・安心、人を呼んで栄えるまち長崎として、これから観光を再び戦略を練り直していかなければいけないと、こういう状況にあるわけです。そういう点から考えていけば、大学の感染症チームの先生方に前面に出ていただくということは、お互いにとって大きなプラスになると思うんです。

そういう点から考えて、庁内でよくもんでいただいて、知事から大学の学長等々をお訪ねい

ただいて、ご協力をしっかりやっていただくような形でお願いをしたいと。中村知事がキャンペーンを開始するところの記者会見の中で、ホテルとか施設が感染拡大につながったことはないんだと、感染が全然出ていないと、こういうようなことも知事の発言ですから、県民の皆様方に安全・安心をもたらす会見ではなかったかと思うけれども、いま一つ、知事の発言プラス、こうして実行力のある、実践力のある大学と一緒にかませていただいて、これからの観光行政をやっていくのもまた非常に大事なことはないかと思いますが、最後に文化観光国際部の見解をお尋ねして、終わりたいと思います。

【中崎文化観光国際部長】大変ありがたいご指摘だと思っております。委員おっしゃいますとおり、今回のコロナ禍での長崎大学の取組というのは、本当に全国的あるいは全世界的にもPRできるもので、大変ありがたい取組をしていただいたと思っています。その大学が積極的に監修していただいたSAFETYでございますので、今回、飲食も含めてSAFETY制度となったのは、間違いなく長崎大学の監修というベースがあったということだと考えております。

今後、全国から誘客を図っていくに際して、山梨モデルをとということで、全県下にこういった認証制度ができてきますので、やはり差別化をして、長崎県は、もっとより安全・安心だということをPRしていく必要があると考えています。そのためには、長崎大学との連携のところをどういうふうな形で顕在化して、それをPRしていくというのは、今後の観光戦略にとって非常に大事な視点だと思っていますので、しっかりとその連携のやり方、あるいはPRの仕方含めて、今後の安全・安心な長崎県の観光地づくりという中で取り組んでいきたいと思っ

ております。

【小林委員】今おっしゃったように、とにかく長崎県の一番の強みは、治安の安全・安心、それから今度プラスして、今もおっしゃったコロナ対策の安全・安心、この2大キャンペーンで、ぜひ成功を収めてもらいたい。お願いをしておきたいと思います。

【中村(一)委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】ほかに質問がないようですので、次に、事前通告に基づき、質問を行います。

事前通告をされた委員の方で、ご質問はありませんか。

【前田委員】通告を2件しておりましたので、順次質問させていただきます。

文化団体のコロナ禍における影響と支援ということについて、質問をさせていただきます。

コロナ禍が長引く中で、私も知る文化団体等の活動状況を聞くと、非常に停滞ぎみのようなお話を聞きます。そうする中で、国における文化団体のコロナ禍での支援の制度やメニューというものもありますけれども、なかなかそこに該当しなかったり、周知ができていないのかなと思われるところもあります。

そこでお尋ねしますが、今、県内の文化団体のこのコロナ禍の中での活動の現況について、どの程度把握をしているのかということと、併せて、県等が予算を組んでいるのであれば、その執行状況等について、まずお尋ねしたいと思います。

【土井口次長兼文化振興課長】コロナ禍における文化団体の現状と予算の状況についてのお尋ねでございます。

令和2年度におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、県内の多くの文化団体の活動が自粛を余儀なくされた、また地域の文化芸術振興に大きな影響があったということは、私どもも誠に痛感をしているところでございます。当課が所管する長崎県文化団体協議会の加盟団体のほうに対しましてヒアリングを行ったところ、コロナ禍においては、感染リスクを避けるため、自主的にしばらくは文化活動を自粛すると判断をされたところも多くあったようでございます。

そのような中、私どもといたしましても、活動自粛余儀なくされた県内の文化団体の皆様やフリーランスの皆様に対しまして、円滑な事業の再開を支援するとともに、発表の場が減少している子どもたちに文化芸術鑑賞を体験する機会を提供するために、昨年8月から約半年間にわたりまして、ながさきオンライン文化祭というものを開催したところでございます。そういった意味で、県民の皆様が明るく元気に本来の文化芸術活動を再開できるマインドを喚起できたのではないかと考えております。

また、令和2年度の私どもの支援の状況につきましてでございますが、昨年、文化団体の活動状況を数字的に表すという意味で、当課が所管しております文化団体助成費補助金というものがございまして、そちらの令和2年度の決算額につきましては、予算に比べまして320万円ほど減という形になっております。理由といたしましては、先ほどとも通じるところでございますが、新型コロナウイルスの感染状況が好転しないために、文化事業が中止または規模が縮小となり、年度後半になって、取下げとか減額が相次いだためでございます。

【前田委員】今の答弁の中で、自発的に文化活

動を自粛してきた団体が多数あったということですが、文化活動がこれからもきちんと行われるために、ぜひ、今までのような聞き取りだけではなくて、積極的に国の予算等も含めた支援制度の周知とか、もしくはアンケート等を取る中で、地元の文化団体の要望が国の支援のはざまというか、足りてないところがあるとすれば、積極的に施策を組んでいただいて、支援をしていただくことを要望しておきたいと思っております。

というのは、八江委員のほうから多分ご質問あるかと思うんですが、国民文化祭が予定される中で、これを機に、ぜひ長崎の文化団体の現況とか課題というものをきちんと把握していただいて、そういった何年か先に向かって段階的に熟度を上げていくという作業は必要だと思いますので、ちょうどいい機会だと思いますので、その点も含めて要望しておきたいと思っております。ありがとうございました。

もう一点、今、目の前にできてきていますが、出島メッセ長崎、いよいよ11月にオープンということですが、長崎市の施設であります。県としても、交流人口を増やすという意味において、極力自分たちも支援していくということは、知事自らも過日、述べてきたところでございますが、現況の中で、11月オープンに向けて、出島メッセ長崎に対して、県としての立ち位置というか、支援の在り方というものについて、この際、確認をしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【永峯観光振興課長】長崎市のMICE施設に対する県としての支援の考え方でございますけれども、まずこのコンベンションの誘致につきましては、県内全域共通の考え方でございまして、これまでも各市町と連携して取組を進めて

きたというような状況でございます。

今回、出島メッセの完成に当たりまして、長崎市といたしましても、それぞれ経済界、官民一体となって誘致を進めていくという取組を進められておりまして、行政は行政のつながりの中で、経済界は経済界のつながりの中でというような総力を挙げて誘致を進めるというような考えでございます。

長崎市さんからも毎年県のほうに要望をいただく中で、特に県に対しては、政府系会議でございますとか、国際会議、こういった部分の誘致について協力をお願いしたいという要望を例年いただいております。

私ども県といたしましては、そうした国や海外の地方政府、こういったところとのネットワークを活かしながら協力をしていくというようなことで考えておりますし、またそうした会議以外でも、県のつながりの中で誘致ができる、そういったものがあれば積極的に誘致に動くというようなことで支援してまいりたいと考えております。

【前田委員】今、観光振興課長からご答弁のあった誘致ですけれども、知り得る限りで結構なんですけど、11月オープンと聞いていますが、誘致の状況と、その中で、今、観光振興課長がまさしくおっしゃった政府系含めたところで、県として、どれくらい誘致した実績があるのか、ご答弁いただきたいと思っております。

【永峯観光振興課長】長崎市の公表資料でございますが、開業後1年間の状況として、現在、目標を約61万人の利用というものを掲げていらっしゃるんですが、想定の利用人数として、今47万人、率で申し上げますと約77%の達成率の状態です。予約が入っているという状況でございます。

その中で、県が絡んだ大会がどの程度かということでございますけれども、私どもが直接関わった事例というものはございません。ただ、ひょっとすると庁内各部で、その担当部局の中で携わったものというのが幾らかあるのかもわかりませんが、申し訳ございません、その部分については把握していないという状況でございます。

【前田委員】11月にオープンしていく中で、昨日も土木部の中で少し質疑させてもらいましたけれども、交通アクセスの課題等もオープンした中で出てくると思っています。また、ここでコンベンションをやるだけじゃなくて、アフターコンベンションの中でまた市内、市外のほうに出て行っていただくという、そういった意味での経済活動を促していくということも大事と思う中で、今、県の支援の在り方としては、コンベンション、学会とか、そういうイベントの人数に応じて助成金というものを多分出していると思うんですが、その助成の内容についても再度見直しを要望したいと思いますし、併せて、そのほか種々まだそれに関連するような支援制度というものを、これは県と市が連携した形で、スタートしてからでもいいと思うので、徐々に内容を充実させるような形で来年度の新年度予算等の施策に向けて構築していくことを要望して、質問を終えたいと思っております。ありがとうございました。

【中村(一)委員長】ほかに、質問はありませんか。

【八江委員】文化振興についてのお話なんですけど、先ほど前田委員からもありましたように、私も、説明もここに書いてあることもさることながら、世の中、コロナということで、全ての事業、どういう分野でもそうなんですけれども、

心配をしていることは、皆さんご存じのとおりであります。

その中で、長崎は文化の町だと、あるいは国際文化というものも非常に大事な長崎県だという、そういうことを考えていく中で、長崎県民が文化に触れる機会も、いろんな公的施設が休館はじめ休止をしている関係から、なかなか県民に、あるいは全国民の皆さん方がおいでいただく機会も阻止をした形にもなっているんじゃないかと、このように思って心配もいたしております。

イベントあるいはそういったものの自粛などによって、文化振興が大きく妨げられている、そういうような気もします。そういうことから、文化団体等に、皆さん方もいろいろ苦労しながらも、地域の文化の向上、あるいは自分の趣味とかそういったものを活かすためにも、これまでやってこられたことだろうとおります。そうした文化のイベントや大会等が開かれないために、文化振興がここで停滞をしてしまうというおそれがあります中で、文化団体等、あるいは文化に関する支援措置等が、団体からもそんなに多く要望しているところでもないんじゃないかと思うし、自粛に自粛を重ねながら、じっとしているというのが現状じゃないかなと。

そう思う時、やっぱりここは一度県でもしっかり考えてやっていかないと、今後の文化振興に大きな禍根を残す結果になるんじゃないかというのを心配しながら質問させていただきましても、これから文化に関するいろんなイベント等が、今のところは、こういう状況ですから自粛、休止という状態にはありますけれども、コロナ明けを目指しながら、そこで停滞できないためには、何らかの支援措置が必要じゃないかと。例えば、県展等を開くにしても、活動が

できない。できないから、それに携わっている皆さん方は非常に苦慮をしているというか、予算上でも苦慮をしていると。そういったものに対する支援措置も考えるべきじゃないかと、こう思ったりするんですけども、文化振興課としては何かの検討をなされているのか、それをまずお尋ねしたいと思います。

【土井口次長兼文化振興課長】コロナ禍における文化団体の活動の停滞ということで、今後が危惧されるという趣旨のお尋ねかと思えます。私どもも、今回の新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、県内の多くの文化団体の皆様が活動自粛等を余儀なくされたことから、地域の文化振興に大きな影響があったということは、我々も心から痛感をしているところでございます。文化芸術というものは、豊かな人間性を養うとともに、県民の皆様の生活に潤いをもたらす大きな力があるということで、改めて気づかされた次第でございます。

私どもといたしましては、先ほどから申し上げております、長崎県文化団体協議会というものがございまして、そちらのほうを經由いたしまして、文化団体助成費補助金というものを従来からしておりますし、今年度も同額の予算を確保しております。まずは、そちらを活用していただくということ。同時に、今回、国の令和2年度第3次補正でございますが、文化団体を支援する意味で、非常に優位な補助制度というのが設けられております。私どもといたしましても、直接団体のほうから申し込んでいただくような支援制度でございますので、国の支援制度に関する情報をホームページ等を通じまして、また県内の市町等を通じまして、そういった情報提供にも力を入れているところでございます。

そういった意味で、何とか文化団体の芸能活

動の再開というものを私たちも心待ちにしたいと思えますし、再開された暁には、いろんな形で支援の仕方があろうかと思えますけれども、精いっぱい頑張っていきたいと思っております。

【八江委員】 団体が団体ですから、営業活動とか、経済活動とかというのは少し程遠いところがあって、お互い自粛しろと言えば自粛する、あるいはまた公的な関係で大会等を開いておりますから、自動的に休止せざるを得ない、そういう立場におられる方ばかりじゃないかと思ったりしております。

そこで、今後、今のお話、支援はしていただくと思えますけれども、例えば、諸団体が長崎県あるいは各都市に対して、協賛、後援とか、いろんな事業が出てくると思うんです。そういうことによって活発な活動につながってくる部分もあると思えますから、そういったこともこれから活発に取り戻す意味も含めて、主催、協賛あるいは後援等についての関係を強くしていかなければならないんじゃないかと。お返しをするというよりも、盛んにする。文化といってもいろいろあります。芸術活動等もちろん、舞台芸術、音楽芸術、そういったものもありますから、そういったものに対して支援策は必要だと思えるし、そういったことの前向きな取組は、どのように考えておられるのか。

【土井口次長兼文化振興課長】 これからの前向きな対応策というお尋ねでございますが、先ほどから申し上げておりますコロナにおける停滞を何とかしなければいけないというのは、委員の皆様、我々理事者側も同じ気持ちかと思えます。県におきましては、コロナ禍でも新たな日常における文化芸術活動に対しまして、いろんな意味での支援というのをも強化していきたいと思えますが、現在、皆様ご承知のように、令和

7年度に誘致を目指します国民文化祭に向けまして、地元市町と一体となって県民の皆様の機運醸成や受入体制の整備、また文化団体の基盤強化などを図ろうとしているところでございます。今後、市町や文化団体の皆様と連携をしながら、広く文化祭や文化イベントを開催いたしまして、伝統芸能の継承等も含めて図りまして、本県の文化芸術、芸術活動を盛り上げていきたいと考えているところでございます。

【八江委員】 大きなものの中で考える時、長崎県土全体を考える時に、我々も地方には住んでおりますけれども、長崎くんちが中止ということで、全ての地域の祭りごとが中止ということにイコールなっているんですよ。我々小さい町の中でも、いろんな地域の中でも、夏祭り中止、あれも中止、これも中止と、全てがそういうふうになっています。だから、そういうことを考えれば、例えば歌手の問題、さだまさしさんとか、あるいは福山雅治さんとかのイベント、それもありますけれども、こういったものも自粛、あるいは我々、老人会とかでやっているカラオケ大会等も中止。いろんなこともありますので、そういったことに連動していくと、被害額は一般のものより大きなものがある。それで、金額の被害というよりも、精神的な被害というか、文化振興に対する被害が非常に大きくなってきているということも、ここで申し上げておきたいと思えます。

もう一つ、私も前、議長をしておった時に、長崎県の青少年の郷土芸能、伝承芸能大会というのも今、続けてもらっております。もう十数年続いておりますけれども、これは何かというと、一つは、地域には地域の郷土芸能というのがあるわけですね。郷土芸能の伝承は、今、少子化その他があったり、いろんな祭りがあったり、

こうなってくると、輪をかけて中止を、目標じゃないけれども、それに動いてしまっていると。限界の集落というような話もありますように、だんだん集落がなくなってしまう、そして歴史がなくなる、そういったものにも拍車をかけるということになってくると、ものすごく大きな影響があるものと思って、そういったことに対してのことを考えていくためには、もう少し活発な今後の活動を期待したいと。その取組と、先ほどちょっとお話がありましたように、2025年には国民文化祭を長崎が誘致をするようなことに決定をいただいております。そういったものに対してつなぎをつけていくにも、ここでやっぱりストップをしておってはなかなか大変だという気もします。それも考えると、ここで新たなスタートを切るための施策を展開していかなければならないんじゃないかと。その思いはどのようにしておられるのか、郷土芸能、そういったものを含めて、伝承芸能など、それから地域のいろんな書道や絵画、そういうものも含めてですけれども、いかがでしょうか。

【土井口次長兼文化振興課長】委員ご指摘のように、伝統芸能がコロナ禍において中止が相次ぐという事態が発生しております。私も、実は一家そろってお祭り大好き家族でございまして、そういった面では、これからどうなるんだろうと家族で心配している者の一人でございます。そんな中、私どもといたしましても、先ほど前田委員の中でもご紹介させていただきましたけれども、伝統文化、芸能をコロナ禍の中でも鑑賞できるような体制ということで、ながさきオンライン文化祭、オンライン等でコロナの心配なく参加できるような形でございますが、そういったものも展開しながら、文化芸術、そして伝統芸能につきましては学芸文化課の部分も関

与してまいりますけれども、そういった部分をしっかり取り組んでいく方向に考えております。

また、2025年につきましては、まさにおっしゃるとおり、我々が目指す国民文化祭の誘致が必ずや近く認定をいただけるものと信じておりますが、2025年、令和7年は、戦後80年とか、いろんな節目が重なる年でございますので、当然そこに向けた基盤整備、そして伝統芸能も含めた文化団体の振興というのをしっかり図っていく必要があるかと思っておりますので、その認識は我々も十分持っておりますので、今後しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

【八江委員】どうぞそのように前向きに取り組んでいただきたいということ。ただ、文化団体等に話を聞いておくと、文筆とか、俳句、アニメ、そういったものに対する活動については、今、むしろ外にあまり活発に出にくいから、文筆等については盛んに逆にやりやすいですよ。あるいは、テーマがそういったことができて暗いイメージの中であるかもわかりませんが、場合によっては、そういったものも大変いい環境になっているところもあります。全部が全部じゃありませんけれども、全体的には、もう少し明るい文化活動をしたいですね。そのためには、やっぱり県あるいは国のそれぞれの行政の支援がなければならないということをおっしゃられました。

そういう意味で、活動についての目標を持って進めていただきたいということも含めて、長崎県は文化の町だと、そういう思いでありますので、ここは最後に文化観光国際部長のその意気込みを確認しながら、私も終わりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【中崎文化観光国際部長】私も今回、コロナの大変な状況を受けて、観光、物産の産業はもと

よりですけれども、やっぱり文化、スポーツとか、活動の場を奪われた分野というの大きな影響を受けていると思っています。先般、文化団体協議会の総会に私も出席させてもらって、いろんな皆さんと意見交換をさせてもらいました。そうしますと、皆さん、高齢化をされていて、次世代の継承が難しいという中で、今、活動の場が奪われているというような声も多く寄せられたところでございます。その時、まだ正式決定ではございませんけれども、先ほどからお話が出ています国民文化祭の話もさせていただきました。これは4年後ではございますけれども、本番に向けて、いかにまた活動を顕在化させていくのか、あるいはこういった支援、これは市町も含めてですし、再来週、スクラムミーティングもありますので、少しこういったお話も市町の皆さんに文化芸術、あるいは伝統芸能の大切さ、それが地域のコンテンツになって、逆にIRを見据えると、インバウンドの大きな地域を支えるコンテンツになり得る可能性もあると思っています。ぜひ県、市町が一体となって文化芸術活動を支えていくという体制づくり、あるいは国民文化祭に向けた支援体制みたいなものも市町と一緒にあって作り上げていきたいと思っています。

【中村(一)委員長】ここで換気のため、3時まで休憩いたします。

-----  
午後 2時51分 休憩

-----  
午後 2時59分 再開  
-----

【中村(一)委員長】再開いたします。

ほかに、質問はありませんか。

【赤木委員】お疲れさまでございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まずは、聖火リレーの総括について、お伺いいたします。

5月7日、8日に長崎県内において東京オリンピック2020聖火リレーが行われました。私はライブ配信で見ておったのですけれども、新型コロナウイルスの影響によって、当初思い描いた形とは異なった形になったかと思っております。一般質問でも、部長答弁でも伺ったのですけれども、多くの皆様に見ていただいたと評価する声を伺いました。

しかし、開催に至るまで、よかった点もありますし、様々な苦悩や対応を求められたこと、そして反省や残念であったこともあったと推察をいたします。全体的な総括について、お尋ねをいたします。

【野口スポーツ振興課長】まず、今回、オリンピックという世紀の国家的イベントで、しかも、その聖火リレーに関わらせていただいたということと、しかも、それがこのコロナ禍という非常に厳しい状況の中での受入れだったということで、私どころか職員全員、いろんな思いがあるというのが正直なところでございます。

今回の聖火リレーの実施に関しましては、非常に関心の高い県民の皆様とか報道機関からのご意見、お問合せが準備期間中、非常に多くございました。その準備期間はちょうどゴールデンウィークにも重なっていましたので、職員にもかなり負荷をかけてしまったのですけれども、結果的には、リレーの運営において大変参考になるご意見を頂戴したり、私どもも勉強になるようなことが多かったことですから、このことも結果的には聖火リレーの成功につながった一因と認識しております。

また、当時、ちょうど新型コロナウイルスの感染が拡大傾向も見られた中でございまして、

日々の感染状況を我々も刻々と確認いたしながら、いかにして密を避けるか、感染症対策に最も労を要しました。先催自治体からの情報収集、それから組織委員会との膨大なメールとかオンラインでのやり取り等もございましたことと、各市町では、相当数の人員動員と、彼らの体調管理と、場合によってはウイルス検査を実施した自治体もあると聞いております。あわせて、無観客でのセレモニーという事態になってしまったこともございました。

結果、無事、クラスターの発生もなく聖火リレーを終了することができまして、私自身も組織委員会と一緒に早朝から夜遅くまで、オンラインの様子を見ながら実施本部でリレーの進捗を確認して、刻々とトラブルを回避するような指示を出していくと、そういうふうな状態でもございました。

ただ、聖火リレー終了後に、幾つかのランナーの方々から、今回走れて本当によかったという感動のお言葉を頂戴いたしました。

いずれにしましても、聖火リレーが無事成功しましたのは、県民の皆様のご理解とご協力の賜物だと認識しております。非常に感謝申し上げます次第でございます。

【赤木委員】本当に様々な苦悩が担当部局の皆様にもあったことと思いますし、いろんな声が県民の皆さんから寄せられたと思います。ランナーの方々は、しっかりとその灯火をつないでくださって、次の県にお渡ししたと、それは本当によかったなと思っております。

本当に世紀のイベントでございましたので、これを次の世代といいますが、県としても引き継がないといけないと思いますので、様々な課題もあったと思います、わかったこともあるというお話もありましたので、ぜひとも引き継い

でいただくようお願いをいたします。

続いて、報道でもありましたし、情報提供でもありましたI O C関係者長崎訪問について、お尋ねをいたします。

I O Cのコーツ副会長が7月16日に長崎を訪問され、原爆資料館や献花などを行う案、予定だという報道も含めて聞いておりますが、これに至る経緯と、現状どのようになっているのか、お尋ねいたします。

【坂口国際課企画監】I O Cの関係者が広島それから長崎に来県をされて、オリンピック、平和の祭典において平和のメッセージを発したいというようなお話でございます。

現状としては、オリンピック組織委員会のほうから、広島県にも長崎県にも、そういった計画があるということで連絡が来ている状況でございます。ただ、正式な決定というか、正式な要請、そういったものが今あっているわけではありませんので、具体的な話はこれからという状況でございます。

平和の祭典で、平和のメッセージを発したいというところから、平和の発信を担当しております私としては、このコロナ禍の中で、平和の発信の活動もなかなか思うようにできていないというところもありますので、来県されるということであれば、しっかり対応できるようにしたいと思っております。

【赤木委員】確認なんですけれども、長崎県側から招いたとか、そういう事実はあるのですか。

【坂口国際課企画監】こちらからI O Cなり組織委員会に対して、来県をしてほしいというような要請をしたことはありません。

【赤木委員】いろんな報道がされておまして、被爆者の方々もいろいろ言葉を発しているんですけれども、まん延防止等重点地域と不要不急

の往来自粛が知事からも出されておまして、今回の来県が不要不急ではないと私もわかるんですけれども、県民の皆さんに対して、オリンピックは特別なんだと、権威的なイメージがついてしまうのではないかと危惧をしております。

感染症対策について、しっかり行わなければいけないと思うんですけれども、そこら辺、どのようにお考えでしょうか。

【坂口国際課企画監】確かに今回、IOCの関係者が海外の要人ということで、その方が東京を經由して長崎に来られる可能性があるということでございますので、私どもも県として、これまで度重なる自粛要請をしてきた経緯もございますので、県民の皆さんが非常に不安を感じているということは当然のことと認識をしております。そういった中で、先ほども申し上げましたけれども、平和の発信をしていくということで、オリンピックの精神であるとか、そういったことも考えますと、それを望む声というのも一方であるのかなというのもございますので、正式に来県をして発信をしたいということになれば、前向きに検討していくということになるかと思っております。

その感染対策なんですけれども、今、私どもも長崎市と話をしておりますけれども、県民の皆さんの不安をどれだけ解消できるかというのが非常に重要なポイントになってまいりますので、例えば、想定するに、大人数でどんと来られるんじゃないとか、あるいは長崎に来られて、いろんなところを訪問されるんじゃないとか、そういったことを懸念されているところもあると思いますので、そういうことがないように、本来の目的であるとか、人数を絞って行動するとか、しっかりした感染防止対策を徹底してもらえるように強く求めていきたいと思っ

ております。

【赤木委員】多分、マスコミも大変注目されるようなメッセージ性になるのではないかと思っておりますので、県民の皆さんの様々な意見にも耳を傾けながら、そういう本来あるべき姿というものを見失わずに取り組んでいただくようお願いをいたします。

続きまして、心呼吸の旅について、お尋ねをいたします。

もう様々議論もあっているので、私は違った視点にしたいと思っているんですけれども、前回の第1弾の時は、県のステージ3になれば停止という答弁をいただいていたんですけれども、第2弾ですけれども、改めて、どういう状況になれば停止になるのか、お尋ねいたします。

【永峯観光振興課長】一律に、こういった状況になれば停止するといった目安は特段ございません。感染状況等を総合的に判断してという格好になるかと思いますが、ただ4月に約1週間で停止した際には、先ほど申し上げたとおり、スタートした段階ではステージ1であったものがステージ2に上がり、そしてまたステージ3に上がるという段階で一旦停止という判断をいたしましたので、それが一つの目安と申しますか、前の例になってこようかと思っております。

【赤木委員】総合的な判断の部分だと思えますけれども、知事のお話の中で、記者会見だったんですけれども、佐世保市と佐世保市民は今、対象外というお話でした。なので、佐世保市民の方が市外の施設に宿泊された場合は対象外という意味だと思うんですけれども、宿泊施設に対しては、どのように周知がされているのでしょうか。

【永峯観光振興課長】6月22日に、7月1日から再開いたしますと、ただし佐世保市については

1週間程度、状況を注視しますというアナウンスをさせていただきました。その段階で、各宿泊施設に対しましても、佐世保市の予約の再開時期については改めてご連絡をするというようなことでお知らせをしているところでございます。ただ、なかなかそれが十分に伝わっていない施設というのも一定ございまして、問合せのほうも事務局にかかってくるというようなことがございますので、そういったところにつきましても、再度、そういった周知について、事務局のほうから行っているというような状況でございます。

【赤木委員】なので、既に予約された佐世保市民の方がいらっちゃって、それが数として上がってくることはもうないということなんですか。

【永峯観光振興課長】予約の際に住所地を確認するようにいたしておりますので、佐世保市の方については、このキャンペーンの適用はお控えいただくというようなことで、市民の皆様にも、それから予約を受ける施設のほうにも伝えておりますので、その部分については、今の段階は、それは起こっていないと認識をしております。

【赤木委員】わかりました。

今、佐世保市限定で中止という形なんですけれども、今後、感染状況によって様々変わってくると思いますが、市町単位で中止する可能性があるという認識でよろしいのでしょうか。

【永峯観光振興課長】そこも感染状況等に伴ってというようなことになってこようかと思えますけれども、県の中で、一部対象、対象外というところがあまりたくさん生じてくると、利用者の方、施設側共に混乱を招くこともあろうかと思っておりますので、極力そういったことにはならないようにしたいと思っておりますし、私ども

といたしましては、一日も早く佐世保市の感染状況が落ち着いて、県下全域で展開できると、そういった状況になることを望んでいるというような状況でございます。

【赤木委員】わかりました。私も、もちろん感染状況が落ち着いて、県民の皆さんが安心して旅行を楽しめることを願っております。ただ、感染の状況と、感染が広がることはあってはならないと思っておりますので、しっかりと注視して、県民の皆さんに本当にリフレッシュしていただくことを願っております。

続きまして、プロバスケットボールチーム長崎ヴェルカ支援について、お尋ねいたします。

B3リーグ参入が決まりました長崎ヴェルカですが、チアリーダープロジェクトも行われて、選手もB1のファイナル出場選手を獲得するなど、県民の皆様からもわくわくが止まらない状況をお伺いしております。10月からシーズンが始まり、様々な事業が長崎ヴェルカ内で急ピッチで組み立てている最中であると同様に、長崎ヴェルカを支援することが長崎のスポーツ振興にも、観光振興にも、そして県民の皆様にとっても貴重なエンターテインメントとなると考えておりますが、今後の支援の検討状況について、お尋ねをいたします。

【野口スポーツ振興課長】プロスポーツチームの活躍は、県民の地域活性化に非常に貢献するという視点から、V・ファーレン長崎と同様に、長崎ヴェルカに関しましても、クラブへの支援を前向きに検討したいと考えております。

まず、今年度予算につきましては、県民の関心を高めて、より多くの方々に応援してもらえよう、広報による積極的な情報発信はもちろんでございますが、ホームゲームにおける県民招待事業とか、試合を盛り上げるための県民応

援フェアを実施することとしております。長崎市も同様に招待事業を予算化していると聞いております。

また、ホームゲームを開催する施設に関しましては、プロバスケットボールのゲーム自体は、単に競技を見せるということに加えて、エンターテインメント性を非常に重要視するというところで、一般の公共の体育館であれば、そのための付加経費がかなりかさむということと、それから当初は、チームの収益よりも、県民に愛されるクラブづくりを目指すために、県内各地でゲームをされるということも聞いております。そういう視点から、当課としましても、収支とかも確認させていただいた上でございますが、他県の事例とか、関係自治体と一緒に協議して、連携いたしまして支援のあり方を検討してまいりたいと考えております。

【赤木委員】 ありがとうございます。

今はまだ参入前で、これから戦っていく状況ではあるんですけども、もう既に、B2に上がるのは長崎か千葉かと、そこが強いんじゃないかと専らのお話となっております。先ほど施設のお話もありましたけれども、県立総合体育館（アリーナかぶとがに）に関しては体育保健課管轄であると思うんですけども、ぜひとも連携して、長崎ヴェルカの参入が成功に導けるよう、引き続き様々な支援をお願いいたします。

最後に、今後の観光のあり方ということでお尋ねをいたします。

午前中、小林委員とのやり取りでもお話を伺いました。今後の観光については、少人数での移動でしたり、自然を感じたり、体験型観光が求められていくものと私も認識をしておりますが、前回2月議会の委員会でも私、述べさせて

いただいたんですけども、長崎は、観光の魅力やコンテンツは充実しておりますので、あとはそこにどうつなぐのかというのが大事だと思っております。

先ほど部長説明にもありましたとおり、インバウンド対策として、今すぐインバウンドというのは見込みは薄いんですけども、情報発信はもちろん大事だと思っておりますし、今は、魅力、インバウンド向け観光コンテンツの磨き上げが必要であると。そして、私もそれは思っております。この具体的な内容、今の方針について、お尋ねをいたします。

【佐々野国際観光振興室長】観光まちづくりにつきましては、観光振興課のほうでも、市町それから地域の観光団体、事業者の皆様と一緒に連携しながら取り組んでいるところですけども、インバウンド向けにつきましても、現状は、国内にいらっしゃる外国人KOLだったり、JNTOの専門家を招聘してアドバイスを受けながら、外国人対応に、多言語だったり、訴求するポイントをカスタマイズしながら、地域の皆様と一緒に磨き上げを行っているという状況でございます。

【赤木委員】 ありがとうございます。

提案にはなるんですけども、長崎市の茂木に月と海というホテルが昨年オープンいたしました。そこは「地域まるごとホテル」をコンセプトにしております。その一環で、宿泊はホテルであるんですけども、今回のキャンペーンも、地域の飲食店を巻き込んだ形で運用されております。今後、インバウンドを考えた時に、長崎県内はまだまだ課題があります。言語の課題、移動の課題、そして決済の課題があると私は考えておまして、先ほど申し上げた月と海では、言語と決済の拠点となって、地域で飲食

を楽しむだけということが、その地域でできるようになっております。これを例に県全体で考えた時に、移動の課題はまだまだあるんですけども、ランドオペレーター機能を充実させることが、観光客の皆様が満足していただけると。その満足度を上げて、体験観光や飲食機会を逃さないことにつながると考えておりますので、特にハワイはそこは優れておりますので、ぜひ今後も課題解決に取り組んでいただいて、多くの方に満足いただけるよう、機会を逃さず、観光消費額を伸ばすことができるよう取組をお願いいたします。

【中村(一)委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【松本委員】 それでは、team NAGASAKI SAFETYは先ほどしましたので、ながさき心呼吸の旅と世界遺産の保存活用について、質問いたします。

赤木委員の質問にもちょっと重なるところはあるのですが、私も気になっているのが、前回4月19日に、心呼吸の旅を感染状況がステージ2から3に上がった状況を踏まえて、一旦停止をいたしました。この時は、多くの県民の方が突然の停止に対して、キャンセル料は補償はしましたけれども、落胆の声を聞きましたが、実際今も、先ほどから話がありましたとおり、佐世保市の感染段階がステージ3であるため、佐世保市、市民が除外になっております。

これはいつどうなるかわからないというのももちろんリスクを背負いながらやるものでありますが、ここの中で最初に周知しておくべきことは、県民の方々に、あくまでもステージ3になればキャンペーンの停止の可能性があるということを事前にご承知いただくような告知をしなければ、かなりキャンセルの問題も出てきま

すし、混乱もすると思います。

それともう一つは、施設側もそうですし、ステージ3になった時に、どのタイミングで止めるのか、その決断と、そしてその周知期間をどう取るのかということも、その場その場で決めるのではなくて、今のうちから、こうなったら、こうなりますよというのをホームページ上で予約される時に周知をしていく必要があると思うんですが、そちらの対応については、どのようにお考えですか。

【永峯観光振興課長】 この停止の判断と申しますのが、先ほど申し上げましたとおり、非常に難しい部分がございます。感染状況を総合的に判断してということで申し上げることになってしまいうんですけども、一方で、ご指摘のとおり、利用者の方、施設の方、少しでも混乱が起こらないような工夫というのは必要であろうかと思っております。

観光庁の財源を活用した取組でございますので、国のステージ3、本県で申しますと、本県のステージ4というところが相当するんですけども、そこになると観光庁の補助対象から外れるということでございまして、県によっては、そういった国のステージ3になると、このキャンペーンは停止しますというようなことをホームページ等で告知しているところもございまして、そういった方法も含めまして、なかなかステージだけの問題というよりも、上がり方のカーブ、そういったところの見極めというのも必要になりますので、何日経てばとか、そういったところを具体的に示すのは少し難しい部分はあると思うんですけども、そういう一つの目安、そういったところを表現できないかということについては、少し検討してまいりたいと思います。

【松本委員】そのタイミングは重要だと思いますし、そして即座に連絡できるような体制づくりというのもしておかなければいけないと思いますので、少なくとも、予約の時に事前に、こういう状況ではキャンペーンが停止される場合がございますということだけは、告知をしっかりとしていただきたいと思います。

そして、このキャンペーン効果を早く出していくことも大きな経済効果を出すために重要であると思います。このキャンペーンは、ホームページによると、7月1日から12月31日までという対象期間になっております。ただし、これもホームページに書いてあるのですが、9月1日以降の予約は対象外というふうに書いています。つまり、8月いっぱいまでに予約しないと割引にはなりませんということでございます。飲食も、宿泊の方々も、即効性、すぐにでも売上を上げないと、本当に大変な状況の中で、もともとこのキャンペーンという意味は、日本語で促進するとか、宣伝するという意味ですから、できるだけ一日でも早く県民の方に利用していただくよう期間限定なんだと、できれば早く使っていただきたいというのを促進していただくことが大事だと思いますが、そういった周知というのも重ねてどのようにお考えでしょうか。

【永峯観光振興課長】今回のキャンペーンにつきましては、先ほどもご紹介いたしましたとおり、50万人泊分の予算ということで、これまでにないような大規模な規模でございます。そうした中で、業界の回復のためにも、私どもとしても、これを一刻も早く消費につなげていくということが必要であろうと考えておりますが、残念ながら佐世保市の問題もございまして、もともとこのキャンペーンを実施するに当たっては、新聞広告あるいはテレビCM、そういった

ものを併せて行うことと考えておりますけれども、現状、佐世保市がこういった状況でございますので、今それを控えているということでございます。ただ、県民の方々からのお問合せは非常に多くいただいておりますので、一定程度そういった消費がなされていくものと考えておりますけれども、時期が参りますれば、そういったPRも大々的に行いながら、利用促進に努めてまいりたいと考えております。

【松本委員】先ほどのキャンペーンの停止も含めて、利用促進も含めて、これは国の予算ですので、使い切れなかった場合は戻さなきゃいけなくなってしまいます。50万人泊と限りがあるわけですから、そこはもちろん佐世保の状況も鑑みながら、利用促進を進めていただきたいと思います。

次に、先日、議長の代理で物産振興協会の総会に伺わせていただきまして、物産振興協会の方々の厳しい状況というのを痛切に伺いました。その中でおっしゃっていたのは、今回この宿泊の時についてくる2,000円の地域限定クーポンというものに物産振興協会も大変期待をしてお言葉をいただきました。もちろん飲食、タクシーにも使えるということで、これも大きな経済効果がございますが、ただ、この地域限定クーポンというのは登録しているところしか適用されません。今、その登録状況はどうなのか、そして裾野が広いですから、なるべく多くのところに登録していただきたいと思いますが、どのように登録店舗を拡大していくのか、お尋ねをいたします。

【永峯観光振興課長】この地域限定クーポンにつきましては、宿泊に伴いまして、ご指摘ございました飲食店でありますとか、交通機関、そういったところで利用できるクーポンでござい

ます。現状、6月末時点での加盟店舗数については約1,500店舗という数字になっております。このベースとなりますのが、もともとGOTOトラベルに地域共通クーポンといったものがございました。この取扱いの店舗数、それからGOTOイート、飲食店のほうになりますけれども、こちらの店舗、これが一部重複ございますが、両方合わせまして約5,000店舗という店舗数がございますので、こういったところにこの登録の呼びかけを並行して行っているところでございます。したがって、この1,500店舗につきましても、今後増えていくものと考えているところでございます。

【松本委員】この2,000円のクーポンも、使わなければ、ただの紙切れになってしまいますので、いかに使っていただけるかの周知も、それを知らなくて予約する方もいらっしゃると思いますので、そこもしっかり呼びかけていただきたいと思います。

そして、さらにキャンペーンを広げていくには、それぞれの21市町も大きな期待をしていると思います。これは国の予算でやっておりますけれども、市によっては、上乘せをする自治体等も出てくるのではないかと思いますし、それは大変ありがたいことでありまして、相乗効果が出ると思いますが、6月議会、市議会も終わっておりますが、21市町の中で、そういった取組をされる自治体が今あるのか、お尋ねいたします。

【永峯観光振興課長】現時点で、実際に市町独自の上乗せを行っている市町については2市、大村市と平戸市ということになっております。しかしながら、ほかの市町でも同様の検討がなされておりまして、私どもは、現段階で10の市町が独自の上乗せを検討されていると伺ってお

ります。

【松本委員】これは強制ではありませんが、お互いのためにプラスになる、もちろん県民の方々にとってもプラスでありますので、これをお互い連携してキャンペーンを張ることによって相乗効果が出ますので、このことも周知をしていただきたいと思います。

次に、世界遺産の保存活用について質問いたします。

関係議案説明資料の2ページのところに、世界遺産の保存活用という部分がございます。その中でちょっと気になったところがあるのですが、文章の中に、世界遺産学習の導入に向けた教員用リーフレットを1,200部作成し、関係市町教育委員会を通じて小中学校へ配布したというふうにございました。実際その配布されたリーフレットをいただきましたけれども、私も実は質問を以前した時に、長崎大学教育学部附属小学校の世界遺産を教材にした取組の授業の内容を見させていただいて、大変感銘を受けました。ただ、配っただけになっていて、実際にこの学習モデルで教育をしているところの踏み込んだところまでは、まだ配っただけになっているところに、もう一つ足りないものを感じるのですが、これは配布だけで終わったのでしょうか。その後の取組について、お尋ねをいたします。

【馬場世界遺産課長】委員ご指摘の今回作成しました世界遺産学習の導入に向けた教員用のリーフレットでございますけれども、これは長崎大学附属小中学校あるいは佐世保市の黒島小中学校、こういったところで実施されましたこれまでのモデル事業の単なる事例紹介だけではなく、附属の先生方あるいは義務教育課の先生方とも協議しながら、学習導入のメリットであり

ますとか、指導上のポイントなども盛り込んでおり、学校現場において世界遺産学習が取り組みやすい内容にさせていただいているところでございます。

世界遺産課としましては、これまでこの授業の実施とともに、関係市町の教育長さん、あるいは学校教育課長さんなどに、世界遺産を通じたふるさと教育の実施をお願いしてきたところでございます。委員ご指摘のとおり、リーフレットの作成により、取組推進の意見交換がしやすくなったのかなと思っておりますので、改めて世界遺産学習の普及拡大でありますとか、魅力的な世界遺産学習に向けて、関係市町への働きかけを実施してまいりたいと思っておりますし、また既に市町の職員を活用して、ふるさと教育を実施されている学校が幾つかあるとお聞きしておりますので、我々世界遺産課のほうに例えば講演の依頼や、資料提供の依頼などがありましたら、積極的に対応していきたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

【松本委員】これは観光も切り口にしておりますし、ふるさと教育の教材としても、なぜ我が町に世界遺産があるのかということから、地域の郷土愛も含めて、そしてそれを研究するスキームもすごく細かくつくられております。ただ、総合学習の時間で小中学生がこれに取り組むには、やはり教育委員会の理解と協力が必要でございます。いかに授業として活用していただくかというのが配布後の対応も重要になってまいりますので、ぜひ各市教委に対しても勧めさせていただきたいと思っております。

それに関連しまして、もう一つは、クリアファイルです。この春に卒業を迎えた県内の公立私立の全高校生1万2,500人に対して、世界遺産

のクリアファイルをお配りしましたということでございます。見させていただきまして、このクリアファイルを全ての高校生に配って、そして子どもたちに郷土の愛着や誇りを持ってもらう取組を進めるということですが、クリアファイルを配ったことで世界遺産に対して郷土の愛着や誇りを直接持ってもらえるかということにちょっと疑問がありました。建物についての写真がクリアファイルに載っているんですけども、これを見て、世界遺産のことの何がわかるのかなということにちょっと疑問を持ったので、質問いたしております。

もともとキリスト教関連の世界遺産は、建物の価値というよりも、禁教政策の下で密かに信仰を継続したこの過程が重要であるということが評価されたわけでございます。先ほどのモデル学習も同じなんですけれども、歴史的背景等を伝えることが大事なので、せめてクリアファイルにそういった経過とかそういったものを伝えるべきだと思うし、これだけを渡したところで、本当に高校生みんなが世界遺産について何か考えることがあったのかなというふうに疑問を感じます。

ただ、今後もこの事業をやるかどうかも含めて、そして今後改善する、また来年どうするのかも含めて、ご見解をお尋ねいたします。

【馬場世界遺産課長】高校における世界遺産学習につきましては、令和元年度におきましては、世界遺産に造詣の深い大学の先生を世界遺産課のほうで高校に派遣しまして講演等を行ったところでございますけれども、令和2年度におきましては、コロナ禍ということで、生徒の方々を集めた取組がなかなかできないような状況でございます。ご指摘のクリアファイルを配布したところでございます。

これにつきましては、文化観光国際部のほうから各学校長に通知を流しまして、そこにクリアファイルを配布した趣旨をお伝えしております。コロナ禍の中、当たり前の日常が一変しまして、学校行事など中止になっている中、つらい思いをされて卒業される子どもたちに、新境地でふるさとに誇りを持って世界遺産という地域の宝を守っていただく意識醸成のきっかけの一つになるようにということで配布させていただくということで、校長先生方に配布の趣旨も通知させていただいておりますし、生徒の方々に、そのような趣旨で配っていると思っております。

これは公立私立、特別支援、盲ろう学校全ての生徒の方々にお配りしたところでございます。クリアファイルの作成に当たっては、高校教育課や、実際の高校生、あるいは高校生をお持ちの保護者の方々にもお話を聞きながら、我々の思いが伝わるような形で作ったところでございますけれども、まず今年度、講演等の対面的な取組ができないか、今、検討しているところでございますので、それができない場合で、再度クリアファイルを作るようなことになりましたら、委員ご指摘の点も踏まえて作成していきたいと考えているところでございます。

【松本委員】密になるから講演ができなかったということでございますが、しかし、高校生には今、タブレットが支給されたり、ズーム等で講演を聞くことも可能であります。ネットで見れば、密にならずに話を聞くこともできますし、ウェブ上で歴史を知ることできます。そういったような取組、ソフト面のほうが、ハードのこのクリアファイルよりも、私は、ふるさと教育の観点、冒頭申し上げました小中学校の教育の教材に使うようなことをしていくことが、あ

くまでも世界遺産の認定が決定されて終わりではなくて、やはり次世代につなげていくことが大事な目的であります。ですから「保存活用」と挙げていらっしゃるわけですから、そこもしっかり踏まえた上で今後取り組んでいただくことを要望して、質問を終わります。

【中村(一)委員長】ほかに、質問はありませんか。

【深堀委員】私も、心呼吸の旅の件で幾つか質問したいと思います。

50万人泊分が設定をされているということで、6月21日時点では七千三百数十名の方々の実績が既に終わっているということで報告がありました。実際には7月1日からスタートしているわけですが、現時点の状況、県民の反応といたしますか、そういったものをどういうふうに把握されてあるのか、お尋ねをしたいと思います。

【永峯観光振興課長】県民の皆様からは、本当にたくさんのお問合せ等をいただいているところでございます。私どもの課にも当然かかってきておりますけれども、外部に事務局を設置いたしておりますして、毎日数百件単位でのお問合せをいただいているという状況でございます。

それから、幾つか宿泊施設のほうにも状況を確認いたしました。先週の金曜日から予約が開始ということでスタートをしたわけですが、最初の週末の3日間で既に1,000件を超えるような予約があったりというようなお声も伺っております、非常に反響は大きいと認識をいたしております。

【深堀委員】非常に反応が大きいと。これは本当にこれまでの自粛した生活の中で、県民の皆さんがまさに待ち焦がれていたことではないのかなと思います。

そういった中で、今回のキャンペーンでは、上限設定というものの、割引の配分枠というものを設けているということが特徴的なことなのかなと思います。先般、特別委員会の中で宿泊事業者の皆さんと意見交換した時に、これまでのGoToキャンペーンであったり、心呼吸の旅、こういった旅行に対する補助について、企業の努力、規模ももちろんあるわけですが、施設間でものすごく来てもらっているところと、来てもらえていない、そういった声がありました。そういった中で今回設定をされているということで、当然、これは宿泊施設ごとの数というのは公表していませんよね。収容人員とか、これまでの実績に応じて配分をしているということなんですけれども、実際にそれが本当に適正に配分されているかというのは、私たちももちろん知り得ない状況ですよ。そこが本当に担保されているのか、第三者的な目が入っているものなのか、観光振興課のみでやっていることなのか、事業者の皆さん、宿泊所の皆さん同士も、他の施設の割り振りなんてわからないわけで、変に疑心暗鬼になったりはしないのかなというのは、私はそこは少し懸念を持っているんですけれども、その点はどうですか。

【永峯観光振興課長】今回の上限の設定につきましては、先ほどお話しございましたとおり、6月3日の特別委員会での業界団体からのお声でありますとか、あるいは今回、宿泊施設の直接割引を制度の中で可能といたしておりますので、私どもといたしましても、予算管理を一定行っていく必要があるという中で、そういった枠の設定をさせていただいております。

考え方といたしましては、今お話しにございましたとおり、昨年6月から7月にかけて実施をいたしました、ふるさと再発見の旅、この時の実

績の数字、それから宿の規模、収容人員数、こういったものを勘案して配分を決定いたしております。そこについては、客観的に第三者の考え方が入っているということではございませんで、私ども内部で決定をしたというものでございます。

ただ、この上限の枠につきましては、一旦そこでこの設定を行うというものでございまして、先ほど予算管理という表現をいたしましたけれども、どこかの段階で、各施設に予約状況等を確認した上で、再度、再配分するというようなことも必要になってこようかと思っておりますので、現状の設定のところまで全て終わることではございませんで、再度また調整をしながら、随時、消化に向けて取組を進めていくというような考え方でいるところでございます。

【深堀委員】考え方はわかります。上限の枠というのは、これ以上変わらないものではなくて、状況に応じて再配分もあり得るということで理解をします。

そのときに私がもう一点気になるのは、今、佐世保地区が実施できていないですよ。この状況が少し長く続いた時に、佐世保の宿泊施設は、当然上限枠というのは施設ごとにあるわけですが、遅れることによって、それ以外の例えば長崎、島原だったり、そういった地区のホテルのほうに宿泊がどんどん、どんどん実績が積み重なって行って、ある程度、ストックしている配分枠の部分が、そういったところに割り振られるようなことになれば、佐世保地区の宿泊施設であったり、佐世保市民の直接的な宿泊、たった1週間だけのタイムラグであれば、そこまで考えなくてよかったんだけれども、この状況がまだ続くようであれば、そこを考えないと、佐世保地区に対して、これはものすごく不公平

なことになってしまいますよね。その点はどうか考えていますか。

【永峯観光振興課長】 佐世保市内の宿泊施設、ホテルにつきましても枠の設定をいたしております。現段階では、その分は別枠という形で確保をいたしております。しかしながら、あまり想定はしたくありませんけれども、これが1か月、2か月と続くような状況になった場合に、その枠をどうするのかというところは一定議論はあろうかと思えますけれども、私どもとしては、そこは別枠で取っておきながら、その施設の分についても、そういった対応をしたいと考えておりますし、あと市民の方の利用の分につきましても、今、配分済みの数字に少し余裕を持たせておりますので、その部分につきましても一定幅を持った中で運用を進めていきたいと考えております。いずれにしても、佐世保市の状況がどうなっていくのかというところを見極めながら、その部分については、また検討していきたいと考えております。

【深堀委員】 佐世保地区の話に関しては、よくその対策と申しますか、今後の動向を見ながら、公平にと申しますか、佐世保の方々が「何で」という思いが出てこないように配慮していただきたいと思えます。

あと、これは要望になりますけれども、これは以前、前田委員が言われたことだと思うんですけれども、心呼吸の旅もそうですが、医療従事者の皆さんとか、こういったいい制度があったとしても、いまだに利用できない人たちがいるわけですよね。これは先の話なんですけれども、感染が収束した後に、そういった人たちを対象にした何かということも考えておくべきじゃないのかなと思えます。今、感染が落ち着いて、行ける人と、それでもまだ行けない人とい

うのがいらっしゃるわけで、やっぱりそこは考えていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

次に、東京2020オリパラ事前キャンプの件であります。

部長の説明資料の中でももちろん紹介がありました。本県においては、4か国5競技、これは資料をもらいましたが、総勢77名の選手団が事前キャンプということで見える予定であります。県民としては非常にありがたい、歓迎すべきことではあるんですけども、その一方で、大阪のほうでは、来日された方が水際対策といえますか、もちろん感染症の対策については福祉保健部の所管にはなるんでしょうけれども、キャンプ関係でいえば、結局、濃厚接触者がキャンプ地に入って、その後、感染がということが明らかになって、このあたりの責任問題といえますか、対策について、一義的には福祉保健部所管の話なのかもしれませんが、誘致をしているスポーツ振興課として、この事例を踏まえて、本県の受入れの万全の態勢というのをしっかり構築しておくべきだと思うんですけれども、その辺の実態を教えてくださいたいと思えます。

【野口スポーツ振興課長】 まず、私どものオリンピック・パラリンピックのキャンプ受入れに関しましては、福祉保健部はもとより、県内の受入れ自治体の医療機関、それから先ほど小林委員からもございましたけれども、長崎大学でも感染症対策の指揮を執っておられる泉川公一教授と密にお話をさせていただいておまして、泉川教授からも先だって、受入れにおいては、自分からも医療関係者に、県内自治体と連携してやりましょうということを伝えておくというありがたい言葉をいただいております。基本的な受入れ方針は、本会議で部長からもご答弁さ

しあげましたけれども、選手たちは毎日ウイルス検査をするということを基本として、バブル方式と申しまして、外部との接触を一切避ける形での専用車両の移動とか、宿泊先の限定、それと行動範囲も極めて限定的に実施すると。これらの規制をもし違反した場合には、オリンピック・パラリンピックの参加資格を剥奪するという可能性もあると、そこまで厳しく管理するというので、私どもの県においても、しっかり遵守してやっていきたいと思っております。

先だってウガンダの件で、泉佐野市での問題が先ほど深堀委員からのご指摘がございましたけれども、国の最新の方針によりますと、以前は、陽性者が出た場合に、濃厚接触者疑い者を特定せずに、そのまま現地までお送りしていた形だったのですが、今回は、空港のほうにそれを判断するリエゾン機能を置きまして、空港で陽性者が出た場合には、その座席の近辺の方々を濃厚接触者疑いということで特定して、近隣地域であれば、その方々と濃厚接触者疑いでない方々を分離した形で運ぶという形なんですけれども、本県の場合は非常に距離が遠いので航空機で運ぶんですけれども、その場合は運搬が不可能だということなので、陽性者の近くにいる濃厚接触者疑いの方は空港、成田、羽田の近くで国が用意した一時待機施設にそのまま一旦入ってもらって、そこで特定をするということになっていますので、現状においては、濃厚接触者疑い者が長崎県に入ってくるということは考えられないということまで対策を講じてもらっております。

【深堀委員】わかりました。その後の対策であったり、今の準備体制であったりということで、非常に安心をするものであります。

そういった水際対策がしっかり取れていれば、

先ほどもバブル方式でということをおっしゃいました。考え方として、選手団が感染を拡大させるという考え方はもちろんある一方で、我々日本国民が、来ている選手団に感染させる可能性ももちろんあるわけであって、だからそういった意味では、バブル方式を徹底することによって、その心配が薄まってくるわけですから、ぜひそういった視点も持ちながら対策を講じていただきたいとお願いをしておきたいと思っております。

次に、スポーツの振興という項目を挙げているのですが、何を言いたかったかということ、県民のスポーツに取り組む状況が先般、新聞の報道で気になった記事があって、それは先般の議会でもスポーツビジョンの報告がありましたが、その中にも載っていることなんですけれども、週1回以上のスポーツをする人の割合が本県は45.5%という数字があって、スポーツビジョンでは、これを令和7年度までに54%という目標を掲げて取り組んでいます。私が新聞記事で驚いたのは、これが本県が45.5%なんだけれども、全国の平均が59.9%ということなんです。単純に言えば15ポイントぐらい、週1回以上スポーツをする人の割合が本県が著しく低いということなんですよね。その要因が何なのかなと自分自身でも考えてみたけれども全くわからなくて、その点、どういうふうにも本県の今の水準を評価しているのか、こういった要因があるのかということをお尋ねしたいと思います。

【野口スポーツ振興課長】私どもも、県民総スポーツ祭開催だとか、総合型地域スポーツクラブと申しまして、地域で身近にスポーツをできる機会をつくるということで今、取り組んでいるんですけれども、まだまだその認知度も低いということと、傾向としては、年代別、それから働いている方、そうでない方とか、いろいろ

性質によって差、特質があるということが一つの原因になっております。ただ、明確に本県がなぜ遅れているかというところは、なかなかこれは正確な分析としては非常に難しいところでございます。ただ申し上げますと、実は、国の統計と私どもの統計の取り方が若干違うところもございまして、またこの規定は難しいんですけれども、どこまでをスポーツと捉えるかと、運動と捉えるかという基準が非常に難しいでございます。国の場合だと、少し散歩をするだとか、体を動かす家事労働に近いことも、ある程度、広く取り入れている向きもあって、それを受ける方々の心証によるところもございまして。だからといって、我々の県も取り方によっては数値が上がるということではないんですけれども、そういうこともしっかり反省した上で、数値的に、もっとしっかりした取組、数値を上げるように取り組んでいくべきということで、我々、ビジョンのほうにしっかり目標を掲げさせていただきました。

その中で一番の柱としているのが、先ほど申し上げた総合型地域スポーツクラブという制度でございまして、これは令和4年度から、国が登録・認証制度というものを設定いたします。そこを見据えて、質的充実を図り、クラブの認知度を上げて、できるだけ多くの方が参加していただくような取組を実施したいと考えているところでございます。

【深堀委員】 わかりました。

その記事の中にも書いてあるんですけれども、本県が取り組む事業の中で、スポーツのアイデアコンテストというのがあって、これが6月25日を締切りに、県民に、いろんなアイデアを出してもらおうというものでありましたけれども、50件程度の応募があっているという話もお聞

きました。興味があって、これは審査が今からあるわけですから、あまり言えない部分もあるのかもしれないですけども、県民がどういったことを提案してきたのか、特徴的な紹介できる分があれば、教えてもらいたいです。

【野口スポーツ振興課長】 今年度、アイデアコンテストを実施させていただいたんですけれども、締切り時点で54件の応募がございました。先ほど申し上げたとおり、この内容について、我々のスポーツ行政の諮問機関でございます長崎県スポーツ推進審議会において書類審査いたします。その前段階でございますので、まだ内容をはっきりは申し上げにくいのですが、私が中身を見たところでは、身近な自然環境を活かしたスポーツ習慣の育成ですとか、サイクリングとか、アーバンスポーツ、それから水上スポーツの活用、そういう様々な身近な、特に長崎県の自然環境とかを活かしたアイデアというのが特徴的にございました。

【深堀委員】 この応募した中身を優秀賞、最優秀賞ということで3点ほど選んで、それを本県の事業として事業化するかもしれないということになっています。確かに事業化をして、県民に広くスポーツを振興していくことは非常に有意義なことだと思うんですけども、その一方で、54件と言われましたね。応募があってきた中身を公表するのは、恐らく、選ばれたケースだけなんでしょう。そういうふうにお聞きしました。ただ、そういったいろんな多種多様なアイデアが出てきているのであれば、それを当然応募者に了解を得た上でですけども、広く、こういったアイデアが出てきているんですよ。それに対して、その3つに選ばれなかったとしても、いろんな企業だったり団体、じゃ、一緒にやりましょうということが出てくる可能性も

あると思うんですよ。やっぱり視点が違うでしょうから。だから、そういった意味では、非常に貴重なアイデアを県民が54件も出してきてくれているのであれば、それが何かしら目に留まるような、例えば県のホームページに載せたり、いろんな活用ができると思うので、これは要望にしますけれども、ぜひそのことは検討をいただきたいと思います。

【中村(一)委員長】ほかに、質問はありませんか。

【山田(博)委員】それでは、通告に従いまして質問させていただきたいと思います。

まず最初に、長崎歴史文化博物館・長崎県美術館のあり方についてお尋ねしたいと思うんですが、今回の新型コロナウイルス感染拡大で、こういった博物館とか美術館が閉館だとかなんかないのがありますけれども、そもそもこういった場合に閉館するかというのは、基準なりを設けているか設けていないか、まずそれをお尋ねしたいと思います。

【土井口次長兼文化振興課長】長崎歴史文化博物館そして長崎県美術館におきましては、コロナ対策といたしましては、サーモグラフィーとか、また非接触型体温計などを導入いたしまして、感染防止対策、3密回避対策などの徹底した予防対策に努めているところでございます。

そんな中、時短とか休館がございしますが、私どもの考え方ということで申し上げますと、いわゆる新型コロナの感染のステージ3の場合は通常開館という考え方で、ステージ4になった場合、時短開館を検討する、ステージ5になった場合は時短での開館といった考え方をベースに持っております。ただ、その時々々の感染状況がございまして、いろんな宣言等がありますので、最終的には、そういったものを加味しながら

ら対応している状況でございます。

【山田(博)委員】文化観光国際部次長兼文化振興課長、私は、あるかないのかと聞いているんです。そういった基本的な考え方があるというけれども、じゃ、いつからしたのですか。具体的には何月何日なのか教えてください。

【土井口次長兼文化振興課長】具体的には、昨年、ステージがございませんでしたので、ステージを活用し始めたのは昨年の途中からですが、正式にこういった形で決めたのは、この4月以降でございます。

【山田(博)委員】私がこれを質問するからと言った時に、私は、あるかと言ったら、うーんとうなずいていたじゃないですか。そこは別に私から言われたからつくったと正直に言えとは言わないけれども、ご指摘をいただいてつくるようになりましてというぐらいはぴしゃっと言ったほうがいいんじゃないかと思うんですよ。そのためにこの委員会というのはあるのだから。お互いに、よりよい長崎県にしようと思ってやっているわけだからね。文化観光国際部次長兼文化振興課長、それはどうですか。

【土井口次長兼文化振興課長】委員ご指摘をいただきましたが、これは正直申し上げまして、4月の段階で、ある程度つくっておった指針でございます。

【山田(博)委員】つくっておったのに、何であなたはぴしゃっと答え切れなかったか。答え切れなかった理由は、自分が勉強してなかったのですか。私に言いたくなかったのか、忘れておったのか、どっちだったんですか。

【土井口次長兼文化振興課長】私もまだまだ勉強不足の部分もございまして、申し訳ございません。

【山田(博)委員】それで、長崎美術館の運営を

している美術団体の件で、私は前から言っていましたけれども、この理事の中にはマスコミ関係の代表も入っていると、そもそも、評議員の名簿というのがありまして、ここには企業、教育、文化団体、マスメディアとか、そういった代表が入ってやっていたけれども、このミュージアムの理事の中にマスコミの関係が入っていたんです、某テレビ局の代表者が。そうしたら、これは何で入っているのかといたら、できてからずっと入っているから聞いたら、マスコミ代表で入っていますということだったんです。それで間違いないかどうか、イエスカノーかでお答えください。

【土井口次長兼文化振興課長】当時はマスコミの役員をされていたということで、そういった部分も加味された内容かとは思いますが、正確には確認はしておりません。

【山田(博)委員】文化観光国際部次長兼文化振興課長、私がお聞きしたら、その方はもうマスコミの会社は辞めたんです。辞めたにもかかわらず、まだ何でいるのかと。(発言する者あり)私は、あちらのほうから、イエスと言いたいんだけど、個人名はあえて言いませんけれども、美術館を運営する長崎ミュージアム振興財団で、きちんとしたマスコミの報道があって、理事の枠としてあったというのを私は理解しておったわけですよ。それが今は漁業関係の人が来るとなっているから。あなた方は理事の運営をぴしゃっとしなければいけないと言っているわけだよ。文化観光国際部次長兼文化振興課長、喉に物が詰まっているかなにか知らないが、腹に何か物が詰まったような。ぴしゃっと何で言い切らないんだよ。理事の運営というのは、各代表から来ておった人たちがしていただかなければいけないと私は言っているんですよ。私は、

長崎ミュージアム振興財団を心から心配して言っているんだ。心配しているのに、なぜこれが通じないかな。文化観光国際部次長兼文化振興課長、見解を手短に。

【土井口次長兼文化振興課長】委員ご指摘の美術館を積極的にPRするという観点から、理事の中にマスコミが必要という、そういった委員のお考えについては、先ほど申された評議員の中にも当然マスコミはいらっしゃいますので、一定理解いたしますが、ただ団体の組織体制とか役員体制につきましては、関係法令とか定款に基づきながら、また運営のバランスなどの観点から、財団のほうでお決めになるものと認識しております。ただ、そういったご意見があったということは、財団にも伝えておきたいと思えます。

【山田(博)委員】文化観光国際部次長兼文化振興課長、そもそもミュージアムをつくる時に、長崎県が出資してずっとやっていたんですよ。初代の理事長は金子原二郎知事だったんですよ。あなたも何か突き放すような言い方をするのはいかがなものかと思うよ。このミュージアムというのは最初、もともと長崎県がつくったんだ。それを知っているか知っていないか、そこだけ答えてください。イエスカノーかだけ。

【土井口次長兼文化振興課長】長崎県が出資をしているということは認識しております。

【山田(博)委員】それにも関わらず、そういった言い方を言うというのはね。私は、もっと責任持った物の言い方をしなければといかんと思うよ。私も残念だよ。この美術を愛する山田博司も、あなたの前向きな答弁があるかと思ったけれども、そんな距離を置くような答弁をするとは心にも思ってなかった。

次の質問に移りたいと思います。文化観光国

際部次長兼文化振興課長、長崎歴史文化博物館の指定管理者の募集要項を知っていますね。この募集要項の中を見てもみたら、7ページに、収蔵資料数約8万1,000点とありますね。長崎県所有の資料が4万8,000点、長崎市所有が約3万3,000点とありますけれども、この中で、以前私が県議会で指摘しまして、まだ不明な資料が3点あるということでありましたけれども、その中で、1点見つかったと。その残りの2点は見つかったか見つかっていないか、そこだけお答えください。

【土井口次長兼文化振興課長】不明資料につきましては、いまだまだ発見されていないという状況でございます。

【山田(博)委員】 そうすると、この募集要項というのは、その見つかっていないものも含めた上のこの8万1,000点ということで理解しているんですか。イエスかノーかでお答えください。

【土井口次長兼文化振興課長】 そのとおりでございます。

【山田(博)委員】 そうしたら、見つかっていないのを8万1,000点を指定管理の中に入れるというのはおかしいだろう。これを今年の3月30日に出しているんですよ。見つかっていない資料があるにもかかわらず、それを引かんといかんでしょうが。だから、8万1,000点マイナス2だから、8万998点と書いておかなければいけないわけだ。これは間違いじゃないですか。イエスかノーかでお答えください。

【土井口次長兼文化振興課長】 現在、令和3年度中に全数点検ということで指定管理者に終えていただくという予定にしておりますので、現在はまだ最終的に発見はされていませんけれども、不明という段階でございまして、確実になくなったという判断ではございません。

【山田(博)委員】 そうしたら「不明」と書けばいいじゃないか。あなたの言っていることに百歩譲って、ここに「不明」と書けばいいじゃないか。そうしたら、何で書いていないんですか。これを見たら、8万1,000点があると書いているんだよ。そうしたら、指定管理者としては、これを8万1,000点を見たら、今の会社が探しています、探していますと言ったって、ほかの会社が受けた時に、ないものをあるように書いてはいかんだろうが。ここにちゃんと「不明」と書いておかんといかんやろう。私は何のためにこれを質問したんだ。そういったことをぴしゃっと書かないでおって、こういったやり方というのはいかなものかと思うよ。文化観光国際部次長兼文化振興課長、どうですか。もうちょっときちんとせんといかんよ。来たばかりで、あなたにこれ以上言いたくないけれども、私はあなたを大変評価しているんです。だから、こういったことに気をつけて頑張っていたきたいと思います。

文化観光国際部次長兼文化振興課長、これに関しては、もう一つ付け加えて言っておきますけれども、このなくなった状態で今の会社が指定管理するというのはいかなものかと思えますよ。なくなった状態で指定管理を繰り返して、「やっぱりありませんでした」。そういった会社にまた指定管理を指定するというのは、これは長崎県政ではあってはならないことだからね。多分これは10月ぐらいに議会にかけるでしょうから、その時にこの委員会の委員の方々が、その時にはっきりしていないのに、それを指定管理は議決としてはできないから。それがはっきりしてから議決をするというのがごく当たり前。それをないのをあなた方が議会に上げるというのは言語道断だよ。私はそれだけは指摘を

しておきます。文化観光国際部長、そこをしっかりとやらなければいけないと思いますから。文化観光国際部長には答弁は今の時点では求めません。

続きまして、新型コロナウイルス感染症に対する取組状況についてです。

先ほど、国境離島振興事業とか、壱岐～対馬相互送客商品とありましたけれども、観光振興課長、これを含んだ上の先ほどの49万泊だということに理解していいんですか。

【永峯観光振興課長】 県民キャンペーンの50万人泊と、しま旅の分は別と。ただ、併せて利用も可能でございますので、一部重複する部分はあるかと思えますけれども、基本的には別でございます。

【山田(博)委員】 そうしたら、観光振興課長、午前中、県民と国境離島振興の事業と宿泊客数と壱岐～対馬の相互商品もありますけれども、経済波及効果、あと合計して宿泊商品というのは大体どれくらいになるんですか。

【永峯観光振興課長】 観光消費額の推計につきましては、午前中、再開の時に申し上げましたとおり、観光統計に基づく1人あたりの平均消費額が、3万2,000円程度ということになってまいりますので、それぞれの泊数に掛けてということで考えておりますが、先ほど申し上げたとおり、一部利用が重複する部分がございますので、精緻な数字というのがなかなか難しい部分がございますが、おおよそで申し上げますと、50万人泊の分につきましては約127億円程度ということで考えているところでございます。

【山田(博)委員】 離島の分は。

【永峯観光振興課長】 離島分につきましては、申し訳ございません、キャンペーンの分で離島分が幾らという集計が今ございませんので、は

じくのは難しいんですけども、先ほどの壱岐～対馬相互送客分でまいりますと、全体900名でございますので、3万2,000円掛けますと、2,880万円という数字になってまいります。

【山田(博)委員】 これを経済波及効果をもたらすようなことをぜひやっていただきたいと思っております。先ほど、壱岐と対馬の相互の商品があるということでありましたけれども、ぜひこれをうまく連携しながらやっていただきたいと。

壱岐と対馬をやって、今度は五島はどうかと。下五島と上五島も交通の便がいいですから、そこも一緒になって、そういった商品をつくっていただきたいと思っているんです。壱岐と対馬ができて、何で五島と上五島ができないんですか、これはどういうことですかとってまた私のほうにクレームの山が来ますからね。それで、そんなにしていたら、だんだん般若心経を読まないといけなくなってくるかもしれませんから、そうしたら困るので、ぜひお願いしたいと思って。観光振興課長、しっかりとそこは前向きな答弁をいただきたいと思うんですが、いかがですか。

【永峯観光振興課長】 しま旅の商品と申しますのが、旅行会社が造成するといったようなことが基本となっております。先ほどの壱岐～対馬の相互誘客の商品につきましても、壱岐市の観光連盟のほうで商品化をされたものでございます。したがって、五島の中でも、そういった商品を造成するというような旅行会社さんがいらっしゃれば、当然その部分もこの国境離島の対象とするというようなことで考えていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 観光振興課長、それは旅行会社がすればいいんじゃないかと、五島のほうに、

壱岐や対馬はこうやっているから、上五島も五島市もこういうふうにしたらどうですかということをご希望したいと思っておりますけれども、いかがですか。

【永峯観光振興課長】そういった情報提供は積極的にやってまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】ぜひそういったことをやっていただきたいと思っております。

文化観光国際部長、最後に、国境離島振興事業の中の壱岐や対馬相互送客商品とか、五島も含めてやっていただきたいと思うんですね。働き方改革の中で大変厳しいですけれども、観光振興課を含めて、ほかのスポーツ振興課も物産ブランド推進課もありますから、世界遺産課も含めて、しっかりやっていただきたいと思うんですが、決意を聞いて私の質問を終わりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【中崎文化観光国際部長】文化観光国際部におきましては、長崎県の強みである歴史、文化、国際、スポーツ、物産、観光が一つの部に結集しておりますので、それぞれのコンテンツの強みを合わせて、そしてそれを長崎のまちづくりに活かして、コロナ後に多くの方に来ていただくような取組、部一丸となって進めてまいりたいと思っております。

【中村(一)委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】ほかに質問がないようですので、文化観光国際部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 4時15分 休憩

午後 4時15分 再開

【中村(一)委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、次回、7月5日月曜日は、午前10時から委員会を再開し、県民生活環境部関係の審査を行います。

文化観光国際部の理事者の皆様におかれましては、大変お疲れさまでした。

午後 4時16分 散会

# 第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年7月5日

自 午前10時 0分  
至 午後 5時20分  
於 委員会室 3

生活衛生課長 眞崎 敬明 君  
食品安全・消費生活課長 峰松美津子 君  
水環境対策課長 本田喜久雄 君  
資源循環推進課長 吉原 直樹 君  
自然環境課長 石川 卓哉 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 中村 一三 君  
副委員長（副分科会長） 北村 貴寿 君  
委 員 八江 利春 君  
" 小林 克敏 君  
" 中島 廣義 君  
" 山田 博司 君  
" 前田 哲也 君  
" 深堀ひろし 君  
" 松本 洋介 君  
" 赤木 幸仁 君  
" 坂口 慎一 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

県民生活環境部長 貞方 学 君  
県民生活環境部次長 西 貴史 君  
次長兼地域環境課長 重野 哲 君  
県民生活環境課長 本多 敏博 君  
男女参画・女性活躍推進室長 有吉佳代子 君  
人権・同和対策課長 久柴 幸子 君  
交通・地域安全課長 永尾 俊之 君  
統計課長 下野 明博 君

6、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開議  
-----

【中村(一)委員長】 委員会及び分科会を再開いたします。

これより、県民生活環境部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、人事異動後これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【貞方県民生活環境部長】 4月の人事異動により新たに就任した県民生活環境部の幹部職員を紹介させていただきます。

〔各新任幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしくお願ひします。

【中村(一)委員長】 ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

【中村(一)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算に係る報告議案を議題といたします。

県民生活環境部長より、報告議案説明をお願いいたします。

【貞方県民生活環境部長】 まず、説明をさせていただきます前にお詫びを申し上げます。

お手元にお配りしております資料のうち、「県民生活環境部予算決算委員会 観光生活建設分科会関係議案説明資料（追加1）」の1ページをお開きください。

これは、先にお配りしておりました関係議案

説明資料のうち、繰越計算書報告に関する令和2年度長崎県流域下水道事業会計予算に係る説明部分につきまして、繰越額を訂正させていただくものでございます。誠に申し訳ございません。

それでは、県民生活環境部関係の議案について、ご説明をいたします。

お手元にお配りしております資料の「県民生活環境部 予算決算委員会 観光生活建設分科会関係議案説明書」の1ページ目をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第4号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち関係部分、報告第19号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第5号）」の2件でございます。

これは、先の2月定例県議会の予算決算委員会におきまして、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただいております令和2年度予算の補正を3月31日付で専決処分させていただきましたもので、関係部分について、その概要ご報告いたします。

まず、報告第4号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち関係部分につきまして、歳入予算につきましては、6,856万3,000円の減、歳出予算につきましては、2ページ目になります。計1億8,956万9,000円の減を計上いたしており、補正予算の主な内容につきましては、2ページ目から3ページ目に記載のとおりでございます。

続きまして、報告第19号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第5号）」につきましては、3ページから4ページに記載のとおりであります。

このほか、繰越計算書報告に関しまして、令

和2年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費については4ページに、また、令和2年度長崎県流域下水道事業会計予算につきましては、4ページ及び別冊の「県民生活環境部予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料（追加1）」の1ページ目に記載のとおりであります。

以上をもちまして、県民生活環境部の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

【中村(一)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより、報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 おはようございます。

それでは、横長資料の予算決算委員会の分科会説明資料で幾つかお尋ねさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。限られた時間でございますので、理事者におかれましては、的確な答弁をよろしく願いしたいと思っております。

まず最初に、横長資料の11ページの浄化槽設置整備指導監督費とありますが、これでちょっとお尋ねしたいんですが、先般の県議会で浄化槽の検査料というのは、県民の生活上、値下げをしていただきたいたいという話がありましたけれども、その後、その状況はどうなってますか、まずそれをお尋ねして、深くこの質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

【本田水環境対策課長】 委員ご質問の件ですけれども、今年度に入りまして浄化槽協会にワーキンググループを設けまして、そこで今作業を実施しております。その中でも特に情報が多いと考えておりますのが、他県の状況を把握するというところでございますけれども、コロナの

影響で遅れていたんですけども、今月、福岡県に業界のメンバーの方も一緒に調査に行くような状況でございます。

【山田(博)委員】水環境対策課長、そういたしますと、実際、目途が立ってないということですか。これだけコロナが大変な状況の中で県民生活が困難を来している中で、浄化槽設置整備指導監督費とありますけど、そういったのをどんどん進めていただきたいと思います。私は質問させていただいております。

そうすると、どれだけ値段を下げるといってどこまでまだいってないということですか。早急にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。今、あえてこれを聞かせていただいているんですが、いかがですか。明瞭にお答えください。

【本田水環境課長】今現在は各立場の協会、業界の方、我々の問題認識をそろえるということをしかりやっております。今すぐに料金をどれだけ下げられるという状況まではきておりません。しかし、問題点、着目するポイントというのはしっかりと共有できていると思いますので、必ずちゃんとした答えが出せるというふうに考えております。

【山田(博)委員】ぜひしっかりとやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

部長、何か答弁があるんだしたらお答えいただけますか。あるかないか見解だけ聞かせていただきたい。なかったらなかったでいいですから明確にお答えください。

【貞方県民生活環境部長】委員ご指摘のとおり、県民生活に深く関わる内容でございますので、できる限り早めに処理をして、またこの委員会ですできるだけ早めにご報告をいたしたいと思います。

【山田(博)委員】明確な答弁ありがとうございました。

続きまして、12ページ、資源循環推進課長にお尋ねします。

レジ袋収益金の寄附ということで86万1,000円が上がっております。環境保健費の寄附金ということでもありますけど、このお金は今後どのように使われる予定にしているのかも含めてお尋ねしたいと思います。

【吉原資源循環推進課長】委員ご質問のレジ袋収益金の寄附金でございますが、今年の3月にイオン九州株式会社から寄附金として155万7,551円、寄附がっております。今回、補正で86万1,000円、補正を上げまして、全体の155万8,000円を寄附として受け入れている形になっております。

レジ袋の収益金につきましては、毎年、イオン九州から寄附がっておりますが、令和2年度におきましては、レジ袋の有料化が始まったというところで、まだレジ袋を購入される方がたくさんおられてこういう額になってはいますが、通常は6万円から7万円ぐらいの寄附が毎年あっております。今後は、レジ袋の使用もかなり減るといって、この寄附についてはまた額が下がっていくというふうに考えております。

【山田(博)委員】資源循環推進課長、これを今どのように使われているかということを含めてお答えいただけますか。

【吉原資源循環推進課長】この寄附金につきましては、長崎県環境美化基金というものに繰り入れまして、その基金につきましては県内の環境美化、花いっぱい運動とか、そういった環境美化の運動に関わる事業に利用するようになっております。

【山田(博)委員】 資源循環推進課長、花いっぱい運動基金というのは、現在どれくらいあって、資金の要綱というのを出示していただけますか。

【吉原資源循環推進課長】 今現在、この環境美化基金につきましては、10億8,357万1,000円でございます。

これにつきましては、要綱等、後で提出させていただきますしたいと思います。

【山田(博)委員】 課長、すみませんけど、10億円もある基金がどのように使われているかということをご示していただきたいので、午前中にそれを出していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【吉原資源循環推進課長】 額の修正をお願いします。

基金の現在の残高が10億8,351万7,000円でございます。よろしくをお願いします。

【山田(博)委員】 資源循環推進課長、ご丁寧にどうもありがとうございます。速やかに出示していただけますか。再度それでお尋ねしたいことがありますので、よろしくをお願いします。

続きまして、自然環境課長にお尋ねします。

横長資料の14ページに、ツシマヤマネコ保護増殖事業費とあります。毎年されていますけど、実際にどれだけ増殖ができているのか、今、どれだけ生息しているかということがわかりますか。対馬の人から、ぜひ聞いてくれということから早朝から電話があったものですから、よろしくをお願いします。

【石川自然環境課長】 お答えいたします。

ツシマヤマネコについては、最新の調査が、第5次調査を環境省が実施しておりまして、その結果に基づくと90頭から100頭程度生息しているという情報が出ております。実際、上島と下島があるんですけれども、上島の方が生息環境が改善してきておりまして、そこでは繁殖行

動なども確認されております。一方で下島の方は、まだ繁殖行動までは確認されていなくて、ただ、一昔前に比べると、生息状況については改善している、要は、見つかる個体が多くなっているというような状況でございます。

今後につきましては、そのように生息状況が改善しているような状況であります。ただ一方で、生息環境が、例えばニホンジカが増えていることによってヤマネコの生息環境が悪化してしまう、そういった懸念も関係者の中では持っておりますので、ヤマネコの生息環境をより改善させるために、対馬の自然環境を保全していくことが重要だと考えておりますので、ニホンジカ対策、これまでのモニタリング調査、それから域外保全として動物園と連携した繁殖の取組、そういったものもやっておりますので、そういった総合的な取組を環境省、対馬市と連携して進めていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 先ほど私がお尋ねしたのは、自然環境課長ね、ツシマヤマネコ保護増殖事業としてどれだけの成果が上がっているかということの具体的な数字を出していただきたいということですので、よろしくをお願いします。

【石川自然環境課長】 失礼いたしました。この事業については、環境省から委託を受けて県が実施している事業でございます。全額国費で実施している事業でございます。

事業の内容といたしましては、生息環境のモニタリング調査がメインでございまして、対馬振興局に担当者がおりまして、その担当者が監督をして、地域の調査員の方にご協力をいただいて、各地に調査のルートが設定されておりまして、そこで例えば月に1回、ヤマネコの調査を実施する。そこで見つかった、見つからないという調査結果をデータとしてまとめて、生息状況調査の報告書ということでもとめていると

いうことでございます。

それが先ほどご説明したような、今、対馬にヤマネコがどれくらいいるのかというような調査につながっているということ。

それから、もう一つは、ヤマネコの生息環境に支障を及ぼす要因として、交通事故というのも上げられております。交通事故については、島民の方々に丁寧な運転を、気をつけて運転いただくということが重要ですので、普及啓発として「交通事故防止キャンペーン」という形で、これも関係機関と連携して取組を進めている。その時に配るパンフレットとかチラシとか、そういったものを作成しているというような予算でございます。

【山田(博)委員】後でそのパンフレットをいただきたいと思います。マスコミの方も来ていますから、再度PRする上でマスコミの方にも提供していただきたいと思います。

先ほど、今、90頭から100頭くらいしかいないだろうということですけど、交通事故でヤマネコが死亡しているということではありますが、年間どれくらいの死亡事故があっているということを明確にさせていただいて、そういった状況だから、こういった活動をしているということを明確にさせていただけますか。

【石川自然環境課長】ツシマヤマネコの交通事故でございますけれども、調査を開始してからこれまでに125件ほど発生して、115頭が死亡しております。ただ、それは平成4年からの蓄積でございます。ここ数年は、例えば令和2年については3頭が交通事故に遭っていると、令和元年については7頭が交通事故に遭っているというような状況でございます。

【山田(博)委員】自然環境課長、あなたの言い方は、少ないような感じだけど、対馬の島民より事故が多いんじゃないの。だから、対馬の島

民の人が私に朝から、「ヤマネコはしっかり頑張ってもらわんといかんよ」と言って朝から電話があったんですね。だから、あなたも一生懸命頑張っていると思うんですけど、引き続きしっかり守っていただきたいと思います。これは国の天然記念物でしょう。しっかりと、あなただったらできるんだから頑張りたいと思いますので、よろしく願いします。

部長、これについて部長としての決意を聞かせていただきたいと思います。

【貞方県民生活環境部長】ツシマヤマネコは、委員ご指摘のとおり天然記念物でございます。地元だけではなく、長崎県、ひいては国民の宝でございますので、交通事故についてもできるだけ少なくする方向で取り組んでまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】すばらしい答弁ありがとうございました。

続きまして、交通・地域安全課長にお尋ねします。

今、新しく「第11次長崎県交通安全計画」をつくっておりますね。これについてちょっとお尋ねしますけれども、千葉県で事故があったですね、通学路のああいった。この計画を私はつぶさに見たんですけど、具体的に、ああいったガードレールというのは、これは県民生活に直接関わることで、土木部とかいろいろ協議しながらやっていかないといけないと思うんですが、実際、ああいった千葉県みたいな事故が、危険箇所というのは担当課として把握しているか、把握していないか、まずそこをお答えください。

【永尾交通・地域安全課長】今、委員お尋ねの交通危険箇所に関しては、当課では、数としては報告を受けて把握しております。

といいますのは、平成24年ですか、大津であった事故の関係で、当時、交通危険箇所の緊急点検というものが行われました。その時に県下では約1,000件ほどの交通危険箇所が示され、その対策として県警、また振興局、さらには市町の方でガードレールをつけるとか、警戒看板をつけるとか、そういうような対策を取られております。

一昨年の令和元年にも同じような大きな事故があったということで、これも緊急点検が行われました。これは県警の方から私も数字はいただいたんですけれども、これはいわゆる通学路だけじゃなくて、保育園を中心に近くを散歩するコース、そういうところも含めてもう一回見ましようということで、1,190カ所が指定をされた。対策の実施状況については、こちらで把握してないんですけど、大半は行われているというふうに報告を受けております。

【山田(博)委員】 交通・地域安全課長ですね、令和元年度の事故があって1,190カ所を県内でチェックをしたということでありますけど、大半は安全対策をしたということでありますけども、それは具体的に改善をした数はわかりますか、わかりませんか、そこだけお答えください。わかるんだったら明確にお答えいただきたいと思っております。

【永尾交通・地域安全課長】 申し訳ありませんが、その数については、私は把握しておりません。

【山田(博)委員】 課長、すみませんけれども、これは大事なことです。なぜならば、私はこれは交通安全計画を見させていただきまされたけれども、大変立派なことを書いています、確かにね、こうせんといかんということを書いているんですが、肝心要のそういったことの数がどれだけあったということを具体的にここに書

かなくても、そこはきちんと把握しておかないと、担当課としていけないと思うんです。確かに、いろんな分野が忙しくて手が回らんということはあるかもしれませんが、午前中までにぜひ教えていただきたいと思います。これは大事なところですので、お願いできますか。

【永尾交通・地域安全課長】 ハード面、ソフト面、いろいろあります。ハード面に関して、県警の数というのは、ある程度拾えるのかなと思っております。全てというのはできませんけれども、ある程度のところは拾えると思っておりますので、準備したいと思っております。

【山田(博)委員】 ぜひお願いしたいと思います。これは地域の方からも大変関心のある事業だということで聞いていただきたいという相談がっておりますので、これは期待を込めて、今、課長にお尋ねしておりますので、午前中までにそれをきちんとご報告をお願いしたいと思います。

一旦終わりたいと思っております。

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 生活衛生課長にちょっとお尋ねします。

23ページに県有墓地管理費とありますけれども、これに関連してお尋ねしますけれども、以前、委員会で指摘してましたあの件は、その後どうなったか、お尋ねしたいと思います。

【真崎生活衛生課長】 先回の委員会の中で、この県営墓地の管理についてお尋ねがありました。

今年度につきましては、利用者の往来等に関する危険箇所について、墓地内の階段手すり設置工事と擁壁及び排水管設置工事について、今年度、小規模改修事業について取り組む予定にしております。

それから、まずは区画の整備ということをして

たしたいと思っております、前回、公募の残区画17区画と、前回公募以降に変換のあった24区画について使用者の公募を行うこととしております。

返還された24区画につきまして、区画の面積が不明でありましたものですから、実測を行いまして、今後のスケジュールといたしまして、7月に公募の起案をいたしまして、8月下旬に公募参加の申込み、それから9月中旬に抽選、それから9月下旬から10月上旬につきまして貸付料納入後に許可発行という形で考えております。

水道施設に関しまして、まずは区画を整備してからと思ひまして、その後、検討していこうというふうに思っております。

【山田(博)委員】生活衛生課長、区画整備をしてから水道施設をということでもありますけれども、今、既存の利用者の方々にもサービス向上として、やっぱり水道施設はきちんとせんといかんですからね、そこは今、コロナの感染拡大の中に手洗いせんといかんと言っているじゃないですか。課長も手洗いを推進しているでしょう。手洗いするなど言っているのと一緒です、あなたは、そこは順番は同時進行せんといかんのじゃないかと思ひますよ。課長、そこは速やかにやっていただきたいと思ひます。その水道施設をアメリカまで行ってから造れと言っているわけじゃないですから、目の前だから。歩いて5時間も6時間もかかるわけないんだから、しっかりとそこはやっていただきたいと思ひますが、課長、見解を聞かせていただけますか。

【眞崎生活衛生課長】委員ご指摘のとおり、確かに水道施設等は大事なものだというふうに考えております。ただ、設備の場所等も検討しなければいけませんので、まずは区画を整理し、また、同時進行で進めていきたいと思ひており

ます。

【山田(博)委員】 よろしくお願ひします。

また生活衛生課長にお尋ねしますが、食肉・食鳥肉H A C C P導入推進事業費とありますね。これを導入している会社はどれくらいあるんですか、県内で。

【眞崎生活衛生課長】食肉・食鳥肉H A C C P導入推進事業費と書いておりますけれども、食肉につきましては、と畜場が川棚、諫早、五島、国見の4カ所あります。それから食鳥処理場につきましては、諫早に2カ所、島原に1カ所ございます。

【山田(博)委員】そこはH A C C Pを導入しているということに理解していいですか、それだけお答えください。

【眞崎生活衛生課長】はい、導入しております。

【山田(博)委員】部長、H A C C Pをこういうふうに導入しているというのは、私は、そこまでいっているということの知識というか、勉強不足だったのでちょっと反省しているんですが、こういうことでH A C C Pを導入しているということでP Rというか、パンフレットがつくっているんですか。課長の答弁でいいです、どうぞ。

【眞崎生活衛生課長】H A C C Pにつきましては、令和3年6月から法が施行されております。そのあたりで特にパンフレット等は作ってありませんが、周知はしております。

【山田(博)委員】もうちょっとね、周知というのは、ネットでこういうふうに行っていることをしてますか。ここでこういうふうに行っているH A C C Pをやってますよとか、そういった内容で取り組んでいるということはやってますか、それは。

【眞崎生活衛生課長】これは法改正で制度化に

なっておりますので、全ての食品事業者、それからと畜場についても同じですけれども、全ての食品等事業者が取り組む義務という形になっております。

【山田(博)委員】わかりました。

地域環境課長にお尋ねします。課長、地域環境課で補正予算で上げておりますね。横長資料で見たら関係するのが地球温暖化の啓発事業とか環境汚染が上がっておりますけれども、この予算の中で入札で拝見させていただくと、環境放射線テレメータとありますけど、この入札は1者しかしておりませんね。そもそもこういった予算を組む時には何者見積もりでしてるんですか。参加している企業は1者しかなかったみたいですけど。予算はどういうふうに組んだのか、お尋ねしたいと思います。

【重野次長兼地域環境課長】製造業者等2者から見積りを取りましてやっておりますけれども、実際は、メンテにつきましては製造業者の日立製作所でないといけないということで1者が続いているということでございます。

【山田(博)委員】そしたら、そもそもそういうふうに、理由書としてそういうふうにした方がいいんじゃないんですか。

【重野次長兼地域環境課長】こちらにつきましては一般競争入札を数年続けておりますので、次年度から随契でできるよう進めております。

【山田(博)委員】さっきの次長の話では、日立製作所さんという会社が部品の製造元だから、ここに随契、見積りを取ったということ、それはいいんですよ。しかし、結果的にはここしかできないからこういうふうになってますということになれば、あえて手間がかかる入札はせんでも、こういった事情を説明して、そういうふうになっているからと、そういうふうにしたがよかったんじゃないですかと私は言っているわ

けですよ。その点どうですか、見解を聞かせていただけますか。

【重野次長兼地域環境課長】今、委員がおっしゃられたとおり、そういうふうな手間がかかっておりますので、随契で3年間、1者しか入札できなかったという状況を踏まえて、来年度から随契という形で進めております。

【山田(博)委員】わかりました。

それで地域環境課長にお尋ねしますが、地球温暖化防止対策ということで、長崎県地球温暖化防止活動推進センターとありますが、これはどういったところですか。

【重野次長兼地域環境課長】県内に温暖化対策や省エネを進める団体を指定いたしまして、県内に推進員を70名ほど設置しておりますが、そういう方々と一緒に地球温暖化の普及啓発を進めるところでございます。

【山田(博)委員】元船町17番1とありますが、どこのビルにあるんですか、これ。ご存じですか、どこにあるか。それと、何年ぐらい、こういうふうな形で活動されているんですか。

【重野次長兼地域環境課長】多分、大波止ビルにあったと思いますけれども、確認して報告をさせていただきたいと思います。

今回実施している団体については、昨年度から実施しております、2年目ということになっております。

【山田(博)委員】これは去年からこういった活動をして、しようと思って、このNPO法人と随意契約を昨年から今年もずっとしているということで、あなた方がこの法人を指定したということで理解していいんですか。

【重野次長兼地域環境課長】随契でこの事業をやっております。

【山田(博)委員】課長、そうであれば、あなたは先ほど腕を組んでいたけれども、お腹が痛い

のかどうか私は心配して質問を控えておっただけども、部長はメモを取りながら一生懸命やっているのに、隣のあなたは腕組みしながら、お腹が痛いのかと心配して私は質問を控えてたんだけども、調子がよくなったんですね、そしてたらね。よかったですよ。

それで次長にお尋ねしますけども、去年からしていて、どこにあるかわからないような法人ではいかんから、しっかりと把握せんといかんと思います、私はですね。しっかりと把握していただいて。

この法人はどういった法人かということの後で説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。いかがですか。

【重野次長兼地域環境課長】後ほど報告させていただきます。

【山田(博)委員】交通・地域安全課長、先ほどの交通安全対策で改善された数がわかったら教えていただきたい。

【永尾交通・地域安全課長】数については、元年分については、対策を取っている最中で、道路管理者の部分がまだはっきりわからないと。県警の分も、ソフト面の数字がはっきりあらわれていないということで、ちょっとまだわかっていないのが実態です。

【山田(博)委員】永尾課長、すみませんけど、今後は、こういったことを聞く人がいたのか、いなかったのかわかりませんが、ぜひしっかりと把握して、元締めとしてこういった対策については各課に叱咤激励をしてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、資源循環推進課長にお尋ねしますけれども、長崎県の産業廃棄物税の基金を積み立てておりますけど、今、どれぐらい基金があるのか、それをどのように活用されているのか、横長資料の33ページに記載していますので、お

答えいただきたいと思います。

【吉原資源循環推進課長】産業廃棄物税の基金につきましては、基金残高が3月31日時点で2億5,108万2,000円ございます。この基金につきましては、廃棄物の発生抑制、それからリサイクル、そして適正処理に関する事業について活用させていただいているところでございます。

【山田(博)委員】資源循環推進課長ですね、2億5,000万円近くあって、今、具体的にそういうふうにしてますということでありましてけれども、そういった使い方の指針をつくってやられているのか、そういった点をお答えいただけますか。

【中村(一)分科会長】暫時休憩します。

-----  
午前10時41分 休憩

-----  
午前10時41分 再開

【中村(一)分科会長】分科会を再開します。

【山田(博)委員】次長にお尋ねします。

先ほど、レジ袋の関係で10億円、この産業廃棄物で2億円近くあるわけですね。このお金をぱっと見た時に、これだけの基金があるんだなと私は驚いたとこなんですね。確かに、基金というのは大切に有効活用せんといかんということですけども、さらにもっと有効活用していただきたいなと思っているわけですよ。

部長も、これだけの基金をもっと有効活用すべきじゃないかと思いませんか、どうですか。今、長崎県の財政は厳しい、厳しいと言いながら、埋蔵金じゃないけれども、長崎県もあつたんだなというふうに思われてもおかしくないからね。例えば、ガードレールにしても、こういうふうにもっとしてくれればいいなということがいっぱいあるわけですよ。そこを部で、わかりやすく言うと、今、2つの基金だけで12億円あるということであって、交通・地域安全課に

は、そういった予算がないんです、したくてもできないんですよ。だから、そういったところを、花いっぱい花を守ることは大切だけど、花よりも人を守るのが大事じゃないかと私は思ったわけですよ。

だから、そこをしっかりと部長が手綱を締めて、そういったところに有効活用できるような方策をぜひとも考えていただきたいと思っております。いかがですか。

【貞方県民生活環境部長】 まず、一般論、大前提といたしまして、基金を積み立てた場合には、それは当然ながら目的があって積み立てているものでございますので、きちんと有効活用しなければいけないというのは、委員、ご指摘のとおりでございます。

その上で、レジ袋にしても、産廃税にしても、特定目的基金というものは、目的を定めて条例化してやっているものだと考えておりますので、すぐに他目的の用途に転用するということなかなか難しいのではないかと思います。

いずれにしても、せっかくご指摘をいただきましたので、その点については内部で検討をさせていただきたいと思っております。

【山田(博)委員】 私は、ぜひ取り組んでいただきたいと思うんですよ。確かに、目的税でありますから、それに使わないといけないということはありますけども、花を守るよりも人を守ってほしいと、事故があってから花束を飾るよりも、それよりも守ってもらいたいのは、そういったところですからね。環境も大切ですけど、人を守ってほしいということ。それはあなたの部がそういったことをやっているわけだから。自然も守らんといかん、花も守らんといかん、人も守らんといかんわけですから、目的税ということはわかりますけれども、順番を、あなた

がしっかりと手綱を締めてやっていただきたいということで質問させていただいておりますので、どうぞご理解いただいております。お願いしたいと思います。

担当課長が答弁したいみたいですから。

【吉原資源循環推進課長】 先ほど、委員から質問がございました、何か定めがあるのかということでございますけれども、基金の活用につきましては、「長崎県産業廃棄物税条例」の中で、先ほど申しました目的に沿った事業に活用するというように決めています。

また、事業の内容を検討するにあたりましては、庁内各課と産業廃棄物税収活用プロジェクトチームをつくりまして、その中で事業について中身の精査を行っておるところでございます。

【山田(博)委員】 もう二巡目で時間が来たので、地域環境課長に工場の監視指導費の大まかな状況と、水環境対策課長に農業集落排水の事業の在り方、浄化槽の予算が余ってますので、そういったところが実際どういうふうになっているのか。また、資源循環推進課長には、食品ロス削減推進事業の詳しい説明を後ほどいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

終わります。

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了しました

ので、採決を行います。

報告第4号のうち関係部分及び報告第19号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 異議なしと認めます。

よって、報告議案は、原案のとおり、それぞれ承認すべきものと決定されました。

【中村(一)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

県民生活環境部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査を行い、その後、議案外の所管事務一般の質問を行うことといたします。

まず、県民生活環境部長より、所管事項説明をお願いします。

【貞方県民生活環境部長】 「観光生活建設委員会関係議案説明資料 県民生活環境部」をお開きください。

今回、ご審議をお願いする議案はございませんので、議案以外の主な所管事項について、ご説明をいたします。

まず、説明資料の2ページ目でございます。

「第11次長崎県交通安全計画」の策定について。

交通事故のない安全で安心して暮らせる交通社会を目指すため、令和3年度から令和7年度までの5か年間を計画期間とする「第11次長崎県交通安全計画」を本年7月までに策定することといたしております。

本計画の素案につきましては、2月定例県議会においてご意見をお伺いするとともに、パブリックコメントにより県民の皆様の声をお聞きしながら、関係機関等との協議・検討を行い、

最終的な計画案を取りまとめたところであり、今後、交通安全対策基本法に規定されている「長崎県交通安全対策会議」での審議を経て計画として確定することといたしております。

引き続き、本計画に基づき、関係部局はもとより、市町や関係機関・関係団体等と連携を図りながら、交通安全に関する施策を推進してまいります。

次に、同じく2ページでございます。

統計データの利活用について。

本県の最重要課題であります人口減少に関して、関係部局が、より適切な現状把握や効果的な施策の立案ができるよう、統計データの利活用を推進し、EBPM（証拠に基づく政策立案）の定着につながる取組を行っております。

令和元年度からは、長崎大学経済学部の教授陣が中心となって設立された機関に委託して、大学生の就職意識についてのアンケート調査を実施するとともに、令和3年3月からは、市町と連携して、県内全21市町で転入・転出の手続の際に、その理由を把握する「移動理由アンケート」を実施しているところであります。

今後、大学生の就職意識の分析をさらに深め、その結果を関係課で共有するとともに、移動理由アンケート結果についても、移動理由別や勤め先業種別、UIターン別などに集計し、関係課や市町と共有するなど、人口減少対策の充実強化につながるよう、関係課等と緊密に連携してまいりたいと考えております。

最後に3ページでございます。

飲食店の第三者認証制度について。

飲食店における新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底を図るとともに、県民及び来県者が安心して飲食店を訪れることができるよう、県、市町及び関係団体による第三者認証制度を

創設し、本年6月から申請受付を開始したところであり、今後、現地調査により対応状況を確認の上、順次認証していくことといたしております。

認証の対象となるのは、県内の飲食店約1万1,000施設で、認証した店舗には「認証ステッカー」を交付し、ホームページで店舗名や所在地等を公表するとともに、市町や関係団体とも連携し、安全・安心な飲食店として県民や来県者の皆様に広く周知することといたしております。

また、飲食店が認証を受けるために必要な設備等の購入を支援することとしており、これらの取組により認証制度の普及を図ってまいります。

以上のほかご報告いたしますのは、女性の活躍推進について、新型コロナウイルス感染症に係る人権啓発等について、カネミ油症対策について、食育の推進について、地球温暖化対策の推進について、国立公園雲仙の活性化に向けた取組について、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組についてであり、内容は記載のとおりでございます。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(一)委員長】次に、交通・地域安全課長より補足説明を求めます。

【永尾交通・地域安全課長】「第11次長崎県交通安全計画（案）」の概要について、ご説明いたします。

資料は、「補足説明資料1」ということでお手元にあると思いますので、ご覧ください。

本計画につきましては、2月の委員会でも素案として説明をさせていただきましたけれども、

その後の3月末に国の計画が決定いたしました。さらに、パブリックコメント、関係機関との協議を行って最終案を作成したところであり、今月中に対策会議での審議を経て確定する予定であります。

資料に基づき、改めてご説明いたしますけれども、この計画は、交通安全対策基本法に基づいて講ずべき施策の大綱として作成するものであります。

計画の目標につきましては、2に記載しておりますけれども、本県におきましては、24時間死者数等事故件数の減少が始まった過去15年間からの減少率を踏まえて、令和7年までに24時間死者数を30人以下、年間の重傷者数を280人以下にすると設定しております。

計画の主な内容につきましては、(1)の「6つの視点」ということで6項目を項目立てし、2ページ目の「(2) 講じようとする施策(8つの柱)」が大きな施策になりますけど、この施策に取り組むこととしております。

ただ、これまで10次の長きにわたり継続して各施策に取り組んでおりますので、大筋については継承された内容となっております。

3ページ目に「第11次長崎県交通安全計画（案）体系図」ということで、文章というか、図で示しております。計画については、基本理念を基に道路交通、鉄道交通、踏切道における交通、この安全に関する3つの章から成るつくりとなっております。内容的には、道路交通の安全が主となる計画です。中身を見てわかられると思いますけれども、重複した部分については、第2章、第3章が割愛されております。

具体的には、計画の基本理念の一つとして一番上の段に書いておりますけれども、一番右の「高齢化が進展しても安全に移動できる社会の

構築」という内容が今回新たに掲げられ、対策内容として講じようとする施策、左下になりますが、8つの柱のうち、の交通安全思想の普及徹底において、いわゆる高齢者に対する参加体験型の交通安全教育とか、安全運転サポート車の体験機会の推進などの施策、さらには、の安全運転の確保、改正道路交通法が75歳以上で一定の違反歴がある高齢運転者に対する運転技能検査制度が導入されるということで、この法律の円滑な施行に向けた準備の推進を図るといふ部分を新たに盛り込んでおります。

さらに、横断歩行者の事故の情勢を踏まえて、施策に交通安全思想の普及徹底において、横断歩行者の安全確保として、いわゆる歩行者自らが安全を守るための交通行動を促す交通安全教育、さらに、昨年6月に妨害運転が新設されましたけれども、妨害運転の悪質・危険運転者の処分者講習での再教育、こういった部分を新たに盛り込んだ内容としております。

今回ご説明の中のメインになりますけれども、最後に、素案からの主な変更点につきましてです。大きな変更点はありませんけれど、パブコメの中で目標設定根拠となる、要は、過去の交通事故の発生状況、文面で見るといふことで、もう少しわかりやすくということで、8ページに載せておまして、いわゆる過去の事故状況の推移がわかるグラフを追加しております。

さらに、講じようとする施策の7つ目で「被害者支援の充実と推進」といふ部分において、いわゆるひき逃げとかの対応で自動車損害賠償補償制度があるんですけど、見出しはあって、この文中に記載がないんじゃないかということがありましたので、その分を文中に盛り込んでおります。

最後に、国の計画が3月末に決まったという

ことをお話ししましたが、その段階で素案になかった部分が、いわゆる環状交差点の適切な導入をということで、これは災害対策にもなるということで、そういった部分が追加されております。

さらに、交通安全思想の普及徹底の中で、自転車を用いた配達業者、この事故防止を図るための関係事業者に対する働きかけ、こういふことをやっていこうという内容が盛り込まれております。本県の計画にも、それを新たに盛り込んでいる状況でございます。

計画の説明につきましては、以上でございます。

【中村(一)委員長】 以上で説明を終わります。

審査の途中ですが、ここで換気のため11時5分まで休憩いたします。

-----  
午前10時57分 休憩

-----  
午前11時 5分 再開  
-----

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

先ほどの山田(博)委員の質問に答弁の漏れがあつておりましたので、それを許します。

【永尾交通・地域安全課長】 先ほど山田(博)委員からご質問がありました通学路等を含めての緊急点検箇所、危険箇所、元年度に行ったところは確かに1,190か所ということで、今、その対策の実施状況につきましては、まだ継続中ということで全て把握はされておられません。半数が警察の方、半数は道路管理者の方という数ではあるんですけども、少なくとも対策を早急に進めなきゃいけないということでこちらも認識しております。

さらに、先ほど話がありましたように、11次計画をつくっている当課としましては、こういふことをまとめる役目でありまして、ですから、

常にこれを把握して対策を施していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

【中村(一)委員長】次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、16、26、30、33、36、38、39番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【松本委員】それでは、陳情番号39番、長崎県環境保全協会及び長崎県環境整備事業協同組合より出されている陳情について質問をいたします。

陳情書の内容としましては、人口減少や過疎化、また、下水道施設の普及により、この業務が減少しているという状況が陳情書に書かれております。し尿くみ取りや、そういった事業というのは、人々の生活に関わる部分であります。業務の遂行が非常に厳しいということでございます。

こういった状況において、ここに書いているとおり、国においては、昭和50年に下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法を制定しておりますが、まず、この法の制定の背景や目的について説明をお願いします。

【吉原資源循環推進課長】ご質問の法の背景、目的についてご説明しますと、一般廃棄物の処理責任を有する市町の代行者として、委託または許可を受けた一般廃棄物処理業者の方々は、下水道の普及に伴って業務量が減少し、その事業の転換、廃止を余儀なくされている状況があるということです。また、一方では、市町はし尿処理、収集・運搬などの業務を含めて、事業

が下水道等によるし尿処理への転換が完了する直前までは、その全体の規模を縮小しつつも、業務を支障なく継続して行わなければなりません。

このような状況に鑑みて、影響を受ける業務の安定を保持し、廃棄物の継続的な適正処理に資することを目的として、この合特法が制定されております。

県内では、業務を安定して継続させるために、長崎市が平成23年度、大村市が令和3年度、合特法に基づく合理化事業計画を策定して業界と調整を図っているところでございます。

【松本委員】この陳情書の後に補足資料一覧というのがありまして、業界の厳しい状況が事細かに明示されております。これを見せていただいて、改めていかにこの業界が厳しいのかというのを感じるわけでございます。

特に、ここで重要になってくるのは、先ほども説明がありましたとおり、行政の代行としてし尿処理・運搬等をやっておりますが、下水道の普及に伴って業務の転換・廃止を余儀なくされた場合は、国の法律に基づいて、継続のための適切な処理をするという国の法律があるわけですが、その状況の中でも、資料にあるとおり人口は減り、また、車両価格も非常に高い価格になっているという状況、車両も換えることができないという状況、また、収集場所が点在化している、また、人材の維持も非常に厳しい状況にあるということではありますが、こういった状況に対して県はどのような対応を取っておられるのか、お尋ねをいたします。

【吉原資源循環推進課長】県におきましては、この事業者の方々が下水道区域等の拡大や人口減少でし尿の量が減少して非常に厳しい状況の中で、廃棄物の業務を継続されているというふ

うに認識しておりますが、一般廃棄物の処理の実施主体は、先ほども申しましたとおり、市町になりますことから、県としましては、合特法について、その趣旨や合理化事業計画策定の必要性を、毎年開催しております市町との廃棄物担当者会議において説明し、今年度も4月に会議を開催して、またご説明したところでございます。

県としましては、今後もこの市町が地域の実情に応じて、また、中長期的展望に基づいて一般廃棄物処理計画を策定し、事業者と協力しながら廃棄物の適正処理が継続されるよう、引き続き助言していくこととしております。

【松本委員】あくまでも主体は市町であり、実施し、対応していると。そのような状況の中で、実際、合特法に基づいて対応しているのが長崎市と大村市の2市だけという状況でございます。

しかしながら、これがどんどん、この業界の事業が厳しくなって、もう廃業するというような最悪のことになった場合、県としても、これ、県民の方々にとっても大変大きな問題になると思いますが、県としてはどのような対応をされるのか、お尋ねをいたします。

【吉原資源循環推進課長】先ほどもご説明したとおり、県としましては、市町が実施主体となるというところでございますが、自治体とともに一般廃棄物の処理を担っておられる事業者の方々への各種支援について、市町が責任を持って合特法に基づいた適切な措置を行われるよう、今後も助言してまいり所存でございます。

【松本委員】あくまでも助言というところまでしか関われないところでありますが、しかし、県内でこのような格差があることを是正することは県においても責任があると思いますし、今回の陳情に関しては、国の法律で昭和50年から

もう制定をされているということが大きな要因であると思います。その中では県が取り組む責任というのは、資するものがあると思います。

また、このし尿くみ取り等は、例えば、災害があった時に非常でトイレ等を設置する場合も、どうしても必要な事業でございますし、そういった部分の取組も団体として非常に協力をしていただいている経緯もございます。

このような状況を踏まえて担当者の会議はされているということですが、ぜひ市町に対して積極的に取り組んでいただくよう、県からも働きかけていただくことを要望して、質問を終わります。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【山田(博)委員】最初に、陳情番号の39番からお尋ねしたいと思います。

担当課長にお尋ねしますけれども、今、市町で一般廃棄物の処理を業者に委託をしているということですね、収集・運搬をですね。まず、その前提となる一般廃棄物処理計画は、どれだけ制定されているのか、把握されていますか。この陳情を踏まえた上での処理計画というのは、どのようにされているのか、お尋ねしたいと思います。

【吉原資源循環推進課長】各市町の廃棄物処理計画については、全ての自治体で計画が策定されておることを確認しております。

【山田(博)委員】昭和50年に下水道の整備に伴う一般廃棄物処理合理化に関する特別措置法、合特法というのが施行されたということでありましてけれども、それを踏まえたものになっているか、なっていないかということをお伺いしているんですけれども、いかがですか。

【吉原資源循環推進課長】先ほどのご質問でもご説明しましたように、各市町の廃棄物担当課

長会議を開く中で、廃棄物の処理計画の策定内容について合特法を踏まえたところの計画を策定するように指示をしており、その中身についても確認しているところでございます。

【山田(博)委員】 担当課長ね、指示はしたと、各市町の一般処理のあれには、そういったことをちゃんと書いているのかというのを確認しているか、してないかと聞いているんです。指示はしたけれども、あとは知ったことじゃないということだったら困るから、確認しているか、確認していないか、記載があるかないかというのをお尋ねしているんです。そこだけお答えください。

【吉原資源循環推進課長】 すみません、確認しておりません。

【山田(博)委員】 確認してないのに「指導しますから」と言ってですね、先ほどの松本委員の話聞いていたら、私はちょっと違和感があったんですよ。今、陳情が上がっているというのは、やっぱりそういった処理計画というのは、先ほど昭和50年に施行された合特法にうたわれてないから、陳情されているんじゃないかと私は思うんですよ。まずそれを確認しなさいよ。確認してから、今の答弁というのは、前提があるべきだと思うんですよ。これは担当課長としてしっかりとそこは把握をした上で強く指導していただきたいと思っております。それはいかがですか。

【吉原資源循環推進課長】 委員ご指摘のとおり、各市町の計画については、中身をちゃんと確認しまして市町に対して助言をしていきたいと考えております。

【山田(博)委員】 ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。

部長、この陳情の団体というのは、もう切実

な思いですよ、これ。私は、この中身を見て、市とか町とかいってね、もうちょっと真剣に陳情書を受け止めてほしかったんです。「指導しますから」の一点張りで、拳げ句の果て、私から指摘されたら、「そうでした、これからやります」と、こういったことはいかななものかと思えますよ、担当課長として。こういった団体は頼りにしてるんですよ。一番頼りにしているところが、ちょっとね、ああいったことではいかんからね。課長としては、これからしっかりやっていくということでありましたから、部長としてもしっかりやっていただきたいと思うんですよ。部長、見解を聞かせていただきたいと思えます。

【貞方県民生活環境部長】 一般廃棄物の処理事業に関しましては、この陳情書にもあるとおり、極めて厳しい経営状況にあるということは、私も十分認識をいたしております。

また、そういった方々がもし廃業に至った場合には、それを利用される方々も、また非常に困られると、そういった状況も当然だと思えます。

ちなみに、私の実家も平戸ですけれども、まだくみ取りでございまして、もしそれが来なくなったら大変な事態に至りますので、そういった状況は、そういう点からも十分理解をしております。

委員ご指摘のとおり、しっかりと現状について市町にも問い合わせをして、精査をして、きちっと必要な指導については行ってまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 部長、ぜひお願いしたいと思えます。部長の実家がどうだこうだということをお答えしてくれと言ったわけではなかったんですけど、あなたとしては、やっぱり思いがあると

ということで理解をいたします。ちなみに、私も同じですから、五島でね、あなたと思いは一緒ですから、ぜひやっていただきたいと思っております。

続きまして、陳情番号の36番、長崎県町村会の「浄化槽整備事業推進に対する助成拡充について」とありますけど、これに関して担当課長として見解を聞かせていただきたいと思っております。

【本田水環境対策課長】委員ご質問の件ですけれども、この要望に関しましては、県としましても、個人の負担をなるべく小さくすることが浄化槽の普及に資すると考えておりますので、国に対しましても、市町の方で積極的に浄化槽を市町民に整備してほしいという形で国の補助に上乘せした補助を行うようなところについては、それと同等の補助基準額の割増しをしてほしいということで政府要望においても要望しております。

【山田(博)委員】 要望しているというのは、私も字は読めますから、書いてますもんね、それは、私もそれは知っているんですが。

それで、そういった要望というのはいつから始まって、国はその後どのような状況なのかということの説明いただけますか。

【本田水環境対策課長】 国への要望につきましては、一昨年度からこの形での要望をしております。それに対しまして国の制度は、まだ変更はあっておりませんが、我々の趣旨、下水道と浄化槽に対して国の支援がかなり差があるというような視点はしっかり示しておりますので、今後、国の対応をしていただけることを期待して要望を続けております。

【山田(博)委員】 これは担当課長として業界の方々にもしっかりとご理解いただくためにも、一緒になって、やっぱり業界全体でご理解いた

だくように要望活動をした方がいいんじゃないですか。

長崎県町村会が要望しているのは、特に離島とか東彼杵とか周辺部におると、下水道事業がなかなか行き届かないところがいっぱいあるわけですよ。これは切実な思いですからね。去年して、今年もしたけれども、なかなか反応がない、鈍いということであれば、担当課長として違った活動をせんといかんのじゃないかと私は思っているんです。ぜひ、もっと踏み込んだ活動を関係団体と協議しながらしていただきたいと思うんですが、もう一度お尋ねしたいと思います。

【本田水環境対策課長】 どのような形でさらなる要望ができるのか、今すぐお答えできませんけれども、しっかり研究してみたいと思っております。

【山田(博)委員】 課長、研究というのは、役所言葉でいうと、しないとかが言われているからね、そういう言葉はあんまり使わないでほしいと思っております。

続きまして、壱岐市長さんからと、あと対馬市の飲食店を守る会の代表から、いろいろと飲食店の認証制度について要望が来ております。早期の実施をしていただきたいということで要望されていますが、今、状況はどうなっていますか。

【真崎生活衛生課長】 第三者認証につきましては、先の臨時議会で議決をしていただいた後、6月15日から運用を開始しております。その後にご説明しようと思っていたんですが、6月15日に受付を開始しまして、6月18日に飲食店の方へ申請書ほか一式を送付させていただいております。その後、順次受付を開始しております。今、6店舗の認証となっております。そのほかについては、後ほどご説明させていただきます。

たいと思います。

【山田(博)委員】この件に関して、集中的に時間をとって議論するというごさいますので、生活衛生課長、委員長のお許しをいただいで私の方から資料請求をお願いしたいと思ひます。運用に關しての実施要綱があります。事務局はどいう体制でやっているかという資料を午後からでもいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。担当課長、よろしいですか。

【中村(一)委員長】できますか。

【眞崎生活衛生課長】ご準備いたします。

【山田(博)委員】最後に、陳情番号16番の「海運・船員の政策諸課題に關する申し入れ」ということでありますけれども、簡単に言うと、港湾における船内の廃棄物の受入施設の体制の拡充についてとありますけれども、私は、この要望内容を拝見して驚いたんですけど、現実的には対応がなされてないということですが、それで間違ひないですか。イエスかノーかでお答へください。

【中村(一)委員長】休憩します。

-----  
午前11時27分 休憩

-----  
午前11時34分 再開  
-----

【中村(一)委員長】委員会を再開します。

【吉原資源循環推進課長】先ほどの委員のご質問の船舶からの廃棄物の処理につきましては、実態としましては、昨年、観光船が来た時に船舶からのごみについては市内の施設で処理、または汚水については三菱の工場で処理をなされたという実態があります。全然受け入れないというような話ではないと認識しております。

また、15番の要望につきましては、こちらの回答ではなく、土木部から回答しているところ

でございます。

【山田(博)委員】土木部の方で回答しているということで、では土木部に確認させていただきたいと思ひます。

陳情番号16番の中に、部として担当しているのは海洋プラスチックごみ対策についてということで理解していいんですか、そこだけお答へください。

【吉原資源循環推進課長】委員ご指摘のとおり、16番の海洋プラスチックごみ対策について対応しているところでございます。

【山田(博)委員】国の方でマイクロプラスチックの生態系についての調査を行っているということでお聞きしているんですが、どこが担当しているか、ご存じですか。

【吉原資源循環推進課長】環境省と水産庁で対応しております。

【山田(博)委員】この状況を後日説明をいただきたいと思ひますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

【吉原資源循環推進課長】後ほど資料を持って説明に上がりたいと思ひます。

【山田(博)委員】これで私の質問を終わりたいと思ひます。

【中村(一)委員長】ほかに陳情について質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般について、「飲食店における感染防止対策 第三者認証事業」の補足説明を受けた後、この件に關する質問を行うことといたします。

生活衛生課長より補足説明を求めます。

【眞崎生活衛生課長】本日お配りしました補足説明資料をご覧ください。飲食店の第三者認証制度についてご説明いたします。

右上に「補足説明資料2 生活衛生課」と記載されている資料をご覧ください。

本制度は、飲食店における新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底を図ることで、県民及び来県者が安心して飲食店を利用できるよう、長崎大学監修の認証基準の下に、県と21市町、関係団体でつくる「ながさきコロナ対策飲食店認証実行委員会」が飲食店を認証する第三者認証制度です。

対象となる施設は、県内の飲食店を営む食品衛生法で許可を受けた事業者で、専ら集客を目的とする者としております。

認証制度補助金につきましては、本制度の認証取得に向けた感染防止対策を講じるための物品購入費が対象で、上限を10万円としております。

2枚目をご覧ください。

本制度の進捗状況でございます。6月15日の受付開始から先週金曜日の7月2日までの約3週間で363件の申請がございました。委託業者において、順次、各店舗の訪問日時を調整いたしまして現地調査を実施しているところでございます。

7月2日時点で58店舗の調査を終え、6店舗を認証しております。

現地調査では、基準を満たすために必要な対策について丁寧に助言等を行っておりますが、基準に適合しない店舗が一定数ございます。これらの店舗につきましては、助言等を基に、対策に必要な物品等が購入された後に再度現地調査に伺い、対応状況を確認することとしております。

基準に適合した店舗につきましては、認証の通知書と認証マーク「team NAGASAKI SAFETY」のステッカーを交付しております。申請数などの内訳については、3枚目に記載しております。

2枚目の2番ですが、本制度への飲食店の参画を促すためのインセンティブについてです。県といたしましては、基準を満たすために必要な物品購入のため、10万円を上限とした補助金を設けております。インセンティブを検討する中で、認証店で使えるプレミアムを付与したクーポン券の配布についても検討いたしました。国に確認したところ、住民への地域振興券の配布やプレミアム付きの商品券の販売に関する事業につきましては、地方創生臨時交付金の事業者支援メニューの対象にならないということが判明しました。しかしながら、何らかのインセンティブは必要であると考えており、引き続き検討してまいりたいと思っております。

また、市町に対しましても、独自のインセンティブの予算化について検討をお願いしてまいりましたところ、現時点で佐世保市、諫早市、大村市において、飲食店クーポンの発行や感染防止の助成金、そして給付金について予算措置がなされております。

次に、3番、スケジュールですが、6月15日から制度運用を開始いたしまして、郵送による受付を開始いたしました。7月1日からは電子申請でも受付を開始しております。また、7月2日に新聞広告をいたしておりますし、テレビCMによる広報のほか、商工会議所や商工会、中小企業団体中央会にも会員への周知をお願いしているところでございます。引き続き本制度への周知に努め、12月を目途に申請のあった全店舗の認証を終えたいと考えております。

一方で、認証基準についてハードルが高いのではないかという問いあわせもございますが、接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染に対する感染防止対策が重要とされておりまして、国には、これらの対策といたしまして、入店時の手指消毒、アクリル板の設置もしくは1メートル以上の間隔の確保、換気の徹底、マスク着用の徹底を必須4項目と位置づけております。

一方、ほかの項目につきましては、既に業種別ガイドラインに示されているものがほとんどでございます。小規模店舗におかれましては、構造上対応が難しいと感じられるところもございますが、例えば、小さいテーブルの場合でもアクリル板の置き方を工夫することでクリアできる場合もございますし、換気の項目につきましても、二酸化炭素濃度を定期的に測定し、必要に応じて窓を開けることによる対応も可能でございます。小規模店舗におかれましても対応ができるよう、丁寧に助言等を行いながら、認証制度の普及拡大を図ってまいりたいと思っております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

【中村(一)委員長】何かご質問はありませんか。

【坂口委員】資料の2ページ、進捗状況ということで申請数と調査数、認証数の記載がございますけれども、15日に制度の運用が開始されまして、この数字ということについて、所管課として当初の見込みからして進捗が図られているのか、遅れているのか、どのような認識をお持ちか伺います。

【真崎生活衛生課長】事業が始まりまして3週間で363件ということで、私たちとしましては、順調に申請数が上がっているかと思っております。

す。

【坂口委員】いや、申請数ではなくて、申請数も含めてですが、認証数が6店舗ということについて進捗が図られているのか、遅れているのかの認識を伺います。

【真崎生活衛生課長】認証数につきましては、今、6店舗ですが、調査を58店舗行っております。58店舗行きましたところ、1回目ではなかなか認証できないところもございます。その行った店舗におきましては、例えばアクリル板の購入であるとか、二酸化炭素濃度測定器の購入であるとか一定時間がかかると思いますので、そのあたりで少し、6店舗という結果にはなっておりますけれども、今から順次、認証の数が増えていくものと考えております。

【坂口委員】質問の趣旨に合った答弁をいただければと思うんですが、この6店舗という数字が、現在、順調に進捗が図られているのか、図られていないのかという質問について答弁いただきたいのと、この6店舗というのは25日認証なので、3ページ目の25日以前の申請の受付件数の中に含まれているものだと思うんですが、その後、25日以降、申請件数が増えてきてますよね。申請件数が増えていく中で、今後、順調に認証数が増えていくのかどうか。全体について対象が何件くらいあるのかで、その終了をどの時期くらいに見込まれているのか、その辺も含めてご答弁をお願いいたします。

【真崎生活衛生課長】対象は1万1,000店舗でございますまして、約8割程度を12月までに認証することを予定しております。

【坂口委員】ありがとうございます。なので、8割を12月までに認証したいと、そういう目論見に対して、この6件という数字がどうなのかというところを伺います。

【真崎生活衛生課長】 8,800件に対して6件というの少ないとは思いますが、今から順次増えてくるかと思えます。

【坂口委員】 ということは、6件ということは当初の目論見に対して少ないという認識でよろしいですか。

【真崎生活衛生課長】 手挙げ方式ということもありまして、今、順次確認作業を行っているところございまして、当初始まってから3週間ということ考えますと、6店舗というのは少ないかと思えますが、順次確認作業を通しまして認証数が増えていくものと考えております。

【小林委員】 今の坂口委員の質問に関連して重ねてお尋ねをしますけれども、坂口委員が心配しているのは、また指摘しているのは、この認証数が6店舗と。3週間で6店舗ということについて、これから8,800件ぐらいを対象として、1万1,000件だけど、8,800件の店舗に何とか認証制度を普及したいと、こういう考え方でよろしいですか。

そうしますと、12月いっぱいまでにやりたいわけでしょう。そうすると、あと6か月ぐらいしかないわけでしょうが。そうすると、8,800件ということについては、毎月1,500件ぐらいないと8,800件ぐらいにいかないのではないかと思うんです。

そういう点から考えた時に、確かに私も坂口委員がおっしゃるように、6店舗で大丈夫でしょうかと、こういう疑問が湧いてくるのは当然であるし、あなたの答弁は、これから増えてきますよと、これからですよということだけでも、3週間たって363件、調査数が58店舗、認証数6店舗という実績ですよ。

やっぱり今言うように、認証数を1か月に1,500件ぐらいしていけないといけないという

テンポを考えた時に、果たしてどうなのかということも私も坂口委員同様に考えるわけです。

そこで、お尋ねしますけど、58店舗を大体何人ぐらいでおやりになっているのか。そして、認証までこぎつけるのに、いろいろ指摘があったりなんかしますけれども、さっといく場合と、なかなかやっぱり認証については、例えば52とか65とか、長崎大学のいろいろと監修を受けたチェック項目があるわけだから、右から左にいける場合と、そう簡単に大ざっぱにやってもらっては困るという点もあるわけですが、まず、58店舗、調査数の中で何人ぐらいでやっているのかと、この辺のところはいかがですか。

【真崎生活衛生課長】 1日に15組、1組は2人ペアで行っております。1日に15組で今活動しているところです。

【小林委員】 1日15組で2人でペアを組んで、1組でやっているんですか、2組でやっているんですか。ちょっとわからなかった。

【真崎生活衛生課長】 1店舗に1組です。1組は2人組ということですよ。

【小林委員】 1日、2人1組で、そして15か所を回ると、こういう段取りというか、そういうチームということになっているということですか。もう一回確認を。

【中村(一)委員長】 暫時休憩します。

-----  
午前 11時 51分 休憩

-----  
午前 11時 52分 再開  
-----

【中村(一)委員長】 委員会を再開します。

【小林委員】 今のところについては、休憩中に部長が答えましたが、担当課長さんがしっかり答えていただいた方がよろしいと思いますので、重ねてその辺のところを、ひよっとしたら部長の答弁が、さっきのお話が間違っているかもし

れないので、どうぞひとつ担当課長、お願いします。

【眞崎生活衛生課長】1日15組で回っております。

【中村(一)委員長】休憩します。

-----  
午前 11時51分 休憩

-----  
午前 11時52分 再開  
-----

【中村(一)委員長】委員会を再開します。

今、小林委員の質問がっておりますが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き県民生活環境部の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前 11時53分 休憩

-----  
午後 1時29分 再開  
-----

【中村(一)委員長】会議を再開します。午前中の山田(博)委員の質問に、答弁の訂正がっておりますので、これを許可します。

【重野次長兼地域環境課長】午前中、山田(博)委員からご質問がありました、環境放射線テレメータシステム及び測定機器保守点検業務委託につきまして、見積を取った業者につきましては、2者と答弁しておりましたけれども、日立製作所1者から見積を取っております。

予定価格については、1者からの見積を参考に、県で定める労務単価、旅費等を考慮して県において設定しております。

【中村(一)委員長】それでは、午前中の小林委員の質問に対する答弁を求めます。

【眞崎生活衛生課長】認証に関しまして6月15日から受付を開始しまして、まずは飲食店回りに慣れている食品衛生監視員である県職員が1組2名体制で6月23日までに10店舗回っており

ます。それで7月2日までに6店舗の認証となっております。

その後、7月1日から委託業者であるJTBで本格的な調査という形になっておりまして、2人をペアとしまして15組が1日に5店舗を回る予定にしております。従いまして、あと6か月ということですので、約120日で計算しますと9,000店舗を回るような形になっております。

確かに、最初の6店舗の認証というのは、これから比べると少ないかと思いますが、これから引き続きこの制度について広報等を行っていきまして増やしていきたいと考えております。

【小林委員】課長、ありがとうございました。

それで、今、6か月で120日と言うたろう、なんで120日か。30日掛け6か月は180日じゃないですか、120日は何ですか。

【眞崎生活衛生課長】土日を外しまして1か月で約20日と計算しております。

【小林委員】これはスピードアップをしていただかなければいかんということで、土曜日、日曜日を省くということについては、当然、休みもなければならぬと思うけれども、毎週土曜日、日曜日は休みということの計算、そういうスケジュールになっているんですか。もう一回確認の意味で。

【眞崎生活衛生課長】毎週土日を休みとしております。ただし、15組の5店舗というのは、あくまでも標準的な数字でありまして、認証の状況におきまして増やしていくというふうに考えております。

【小林委員】こだわることではないけれども、要するに、私に答弁されたことを先ほど訂正をされて、2人でペアを組んで15組と。だから、5件回るということであれば75件は可能性があるというようなこと、そういう形によろしいん

でしょう。

そういうことでスピードアップをしてもらい、12月まで6か月あると、土曜日、日曜日を休むとした場合において、大体9,000件程度は回れるというようなスケジュール、段取りでスタートしておりますと、こういうことでよろしいんですね。もう一回確認しますが、それでよろしゅうございますか。

【眞崎生活衛生課長】委員おっしゃいますとおり、12月までに9,000店舗ということ考えております。

【小林委員】 そうすると、認証を受けたところに、いわゆる上限が10万円ということで、コロナ感染症対策の長崎大学熱帯医学研究所が監修した52の必須項目とか、そういうようなことをクリアした場合に、上限の10万円のお金は、いついただくことができるのか。すべからくそういうスピードアップを関係者が非常に求めておられますので、速やかに上限10万円を支給してもらいたいと、このように願うわけですが、この点についてはいかがですか。

【眞崎生活衛生課長】 認証の補助金につきましては、認証後に申請をしていただくという形で考えております。

【小林委員】 だから、認証をいただくまでの時間的なものと、それまでは要するに自分のお金で感染症対策を行うという人もあれば、お金がないからということで、まず申請をして、そして店に来ていただいて、あれが必要、これが必要と、そういういわゆる指摘なりを受けて、それで用意をします。そういうことになるけれども、お金がないことには、いわゆる用意することができないと思うんだけど、その点についてはどういうふうにお考えでございますか。

【眞崎生活衛生課長】 この基準の補助金につき

ましては、基準を満たすための物品購入費ということで考えております。認証された店舗につきまして、その後に補助金の申請をしていただくこととなりますけれども、そこにつきましてはなるべく早く交付をしたいと考えております。

【小林委員】 なるべく早くというのが、なかなか早くならんから、皆さん方からクレームがよく上がっているわけですよ。全体的にまだまだ、最初の20万円とか40万円とかこないとかいうことで、かなりお叱りを受けているところもあるわけですが、スピードアップするために何か検証されておりますか。今までのやり方とこういう点が違うんだと、だからもっとスムーズに早くいくぞというような何か対策というものが具体的に今までと違うもの、一歩前進したようなことが何かございますか、その点はいかがですか。

【眞崎生活衛生課長】 そこまでの検討はしておりません。申し訳ございません。

【小林委員】 それで、今おっしゃったように、なるべく速やかにということであるけれども、とにかく迅速にスタートしていただかなければ、お金のいる人は自分で用意できると、なかなかお金が用意できないという場合に認証を受けることができないと、こういうようなことになります。ただ、長崎県としては、すべからく1万1,000件の中の約9,000件近くのお店に認証を受けていただきたいと。そして、長崎県のお店に安心していろんな方々が来ていただきたいと、こういうことが目的でありますから、そのためにはやっぱり10万円の上限をいかにして迅速にやってもらうかというところの一番大事なところが、ちょっと抜けているような感じがいたしますので、この辺については誰が決定権を持っているのか、申請の手続をいかにして簡素化

するか。慣れているからということでJTBにお願いして速やかにやろうとしているわけだから、その目的に沿うような形の中で安心して感染症対策の準備ができるような形を一刻も早くやってもらうことをお願いしたいと思っております。

それから、1件当たり上限が10万円ということでもありますけれども、その予算の総トータルが3億5,450万円と、そんなふうに聞いておりましたけれども、その数字、予算は間違いないですか、この10万円を上限とする分についての。

【真崎生活衛生課長】間違いございません。

【小林委員】 そうすると、3億5,450万円については、10万円ばかりではないと思うんですが、10万円を下回る場所もあるかと思いますが、この3億5,450万円で大体8,800件から9,000件近くの認証をいただく、そういうお店をつくるんだと。この3億5,450万円でこれが全部足りるのかどうか、この辺の見通しはどうですか。

【真崎生活衛生課長】 この3億5,450万円というのは、1件に割りますと3,500件余りあります。というのが、昨年度、新しい生活様式補助金というのが10万円の補助金と200万円の補助金がございました。その分で使用された店舗が約5,000件ございました。8,800件から5,000件を引きますと約3,500件ということで、昨年度、新しい生活様式の方で使われた補助金については、一定数、感染防止対策を取られているということでの算定をしております、3億5,450万円を今年計上しております。

【小林委員】 そうすると、今言うように、産業労働部あたりがやりました100万円とか200万円の支給で大体5,000件ぐらいはそれを使っていて、感染症対策は十分できているという前提

に立っていらっしゃるわけですね。

そうすると、先ほどから言っているように、2人1組で75件を回って、そして12月いっぱいまでというような形で先ほどからお話ございましたけれども、この5,000件については、もう既にそれだけの感染症対策ができていて、いわゆる認証を直ちに受けやすいと、こういう認証のいわゆるもう出来上がっているところと、こういう見方でよろしいんですか。

【真崎生活衛生課長】 当初、そういう形で行ってございましたけれども、昨年度の新しい生活衛生補助金の部分と、今回設定しました認証制度の基準が若干違ってまいります。今回設定しました認証基準に関しましては、アクリル板の設置とか、CO<sub>2</sub>センサーの購入費とか、そういう新しいものが入っていますので、そういうところも含めた形で考えておまして、昨年で全てが用意できたというふうには考えておりませんで、今年の認証基準も昨年の方々には対象としております。

【小林委員】 言葉尻をとるわけではないけれども、ちょっとね、制度の仕組みと、今、課長が答弁される内容の一貫性が、失礼だけれども、ちょっとないような感じがするわけです。

先ほどからそうやって3億5,450万円ぐらいの予算で足りるんですかと、それは大体3,500件ぐらいしか足りないんだと。じゃ、あと8,800件とか9,000件とか言いながら、あと残りはどうするんですかと、こう聞いたら、もう既に100万円、200万円の、以前にそういう感染症対策を行っているから、そういうところには要らないんだと、こういうようなことを先ほどから答弁されております。

しかし、今、私から重ねて質問をいたしますと、いわゆるこの5,000件については、まだ完璧

とは言えないんだと。要するに、そういうチェック項目というか、認証を受けなければならない、大学が監修したものと少しずれがあるのではないとか、そんなようなことをひょっとしたらおっしゃりたいのかもしれないけれども、先ほどから、とにかく5,000件については、要するにお金は要らないんだと、こうおっしゃっているわけですよ。

だから、そのこのところはもう出来上がっていると、行けば直ちに認証の対象者になるんだと、こういうようなことを言いながら、しかし、現実にもう5,000件はOKじゃないかと、こう言うと、そうではないと。このこのところの整合性というか、少しこの辺のこのところの整理が必要な感じがしますけれども、このこのところはどうかということについては、委員長、休憩をとって整理してもらっていいですか。

【中村(一)委員長】 暫時休憩します。

-----  
午後 1時45分 休憩

-----  
午後 1時49分 再開  
-----

【中村(一)委員長】 委員会を再開します。

【小林委員】 改めて、8,800件というのを目標に掲げていることが事実です。しかし、3億5,000万円とか3億6,000万円ぐらいの予算で8,800件は足りないでしょうと、どうするんですかということを私は質問をしているわけですよ。そうすると、100万円、200万円の産業労働部のコロナ対策の支援金をいただいている、そういう人たちは、そのお金で既にやっているから、そこについては10万円とか、そういう今回の支援金は要らないんだというような考え方の中で進めていると、こういうようなことなんだけれども、そういうことでよろしいかどうかということをもう一度聞かせてください。

【眞崎生活衛生課長】 昨年の産業労働部の補助金につきましては、新しい生活様式補助金ということで、一定、感染防止対策で物品を購入していただいております。

今回、飲食店認証制度についての基準と昨年度の新しい生活衛生補助金で用意された物品については、若干異なることがあります。今回の飲食店認証基準におきまして、例えばアクリル板とかありますけれども、そこでもし前回用意されていないのであれば、その部分だけを追加で購入していただくというふうなことで考えているところです。

【赤木委員】 お疲れさまです。第三者認証制度について様々議論になっているところですが、私も飲食店の方から直接お話を聞くと、今まで時短要請とかで苦しい思いをされている中で、今回の認証制度を受けることで、さらに県から負担をかけられるイメージが強いと伺っております。

これまで感染症対策にそれぞれの店舗で取り組んでいただいておりますが、今回、さらに県から認証を与え、感染症対策をさらに強化していくとともに、飲食店側も、この認証を受けることで利用者側が安心して利用できるよう、双方にメリットを感じていただくことが必要だと思っております。

そこで、前回、臨時議会だったと思いますが、議論になりました、私も質問したんですけども、この第三者認証制度に特化したホームページができると、私の認識では、そうだったんですけども、いつ頃できそうでしょうか。

【眞崎生活衛生課長】 今、「team NAGASAKI SAFETY」の中で既にホームページで立ち上がっております。

【赤木委員】 県のホームページでは、今は6飲

食店が、それぞれ店舗名を書かれて、ここが認証されていますという情報発信をされているんですけども、「team NAGASAKI SAFETY」の中でも、それはしっかり立ち上がっていて周知がされているということですか。

【真崎生活衛生課長】6店舗の認証店につきましては、今、県のホームページで紹介させていただいておりますけれども、特設の「team NAGASAKI SAFETY」の中では、今現在、その部分は準備中になっております。

【赤木委員】なので、それがいつ頃、立ち上がる予定ですか。

【真崎生活衛生課長】すみません、日にちについては、まだはっきり決まっていますが、7月上旬にはアップする予定になっております。

【赤木委員】7月上旬にはっきりする予定という答弁だったと思います。これはやはり見える化することによって、飲食店の皆様も、こういう制度で、こういうふうに見られるのであれば、もっと申請を頑張ろうとか、利用する側も、こういう飲食店が近くにあるのであれば、そこを利用しようとかかなと思いますので、そこは早く対応できるように、そして、わかりやすく発信できるように工夫をしていただきたいと思います。

この「team NAGASAKI SAFETY」は、もともとご存じのとおり、宿泊施設の方から始まった制度であったんですけども、ホテルで、宿泊施設側で認証を取ると、それは部局は違うんですけども、ホテルにも飲食店があられると思うんですけども、そこはこっちの担当ではないという認識なんですか。

【真崎生活衛生課長】旅館・ホテルの中の飲食店、例えば、一般の方が使われる飲食店については、飲食店認証制度について認証を取って

いただくという形にしております。

【赤木委員】宿泊施設側で、既に認証を取られたところ、長崎県内、特に長崎市とか先行して始められたところがあるんですけども、この飲食店の第三者認証制度は、再度、調査に行っていたかかないといけないという認識でしょうか。すみません、確認をお願いいたします。

【真崎生活衛生課長】宿泊以外の部分の、直轄以外の飲食店につきましては、この飲食店認証制度で認証の申請をしていただくという形に考えております。ですから、今、宿泊の方で認証を取られているとは思いますが、その中で一般の方が利用される場合につきましては、飲食店の認証制度を申請していただく。

ただ、今、基準に関しましては、宿泊の部分も、飲食の部分も、ほぼ同じものをやっておりますので、そういう形で感染防止対策をとっていきたいと思っております。

【赤木委員】ホテルの飲食店は、対策は結構進んでいるのではないかと私は見受けますので、どんどん認証を進めていただきたいなと思っております。

今までのご答弁の中で、調査を既にされていて、基準を満たさない店舗があったというお話がございました。10万円の補助ということが先ほどから言われているんですけども、今回、今の段階では10万円の中で対応できそうだという判断ですか。

【真崎生活衛生課長】店舗によっては、大きい、小さいはあるかと思いますが、広く使っていただくということで10万円を設定しているところでございます。

【中村(一)委員長】足りるのかと。

【真崎生活衛生課長】はい、足りると考えております。

【赤木委員】今のところは、10万円の中で対応できる店舗さんだという回答だったと認識いたしました。前回は申し上げたんですけれども、それでは足りないところも出てくるかと思えますので、予算のお話もありました。10万円ですらないところはどうするんだというのは今後出てくると私は思っていますので、柔軟に対応していただきたいと私は考えております。

また、飲食店の方にお話を伺っているんですけども、先ほど申し上げたように、この制度に参加することで負担を感じている方がいらっしゃると思います。参加するメリットを感じていただくこととしてインセンティブも考えられるのかなと思っておりましたら、県もしっかり考えていると、ただ、できる、できないがあるというお話も先ほど伺いました。

いただいた資料の中に、県内市町のインセンティブの状況、佐世保市、諫早市、大村市の状況も記載をいただいておりますが、これは認証とは関係なく、飲食店へのクーポンというか、インセンティブということですか、認証されたところに対してというわけではないということですよ。

【真崎生活衛生課長】佐世保市、大村市、諫早市につきましては、認証を取られたところについて、インセンティブを出している。大村市につきましては、申請された方を予定しているというふうに聞いております。

【赤木委員】ということであれば、認証を急がないと、遅れたところは恩恵を受けられない、まさに遅れてしまうということですね。本当に急がないといけないなと思います。佐世保市に関しては、感染が落ち着かないと、こういうことはできないというお話も、キャンペーンはなかなかできないというお話も伺っておりますが、

県民の皆さんが安心して飲食を楽しめるようにするためには、この認証をしっかり行って、このお店では感染が拡大することはないと、県がある程度認証を与えることですので、強化することになりますので、そういうことになります。

具体的なインセンティブは、佐世保市、諫早市、大村市ということですが、今後、こういったインセンティブをほかの市町がしていく、もしくは県が後押ししていくことになるのでしょうか。

【真崎生活衛生課長】各市町におかれましては、同じ実行委員会の中に入れていただいておりますので、今、インセンティブをつけていただいているところを皆さんにご紹介しながら、また働きかけ等もしていきたいと思っております。

【赤木委員】今後、市町もインセンティブを独自に設けられることが出てくるかもしれませんが、これもまたホームページ上で一覧化して周知していく、何か県として後押ししていくという考えですか。

【真崎生活衛生課長】各市町のインセンティブにつきましても、各市町のホームページで紹介されていると思いますので、そこあたりにもリンク等を貼ってご紹介したいと考えております。

【赤木委員】ぜひお願いいたします。

今後、こういう認証を受けた店舗が増えていくと、飲食店での感染は、ゼロではないかもしれませんが、広がることは少なくなっていくだろうと想定します。来てほしくはないんですけど、第5波が来た時に、県が認証を与えた店舗と、そうじゃない店舗がありますと。今まで一律に時短要請という形で感染を抑え込む方を県としてもやってきましたが、第5波が来た時に、そこは一律ということが逆に難しくなっていくんじゃないかと。こういう認証を受け

た店舗は感染するリスクが少ないので営業していいとか、認証を受けてないと駄目とか、そういうふうなことも考えていらっしゃいますか。

【真崎生活衛生課長】営業の時短要請につきましては、飲食店で感染を防止するというのがまず第一だと思います。それから、人流を止めるということが第一の感染防止対策と考えております。

今後につきましては、感染状況を見ながら総合的な判断が必要になってくるかと思っておりますので、関係部局と協議を行いながら検討を行っていきたくて考えております。

【赤木委員】認証を受けた店舗さん側からすると、県からしっかりお墨つきを得ているのに、なんで自分たちが時短を受け入れないといけないのかとか、自由に営業したいからこそ受ける認証でもあると思いますので、そういった声、実情等を把握しながら対応していただきたいのと要望申し上げて、質問を終わります。

【中村(一)委員長】ほかに。

【松本委員】まず、資料の中に、問合せが787件はきているわけですね。787件問合せがあったけれども、実際申請しているのは半分以下の363件という状況になっているわけです。

この数字というのは、先ほどから小林委員、赤木委員の話に出ているように、ちょっと興味があるので相談をしてみたけれども、ここはもうしなくてもいいかと判断をされるような内容だったのか、何か問合せの中で、こういうところがハードルになっているとか、そういうのがあって申請が非常に少ないのか、その辺の見解についてお尋ねをいたします。

【真崎生活衛生課長】問合せの内容ですが、この制度の申請のやり方とか、10万円には何が対象となるのか、などのそういうようなことが多

くありました。

ただ、787件の問い合わせがある中で363件ということで少ないということですが、その中でやめられたかどうかという判断については、こちらの方では判断がつきにくいかと思っております。問い合わせをされた方々につきましては、申請を進めるようなことで申し上げているところでございます。

【松本委員】答弁ができないこと自体が、もう既に問題だと思うんですね。つまり、行政として、こういう制度はあります、あとはあなたたちが考えて申請してくださいというような対応にとられたのではないかと。

ですから、今、委員会で意見があったものに対して、787件の問合せがあっても、実際は1%の6店舗しか登録をしていないという状況の中で、様々なハードルがっているわけですね。私のところにも10万円では足りないという声もあるし、飲食店にとっては、なんでわざわざ締めつけるようなことをするんだというお声もあるし、時短要請の時に関係がないんだったら何のために取るんだという問合せが私のところにも実際来ています。つまり、それが現場の声なんですね。

恐らく問合せでも同じような声が聞かれていると思うんです。聞かれた声を行政として、どう受け止めて、聞き流すのではなくて、同じような話がきた時に、その部分で何を改善すれば登録してもらえたらどうかという協議もしていけないと、この状況を改善することはなかなか難しいのではないかなと。受けた方がどこまで認識しているか。多分、メモを取っていると思うので、その部分の課題というのは、委員会の中で、こういう意見がありましたというのは出していただきたいと思っておりますので、今後、

そういう会議の中でも、途中で改善できるどころ、また、いろんなところに協力してもらってところが出てくると思うので、そこは検討していただきたい。

2つ目に、先ほどから話があるインセンティブ、これは佐世保市、諫早市、大村市は、それぞれすごく協力してくださって上乘せをしてくださっているのはありがたいと思うんですけど、先ほど、赤木委員の質問にもあったとおり、若い人とか県外から来られた方は、グーグルとかで検索をするんですね、飲食店を、ネット社会ですので。私も、「team NAGASAKI SAFETY 飲食店」で検索をしてみました。そしたら確かにグーグルで出るんです、「team NAGASAKI SAFETY 飲食店」という検索結果が、グーグルマップで。これは便利だなと思って見てみると、その中に、なぜかT o T o ショールームとか、朝日生命とか、日立とかが出てくるんです。これは不具合なのか何なのか知りませんが、そもそもこういうシステムも、新聞とかでも6店舗を報道されていらっしゃるのもすごく評価する、ほかにもそうしたいなと思うんだろうけれども、消費者の立場になってみたら、どこがセーフティーの店なんだろうと思って恐らく検索すると思います。市外、県外から来られた方もですね。だから、そこはやっぱり充実させて、そしたらやはり新しいお客さん、外から来たお客さんはやっぱり不安なんですよね、どこが安全なのかなど。そういうところにまずスポットを当てて、これから県内の宿泊の割引も始まるわけですから、市街の飲食店に行くこともあり得ると思うんですよね。そういうところのネットの対応とかはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

【眞崎生活衛生課長】今後、認証店舗について

わかりやすくするような仕組みづくりも検討していきたいと思っております。

【松本委員】やはり利用者、飲食店を利用する方、そして飲食店を運営する方の立場になって考えていただければ少しずつ改善していくと思うんです。本当に今の対応でいっぱいいっぱいになっていらっしゃるかもしれないですけども、これはもう、申し訳ないけど、やっぱり数字が出ないと結果が出ない事業なので、短期間で大変申し訳ないけれども、委員会の意見も配慮して考えていただきたいと思います。

最後に、その中で前回の委員会で質問もしましたけれども、やはりJTBさんだけで15組やってますけれども、どうしてもだんだん増えてくると数的な限界が出てくると思います。

そういうところで、関係団体の連携というもので、例えば、食品衛生協会は各地区にあって指導員さんもいらっしゃいますので、その部分がどんどん応援に入ってくだされれば後押しになってくると思うんですが、そちらの連携状況はどのようになっているのでしょうか。

【眞崎生活衛生課長】申請店舗の掘り起こしについてJTBと協議したところ、長崎県旅行業協会とか、長崎県食品衛生協会、それから長崎県生活衛生営業指導センターなどと連携して実施したいという意向があったため、その3団体に事前に概要を説明して、JTBが各団体と現在調整しております。

長崎県旅行業界につきましては、ほかの事業と一緒にやりたいというようなことがありまして、飲食店の方ではできないというふうなことで連絡が来ております。

食品衛生協会と長崎県生活衛生営業指導センターにつきましては、来週、正副会長会議等で協議し、その後、進めるかどうか検討するとい

うことを聞いております。

【松本委員】その会議で協力を承諾して受けるということになれば、ボランティアというわけにはいかないと思います。基本的にJTBが請け負っておりますから、筋としたらJTBからそこをお願いをするような形で、下請のような形の委託費用、また、受ける経費がそこで支給されると思いますが、それは制度上可能なのでしょうか。

【真崎生活衛生課長】それは可能であると考えております。

【松本委員】その部分は、期間が限られていますので、その経費がJTBから支給されることも、食品衛生協会にとっては一つの大きな要因になると思うし、そもそも指導員の方がまず認証を取らないといけないですよ。そうしないと、自分からチェックもできないですから。そういった動きも入ってくるようになると思いますので、その連携を早急に進めていただくことを要望して、質問を終わります。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【山田(博)委員】生活衛生課長、限られた時間ではありますが、幾つかお尋ねしたいと思います。

まず、目的ですけれども、ながさきコロナ対策飲食店認証制度というのは、県民及び来県者が安心して県内の飲食店を利用できるよということをやっていますけど、これは間違いございませんね。イエスカノーかでお答えください。

【真崎生活衛生課長】間違いございません。

【山田(博)委員】そうであれば一日も早く認証制度を取ってもらいたいということは間違いありませんね、そこだけお答えください、イエスカノーかで。

【真崎生活衛生課長】間違いございません。

【山田(博)委員】そうであれば、確認のために聞いたんですけど、先ほど、2人1組の15組で120日やるんだということでありまして、そもそも一日も早くということであれば、別にこの人たちが、今、ほかの委員からも、15組じゃなくて、どんどん増やさないといけないんじゃないかと。一日でも早くというのであれば、同じ人がずっと朝から晩までじゃなくて、もっと増やして一日も早くせんといかんのじゃないかと思うんですよ、土曜日だろうが、日曜日だろうが。そういった意気込みがあるかないか、まずお尋ねしたいと思います。イエスカノーかでお答えください。

【真崎生活衛生課長】2人ペアで回っております。この調査員といいますのは、調査するためのレクチャー、教育が必要です。今、2人で回っておりますけれども、今後、この2人のうちの1人がリーダーとなって別の方と一緒に回っていくという形で、順次増やした形で対応していきたいと考えております。

【山田(博)委員】じゃ、今、2人1組で15組とあるけど、最大限どこまでやるか、それがスタートですからね。土日は休みますと、1日に6か所か7か所かしかしませんよということでしょう。壱岐や対馬の方も一日も早くしてくれと言ったわけですよ。確かに、働き方改革ということがあるけれども、これは特別扱いせんといかんと私は思っているんですよ。

見てみんですか。申請状況が363件、大村で32件、壱岐や対馬では、23件と16件ですよ。人口の比率割合で申請がこれだけ上がっていて、壱岐や対馬に行かないといけないんですから。それで15組でやるというのは、どうかと思うんですよ。土日・祝日も今から体制を見直してやっていかないといけないと思うんですが、いか

がですか、それは。

【真崎生活衛生課長】平日に関してやっていくというのがJTBとの契約になっております。対馬、壱岐、五島につきまして、離島に関しましては、本土部に比べまして医療体制も少し弱いところがありますので、早急な感染防止対策が必要と考えております。

そういうことも考慮しまして、長崎市、佐世保市は件数が多いということとか、あと、諫早市、大村市、佐世保市などのインセンティブについても考えて、そのあたりは調査の順番を考えて指導していきたいと考えております。

【山田(博)委員】これは部長じゃないと、あなたは実行委員会の委員長でしょうが。委員長であるあなたが答弁せんとだめだよ、これは。一日でも早くやってもらいたいと言って要望が来て、土日・祝日はJTBとの契約、あなた方は一日も早くやらんといかんと言っておきながら、JTBとの契約というのはあるけれども。

部長ね、あなた方はさっきは一日も早くやらんといかん。確かに、働き方改革はあるかもしれないけれども、15組はフル回転せんといかんでしょうが、さっき言ったようにリーダーをどんどん作って。一日も早くしてもらいたいと言っているんですよ。そこを見直すぐらいにやらんといかんと思うんですが、いかがですか、見解を聞かせていただきたいと思います。

【貞方県民生活環境部長】委員の皆さん方がおっしゃるように、やはり早急にこの認証は進めるべきという認識は、全く同じ思いを持っております。一方で、事務局を委託しているところであっても、やはり一定の働き方改革と申しますか、雇用の条件については一定配慮しなきゃいけない部分もある。そういった中で、どこでバランスをとっていくのかという問題だと思い

ますので、検討できるところは、ぜひ委託先とも検討して、変えられるようなところは変えて、できるだけ早急に進めてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】県の職員だっているんな時に、土曜日、日曜日に出たら振り替え休日で平日に休んだりしているじゃないですか。こういったことはどんどんせんといかんと思うよ、部長、それはね。

ちょっと細かいことを聞きますが、申請してからどれぐらいの期間で結果を出すというふうに予定しているんですか、お尋ねしたいと思います。

【真崎生活衛生課長】まず、申請がありまして、それから調査に行きまして、長くても2週間、1週間から2週間を考えております。

【山田(博)委員】1週間から2週間というのは、先ほどほかの委員が言ったけれども、補助金申請もあってね。産業労働部が出した分と今回の分とは基準が違うというのであれば、部長、これは申請をした時に補助金も一緒に受け付けるようにしていただかないと、認証がおりてからとなったら、動くのも動かんよ、これは、同時進行じゃないと。それはどうですか、同時進行だよ、最低でも、これは、できるでしょう、これは。今の話だったら、補助金申請はできないと言っているから、申請してから2週間もかかるんですよということだったら、もてんよ、これは。部長、どうですか。

【貞方県民生活環境部長】やはり認証を受けてからの補助金申請でないと、万が一、認証できなかった場合に補助金が通らないということになりますので。要は、認証をできるだけ早めて補助金を早めに申請できるようにする。そして、その補助金をできるだけ早く支給する。そうい

ったところで事務的に改善できるところは進めてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 私が言っているのは、いいですか、それは認証が取れなかったらお金を出さなきゃいいじゃないか、そんなことは。申請と同時進行で出して、こうやります、ああやりますよと言って、それで決定した時に出せばいいじゃないですかと、改めて。だって、申請してから2週間もかかると言うんだから。補助金申請を出して、認証が出た時に改めて検証する形にすればいいじゃないかと。

あなた方、たった一つのパターンじゃなくて、いろんな事情があると言ったじゃないですか、皆さん方は、経営が厳しいと。それは柔軟にできないんですか、実行委員会の委員長になるからね、部長、どうですか。

【貞方県民生活環境部長】 改善できる点は、できるだけ改善してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 ぜひそれはお願いしたいと思えます。

それで、資料をもらってちょっとお尋ねしたいことがあってね。実施要領を見たら6月7日になっているんですね。令和3年6月7日に施行するとなっているんです。このコロナ対策認証制度の受付は、資料をいただきますと、制度運用開始というのは6月15日になっているんです。この差というのは何だったんですか。

【眞崎生活衛生課長】 実行委員会を立ち上げたのが6月7日でございます。その後、臨時議会で議決をいただきまして、その後、制度を開始したという経緯がございます。

すみません、休憩をお願いします。

【中村(一)委員長】 休憩いたします。

午後 2時22分 休憩

午後 2時26分 再開

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

【眞崎生活衛生課長】 実施要綱が6月7日というのは、実行委員会ができた時です。それから、長崎大学との認証基準ができたのが6月11日、それを待って認証の公表という形で6月14日に公表しております。したがって、制度の運用を6月15日から実施しておりまして、その補助金についても6月15日からの実施という形にしております。

【山田(博)委員】 生活衛生課長、お尋ねしますが、よかですか、「ながさきコロナ対策飲食店認証制度実施要綱は、令和3年6月7日から施行する」と書いているんですよ。だから、私からすると、制度開始の日からだと私は思ってたんですよ、こんな書いてるから。しかし、違いますよと。6月15日、認証制度ができてますからと。そしたら、私たち県民からすると、6月7日から開始せんといかんのじゃないかと思ってたんですよ。

それで、結果を言うと、認証制度が遅れたから、長崎大学のあれが遅れたから、だから15日になったということで理解していいんですか。長崎大学が悪いんですか、そこだけお答えください。

【眞崎生活衛生課長】 6月11日の基準設定につきましては、県ともやり取りをしながら決めたところがございます。そこで6月11日に監修がおりたという形で、決して長崎大学が悪いということではありません。

【山田(博)委員】 このコロナ対策認定委員長の部長にお尋ねしますが、部長は、認証の実行委員長もしているんでしょう。6月7日から予算は組みますよと、これから制度開始と私は思っ

てたわけですよ。ここはあなた方も予算をきちんと握って認証制度を持ちながらね、申し訳ございませんけど、ここはぴしゃっとするべきところでしょう、これは。どうですか、部長、あなたは長く県庁マンをしょって、こういってところはぴしゃっとやっとかんといかんところでしょうが、いかがですか。

【貞方県民生活環境部長】長崎大学の監修というものが、JTBさんはもともと経験があるということで話を聞きながら、間に入って進めていったわけですが、実際、どれくらい時間を要するかというのが、正直、読めませんでした。内部的に、事務的に詰められるものは全て詰めて、決められるものは全て決めておこうということで、こういった要綱については、予算をいただいてすぐに検討を始めて、その前から検討はしていますけれども、6月7日には何とか検討が終わって内部的に要綱はできた。しかしながら、大学の監修については、やはり細部について詰めた議論をしていただいた結果として学長さんの決裁が下りたのが11日だったということです。それで、別に手を抜いていたわけではないんですが、結果的に時間的に少しずれがあったということになります。本来なら全て統一した方がいいのかもしれませんが、そこはもう走りながら考えている状態でしたので、このような結果になってしまったということでございます。

【山田(博)委員】部長にお尋ねしますけれども、今、調査している認証の会社の補助金の申請とか、ほかの委員からも、店の設備等大変厳しいんだと。一日も早くしっかりとやらんといかんということの中で、今一番危惧しているのが、3億何千万円で10万円が大丈夫、大丈夫と言ってますけれども、万が一、それが足りないよう

であれば追加予算の補正予算も視野に入れているかどうか、お尋ねしたいと思います。

ここは委員会で、私たちも地元に戻った時に、そういったことをしっかり言っておかないと安心せんとよ。飲食店の皆さん方は苦労しながら経営をやっているでしょうが。その中に一つでも明るい材料を持って行かないと私たちも帰るに帰れんから、それを部長にお尋ねしたいと思います。

【貞方県民生活環境部長】この認証制度は、始まったばかりでございます。まだ申請件数も60件ちょっとということでまだまだのところ、十分な数のお話を聞いておりませんので、実際の具体例というのでも十分に採取できておりません。そういったところが一定目途が立ったところで、それを整理した上で予算の総額について足りるか足りないかの判断をし、その上でもし足りないということになれば適切に対応してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】ぜひそういうことにしていただきたいと思うんですよ。もうお金がなくなったのでしませんはいかんからね。

もう一つ、実行委員会は本認証制度が終了した時に解散するとありますけど、この認証制度というのは、解散する時期というのは、ある程度決めていらっしゃるんですか。この要綱にそんなに書いているからね、ちょっとお尋ねしたいと思います。

【貞崎生活衛生課長】解散時期については、決めておりません。

【山田(博)委員】生活衛生課長ですね、要綱に解散とか、また第5波とか第6波が来るかもしれないから、そういった記述は削除していただきたい。それはどうですか。

それともう一つは、課長ね、これは一度して、

またずっとチェックをずっと言ってますけど、これは年に何回ぐらいチェックする予定にしているんですか。認証した後もチェックするというふうにお聞きしていますけれども、それはどうなんですか。

その2点お答えください。

【真崎生活衛生課長】この削除の項目につきましては、コロナの状況を判断しながらやっていきたいということでもあります。したがって、その時期については設定はしてありませんが、この項目に入れておきたいと考えておるところでございます。

それから、年度内に何回行くかというご質問ですけれども、認証後、1回は行きたいというふうに思っております。基準について遵守しないとか、そういう通報などがありましたら抜き打ちで調査を実施したいと思っております。

【山田(博)委員】部長にちょっとお尋ねしますが、部長は、この委員会の委員長ですけど、認証を取り消すとありますけど、そういった基準をちゃんとつくっておりますか。つくっているか、つくっていないか。つくってなかったらつくるべきだと思うんですが、見解を聞かせていただけますか。

【真崎生活衛生課長】基準については、まだ明確なものはつくっておりませんので、今後つくっていききたいと思っております。

【山田(博)委員】ぜひそれは明確なことをしてもらいたいと思います。

最後に、認証制度が終了した時とありますけれども、今後も安全・安心というのは必要不可欠なんです、これからの世の中というのは。この認証制度をこれだけ莫大なお金をかけてやるのに、認証制度が終わったら解散するんじゃないかと、やっていった方がいいんじゃないですか。

部長、そう思いませんか、実行委員会の委員長でしょう。せっかくこれだけのお金をかけて、認証制度が終了したら解散するとか、もったいないことせんでいいじゃないですか。いかがですか、部長、それは。

【貞方県民生活環境部長】本認証制度は、大きく2つの目的を持っております。一つは感染防止対策、もう一つには飲食店の応援、要するに飲食店に行きやすい制度ということでつくっております。

感染症防止の観点から見ると、どんなに感染が収まったように見えても、2年後、3年後に振り返ることもあるわけですから、その間ずっとこの制度を残すということも考えられると思います。一方で、本認証制度は、飲食店及び利用者双方に負担をかける制度でもございます。例えば、飲食店であればずっと普段ならかけなくていい手間をお客さんにいろいろ質問をしたり、「熱がないですか」とか、そんなことをずっとやっていかなきゃいけないし、マスクについても、お客さんに「マスクをしてくださいね」ということをずっと言わなきゃいけない。コロナが収まって、そういったことが必要なくなった時にまでそういったことをお店に求めるのか、また、飲食店のお客さんに求めるのかということ、そこはやはり少し違うのではないかなと思ってますので、そういった感染拡大の状況、収まり具合、それから飲食店側のそういったことに対する反応、そういったものも十分勘案して終了の時期については判断してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】時間が来たので、実行委員会、本認証制度が終了した時に解散するとありますけれども、そこは今の趣旨を踏まえた上で書きつづりを訂正していただきたいと思っております。

ので、よろしくお願ひします。

一旦終わります。

【中村(一)委員長】ここで換気のため2時45分まで休憩いたします。

-----  
午後 2時37分 休憩

-----  
午後 2時45分 再開  
-----

【中村(一)委員長】委員会を再開いたします。

【深堀委員】私も進捗状況について確認だけさせていただきます。

先ほど、質疑の中の答弁で、調査に行って、そこから認証するまでの期間が1週間から2週間という答弁だったと思います。当然、調査をする側は、しっかりレクチャーされた方が行って、戻ってきて、そこからなぜ1週間から2週間の認証するまでの時間がかかるのかというところが少し気になったので、その内容について教えてください。

【真崎生活衛生課長】早ければ1週間程度になるかと思いますが、調査後、基準について調査員がチェックしてきたというところで、その調査が確実にできているかどうか、それから、申請の項目に対して正しくできているかどうか、それらにつきましてJTBの方でチェックいたします。その後、県の方に申請書類を持ち込みまして再度チェックを、同じチェックではありませんけれども、きちんとチェックされているかどうかの確認作業をいたしまして認証という形になります。それが約1週間、または件数が多くなってくると2週間程度かかるかと考えております。

【深堀委員】一刻も早い認証というのが求められているわけで、そのあたりの審査、審査を甘くしろという話ではなくて、どうやったらスピードアップできるのかということは検討してほ

しいなと思います。

この進捗状況の資料を見た時に少し気になったのは、申請数が363件で調査が58店舗、ですから、300件ほどは行けてないということですよ。当初のスタートから15組、もし配置をしていたのであれば、調査できるのは、1日で75件、行けるわけですよ。スタートから2週間たちましたけれども、なぜ58店舗しか行けてないのかとか、そのうちの認証が6店舗ということは、今の答弁でもわかるんですが、実際に行ってから1~2週間かかるから、こういうふうになっていると思うんですけれども、認証数の6店舗というのは極端に少な過ぎる。

私は、この数字を見た時に、即、認証ができるというふうに最初は考えていたものですから、58店舗行って6店舗しか認定できなかったというのは、9割ぐらいのお店が一次的な審査ではねられたのかなというふうに考えました。ずっと8,800件ぐらいを行くと仮定してスケジュールを管理されていますけど、調査チームの人が同じ店に1回しか行かないのであれば、そういった件数で日程的に120日でわかるんですけれども、1回で認証できないケースもあるのではないかな。そうなれば、何回も同じ店が、こういう書類審査ではねられたから、次はこういう改善をしてくださいということになれば、もう一度、認証チームの人は、その同じお店に2回とか3回とか行くケースがあるんじゃないかな。そうなってくれば、今、スケジュールしているあれは少し崩れてくるんじゃないのかなというふうに私は勝手にいろいろ考えたんですけど、そのあたりはどうなんですか。

【真崎生活衛生課長】資料の一番最後のページをご覧ください。

現地調査の実施実績ということで58店舗ご

ざいます。その後、ほかの申請後の店舗の方とも調査日を調整いたしております。7月1日、2日には48店舗、7月5日から9日には83店舗、7月12日から16日までが111店舗、19日から23日までで9店舗ということで、順次、店の方とも調査日を決定していることで、先週の2日までで58店舗ということでございます。

それから、1店舗につき2回から3回行くのではないかとご質問ですけれども、委員おっしゃいますように、最初の調査で基準がクリアできない場合には2回目が必要になってくるかと思えます。

先ほど、120日の9,000店舗というふうに計算上出しておりましたけれども、そこにつきましては15組の2人ペアで行くうちの、2人のうちの1人をリーダーとして追加した場合に、15組を増やしていくという形で対応していくというふうに考えておりますので、1店舗につき2回行く場合でも対応が可能と考えております。

【深堀委員】まだ始まって間もないので、詳しい状況は、もう少し経過を見ないと何とも言えないというのは理解をしておりますので、一定、期間がたった時に、チームの方が検査に行き、どれくらいがそこで駄目だったのか、2回、3回の調査が必要なのかというようなところも、その数も見ながら進捗を確認したいなと思えます。

そこで、1回目でだめだったという件数が出てきた時に、先ほどからも少し話がありますけれども、実際に10万円の補助制度ですね。恐らく1回目で駄目だったところは、どうしても設備的な、機器的なものが整備されてないからこそ、多分だめになるわけであって、そうなれば、そこは何かしらの設備の改善が必要になってきて、当然、補助も対象になってくる。そうなれば、今、予算立てしている3億五千数百

万円の予算では、これが自ずと足りないくらいというのは、もう見えてくると思うんですね。

そういった意味では、進捗をできるだけスピードアップしながら進捗状況を委員会にもぜひ報告をいただいてチェックをかけさせていただければなと思えます。

【前田委員】重なるので手短かに質問しますが、この資料の1枚目の認証のフロー図の中で説明いただきたいんですが、今日の報告でいくと、真ん中にある認証の申請が363という数字が入りますよね。その下の現地調査が58と入るんですが、それから結局6件認証しているというのは、この現地調査のところから全ての基準を適合したところで6件となるんですか、それとも基準を満たしていないところを追加対応して、そこを確認したのも含めて6件なんですか、その内訳をまず教えてください。

【真崎生活衛生課長】6件につきましては、6月18日に現地調査を開始しましてから、基準を1回目で満たした店舗が2件ありました。あとの4件につきましては、再度の調査ということでございます。

【前田委員】この現地調査58件から下に向かっていく中で、左側の全ての基準に適合したというのは2件ということで、6件のうちの4件は基準を満たしていないところから是正されて認められたという理解でよろしいんですね。

ということは、この時点で現地調査の申請を363件起こしてきたということは、既にある程度自己チェックもかけながら認証していただけるだろうということで申請しているという認識に私は立つわけです。さっき深堀委員も言いましたが、58件申請して、結局は56件は基準を満たしてなかったということですよ、結果的にですね。これはどこからくるのかなというの

が一つよくわからないのと、仮にそうであるならば、追加対応したものを、さっき深堀委員も言ったように、再度確認する作業が必要であるならば、この現地調査に入るまでに、いかに全ての基準を適合したような状態で申請させるかという工夫をしていかないと、なかなか作業も大変だろうし、そもそもの感染防止対策という意味での質が低いという状態になるので、この点について58分の2しか適合しないというのは、どんな理解をされているんですか。

【真崎生活衛生課長】委員おっしゃいますように、確かに58分の2というのは、あとの56施設に対しては、基準が満たってないということで、その店舗につきましては、物品の購入に時間がかかるということで認識しております。

その物品購入につきましても、店舗の方に依頼して揃ったところでご連絡をしていただき、それから速やかにもう一度チェックの確認をしていくという形にしております。そのあたりも速やかに実施していきたいと思っております。

【前田委員】事前に提案をさせてもらっていたと思うんですが、申請を出す時点で写真かなんか添付して出すような形で事前にチェックするようなやり方もあると思いますし、物が入らないということのを待っていたら、なかなかそこは難しい話で、やっぱりさっき小林委員も質問されていましたが、追加対応の申請の時期も、結局、最終的な認証後じゃないと申請できないということからして、やっぱり制度設計というものがおかしいんだろうなと思います。部長の方から、そういうことも含めて改善の余地があるものは改善を検討したいということですので、58の56が基準を満たしてないという中で、どうやってあらかじめ適合させる工夫をするかということと、10万円の補助の申請の時期

については、山田(博)委員からもご提案があったように、お金を出すのは認証後でもいいから、出す作業を早く受け付けるとかしないと、全然、時間のロスというか、タイムラグが出てきてモチベーションが上がらないんだろうなと思いますので、そこの検討をお願いしたいと思います。

もう一つは、これはあくまで作業の迅速化ということでは、手を挙げてもらうということが一番肝要であって、1万1,000件のうちの8割、75件の120日は、数字上はわかりますけれども、この状態が続いていくと、多分、話を聞いたような店舗は手を挙げないですよ、もうあえて。

そこはやっぱりインセンティブというか、出すことによって、自分の店の感染対策が上がるということはもちろん承知しつつも、それ以上のインセンティブがないと、なかなか難しい話なので、やはり時短に対しての対応が違ってくるか、一番最初の説明で言っていましたけれども、プレミアム商品とか地域振興券は対象外になっているということですが、そもそも国からの通知の中では、Go To Eatの上乗せなんかも検討していいですよということも言われているので、やっぱりやり方を考えながら、認証店に対するメリットを出してあげないと申請の手が挙がらないと思うので、部長、スタートしたばかりですけども、ぜひ改善を重ねながら、9月定例会には一定進捗の順調な報告と、どこどこを改善したということをしっかり出してほしいと思います。

併せて、問合せ件数が787件ある中には、制度に対しての問合せというものが結構あると思うんですよ。そこは単純な実務上の問合せと、制度設計がそもそもおかしいんじゃないのかとか、これじゃ手を挙げられないよというような問合せもあろうかと思っておりますので、そこ

は委託業者任せにせずに、問合せの内容をしっかり検証して改善につなげてほしいということ要望して、終わりたいと思います。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】質問がないようですので、次に事前通告に基づき質問を行います。

事前通告をされた委員の方でご質問はありませんか。

【八江委員】午前中からずっと黙っておりましたので、一言言わないと眠たくなりますので。

私は、雲仙国立公園の活性化への整備促進についてということで通告させていただいております。

ご案内のとおり、長崎県は国立公園が2か所、雲仙国立公園と西海国立公園があります。その中で雲仙国立公園は全国に先駆けて第1号の国立公園として認定をされました。それが長崎県の観光の一つの原点といえますか、そういう意味では長崎県に非常に大きく貢献している山だと思えます。

そういう中で、30年前には雲仙普賢岳の災害が発生して平成新山というのもできておりました、また世に新たにアピールするような格好になっております。それも災害があつてのことでありますから、これを正常な山に戻すためにはどうすればいいかということで、これまで緑のダイヤモンドとか、あるいは西海地区では海のダイヤモンド整備計画とかかなされて進んできております。

それ以前にも雲仙国立公園の中の有名な場所、映画化されました真知子岩はじめ、そういうところにあります地獄、あるいは雲仙の市街地、そういったところの整備を数十年前にやっていただきました。それがもう随分時間経過しまし

て老朽化しておりますので、ここに書いてありますように、雲仙市、国との連携をもって、雲仙利用拠点上質化プロジェクトを組んで環境省の支援をいただきながら進めておるといことであります。これは大変結構なことだと思ひ、これをもう少し加速することが必要じゃないかと。どの程度しておられるのかということが十分まだ見えにくいわけですけど、特に環境省が力を入れていただく山だと思っております。そう考えてみますと、この機会を捉えて大がかりなりリニューアルを図っていただきたいという思いを持っております。

何しろ、長崎県は2000年に観光立県を標榜してやってきている。そしてまた、GoToトラベルが始まれば、コロナ後の集客を進めていくためには、それが必ず必要だと、こう思っておりますので、その大がかりな整備計画は立てられないものなのか。今現在やっているものにプラスアルファのことができないものか、併せてお尋ねしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

【石川自然環境課長】お答えいたします。

まず、県として雲仙地区の整備を進めている事業は主に2種類ございます。おっしゃっていただいたように、環境省の直轄事業を県で引き受けて工事をする事業、いわゆる施行委任事業と言っているものでございます。2つ目は、こちらもおっしゃっていただいたように、緑のダイヤモンド事業で整備をした県有施設について国の交付金を活用しながら再整備を行っていく事業でございます。

1点目の施行委任事業につきましては、全額、国の予算での実施となりますので、多くの事業を呼び込めるように本県から積極的に声かけをしているところでございます。

現在、予定しているところは、こちらもおつ

しゃっていただいた地獄の歩道の再整備を進めております。昨年度、設計が終わりましたので、今年度から複数年かけて地獄の歩道の再整備を進めていこうと考えております。単なる再整備だけではなくて、地元の方々がコロナ後を見据えた形で新たな、例えば、夜のガイドツアーなんかも始めていただいたり、駐車場だったところに新たな地獄が実現したり、そういういろいろな動きが出ておりますので、そのような状況や地元のニーズを踏まえながら、しっかりと国の予算を持ってきて整備を進めたいと考えております。

もう一つ、県の事業につきましては、今年度は登山道における多言語解説板の整備、仁田峠のトイレの洋式化、絹笠山登山道の再整備、おしどり池の園地の再整備などを予定しております。

これらの整備に当たっても、時代の変化によって旅行のスタイルですとか観光客のニーズも変化してきておりますので、地元の方々が取り組まれているガイドツアーなどの動きも踏まえながら、より相乗効果が生まれるような形を目指して事業を進めていきたいと考えております。

最後に、予算額については、毎年、国に要望しております。これまで計上していた予算は、国際観光旅客税という予算でありまして、これはどちらかという地元のソフト事業を支援するような予算であったので、先月、国に要望したのについては、こちらがこれから力を入れていくという自然環境整備交付金というものを計上して、また、その予算獲得に重要な、単に東京に要望するだけではなくて、熊本に九州地方環境事務所がございますので、そこにもしっかりと要望させていただいたところでございます。

引き続き、国との連携体制をしっかりと維持をして、直轄事業の受入れや予算の充実に向け動きをとってまいりたいと考えております。

【八江委員】今のお話は前向きなお話でありますから、その点大いに期待をしながら、予算確保等についても県一体となって努めていただきたいし、出身である環境省に対しても十分な働きかけをいただき、予算の確保に努めていただきたいと思います。

雲仙普賢岳の噴火災害によってドームが活火山として残っておりますが、そこに対する、登山道とかなんとかはどこまでできるか十分承知はしておりませんが、そういったものの遊歩道等も含めて、もう少しそこに踏み込まれるようなこと、それから環境美化を含めるならば広葉樹を含めた植林等も必要ではないかと。実態的に考えていただく、また、林務関係と連携したプレーも必要ではないか、このように思っております。頑張ってくださいと思います。

もう一つは、雲仙のホテル・旅館等は非常に苦しい立場にあり、今、再編されて新しく入れ代わられる経営者等もたくさんおられるかに聞いております。県民としては、昔からあるホテル・旅館は頑張っていて残っていただきたいと思っております。

我々も、女将の会等について、あるいはコンベンション関係の皆さんとお話しする中で、非常に苦しい立場にあるという実情もわかっております。その一つに、雲仙にロータリークラブというのがあります。全国、世界にありますロータリークラブ、数十年続いているロータリークラブが今度解散をするというような話を聞いています。人数が10名以内しかいないと。いかに経営が厳しいかということを考えれば、そ

ここでは、今、GoToトラベルによって集客を図っていかねばならない。そのためには、ホテル・旅館等を造る以外にできるのは、今申し上げるような公園のリニューアルを含めて集客できる施設を設置することが必要だと、このような思いであります。ゴルフ場もあります、日本に初めてというぐらい古い、ハーフのゴルフ場でありますけど、こういったものをもう少し有効に活用しながら、そちらの方に投資効果が高まるようお願いしたいと、このように考えております。

今のことは長崎県の観光行政の中で非常に大きな要素だと思っております。街である長崎市内を含めた観光と、山である雲仙の観光は、欠かしてはいけないものだと思いますので、その点をいま一度、予算確保と、新しい計画がどのような形で展開されるかという将来的なことがありましたら、今年度、設計をして始まるというのは雲仙の歩道とか一部のことだと思いますけど、もう少し緑のダイヤモンドぐらいの大きな計画を数十億円余かかるような関係を構築していただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

【石川自然環境課長】 お答えいたします。

まず、雲仙地域の全体的な計画でございます。ポイントは、温泉街を起点として観光客の皆様の回遊性を高めることだというふうに分析をしております。そのためにまずは雲仙地獄など、温泉街の中心エリアの整備を連携して現在進めているところでありまして、その次に、例えば絹笠山ですとかおしどりの池、雲仙温泉から比較的気軽に自然散策できるようなエリアを整備していく。そして、さらにその先に仁田峠ですとか普賢岳、そういったところに展開していく。そして、それらの施設整備と地元の団体の方々

が行うソフト事業が相まって、雲仙温泉を中心として、先ほどおっしゃっていただいたような雲仙ゴルフ場なども含めて、様々な場所に観光客の方が出かけて行って、それぞれトレッキングとか、最近ではE-バイクというスポーツタイプの電気自転車のレンタルサービスなんかも始まっておりますので、至るところで観光客の方が様々な楽しみ方をする、そのような賑わいのあるエリアにしていきたいというふうに考えております。

さらに、ご質問のありました平成新山につきましては、活用策の一つとして平成24年5月に新たな登山道のルートが整備されております。これは環境省で整備をしたものでございます。こちら平成新山の噴気などが間近に見られて、また、ジオパークでもあります大地のパワーを体感できるような非常によいルートでございます。そのようなルートを現在は国、県、市、関係機関が連携して巡視を行っておりますけれども、さらに、どうしたら登山利用を推進できるかなどについては、関係者との議論を引き続き深めてまいりたいと考えております。

最後に、国有林と連携した植樹というお話もございました。現在、「奥雲仙の自然を守る会」という民間団体が、田代原において国有林と連携した取組をされております。ミヤマキリシマの保全が中心になりますけれども、子どもたちとともにヤマボウシですとかイロハモミジ、そういった植樹にも取り組まれております。

このような活動は、我々が推進しようとしている地域の生物多様性の推進のためにも重要だというふうに考えてありまして、県としても、緑といきもの賑わい事業という補助事業において、その団体の活動を支援したりしております。

このような地元の様々な動き、意見なども踏

まえながら、補助事業の活用なども含めて支援をしてまいりたいと考えております。

【八江委員】来年の秋には新幹線がようやく開通するし、一つの観光の目玉である雲仙、長崎も含めてですね。そういったことを考えれば、やっぱりここで動きをはっきりしておく必要があるということ。

もう一つは、リバイバル的なことになろうかと思えます。先ほど、真知子岩と言いましたが、知らない人も多いと思えますけど、我々が若い頃にはやった、映画化された「君の名は」、菊田一夫さんが長崎県出身で、つくっていただいた「君の名は」というのがあります。ここではそういったものを再現をして長崎県の国立公園の雲仙をアピールすることは非常に大きなイベントにもなるんじゃないかと、こう思っております。そういうことも含めて、これは観光振興課とちょっと違いますけど、我々はそういう思いを持って雲仙をいつも眺めております。そして、それが長崎の一つのシンボルとして隆々と長崎県のためになるようにお願いをしておきたい。そのためには整備が必要だということ。

最後に、そういう思いを、部長も生活環境の立場かもしれないけど、観光も含めた形でのことは大事なことだと思います。その点を最後に聞いて終わりたいと思えますけど、いかがでしょうか。

【貞方県民生活環境部長】雲仙は、もともとどこにも負けないすばらしい魅力を持った観光地であり、そこにこれらの魅力的な観光資源を満喫できるハードを整備すれば、例えば、緑のダイヤモンド計画で整備したようなもの、そういったものを整備すれば黙っていてもお客様は来てくれるんじゃないかというのが、普賢岳災害が起こるまでの多くの皆さんの考え方だったん

じゃないかと思っております。

しかし、実際には普賢岳の影響が長期化する中で、団体旅行から個人旅行にシフトしていくと、また、F I Tやインバウンドの増大、こういったものがあって時代の大きなトレンドになかなかついていくことができずに現状があるものじゃないかと考えております。これは私の個人的な考え方でございます。

このような現状を一気に打開するというのは、なかなか簡単なことではございませんけれども、委員ご指摘のように、新幹線もまいります。全国的に有名なリゾート会社であったり、また、地元の有名な老舗旅館、こういったところも新たな建設投資、建替えが進んでいる、そういった状況でございますので、県民生活環境部としても、目下の課題として県や国によるハード整備をいかに誘客であったり連泊につなげるかということが必要だと考えております。そのために地元の関係者ともしっかりと連携していきたいと考えております。

このため、今年度から来年度以降にかけてまして、特に環境省ですが、国の協力を得ながら着実に、今、委員からいろんなご提案があったようなハード整備も進めるとともに、雲仙市が観光戦略をつくっておりますので、そういった観光戦略のワーキンググループの人たちや観光協会、民間事業者ともしっかりと連携、協力して、山岳のガイドツアーであったり、自然体験のプログラムなどの観光コンテンツを充実させて、あといろんなホームページ、SNSの活用なども図って情報発信を強化する。そういったことをしていきながら総合的に雲仙の魅力を復活させていきたいと、県民生活環境部としてはそのように考えているところでございます。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【前田委員】質問通告する中で質問の趣旨の確認を担当部署とやり取りする中で、中核市に属するんですということだったので、一般的な事例として少しだけ確認をさせていただきます。

今般、土壌汚染と港や川の浚渫の話について、環境保全、環境改善の立場から質疑をしたんですけれども、そもそも土壌汚染については、土壌汚染対策法というものが国の方であると思うんですが、それを受けて県としては、これは条例とか要綱等で基準とか計画を定めているんですかね、まずその点を1点確認させていただきます。

【重野次長兼地域環境課長】今、ご質問のあった土壌汚染対策法ですけれども、土壌汚染に関する調査の指定検査機関等の指定に関するものは長崎県でやっているんですけれども、それ以外につきましては、中核市であります長崎市、佐世保市については、県と同等の、並列の立場でございますので、それぞれの立場でやっているということでございます。

【前田委員】それはやり取りで理解しているんですが、そもそも土壌汚染対策法という施行令ですね、政令を受けての県としてのルールというか、要綱もしくは計画が何かあるんですか。

【重野次長兼地域環境課長】県として特別定めたいものはございません。

【前田委員】その上で、私、今回、特に浦上川周辺地域の汚染土の現況と対策について質問したのは、今だったら、ここでいうMICEの地下に汚染土がありますよということで、これは長崎市が土をかぶせる形、50センチかけた形で解決しています。でも、言われているのは、ほかにも工場の跡地が浦上川周辺は結構点在しますので、そこが更地になって、これから計画があったり所有が変わる中で、例えば病院の跡地とかある中で、その時期、その時期でもし汚

染土があるとするならば、改善していかなければ、もうなかなかタイミングがないよという指摘を受けておまして、それで土壌汚染対策法を調べたんですけれども、今、課長が少しおっしゃいました、まず、中核市、指定都市の長に権限があるということです。中身を見れば、土壌汚染の状況調査、本当にその土地の汚染がどうなっているのかというのは、これはあくまでも土地の所有者が、さっき言った調査機関に調査を行わせて、その結果を市長へ報告しなきゃいけないということですが、そういう意味でいけば、私が今回問題視しているところは、全て長崎市ですから、長崎市長になっていると思うんですが、長崎市のホームページのどこを見ても、その情報を全く見つけることができませんでした。

そういうことを考えた時に、先ほど課長が、県としては特段何もまずないですよという話と、中核市に任せているものは中核市、じゃ、中核市以外は県が見るのかとなった時に、情報の公開の在り方について、もっと県民に向けてきちんとした情報を出せるような環境にしなければいけないと思っているんですが、その辺の問題意識と、もし今回、問題意識を持ったとするならば、今後の対応についてお尋ねしたいと思います。

【重野次長兼地域環境課長】今、委員ご質問の件ですけれども、事前に報告をさせていただきました五島中央病院の跡地から特定有害物質が検出されたということで、要措置区域に指定しましたが、ホームページできちんと報告をさせていただいておりますし、ソニーの土地についても解除したという報告をさせていただいております。

長崎市の指定の状況についても、ホームペー

ジで公表していると私は聞いておりますけれども、その辺確認して、また委員に報告をさせていただきたいと思います。

【前田委員】ありがとうございます。ただ、私は、これまで県民の方から声があるまでは、「どうなんですかね」というやり取りしかできてなかったんですけれども、改めて考えたら、これ、民間と、中核市であれば長崎市とのやり取りの中で、県民、市民から見ると、その情報というものが見えてないということもあるし、そもそもその土壌汚染対策法に基づいて、どういう対応をしていかなければいけないかということ自体も、県民の多くの方はほとんど知らないと思います。

そういうことも踏まえて、県として、今、特段何もなされてないということですが、こういう土壌汚染の対策とか土壌の保全について関心を持つ時代になってきていると思うので、私のような意見も含めて、今後、研究課題として検討していただいて、もう少し見やすい形でとか、わかりやすい形で、もしくは県が報告を受けるということはできないかもしれないけれども、そういうものを何かルール化して、きちんとどこかのホームページを見たら、県のホームページを見たら、そういう心配をされるころの状況がわかるような情報公開の在り方というものを検討してほしいと思いますので、中核市をはじめとして、各市町と調整しながら検討していただくことを要望しておきたいと思ます。

浦上川の浚渫については、改めて個別に少しやり取りをさせていただきます。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【赤木委員】お疲れさまです。通告に従いまして、第三者認証制度については、先ほど質疑さ

せていたたきましたので、残りの2つについて質問させていただきます。

何度も申し訳ないんですけども、ペット同行避難所周知について質問させていただきます。

報道でもありますとおり、熱海市では痛ましい土砂災害が起きてしまい、お亡くなりになった方のご冥福をお祈りするとともに、行方不明者の方が一刻も早く救出されることをお祈り申し上げます。

土砂災害は、日本のどこでも起こる可能性があることは周知の事実であり、最終的には自分自身の命は自分で守らなければならないのですが、行政側としては的確な情報発信をして避難を促す、避難場所を確保しておくことが必要ですし、それこそ、避難を躊躇することがないような体制をつくらねばなりません。

昨年、台風10号で多くの方が長崎県内でも避難した際、ペットと一緒に避難できる場所がなく、避難できなかったことがあったということを9月の一般質問で私は取り上げさせていただきました。県も必要性を認識していただきまして動いていただいて、ありがとうございます。

まずは、現状、進捗状況についてどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

【真崎生活衛生課長】昨年度の経験を踏まえまして、出水期までの準備が非常に重要だと考えております。そのことから、今年度、県のホームページにペットとの同行避難に係るページを開設したところです。このことにつきまして市町の避難所の情報や啓発資料も掲載しているところでございます。

また、環境省が3月に示した「ペット同行避難に係るガイドライン」に沿いまして、市町での取組が進むよう、出水期の対応に絞った抜粋版を作成いたしまして、各市町に周知を行って

いるところ です。

さらに、県内21市町とのテレビ会議を5月18日に開催いたしまして、ペット受入れ可能な避難所を設置すると決めた佐世保市など5市町の取組について、ホームページでの周知状況について情報を共有したところでございます。

併せて、まずは飼い主さんの準備が非常に大事だと思っておりますので、そのことも含めましてホームページに記載しているところでございます。

【赤木委員】ホームページでの周知、ありがとうございます。ここまで進んできたのも、県の職員の皆さんのご尽力もあってのことだと思いますので、本当に感謝を申し上げたいと思います。

また、検討中の市町があるのを把握しておりますので、そこも引き続き県としても後押しなり連携を深めていただきたいなと思っております。

課長もおっしゃったように、やはり事前周知して、ペットを飼われている方の準備、どうやって避難をしていくかということをご想定しておくことが重要だと思っております。今、ホームページに上げているということでしたけれども、もっと情報を受け取りやすい仕組みづくりというのにも必要かなと思っているんですけれども、今後の取組についてはどのようにお考えでしょうか。

【真崎生活衛生課長】県のホームページに加えまして、広報誌等でも事前の避難所、または各市町におかれましては、防災無線等についても広報できるかと思っております。そのあたりも含めまして、今からまた大雨の時期になりますので、市町とも連携して進めていきたいと考えております。

【赤木委員】ありがとうございます。私も、この件についてはしっかり後押しもしていきながら、周知も一緒にできればなと思っておりますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

続きまして、ゴミゼロながさき実践状況についてお尋ねいたします。

「ゴミゼロながさき実践計画」は、循環型社会の転換を目指していくために、県を含む行政や県民、事業者、NPO、大学等が連携してそれぞれ実践していくものでございまして、平成28年3月に策定した廃棄物処理計画に掲げる目標に伴って、平成24年度から続いている取組を改正したのが去年終わったという認識でございます。

具体的には平成26年までのごみの排出量実績を基に、令和2年度における一般廃棄物の排出量を1人1日当たり、平成26年度に比べ7%削減することを目標としております。なので、令和2年度の排出量は、平成26年度に比べて全体として5万8,000トン減らす目標がしっかりと記載されているんですけれども、今の実践状況についてお尋ねいたします。

【吉原資源循環推進課長】ゴミゼロながさきの実践状況でございますが、この計画では3つの実践行動がございます。

まず一つは、「ゴミゼロ意識の確立に向けての実践行動」、これとして環境に関する講習会の開催。そして、2つ目は、「家庭系廃棄物に係る実践行動」として容器包装等の使用抑制、そして美化活動。そして3つ目は、「事業系廃棄物に係る実践行動」としまして、事業者の方が自主行動の計画の策定とか機密文書リサイクルの取組を進めていくということになっております。

この計画の中では、31団体の方々が、それぞれ複数の項目の取組を掲げられまして、全体で340の項目がございます。令和2年度の取組結果としましては、31団体それぞれの自己評価をやっておりまして、コロナ禍もあって、余り取り組めなかった、評価がゼロというのもあったんですけれども、計画どおりに、それぞれがつけられている計画を進められたというところがあり、全体の評価としましては8と。例年、その前の年からいいますと、平成29年度のその評価指数が83.3、平成30年度が89、令和元年度が88.1、令和2年度が80という状況になっております。

先ほど、委員から、ごみの排出量、全体量でお話があったんですが、今、手元に資料がございませんが、1人1日当たりのごみの排出量ということでみますと、目標を886グラムということで設定しておりましたが、令和元年度におきましては969グラムと、まだまだ達成が見込めてないというような状況になっております。再資源化率につきましても21%と廃棄物処理計画の中で定めておりまして、令和元年度15.8%という実態になっております。

【赤木委員】数値も含めて答弁いただき、ありがとうございます。私も計画を拝見しているんですけど、各団体も結構細かく指定されて、それを本当に取り組むことができれば、ゴミゼロながさきの本当の理念にかなった形で、ごみがどんどん少なくなっていくんだろうなということわかります、ほかの団体も全て行えばですね。ただ、それが結果がまだ伴っていない状況も今のご答弁の中で見受けられましたので、やはりまた違った視点も必要なのかなと私自身も課題として感じました。

今、数値としては令和元年度のお話でしたけ

れども、特に昨年においてはコロナ禍においてテイクアウト需要も増えて、ステイホームで家にいる時間が増えて、それに伴う家庭ごみが増えたと報道では聞いております。実際のところ、まだ数値は出てないのかもしれませんが、認識としてどのようにお考えでしょうか。

【吉原資源循環推進課長】まだ令和2年度の数字については、委員がおっしゃいますように、数値はまだ確定として出てきておりませんが、市町の方に確認を取ったところ、こちらの分析としましては、平成30年度までは事業系ごみの排出量の増加が大きくて、家庭系ごみの排出量の増加が抑えられていたような状況でございますが、令和元年度では家庭系のごみの排出量が伸びていると。令和元年度は限定的であります。コロナ禍によって飲食店の利用が抑えられたと、また、テイクアウトが増加した結果、家庭系ごみが増加して事業系ごみが抑えられているものというふうに分析をしているところです。

また、先ほども話しましたように、令和2年度のごみの排出量は、現在調査中ですが、市町のごみ処理施設の現場の話を聞いたところ、コロナ禍によって巣籠もりの需要や給付金の支給などで家財道具の整理整頓、家電製品の買換えなどが増えて不燃物の排出量が多くなっているという状況もまた見られているという状況でございます。

【赤木委員】ありがとうございます。やはりコロナ禍によって人の生活が変わってきた部分もあるのかなと思っておりまして、この「ゴミゼロながさき実践計画」の理念はすばらしいものがあるので、今後もやらないといけないでし、SDGsの考え方も県民の皆さんにも少しずつ浸透してきて、続けていかなければならない活動だと思えます。令和2年度の数値を得ている

いる考えることもあられるかと思いますが、今後どういうふうに県として考えていくのか、そういう方針があれば教えてください。

【吉原資源循環推進課長】今後の取組として、県としましては、まず、事業系紙ごみの削減、それから民間リサイクル業者による機密文書のリサイクルの拡大というものを考えています。また、家庭系生ごみの削減への取組として、今年の3月に策定しました「食品ロス削減推進計画」に基づいて、各種媒体を利用して県民の皆様にご協力をお願いいたしますように啓発活動を行っていくということで考えております。

また、この「ゴミゼロながさき実践計画」につきましては、昨年が終期で、今年、計画を新たに策定することとしております。これまでの計画が皆さんに廃棄物の削減目標として、それぞれ取り組む数値目標を掲げていただいて、それが「かなりできた」、「できた」、「全くできなかった」、「余りできなかった」、「できなかった」というように抽象的な評価で今評価をやっているところです。ここの部分を見直さないと、きちんとした削減にはつながっていかないのかと思っております。今、この内容で委員の方々に話をし、今後の計画について改めて考えていただくことにしております。

【赤木委員】ありがとうございます。何度も申し上げますように、理念としては、もうあってしかるべきだと思っておりますので、しっかりと実効性がある形で再度計画していただければと思います。

ありがとうございます。

【坂口委員】新型コロナウイルス感染症対策についてということで通告しております。話を蒸し返すようで忍びない部分もあるんですが、飲食店の第三者認証制度について伺います。ちょ

っと重複する部分もありますが、要望いただいている部分もありますので、手短かに2点ほど伺います。

1点目が、先ほど議論の中でも10万円では補助が足りない部分があるという議論が出ていたと思いますが、実際に私のところにも大規模な飲食店さんから「10万円では厳しい」というお声がありました。「そもそも、この認証を取るメリットがなかなか見えない部分もある。そして、コロナもいつまで続くかわからない。そういう状況で手出しをしてまでこの認証を受ける必要があるのか。もし店舗の規模に応じた補助金があれば認証制度の申請をしてみるんだが」というお声があります。

ということで、店舗の規模に応じた補助金の額の設定とか今後検討していただく余地があるのかどうか、その点についてまず伺います。

【真崎生活衛生課長】現在のところ、店舗の規模によって変えるという設定はございませんが、状況を見ながら、そういうことも考えていきたいと思っております。大きな店舗でのパーティションの設置とか、各店舗においてパーティションを設置すべきか、それとも客席を離すべきか、そういうあたりは店舗に合わせた形で考えていけるような形に、その部分も丁寧にご説明をしながら進めていきたいと思っております。

【坂口委員】ぜひ検討をお願いいたします。

2点目が認証を受けた後のことですが、ステッカーの交付と、県、市町のホームページ等でのPRというふうにあります。これも先ほど赤木委員、松本委員のご指摘にもありましたけれども、現状、今日いただいた資料の県のホームページ、URLが記載してある、ここで公表しているだけということになるのかなど。あと、市町で幾つかリンクを貼ってある部分もあるよ

うですが、現状、ここだけかなというふうに確認したところ、思います。今後、「team NAGASAKI SAFETY」のホームページ等で掲載をされる予定ということでしたが、現状、宿泊施設はPDF形式で掲載があります。飲食店は8,000件、マックス1万1,000件ということであれば、PDF形式で公表されても文字の羅列ということにしかならないのかと。最低限、エリア別で抽出できたりとか、店舗名で検索できたりとか、そういう機能がないと、このインセンティブが発揮できないんじゃないかと思えますので、これは答弁は結構です。要望ですので、この点、よくお考えの上、対応していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【松本委員】1点だけ質問させていただきます。

議案外の主な所管事項のところに新型コロナウイルス感染症に係る人権啓発についての記載がなされております。こちらによりますと、「令和2年8月26日に開設した新型コロナウイルス感染症関連人権相談窓口に寄せられた相談につきましては、令和3年5月末現在で53件となっております」という記載がございます。9か月間で53件の相談が多かったのか、少なかったのかと考えた時に、本県におきましては、これまで延べ3,000人以上の感染者が発生しております。その関係者も多いという中で、53件がどうだったのかと思うわけでございます。

この相談窓口の県民の皆様への周知というのは、どのようにしているのか、お尋ねをいたします。

【久柴人権・同和対策課長】新型コロナウイルス感染症の人権相談窓口につきましては、相談窓口があるということを周知していくことが大

変重要なことだと考えております。

周知につきましては、テレビコマーシャルで民放4局で令和2年9月から12月、令和3年3月、5月、6月に行いました。そのほかにラジオコマーシャル、全世帯広報誌、新聞掲載、いろんな広報媒体を活用して広報を行っているところでございます。

【松本委員】私もテレビでCM等を見させていただきました。窓口があるという周知や、差別はよくないことだというような周知もあると思いますが、広報自体が差別の抑止にもつながっていると思いますし、また、そういった対応をしているということによって県民の方々が意識を変えていただくことも大事だと思います。

確かに、ウィズコロナという時代になってきましたけれども、いつ自分が感染するかもしれないという状況の中で、やはりそういった差別をなくすような動きというのは止めずに引き続き続けていただきたいと思います。

もう一つ、具体的な差別というのが特に顕著に出るのが、やはりネットによる中傷だと思います。なぜかといいますと、特定しにくいということで、不特定な方が安易に発言しやすいところで、このネット対応というのが非常に重要になってくると思いますが、同じ差別関連でこのネット対応に対してはどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

【久柴人権・同和対策課長】ネットパトロールにつきましては、今、人権相談員が2名おりますけれども、相談と並行しながらネットパトロールを実施しているところでございます。

ネットパトロールをした時に、感染者の氏名などが掲載された誹謗中傷の疑いのある投稿につきましては、現在、9件のデータを保存しているところでございます。

このデータにつきましては、相談者が被害届けの提出でありますとか、訴訟等を考える場合に、保存した画像を証拠書類として活用していただくということで保存をしているところでございます。

委員おっしゃられるように、誹謗中傷をしないようにという広報でありますとか、ネットパトロールをすることによりまして誹謗中傷の抑止に寄与するものと考えております。

【松本委員】おっしゃるとおり、訴訟等に発展するような、実際にタレントの方が自殺をされたということが報道で大きく取り上げられましたが、これはネットパトロールをぜひ続けていただいて、そして、明らかな誹謗中傷に関しては削除していただくような取組をぜひ続けていただくようお願いをいたします。

最後に、その相談が53件あったということですが、これはあくまでも窓口であって、その相談した内容に対して次のアクション、相談したことに対して解決していくための取組というのがもう一段階必要になると思いますが、これまでの中で具体的にその対応はどのようにされたのか、お尋ねをいたします。

【久柴人権・同和対策課長】先ほどの削除につきましては、被害者の方の支援を行うことで、こういった形で削除したらいいのかということをお伝えしたいと考えております。

それから、相談内容についてどのような対応をしているのかということでございますが、相談者がどのようなことに困って、何を求めているのか、具体的に内容を聞き取ることとしております。そして、問題解決を行うために専門の相談機関への引継ぎでありますとか調整といったことを行っております。

事例といたしましては、職場から必要以上の

自宅待機などの要請、こういったものがあると思いますが、内容につきましてお聞きしますと、雇用条件であるとか、休暇、給与、こういったことが関係することが多いものですから、労働局への紹介を行っているところでございます。

なお、相談者が法的な助言を希望される場合につきましては、弁護士への紹介や相談費用などの一部を県が負担できることなどをお伝えすることにしております。

【松本委員】やはり弱い立場の方々に対して、どこまで寄り添って対応できるかというところの大事な窓口になってくると思います。相談をただけではなくて、今おっしゃったように、労働局や法務局や弁護士の相談費用も一部公費で支援しているところもございますので、生活にも大きな支障を来すの方々に対して、今後も引き続きしっかり対応していただくことを要望して、質問を終わります。

【中村(一)委員長】ここで、審査の途中ですけれども、換気のため休憩いたします。

再開を午後4時といたします。

-----  
午後 3時50分 休憩

-----  
午後 4時 0分 再開  
-----

【中村(一)委員長】委員会を再開します。

ほか質問はありませんか。

【深堀委員】通告に載せている使い捨てプラスチックの削減ということで、先ほど赤木委員からゴミゼロながさき計画等についての質疑がありました。そこに関連してですけれども、使い捨てプラスチック、長崎県は海岸漂着ごみも多数あって、そういった意味では使い捨てのプラスチックごみということに対して非常に注視をしなければいけないと思っております。

そういった中で、先般、環境省が使い捨てプ

ラスチックをできるだけ買わないようにするという意識の調査が公表された時に、全体の32.3%の人が、廃プラスチックといいますが、使い捨てプラスチックを購入しないように心がけているという意識調査が公表されました。そこで、本県において県民の意識として、そこについてはどういうふうに見ているのかという問題。そして、それをいかにして、例えば、ゴミゼロながさき等のいろんな計画の中に落とし込んでいくのかということが非常に重要だと思っているんですけれども、その点についての考え方をお尋ねしたいと思います。

【吉原資源循環推進課長】委員ご質問のプラスチック関係の購入についての意識というところで、本県では、「ながさきマイバックキャンペーン」を毎年10月1日から31日の間で実施しております。

令和2年の実施結果につきまして、持袋率は75.8%となっています。結局、レジ袋を購入する方が24.2%、おられたということです。

県民の意識としましては、昨年7月にレジ袋が有料化になったということで、プラスチック関係の製品をできるだけ買い物時に抑えようという考えが働いて、こういう結果になったものだと考えております。

こういった意識をさらに県民の方々にも広く取り組んでいただきたいということで、今度策定します「ゴミゼロながさき実践計画」、それから、「廃棄物処理計画」の中では市町も一緒に廃棄物の削減に取り組むことにしております。せっかくここまでレジ袋の購入が下がっておりますので、これをさらにマイバックに転換していくような動きに変えていきたいと考えております。

【深堀委員】レジ袋の話がありました。事前に

話を聞いた時に、本県のレジ袋の削減状況というのが、国全体の数字と比べた時に、私が報告を受けた時は、国全体の削減状況は71.9%に対して、本県の取組は79%にまで達しているという報告を受けていたんですけれども、そういった意味では、本県の県民の意識というのは高まっているというふうに理解をしいいんですか。

【吉原資源循環推進課長】今、深堀委員から話があった79%と、事前にこちらからご説明していたマイバック持参率ということですが、この分に関してはコンビニを除いた店舗での持参率が79.6%、コンビニを入れると、先ほど私が申しましたように75.8%になります。

やはり全国に比べてレジ袋の持袋率というのは79.6%、8割近くありますので、県民の意識は高いというふうに感じております。また、九州各県の実態について調べたことがあった県につきましては、大分県が86.3%、鹿児島県が77.1%、沖縄県が77.5%と、レジ袋が有料化になって使用を控えるところが出てきているというふうに考えております。

【深堀委員】わかりました。レジ袋という観点で捉えた時には、そういうことでしょうけれども、例えば、県庁内の取組として、マイ箸であったり、マイボトルであったり、マイバッグであったりということを県庁内の職員の皆さんの取組としてそういう活動をしているということをお聞きしていますけれども、それはごく最近始めたというふうに聞いておりますが、その実施状況についてはどうですか。

【吉原資源循環推進課長】この取組については、「県庁エコオフィスプラン」において、先ほど委員がおっしゃったように、マイ箸、マイボトル、マイバッグの持参に取り組んで県庁内のほかの紙類とか資源ごみ、金属、プラスチック類、

そういったものの削減を図っていこうというところで決めております。ペットボトルを除くプラスチックの発生量については、基準年度である平成25年度の86トンに比べて、令和元年度が約42トン、51%減少しております。また、先ほど述べた紙類から粗大ごみまでの資源化率については、38.6%から8.5%上昇して47.1%になっている状況です。

【深堀委員】県庁エコオフィスのプランの中での取組の成果も着実に現れているということで、いろんな計画の中で県庁内での取組をいかに水平展開して、県内の事業者であったり、学校や各種団体の皆さんに同じような取組をしていただくことによって、いろんな数字も上がってくるのではないかと思います。

レジ袋の件に関しては、基金に積み上げている、レジ袋の分での寄附について午前中も質疑がありましたけれども、そういった基金の分をいかにして、こういったエコプランといいますが、そういったところに入れていくのか、使っていくのかということもあると思うんです。引き続き、そういった観点で取組をお願いしたいと思います。

次に、EV急速充電器の整備について確認だけをお願いいたします。

2050年のカーボンニュートラルに向けてEVの拡大ももちろん重要になってくるわけですが、そのためには急速充電器の整備が不可欠であります。

政府が2030年までに油であるガソリンの給油所並みに国内に3万か所ぐらいの整備が必要だという目標を掲げたという記事が出ています。本県の整備状況といいますが、本県において急速充電器がどの程度整備されていて、今後、拡大していく見通しについてお尋ねいたします。

【重野次長兼地域環境課長】委員ご質問の件ですけれども、県民生活環境部として独自に把握しているデータはありませんけれども、EV充電器の国際規格の一つであるチャデモ協議会が公表しているデータによりますと、EVの急速充電器は、県内に65か所73基が整備されていると把握しております。日曜日の長崎新聞にもゼンリン調査で載っていましたが、その数字とほぼ変わっておらず、全国的な数字については7,893基、チャデモ協議会の数字が7,700基ということで、チャデモが2020年6月末、ゼンリンが2020年度末ということですので、数字的にはゼンリンとほぼ変わらないものと認識しております。

【深堀委員】わかりました。国内で整理するにはチャデモ方式でないといけないと思うし、これが国際標準になるような努力を国を挙げてしなければいけないと思います。

この急速充電器の整備については、民間がある程度主導してやっていくことだと認識しているんですが、こういったものを進めていく行政、県の立場として、こういった関わり方をしていくのかなということをお尋ねしたいと思います。

【重野次長兼地域環境課長】県としても、昨年度末、今年の3月に策定いたしました「長崎県地球温暖化対策実行計画」におきまして、国と同じ2050年までの脱炭素社会への実現を目指し、各種施策に取り組んでいく必要があると考えております。

ご存じのように、地球温暖化対策におきましては、産業分野、農林水産分野、家庭・運輸分野など広範囲に及ぶことから、県だけではなく、市町、県民、事業者、関係団体といった様々な主体とともに連携、協働しながら対応していく

ことが必要となっております。

このため、県民生活環境部といたしましては、地球温暖化対策の旗振り役として関係部局や様々な主体による取組が推進されるよう、働きかけていきたいと考えております。

そうした中で、EV急速充電器の整備につきましては、今後、国から各種支援メニューが示されると考えられることから、そうした動きを注視しつつ、関係部局等と連携して整備が進められるよう取り組んでまいりたいと考えております。

【深堀委員】ありがとうございました。ぜひ旗振り役として、国のメニューが当然示されてくるでしょう。ただ、国のメニューを待つというよりも、本県独自で何をするのかということは、それでは他県と全く一緒のような取組としか思えないので、本県独自の取組をぜひ模索していただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【中島(廣)委員】統計課にお尋ねをいたします。

私は、様々な統計データを正確に分析して、それをもって政策立案、そして将来に向かって政策を打っていくことが本当に大事だと、そう思っています。そういうことで統計課というのは、本当に大事な部署だと思いますので、部長説明にあるように、統計データの利活用についてお伺いしたいと思います。

特に、ここに記載されているように、人口減少のために関係部局と連携して統計データに基づいて、そしてEBPM（証拠に基づく政策立案）と、こういうものを構築して取り組んでいくとありますけれども、どういうデータを基に人口減少に歯止めをかけるために取り組もうとしているのか、その内容をまずお知らせくださ

い。

【下野統計課長】統計の利活用に対するご質問でございます。

まず、統計課といたしましては、先ほど部長説明にもございましたように、まず、人口減少対策に取り組むためには客観的な状況把握が必要ではないかというところで、今年3月から県内の全市町と共同いたしまして移動理由アンケートを開始いたしました。これまでも住民票の転入・転出の手続を取られる際に実数は把握しておりましたけれども、その理由が把握できておりませんでした。これを窓口で移動の手続を取られる際に理由や仕事等をお尋ねするアンケートを開始したところでございます。現在、3月分、4月分、それぞれの移動理由のアンケート調査票を市町から県にいただきまして、今、集計を進めているところでございます。

分析結果につきましては、先ほど申しました理由別、どのような理由で転入・転出をされているのか、あるいは転入・転出後にどのような仕事に就いておられるのか、移住に当たりましてはUターンなのかIターンなのか、そういうところを集計して関係部局並びに市町と共有していきたいと思っております。

このような判明しました結果を踏まえまして、関係部署と足並みをそろえまして、今後、どのような対策をより効果的に打っていけばいいのかというところを議論しながら、関係部局と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

【中島(廣)委員】人口減少の一番の要因は転入・転出だけじゃなくて、まず基になる人口減少、とにかく結婚しない人が多いんですから、少子化ですから、どこにそういう原因があるのかとか、もっと詳しく、そこから調査をするべきだと私は思いますよ。

ですから、転入・転出は、これは明らかに、例えば仕事上で転出されるとか、高校生が県外に就職するとか、あるいは県外の大学に進学するとか、そして県外から長崎県に就職、あるいは長崎県の大学に進学してくるとか、これはもうある程度はつきりしているわけですね、転入・転出は。去年の転出の超過が5,500人ぐらいでしょう。

【下野統計課長】今、委員からお話がありました5,500人と申しますのは、昨年度の日本人の転出超過数でございます。

【中島(廣)委員】転出も、例えば、年代的にどの年代が一番多いのかとか、これは恐らく統計を取ってみれば若い人たちが多くは思うんですよ、高校を卒業した人が。これが転出超過の一番大きな原因だと私は思います。

だから、なんで長崎県の高校を卒業した人が県外に就職するのか、その理由、「企業がないから」とか、「自分が働きたいところがないから」とか、あるいは県外の大学に進学する人たちが、例えば「長崎県に自分が進みたい学部がないから」とか、いろんな理由があると思うんですね。ですから、アンケートを取る時に、「なんで県外に就職するんですか」と、その理由が、例えば「長崎県に自分が働きたいところがないから」とか、あるいはさっき言ったように「県内の大学に自分が進みたい学部がないから」とか、いろんな理由があると思うんですよ。そこら辺の調査をしっかりともらって、そういう部局に、「こういうところがあるから長崎県に帰ってこ

ない」とか、そういうところをしっかりと分析して、そして関係部局にそれに基づいた施策を打ってもら。そうしなければ、なかなか若い人たちの人口の転出超過というのは収まらないと。

それともう一つは、本当に人口の減少を止めるつもりだったら、根本的にどういう施策を打つべきかということでデータをしっかりと取っていただきたい。これは理由はいろんな、県民アンケートを取ったらね、「結婚する相手がないから」とか、「男女の出会いがないから」とか、いろんなことがありますけど、まず原因はそこですから、少子化ですから。なんでこれだけ少子化になっていくか、そこら辺も十分調査をしてください。それと、長崎県は給料が安いと。これは財政的にもありますから、そういうところもしっかりと調査をしてやっていただきたいと。

ここに初めてEBPM（証拠に基づく政策立案）と、これは本当に大事だと私は思います。ですから、あなた方が統計データをしっかりと分析して、こういう状況だから長崎県は若い人たちが県外に行くんだ、県外の大学に進学するんだ、そのためにはこういう施策を打つべきだということをデータの中でしっかりと分析をして、各部局と一緒にその解決に努めていただきたいと、そう思います。

部長は産業労働部におられましたし、ですから、企業誘致なんかもいろいろされてましたし、部長の考えをお聞きしたいと思います。

【貞方県民生活環境部長】今回の調査結果につきましては、県の関係部局、市町とも情報共有を図りながら、様々な角度から分析を行うことで、今、委員ご指摘のあったUIターンとか大学生の県内就職促進だけではなくて、例えば企業誘致等々、これまで人口減少対策をずっと打

ってきましたけれども、そういった対策をより効果的なものに、予算は限られていますから、重点化を図っていくであるとか、あと、企業誘致についてはどんな企業を誘致したらいいのか、男性向けだったらどんな企業、女性向けだったらどんな企業、そんなところまで分析を深化させるとか、こうした足らざる取組に、企画立案に生かせるように、より効果的な施策の構築につながるように活用してまいりたいと考えております。

また、移動理由アンケートではございませんけれども、EBPMの取組の一環としまして長崎大学の先生方がつくられたベンチャー企業、調査関係のコンサル企業がありますので、そういったところと連携しまして、女性がなんで県外に転出するのかとか、そういったことの分析についても調査を一定やっておりますので、そういったものについても関係部局と連携を図ってまいりたいと考えております。

【中島(廣)委員】 おっしゃったように、今、県外に出て行く若い女性が増えてきたし、だから、とにかく長崎県を出ていく人たちを、どういう施策をもって、なるだけ長崎県にとどめる。ですから、若い人たちの意見を、県外に出ていく人たちの、こういうことがあれば自分は長崎県に残りたいんだという理由をしっかりと引き出すように。ただ単に理由を書いてくださいじゃなくて、しっかりと彼らの考え方を引き出して、それが政策に反映されるようにぜひやっていただきたいと思います。

【中村(一)委員長】 ほかにありませんか。

【山田(博)委員】 質問通告をしているので質問を今からさせていただくんですが、統計課長、今、中島(廣)委員が言っていることは、ごもつともなことで、私も聞いていたんですけど、頑

張ってくださいね。あなたの部署は大切な部署だからね、しっかりと頑張っていたきたい。これは激励を込めて、答弁は要りませんからね。

続きまして、地域環境課長、先ほどの深堀委員の質問で、「EVの充電器がどこにあるかわかりません」と言っていましたけど、本当にそんなこと言ってるの。最初に充電器を設置する時に県の補助金が入っているんだよ。補助金が入っている充電器がどこにあるかわかりませんとか、黙って聞いていたら、いい加減だよ。通告してないからあれですけど、もうちょっと、県費を入れているんだから、そういったことをしっかりやっていただきたいなと思っております。これは答弁は要りません。

続きまして、資源循環推進課長、先ほど、「長崎県環境美化基金充当事業事務処理要綱」という資料をいただいたんですけど、この中に「廃棄物対策課は、長崎県環境美化基金充当事業計画を庁内各課に照会する」とあります。廃棄物対策課が今もあるかないかを見たら、ないわけですよ。

私は何が言いたいかというと、この要綱は平成28年4月に最終改正しているでしょう。そこは、これだけ何億円もお金があるにもかかわらず、こういった事務処理要綱というのはぴしゃっとしとかんといかん。これは部長、お金だけ見ればいいというわけじゃないんですよ。あなた方は、こういったことをぴしゃっと見てからやるんだからね。先ほど、あなたは私に、「隅々まで見てますね」と言ったけれども、私は字が読めるんですよ。一応、小学校、中学校、高校、大学出ているから、いくら休憩中といえども、失礼なことを言うのは、いかがなものかと思えますよ。私は、別にそんなこと言わんけれども、県民が黙っとらんからね、私のバックにはそう

いった人がいるんです。

そういうことで、質問通告に従って質問させていただきたいと思います。

それでは、県内の水道施設の現状及びその対策についてということで、先般の政府施策要望でも、自然災害で水道施設をきちんと安全確保しとかんといかんと、非常用電源をせんといかんとということで、その後、どのような取組をして、どのようにしているのか、それをお答えいただきたいと思います。

【本田水環境対策課長】 委員ご質問の件、お答えいたします。

その後、どういう取組をしたかと申しますと、まず、3月、4月にかけて積極的な停電対策をしていただくように、別の機会に、例えば訪問した際に働きかけを行いまして、5月に停電対策の今の現状を各市町はどういうふうに考えていらっしゃるか、そのアンケート調査を行いました。

その結果、今のところ、少なくとも判明しておりますのが、平成2年度に簡易式の発電機を購入されているところが1町ありまして、今年度、購入しようとしてされているところが1市1町、それと、いざという時に簡易式発電機をスムーズに稼働させるための切換機を設置されているところが2市1町で8か所で、既に動きが出ております。それと並行しまして3月の議会の時に数の把握をしているということで、平成30年に国が調査した分をお答えしておりましたけれども、それから3年も経過しておりますし、改めて今からしっかりトレースをしていくためには数の把握をしなければいけないということで、今の時点での重要給水施設、基幹病院とか、あと指定避難所あたりに通じる分ということに一応絞って調査をかけました。

その結果、平成30年時点の調査では833か所あって、そのうち自然流化ができない、要するに電力がないと止まってしまうところが443か所ある。それで発電機が設置されている、これは定置式ですけれども、これが50施設というふうにお答えしておりました。その後、今回調べましたら、数自体が833か所から1,013か所、これは対象が上水道施設になっておりまして、平成30年以降に上水道に統合した簡易水道とかがございますので、その辺もあって増えております。そのうち自然流化不可のところは566施設、そこに定置式の発電機が現状47か所、これは50か所から減っておりますけれども、これは長崎市が送水管を引き直しまして浄水場を廃止するというのを5か所しておりますので、その影響で見かけ上は数が50か所から47か所に減っております。それ以外に可搬式発電機で対応するようにしっかり体制を取っているというふうになっていきますのが361施設、これを合わせますと408施設は停電に対応できる心構えがちゃんとできているというところで、72%が、これまで幾度も長崎県は台風を経験しておりますので、今までの経験から現状で準備しているという状況までは把握しております。

【山田(博)委員】 いろいろと調べていただきまして、どうもありがとうございます。

水環境対策課長、この72%が高いか低いかというのは、どうですか。全国的に見た整備率というのは。

【本田水環境対策課長】 この数字は、全国的には、本県のように可搬式で対応できる施設の割合が低いところも全国的には多いと思いますので、単純に比べられないところはあるんですけども、定置式については、全国から比べますと確かに低くございます。

【山田(博)委員】 いずれにしても、整備率が72%ですか。これは緊急に移動できるということでもありますから、自動的にできるというのがベストですからね、それは。停電になったら、すぐ発電機が稼働して水が流れるということにしてもらわないと。というのは、漁業公社が大手警備会社にしとったけど、その対応がちゃんとできなかったから、たくさんの稚魚が死んだじゃないですか。こういった事例もあるから、対応をきちんとしてもらいたい。これは今後の整備計画というのを自治体と話し合っただけじゃやっていただきたいと思います。

部長、これは大事なことですよ、県民生活にとって一番大事なところですから、そこはあなたがしっかりと担当課、関係機関と話をやっていただきたいと思いますが、見解を聞かせてください。

【貞方県民生活環境部長】 やはり水道というのは、県民が生活していく上で極めて重要なライフラインでございますので、そういったことがないような、要するに停電がないような、給水が止まるようなことは、できるだけやらないと考えております。国の補助活用について、可搬式で対応できない施設があって定置式がまだ整備されていない施設については、個別に市町にヒアリングを実施するなどして設置を促してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 部長、ぜひね、これは大事なことからね。私が小さい頃に水害があって、水が飲めないというのはどういうことかと。私は、母に手を引かれて五島から長崎市内の親戚に行ったんですよ。その時にびっくりしたのは、災害があって水が飲めないということが不思議でならなかったんですよ。それは機械が動かないからということで。だから、私は疑問を持っ

て、今、こういう話をさせていただいているということは感慨深いんですが、県民生活の大事なところですから、頑張って整備を促していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策の取組状況についてということでお尋ねします。

これは事前に、ワクチンの接種ということがありますけれども、栄養のバランスの取れた食事を取ることが必要不可欠とされているんですが、これに関して担当課として今どのように取り組もうとしているのか、見解を聞かせていただきたいと思っております。

【峰松食品安全・消費生活課長】 新型コロナウイルス感染症の予防におきましては、一般的に小まめな手洗い、うがいなどが大切で、また、日常生活の中で免疫力を高めることも必要だというふうに言われております。その免疫力を高める中で、しっかりした食事、適度な運動などが関わっているというふうに言われております。このうちしっかりした食事について食育の推進というものが大きな役割を担っていると当課では考えております。

当課におきましては、具体的には6月の食育月間における啓発や一般県民を対象とした食育講演会を開催いたしまして、栄養バランスのとれた食生活の啓発を図っていきたいと考えているところであります。

食育につきましては、当課だけで推進できるものではありませんので、関係各課と連携しながら、健全な食生活の普及に取り組んでいきたいと思っております。

【山田(博)委員】 食品安全・消費生活課長、私は、免疫をつける食事はこういったものがあるのかとか、メニューがいろいろあるじゃないで

すか、納豆を食べたらいいとか、お茶ですね、東彼杵なんかのお茶もいいとか、そういう話があるでしょう。東彼杵のお茶もさることながら、五島茶もあるし、世知原茶もあるんですね。そういったことを、長崎県の特産品をいろいろ研究してやっていただきたいんです。そういったメニューを研究していただきたいと思うんですよ。峰松課長、あなたはできるんですから、もう一踏ん張りの答弁を聞かせていただきたいと思います。

【峰松食品安全・消費生活課長】食育の推進に当たりましては、やはり食文化の継承というものがとても大切な要素でございます。ですので、もちろん県産品を使いながら、季節に応じた、それぞれの地域の特産品を入れたメニューを考えていくというようなことも、こちらとしても推進していきたいと考えております。

【山田(博)委員】食品安全・消費生活課長、私は、そういう答弁を求めていたんです。最初から言っていたら私も再質問はしなかったんだけど、どうもありがとうございました。それを万全にやっていただきたいと思います。

これについて部長、私と課長とのやり取りを聞いて、あなたもそう思われたと思うんですが、あなたの見解を聞かせていただきたいと思います。

【貞方県民生活環境部長】やはりコロナ対策をするに当たって、きちんと免疫力をつけて、体力をつけて、健康な体をつくるためには食生活が大事と。そのためには栄養バランスの取れた食事が大切であると。また、委員ご指摘のとおり、その際には、私どもは長崎県の職員でございますので、やはり県産品をできるだけ使っていく。

そういう観点から、例えばということで申し

上げますと、私どもは、今、お茶を飲んでいますがすけれども、これも県産茶を使っております。それも加えて申し上げますならば、世知原茶、それから彼杵茶、向こうは五島茶ということで、広く県産品を愛用するというところでやらせていただいておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

【山田(博)委員】今日の答弁で一番よかったね、感動したよ。すばらしかったです。どうもありがとうございます。さすがですね。

続きまして、国立公園における開発行為に対する県の姿勢について自然環境課長にお尋ねします。

私の地元の西海国立公園にホテルの建設を計画するというので、地元の方も経済の起爆剤になるということでも手を挙げて喜んでいたんですが、しかし、地元で「自然を壊すのはいかがなものか」と言って私にえらい苦情が来てね、私は、しこたま怒られた。

それで、令和元年の12月にそれを話したにもかかわらず、建築確認申請は、開発許可を下ろすと。挙げ句の果ては地元の行政も、してはいけない排水計画の地元説明をしておったということでもあります。これは事実か、事実でないか、イエスかノーかでお答えください。

【石川自然環境課長】今、ご指摘のあったことにつきましては、そのとおりだと考えております。

【山田(博)委員】石川課長、あなたの見識を私は大変高く買っているんですよ。ツシマヤマネコに対する姿勢、先ほど八江委員が言った国立公園に対する姿勢、あなたは今までの課長の中で天下一品だよ。その中であなたは、ぜひ西海国立公園を、そういったどろどろした排水から守ってもらわんと困るわけですよ。自然公園法

という法律があるわけだから、胸を張って、大手の商社だろうがなんだろうが、しっかりと国立公園の自然を守ってもらいたいわけよ。だから、私は質問してるんだよ、石川課長。あなたのバックには私がついてるんだから、頼りになるかならんかは別として。あなた、しっかりやってくれよ。私もあなた以上に地元から随分お叱りを受けているんだよ。

課長、五島の海を守る、国立公園を守る、大手商社に負けるな。見解を聞かせていただきたいと思います。

【石川自然環境課長】ご指摘ありがとうございます。

まず、国立公園の開発については、環境省の権限と県の権限というものがございます。環境省の権限につきましては、地元の環境省の自然保護官による指導が中心となります。県の権限につきましては、本県が責任を持ってしっかりと対応していきたいと思います。

今回の件につきましては、委員から昨年から様々な機会を設けていただいてご指摘をいただきました。そのご指摘を踏まえて改めて地元の方が国立公園を大切に思っていること、そして、国立公園の開発に対して心配をされていることを実感いたしました。そういったことを踏まえて、今後については、できる限り、多くの現場が国立公園にありますので、そのようなところで伺って様々な方々の意見を伺いながら、国立公園の開発行為に対する許認可も含めて適切に対応していきたいと考えております。

【山田(博)委員】自然環境課長ね、私が誠に残念でならないのは、法律を守らないといけない、それを指導する行政の立場が、あなたの課はそういったことをちゃんと指導していただいているんですが、地元の行政の方で、法律に照らし

て曲がったことを地元の説明していたと。まして、私が指摘したにもかかわらず、それを無視して、していたということは、どういうことかと思ってるんですよ、私は。あなた方も指導している中でこういったことで私は誠に残念ですね。いずれにしても、石川課長には頑張ってもらいたいと思います。

部長、もう時間もきていますので、あなたは全部、この経緯は聞いていると思うんです。商社をとるか、五島の立派な自然をとるか、どっかわかっているでしょうが。部長、あなたの見解を聞かせていただきたいと思います。

【貞方県民生活環境部長】もちろん、地元の方、銚子の海岸を愛される地元の方にとっては、非常に大切でございます。一方で、やはり企業誘致、ホテル誘致、そして観光を振興していく、これもやはり大事だと思いますので、私の意見としましては、両方大事であるというのが私の意見でございます。

そういう中で、このような問題も起こっているようですので、私としましては、先日、現地を視察させていただいて、直接、市長、副市長とも話をさせていただいて、お互い、適切な対応、住民も、ホテル業者もスムーズにいくように、そういった方法を取っていかうということで合意しているところでございます。

【山田(博)委員】部長、わざわざ行っていただきましてありがとうございます。確かに、あなたがおっしゃるように両方とも大切だと思うけれども、どっちに比重を置くかということ、私は五島の自然だと思います。そのために法律というのはあるんだから、そこをしっかりと認識していただいて、これからも自然公園法に基づく国立公園を守っていただきたいと思いますので、よろしく願います。

時間がきましたので終わります。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【北村副委員長】それでは、2点ほど通告しておりましたので質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、ペット同行可の避難所設置状況についてでございますが、これについては先ほど赤木委員から同趣旨の質問がありました。「今後、ホームページや広報誌などを使って周知をしていく」という答弁がありました。

その内容の、私は、設置の状況についてということで少しお尋ねをさせていただくんですが、先ほどの答弁の中で、佐世保市、五島市、南島原市、長与町、小値賀町というような自治体の名前を出していただいて、それをホームページなどで情報提供を行っておりますというような答弁が確かあったかと思うんですが、そこは間違いないですね。

【真崎生活衛生課長】現在、同行避難についての一覧表を見ますと、佐世保市、松浦市、壱岐市、五島市、長与町でございます。

【北村副委員長】わかりました。失礼しました。私がいただいていたのは、5月頃にいただいていた5市町の名前で、佐世保市、五島市、南島原市、長与町、小値賀町というような自治体名をいただいたものですから、ちょっと変わっているんですね、そこからですね。

その一覧表を見ると、濃淡がかなりあるなというような現状だと思います。ご承知のように、今から出水期が始まって、先般は熱海ですさまじい被害が出ている状況の中で、これはかなり急がなきゃいけないんじゃないかなと思うんですが、県内の状況として、今期に全市町で設定ができそうな状況であるのかどうか、お尋ねいたします。

【真崎生活衛生課長】21市町ともテレビ会議等で働きかけをしたところでございます。現在調整中というところもございまして、今後、早い段階で設置するように働きかけをしていきたいと思っております。

【北村副委員長】ぜひ、イニシアチブは各市町の首長さんがとっていらっしゃると思うんですが、働きかけを強めていただければなと思います。

その内容を見てみますと、駐車場とか車庫というのが、ちょこちょこあるわけで、災害もいろいろあると思うんですが、季節によって屋外で過ごすのが気持ちがいい季節もあれば、先日の熱海の災害なんかは線状降水帯というような豪雨が起こった中で、じゃ、果たして駐車場ということは、なかなか難しいのではないかと思います。

ペットは家族というような認識の方がかなりというか、もうほとんどでしょうから、そういった場所についてもしっかり助言を行っていただいて、避難所の質を高めていただきたいと思います。うんですが、いかがでしょうか。

【真崎生活衛生課長】確かに、委員おっしゃいますように、ペットは家族の一員だということと一緒に避難されるような形で同行避難して来ていらっしゃいます。

その中で各市町で設定されておところが駐車場であったりという形ではありますが、事前にご連絡をさせていただくことで、そのあたりの設置については、各市町でご判断できるかと思えますので、事前にご連絡するような体制も一緒にとっていただきたいというふうに働きかけをしていきたいと思っております。

【北村副委員長】わかりました。ぜひその辺についてもよろしく願いいたします。

あと1点であります、地域猫活動の支援についてということで通告をさせていただいております。いわゆる動物愛護管理事業というような取組になってきょうかと思えます。

昨今は非常に、例えば、長崎市内でゴミ袋の中に子猫が4匹入れられていたとか、また、長崎市では餌やり条例を検討しているとか、いろいろ注目が集まっているところであります。

こういった動物愛護の事業を進めていく中で非常に力をいただいているのが、様々な団体の方だろうと思えます。私の地元の大村市では、昨年、57頭の多頭飼育の崩壊が報告されておりまして、公益財団法人の動物基金というところに詳細が載っておりますけれども、「アニマルレスキューハッピーりぼん」という、これはNPO法人団体でございますが、57頭の多頭飼育崩壊を引き受けて、41頭の不妊手術をやられたところもあります。

こういった非常に熱心な団体の方々と連携して、この動物愛護管理事業を進めていただきたいと思うんですが、県として今の取組とか進め方についてお尋ねをいたします。

【真崎生活衛生課長】長崎県におきましては、猫の引き取り削減に向けた取組といたしまして、地域猫活動は非常に大事なものだと考えております。

地域猫活動と申しますのは、飼い主のいない猫に対する活動でありますけれども、地域の中で野良猫を不妊化することで1世代で終わるように管理をするというものでございます。

なぜそういうことが効果があるかといいますと、今、長崎県で殺処分されている動物が、野良猫の子猫が多くございます。令和2年度におきましては、引き取り数の1,310頭のうち、猫の引き取り数が853頭、そのほとんどが所有者不

明の子猫で714頭でございます。

このような状態で野良猫の子猫の殺処分が非常に多うございます。そこで地域猫活動というものが非常に大事になってくるわけですが、県といたしましては、その不妊化に対する支援につきまして、今、250頭の手術代を支援しているところです。

そのほかに長崎市、佐世保市、大村市、川棚町、長与町、時津町、それから対馬市につきましては、独自でこの地域猫活動に対する支援も行われております。

県といたしましては、この地域猫の活動支援について、ほかの市町にも広げるように働きかけをしていきたいと思っております。

それから、多頭飼育に関する問題ですけれども、これも非常に大きい問題でありまして、多頭飼育につきましては、飼い主の責任で動物を飼っていく中で、どうしても不妊化できないという形で多頭になってしまうということが出てきてまいります。

その状況にきますと、最終的に引き取りをするか、またはボランティアの方の協力をいただきながら譲渡先を見つけるかというような形になりますけれども、まずは飼い主に対しまして、きちんと飼い主の義務を果たしてもらおうというような説明が大事でありますので、機会を捉えまして、そのあたりも伝えていきたいと考えております。

【北村副委員長】ありがとうございます。先ほど話した多頭飼育の崩壊を引き受けた「アニマルレスキューハッピーりぼん」さんはどうやられているかということ、本当に献身的なというか、お仲間の方とか、また、獣医師の先生方のご協力をいただきながら、譲渡に向けて非常に熱心に活動をされていてすばらしいなと思っております。

ます。

先ほど、県は250頭分の予算を確保して不妊手術をやっているんだという話がありました。6月2日現在の資料を事前にいただいておまして、県下では、それも含めて令和2年度の実績が878頭であるというお話でした。

ここで一つ前提として、対象を「野良猫」と書いてあるところと「地域猫」と書いてあるところと様々なんです。 「飼い主のいない猫」というような書き方をされたり、様々なんです。が、こういったところについては、対象の名称が違う、「野良猫」、「地域猫」によって、不妊手術を受ける、受けないということに何か違いがあるんですか、表現の問題ですか、これは。

【真崎生活衛生課長】これにつきましては表現の問題でありまして、野良猫が対象になってくると思います。

【北村副委員長】わかりました。ありがとうございます。

その県が委託している対馬市だけマイクロチップ諸経費1万円というのが含まれておまして、少し調べてみますと、2019年に国会でマイクロチップを埋め込むんだという法律が施行されているかと存じます。その時は義務化だということで話題になっておりましたけれども、よくよく読んでみると努力義務だという話です。先ほど申し上げた野良猫をなくすためにマイクロチップを埋め込んでいくんだという趣旨の法律だったと思いますが、このリストを見ますと、現在は対馬市で県の委託のみで1件やっていると読めます。これを今後広げていくとか、どのように考えているのかという現況をお知らせいただけますか。

【真崎生活衛生課長】今現在、マイクロチップの義務化につきましては、動物取扱業者に対す

る義務となっております。一般の飼い主の方には、まだ義務化にはなっておりません。

今後、国もそういう方向にはあるかと思いますが、それに合わせて県としても取り組んでいきたいと思えます。

また、対馬市での取組につきましては、ツシマヤマネコの関係もありまして、環境省からも支援があるということも聞いております。ツシマヤマネコの絡みでマイクロチップの埋め込み補助ができていないのではないかと考えております。

【石川自然環境課長】対馬市の取組について補足説明させていただきます。

ツシマヤマネコの関係で、対馬市においては、別途、条例を策定しておりまして、「対馬市ネコ適正飼育条例」というものを平成22年に策定しておりまして、その市の条例に基づいてマイクロチップによる登録の義務化というのが定められているので、そのような状況になっているのかなと考えております。

【北村副委員長】勉強になりました。ありがとうございました。

まとめますと、対馬市でマイクロチップをやっているのは、天然記念物を守る、ツシマヤマネコを守るためだということと、あと、業者には義務づけられているけれども、一般的にはマイクロチップの埋め込みというのは、特段、義務化されていないというような理解でよろしいんですね。

これについてもかなりいろいろ意見があるなということを感じておりますので、ぜひそういったところも、進める場合はいろんな団体の方々のお話を聞いていただければと思います。

先日の新聞報道では、そういった県の取組もあってでしょうか、猫の殺処分が7割減になっ

たというような大きな記事も載っておりましたので、県民の皆さんとともに災害対策も含めてしっかり進めていただきたいと思います。

最後に部長から動物管理愛護について一言見解を、取組をお願いします。

【貞方県民生活環境部長】ただいまご質問がありましたようなペット同行避難所について、また、動物愛護の関係での野良猫の不妊化等々につきましても、いずれも実施主体が市町になっております。それぞれやられている市町、未実施の市町もございますが、現在の動物愛護の状況は、全国的にも、本県としても、非常に機運が醸成されつつあるところがございますので、県としましても、そういった市町の取組事例、優良条例を未実施の市町にきちんと情報を提供し、対応を依頼するなど、動物愛護の観点からしっかりとした対応ができるように努めてまいりたいと考えております。

【小林委員】4月15日に大村市において環境センターが火災になりまして、焼却炉の1号炉、2号炉、3号炉、全てが使用不可能になって、大村市の場合においては、1日100トンの可燃物が出るわけです。その処理について苦慮している中において、県民生活環境部当局に連絡をいたし、そして、これからの対応についての支援を求めたと、こういう経過でございます。

私も地元の議員として、当然、当局にいわゆる対応をお願いしたところでありますけれども、現状において、1日100トンのごみについて、果たしてどのような対応がなされているのか、まずお尋ねをいたします。

【吉原資源循環推進課長】大村市の環境センターの火災に伴ってごみ処理ができなくなったものについて、1日当たり約100トンの廃棄物が出るということになっております。発災直後、県

から県内の大村市周辺の自治体に、大村市のごみの受入れが可能かどうか、どのくらい受けられるのか、まずはその聞き取りを行いました。次に、その受入れ量だけでは足りないようでしたので、佐賀県の方にも受入れ可能量の調査を行って、概ね数量が確保できましたので、その情報を大村市に提供しまして、それぞれの自治体と大村市とやり取りをしていただいて、ごみの処理をしていただくと。

ごみの運搬に関しては、大村市が一般廃棄物の事業者の2団体、環境保全協会、環境整備事業協同組合と災害協定を結んでおられますので、そちらに運搬をお願いして処理をされているという状況でございます。

【小林委員】時間がありませんから急いで質問いたしますけれども、ただいま課長からのご答弁のとおり、長崎県の皆さん方が非常に迅速な対応をしていただき、1日100トンのごみの処理を明確にやっけていただいていると。

こういうようなことで、今ご答弁がありましたように、県内の自治体、それから佐賀県の自治体、そういういろんなところに手配をしていただき、今、1日100トンの可燃物が何の問題もなく消化されて、市民生活にいろんな問題を起こさないという状況になっていることは、改めて感謝申し上げたいと思います。

それで、長崎県内で、今、どれくらいの自治体と、広域組合とか、民間とか、あるいは佐賀県でも同じように自治体とか、広域組合とか、民間とか、その結論だけ、トータルで自治体で何市とか何町とか、その辺のところを、時間がありませんから短く結果だけご答弁いただきたいと思います。

【吉原資源循環推進課長】4月17日から6月23日までの大村市のごみ処理の状況でございます。

トータル4,747トンに対しまして、県内の5自治体、それから民間1団体、長崎県内で3,642トン、佐賀県では6自治体と1民間で1,105トン、処理をしていただいているところがございます。

【小林委員】長崎県と佐賀県の自治体並びに広域組合、それから民間、こういう団体で約5,000トン近く、これまでいろいろと対応していただいているということ。これは大変ありがたいこととございます。

そこでお尋ねしますけれども、これから先、とりあえず4月17日から6月30日まで、また、7月から9月まで、ちょうど3カ月、3カ月という形で、これからやっていかなければいかんだろうと思えますけれども、今、佐賀県と長崎県のそれぞれで処理していただいている。こういう状況は果たしていつまでやってくださるのか、これからはずっと永久に、永久にということはないけど、あと1年、2年とか、大村市の焼却炉が運転再開するまでの間は今の状況で大丈夫ですか。いっぱいになって引き受けられないとか、そんなようなことになりますか。

【吉原資源循環推進課長】現在のところ、そのようなお話は出ておりません。ただし、大規模災害もございまして、各県でどういう事態があるかわかりませんので、そこはこちらも注視していきたいと考えております。

【小林委員】今の状況の中で、長崎県内の自治体、関係者、それから佐賀県の今やっていただいているところについては、1年間は大丈夫、あるいはひょっとして2年間になっても大丈夫と、こういう状況であると。こういうようなことでそこを信頼しながら、大村市においても、早く修理・点検がきちんとできなければいけないだろうと思えます。

そこで、焼却炉の1号炉、2号炉、3号炉とあ

りますけれども、復旧については、今どのような形にあるのか、いつぐらいまでに先ほどから言う運転再開ができるのか、稼働開始になるのか、この辺についておわかりでございますか。

【吉原資源循環推進課長】大村市から焼却炉の再稼働について情報をいただいているところです。2号炉については令和3年10月、3号炉が来年1月、そして1号炉については令和4年6月以降の改修を予定しているということで、順調にいけば来年1月から2号炉での運転が可能になりますので、佐賀県へのごみの搬出というのはなくなるのかなと考えているところです。

【小林委員】今のご答弁では、2号炉が今年の10月、3号炉については来年の1月、この2つは間もなく運転再開になると。こうなってきた時に1日100トンの中のどれくらいを消化できるのか、この辺は数字としてわかりますか。

【吉原資源循環推進課長】約70トンぐらいの処理ができると推定しております。

【小林委員】そうすると、100トンの中で70トンが来年1月までに復帰するというようなことになってまいりますと、今、県内の自治体等々あるいは佐賀県のそれぞれの関係の皆さん方にご迷惑をかけているところですが、もう佐賀県に運搬とか、あるいはごみ処理をお願いするようなことがなくなるのではないかと、こういう見通しでよろしいのでしょうか、もう一度確認をいたします。

【吉原資源循環推進課長】先ほど申しましたとおり、大村市内で発生するごみは100トンです。廃棄物焼却炉が復旧されまして70トンが処理できるということになってくれば、残り30トンが大村市以外の焼却炉で処理をしないとイケない。ただ、大村市周辺には県内の自治体の廃棄物処理施設で、その程度の量は焼却できると考

えておりますので、佐賀への搬出はなくなると推定しております。

【小林委員】 ありがとうございます。

それでは、一番大事な運搬とか焼却というごみ処理等で必要な経費が相当かかっているだろうと思います。積出し、運搬、そういうので先ほど私が申し上げたように、これは4月から6月までの3か月、それから次は7月、8月、9月の3か月、トータル6か月とした時に、運搬代で大体幾らぐらい経費がかかるかというようなことについて、おわかりになりますか。

【吉原資源循環推進課長】 大村市以外の焼却施設へのごみの運搬経費は、4月から9月までの合計で2億9,100万円となっております。

【小林委員】 運搬費用が、そういうようなことで、この3か月と、また、7月から9月までの3か月、トータル6か月で2億9,100万円と、これくらいはかかるであろうと、こういうことですね。

そうすると、もう一つ、ごみの処理、いわゆる焼却をするということについては、これが幾らぐらいの経費がかかっているのか。今言うように4月から6月まで、7月から9月まで、これで大体どれぐらいの経費がかかると見込まれておりますか。

【吉原資源循環推進課長】 4月から6月までの処理経費が1億5,000万円、7月から9月までの処理経費が1億8,900万円、合計3億3,900万円となると推定しております。

【小林委員】 そうすると、運搬費とごみの焼却費、合わせて今のご説明では6億3,000万円ぐらいがかかっているというようなことが明らかになりました。

もう一つ、復旧に対して、1号炉、2号炉、3号炉、2号炉と3号炉の見通しを先ほどおっしゃいましたが、ここの復旧のためにはトータルと

して幾らぐらいのお金がかかるのかということについての見通しは、いかがですか。

【吉原資源循環推進課長】 焼却施設の復旧に関しては、大村市からいただいている情報では、まず、火災の影響調査をやっておりまして2億2,000万円、そして、2号炉、3号炉の復旧工事費で6億4,100万円、合計8億6,000万円の費用がかかるというふうにお聞きしております。

【小林委員】 そうすると、運搬に関するものが6億3,000万円、それから復旧工事に係るものが8億6,000万円、トータル14億9,000万円ぐらいかかるということが今のご答弁で明らかになったところでございます。

そうすると、大体9月までということになっておりますけれども、復旧が10月とか来年の1月とか、また、1号炉については令和4年で相当遅れてしまうというようなことになってくれば、14億9,000万円になっているけれども、もっとそれだけの経費がかさんでくると、こういう見通しが立つわけでありませう。

そこで、お尋ねしますけど、その支援について、火災になりましたと、今、これだけのお金がかかっておりますと。まず、6億3,000万円の運搬費及び焼却費、こういうところについては県を通じて国に働きかけることによって何らかの支援の措置があるかどうか、ここについてはいかがですか。

【吉原資源循環推進課長】 まず、ごみ処理経費につきましては、特別交付税措置というものがございます。公共施設の火災の場合、3か年、かかる経費に対して、その措置がなされるということで、ただし、失火の場合とか、失火以外の場合、条件によって、その事業費に係る一般財源の50%措置とか80%を措置するということがございます。

【小林委員】火災の原因によって、そういう特別交付税だとか、あるいは交付税措置だとか、いろんな制度、仕組みの中において、要するに、失火したというのと、自然災害で燃えたというのでは全然違ふと。その枠が、要するに失火の場合においては50%、それ以外の災害等においては80%、特別交付税措置がなされると。また非常に有利な起債があるということですが、では、失火の原因について、大村市から何か報告が現時点であっておりますか。

【吉原資源循環推進課長】火災当時、大村市から、消防からの聞き取りで、油圧シリンダーの油が原因ではないかと、油圧シリンダーの油が焼却炉の落塵シュートという灰を落とすところの高熱部分に当たって出火したのではないかと推測ございまして、今度、本格的に7月に入りまして大村市の消防が事故原因について調査を行い、調査結果を出すということでお聞きしております。現時点では、原因ははっきりわからないということです。

【小林委員】要するに、国から財政的な支援をいただかなければいけないと。そうした時に失火原因というのは、いつまでに明らかになり、いつ頃申請をして、いつ頃交付が決定するか、この辺の見通しはいかがですか。

【吉原資源循環推進課長】このごみ処理経費の交付を12月に受けるに当たっては8月に申請をしないといけないということですので、それまでには結果を出さないといけないということです。

【小林委員】最後になりますけど、今おっしゃったように、申請が8月、だから8月前までに失火原因が明らかにならなければいけないと。そして申請をして、失火原因によっては50%でいくのか、80%でいくのかというようなことにな

って、そここのところで大きな違いが出てくると。しかし、特交とか、いろんな支援の制度、仕組みがあるから、どの制度、仕組みの起債だとか支援をいただける、何をを使うかということについては、やっぱり県の方でお力添えをいただいで、そして、大村市にご指導をいただきたいと、助言をしていただきたいと、こう考えますけれども、その点についてはいかがでございますか。

【吉原資源循環推進課長】その点に関しましては、大村市とも調整を図って、また、この特別交付税措置関係に関しましては、県の市町村課が担当しておりますので、そちらとも調整を図って対応していきたいと思っております。

【小林委員】ありがとうございました。お願いします。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】ほかに質問がないようですので、これで議案外質疑を終結いたします。

県民生活環境部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 5時19分 休憩

-----  
午後 5時19分 再開  
-----

【中村(一)委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、県民生活環境部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日、7月6日、火曜日は、午前10時から委員会を再開し、交通局関係の審査を行います。

県民生活環境部の理事者の皆様におかれましては、大変お疲れでございました。ありがとうございました。

-----

-----  
午後 5時20分 散会  
-----

# 第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年7月6日

自 午前10時 0分  
至 午後 3時 7分  
於 委員会室 3

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中村 一三 君
副委員長(副会長)	北村 貴寿 君
委 員	八江 利春 君
”	小林 克敏 君
”	中島 廣義 君
”	山田 博司 君
”	前田 哲也 君
”	深堀ひろし 君
”	松本 洋介 君
”	赤木 幸仁 君
”	坂口 慎一 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

交通局長	太田 彰幸 君
管理部長	安藝雄一郎 君
乗合事業部長	柿原 幸記 君
貸切事業部長	江頭 興祐 君

6、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開議  
-----

【中村(一)委員長】 皆さん、おはようございま

す。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、交通局関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動に伴う新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【太田交通局長】 おはようございます。

この4月の組織改正並びに人事異動に伴う新任幹部職員をご紹介します。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

【中村(一)委員長】 ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

【中村(一)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算にかかる報告議案を議題といたします。

交通局長より、報告議案説明をお願いいたします。

【太田交通局長】 予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料の1ページをお開きください。

交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、報告第18号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県交通事業会計補正予算（第4号）」であります。

さきの令和3年2月定例県議会の本委員会におきまして、令和2年度予算の補正を専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいておりますが、令和2年度の収入支出の状況を踏まえ、3月31日付けをもって専決処分させていただきましたので、その概要をご報告いたします。

収入につきましては、営業収益が3月に一旦持ち直すなど見込みより上振れしたこと、また、営業外収益で諫早市や大村市、県などから路線バスへの補助金などが増額となったことなどから増額補正を行い、補正後の事業収益の総額で43億9,600万円を計上しております。

費用につきましては、高速バスの減便・運休や一層の効率化に努めたことにより減額補正を行い、補正後の事業費用の総額で49億3,800万円を計上いたしております。

この結果、当年度に措置することとしていた特別減収対策企業債の発行については、20億円から12億円へ減額補正を行っております。

以下、補正の主な内容につきましてご説明いたします。

（収益的収入及び支出の補正）

事業収益につきましては、合計のところでは5億701万円の増を計上いたしております。

2ページをお開きください。

事業収益の主なものは、記載のとおりでございます。

事業費用につきましては、合計で2億8,576万5,000円の減を計上いたしております。

事業費用の主なものにつきましては、記載のとおりでございます。

（資本的収入および支出の補正）

資本的収入につきましては、3ページの一番上の行でございますけれども、合計で1億3,181万6,000円の減を計上いたしております。

資本的支出につきましては、合計で2億9,658万8,000円の減を計上いたしております。

資本的支出の主なものにつきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 おはようございます。

それでは、予算決算委員会観光生活建設分科会説明資料、横長資料の1ページを見ていただけますでしょうか。

先ほど局長からも収益的収入が増えたということではいろいろ説明がありましたけれども、運輸収入の中で、乗合の高速とか貸切の増を見込んだということで説明がここに記載してありますけれども、コロナ禍で、当初は大変厳しいかなと思いましたが、こういった収益が上がったということの要因というのをまず説明していただけますか。

【柿原乗合事業部長】 先ほど、3月期に運送収入が上振れしたということでご説明させていただきました。

主な要因といたしましては、やはり新型コロナウイルス感染症の関係で緊急事態宣言が発出されていて、そこが解除された。それに伴って、やはり人の移動というのが、また増加に転じたというようなところが大きいのかなと思っています。

特に、今回、空港リムジンあたりというのが、実際に、その前月ぐらいまでは約9割減の状況でしたけれども、3月になりまして約30%減ぐらいに持ち直すというような形でございましたので、そういうところに要因があったのではないかと考えております。

【山田(博)委員】 じゃ、今現在は、3月はそうですけれども、また第4波があって収束しましたけど、同じように、山と谷みたいな収益の状

況になっているんですか、そこだけお尋ねします。

3月期には上がったけれど、また緊急事態宣言があって下がって、またどれくらい回復しているのか、そこを説明いただけますか。

【柿原乗合事業部長】先ほど3月のご説明をいたしました。委員おっしゃるとおり、やはり感染症の関係で輸送人員というのが上下しているような状況でございます。

4月に関しては、一定持ち直したところがございますけれども、4月の後半から5月の、特に連休後にかけて、また緊急事態宣言が発出されたということがあって、5月は落ち込むと。6月に入りまして、また、やや回復基調にあるというのが大まかな状況になります。

特に、やはり空港線が顕著に出ておりまして、実際に4月の状況で申し上げますと、去年がすごく落ち込んでいるので、その1年前、コロナ前の状況、令和元年の4月と比べますと、それでもかなり少ないんですが、60%減の状況です。5月に入って、また人の流れが落ち込みまして、こちらがおおよそ約8割減ということになります。

先ほど6月が回復基調にあると申し上げましたけれども、空港に関して言うと、やはり首都圏等は緊急事態宣言がかかっていますので、そのままの状況、だから、大体8割減のまま推移しています。

ただ、長崎県内の需要、例えば私どもの方でいくと、諫早・大村から高速シャトルという通勤をメインにした便を運行しておりますけれども、こちらにつきましては、4月に関しましては、令和元年4月と比べてもほぼ同じぐらいの状況に回復しております。ただ、5月に入りますと、今度は、恐らくリモートワーク等で落ち

込んだのかなと考えておりますけれども、約20%減の状況です。そして、6月に入ってまた回復の基調を見せておりまして、最終的には、令和元年度と比べておおよそ同じぐらいの水準にまで回復しているという状況でございます。

【山田(博)委員】そうしますと、乗合事業部長、今の状況でお聞きしたら、便数もこれから見直しをせんといかんということでありましたけれども、しばらくコロナ禍が続くと、便もある程度、県民の足を確保しないといけないという一方で、県営バスの経営も健全化しないといかんと。そうすると、路線の見直しもさらにやっていくのかどうか、考えているのかどうかというのを、状況はどうなんですか。

それをきちんとこの委員会で話をしていたかないと、後から新聞やテレビで聞いたということになったらいかんから、明確にお答えいただきたいと思います。

【柿原乗合事業部長】こちらの方、昨年から、やはり新型コロナの影響で、月ごとに輸送人員がすごく上下するというちょっと厳しい、例年にないような状況に、今直面しているところでございます。

先ほど申し上げたような空港線というのは、やはり航空便等の状況に応じながら、適宜、増減便という形を繰り返しているというような状況にあります。

ただ、委員おっしゃったように、一般の路線バスというの、先ほど言及はしておりませんが、やはり以前からすると非常に落ち込んでいる状況にありまして、まだ完全な回復というのはほど遠い状況にあるのかなというふうに感じております。

そういうところを踏まえますと、一定見直しというのは避けられないのかなというふうに考

えておりまして、そういったところを踏まえて、今回お示ししているような、後ほどご説明させていただきますが、連携協定等を交わしたところで路線見直しにも着手をしていきたいと考えているところでございます。

【山田(博)委員】 分かりました。その件は、また後でいろいろお聞きしたいと思います。

運輸雑入とありますね。これが結構な金額になっているんですけれども、これはどういったのが含まれるんですか。

【安藝管理部長】 運輸雑入についてのお尋ねでございますけれども、例えば駐車場や各ターミナルビルの使用料収入、あとはガイド料や貸切事業部の旅行業での収入、そういうものを収入として上げております。

【山田(博)委員】 そうしたら、管理部長、これは補正で上げるというけど、そういったのは、最初は予測はできなかったということですか。何か今のを聞いたら、大体ある程度予測はできていたんですけど、金額がでかいからね。1,000万円とか何百万円じゃなくて、2億円近く出ているものだから、予想がつかないようになっていたんですか。

【江頭貸切事業部長】 雑収入の中で乗車券販売手数料とかガイド料金というものが金額的に大きくなってはおりますが、修学旅行等の貸切バスの予約というのは、もともと2月も3月も入っております、それがコロナの影響で、2月は県外からの利用というのは全くゼロというふうになってしまったという状況がございました。

3月も、それなりに地域によっては影響を受けたんですが、割と収まった地元の長崎県の利用であったりとか、そういったところは、3月のご利用が可能になったということで、若干持ち直したところではございます。

【山田(博)委員】 貸切事業部長、修学旅行というのが、県内の修学旅行が増えたということになっていますよね。これはなぜそういうふうになったのかというのは、いきさつというのはご存じですか、そもそも。

要因というのがあった。県内の小学校とか中学校が修学旅行に行く時、そのときは県の観光リピート事業とかが観光振興課であって、県外の修学旅行が他県に行く予定を長崎県にしたら補助金があるという制度があったんです。それを、県外の修学旅行よりも県内の修学旅行に補助金を見直した方がいいだろうということで、そういう話を私がしたんです。事業部長はそれをご存じでしたか、そもそも。知っていたか知ってなかったか、そこだけお答えください。

【江頭貸切事業部長】 私たちは、基本的には旅行会社からの受注に対して予約を行うというような業務になっておりますので、旅行会社が学校にセールスをかける段階で、そのような助成があるというのは、話としてはお聞きしてはいましたが、制度の詳しいところは承知をしておりません。

【山田(博)委員】 これは、交通局長、私が特別委員会の中でそういう話をしたんですよ。

それで、そもそも長崎県のそういった事業の中で、そういった情報というのは、今、ただでさえ人員削減せんといかんとかいう中で、いかに収益を上げるかということは大切なところで、やっぱり交通局も、口を開けていれば仕事があるというわけじゃないでしょう。そういった情報を得て、ましてや、いろんな関係機関に働きかけるといのが大切だと思っているんですよ。補助金をもらっていいんじゃないかと、自ら動いて、自分から収益を上げていくということで、今働いている職員の雇用も守る、そういったこ

とでやっていかないといかんと思うんですよ。交通局長が自らそういったことをせんといかんと思いますよ、私は。いかがですか。

これは貸切事業部長とか、乗合事業部長というのは、どういったルートかとよくわからないからね。あなたは県の職員であって、部署部署で人脈もあるし、顔もきくんですから、率先してそれは交通局長が自らやらんといかんと思うんですが、いかがですか。

【太田交通局長】先ほどの修学旅行を県内に移動いただいたということについては、至りませんで、本当に申し訳なく思っております。

今後、情報収集に努めまして、収益が上がるような努力をしていきたいと思っております。

【山田(博)委員】ぜひ、それはやっていただきたいと思うんですよ。この委員会でも、2月ですかね、中村(一)委員長のもとで、交通局に対していろんな建設的な議論がされた中で、あなた自らが建設的な動きをしないと、絵に描いた餅ですから。そういうふうにならないように、しっかりと頑張っていたきたいと思っております。これは激励を込めていますのでね。

続きまして、横長資料の3ページになりますけれども、資本的収入ということで、要するに、これはバスを購入したりとか何かということになっておりますけど、建設企業債もね、次、4ページにありますけれど。この建設企業債というのは、今、どれくらいあるんですか、全部で。この前局長に聞いたら、どれくらいあるかよくわからないと、支払いもどれだけするのかよくわからなかったから、あえて、もう一度お尋ねしたいと思えます。

【安藝管理部長】交通事業会計にかかる建設企業債の残額でございますけれども、令和2年度末現在で約18億5,000万円という額になってお

ります。

【山田(博)委員】18億5,000万円というのは、企業債ということでありましてけれども、返済は、大体めどはいつ頃を立てているんですか。

【安藝管理部長】基本的には、起債については約5年間で償還をしていくということでございますので、この18億5,000万円につきましても、この額につきましても5年以内でほぼ償還をする見込みというふうに考えております。

【山田(博)委員】そうすると、交通局長、私はずうっと地域を回っていたら、つくづく思うのは、バスの運転士の方々がひたすら一生懸命やっている姿が、私の五島でもそうですけど、離島でも、一生懸命「いらっしゃいませ」とか言ってやっている姿が、よく見えるんですよ。

その中で、建設企業債が18億5,000万円、5年で払うと言っていますけど、今、新型コロナウイルス感染症で、先ほど乗合事業部長がおっしゃったように、集客も山あり谷ありですずっとしているでしょう。局長、この中で5年以内に払うと言っていますけれども、大丈夫だろうかと、心配でならないわけですよ。それはどうなんですか、局長、あなたに見解を聞かせていただきたいと思えます。

【太田交通局長】今回のコロナによります大幅な減収につきましては、特別減収対策企業債というものをお借りするという際に、この委員会におきまして、中期経営計画を見直しまして、減収対策債の償還期間である15年間で償還をしていくという計画をお示ししております。

その中には、先ほど山田(博)委員からご質問がありました建設改良に充てるための起債分も償還をしていくということを織り込んでおりますので、その中でしっかり経営についてはやっていきたいと思っております。

【山田(博)委員】 建設企業債以外に、ほかの企業債ですね、じゃ、幾らあるんですか、全部で。確認ですけれども、お答えいただけますか。

【太田交通局長】 先ほど令和2年度末、今年の3月31日現在の金額でいきますと、建設改良に充てるために18億5,000万円、それから、減収対策債として12億円の起債残額がございますので、それを返還していくということでございます。

【山田(博)委員】 交通局長、建設企業債は5年間、もう一つの減収対策債も5年以内ということで理解していいんですか。それを確認をお願いします。

【太田交通局長】 減収対策債につきましては、15年という長期の借入れになります。

【山田(博)委員】 もう時間がきていますので、最後に、局長、私は新型コロナウイルス感染拡大で、貸切事業部長が、県内修学旅行がそういったことになるように、私も一議員として、私は私なりに努力して頑張っているんですよ。あなたたちも頑張っていたきたいんですけれども、この建設企業債や減収対策債をそれぞれの年間で、今の状況でも返還できるめどが立っているんですね。大丈夫ですかね。それだけ確認をして、一旦終わりたいと思います。

【太田交通局長】 昨年度、中期経営計画を見直した際に、コロナによります減収ということで、14億円の赤字を見込んでおりましたけれども、現在、専決補正でお示しをしている予算の状況になりますと、大体6億円程度の赤字額になるという見込みを立てております。

そういうことで、令和2年度におきましては、見込みよりも収支の状況は、悪うございますけれども、見込みよりもよくなったということでございます。

ただ、令和3年度に入りまして、先ほど委員からのご質問にもありましたように、4月、5月、6月というのは、非常に厳しい状況が続いております。令和3年度におきまして、経営状況がなかなか思うようにいかないという現状がございます。

そういう中で、この計画を随時見直しをしながら、しっかり経営の立て直しというのをやっていきたいと思っております。

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【深堀委員】 1点、お尋ねしたいと思います。

営業外収益で、これは局長説明の中でもありましたけれども、補助金等の収入の増ということで、諫早市、大村市、県などからのということで説明がありました。3億2,885万7,000円です。ここの補助金の繰入れ等々によって、先ほど議論があっていた特別減収対策企業債を借りる額を減らすことができたという趣旨であったというふうに思います。

この補助金及び繰入金の中身ですね、補助金ごとに幾つかメニューがあって、その積み上げだと思っておりますけれども、補助金名というよりも補助金の趣旨というか、こういった趣旨の補助金がどれくらいあったのかということの報告をいただきたいと思っております。

【安藝管理部長】 補助金の趣旨とその額についてのお尋ねでございます。

まずは、補助金のうち、公営企業への繰入金として一般会計から交付されているものがございます。例えば基礎年金拠出金補助金として、基礎年金の給付に要する費用に充てるために負担している拠出金に対する補助、共済追加費用補助金として、年金給付の財源として交通局が負担している共済費用について、民間企業との

均衡を図る観点から助成されるものなどがございますけれども…。

【中村(一)分科会長】 暫時休憩します。

-----  
午前10時26分 休憩

-----  
午前10時26分 再開  
-----

【中村(一)分科会長】 分科会を再開いたします。

【安藝管理部長】 申し訳ございません。補正で上がっている補助金でございますけれども、まず、バスの運行対策にかかる補助の増額が約9,400万円ございます。そのほか、あと、生活路線確保のために大村市、諫早市が単独で出している補助金がありますけれども、これが両市合わせて約1億円になっております。あと、コロナの対策のために国、県、市から支援いただいている額が1億9,000万円ほどございます。

【深堀委員】 ありがとうございます。今、私が聞いたのは、さっきも言いましたけれども、補正で3億2,800万円積み上がった部分の内訳でありまして、今、代表的な事例を3つ言われましたけれども、いわゆるこれは公営企業としてではなくて、一バス事業者としての、だから、県営バスだからということではなくて、一交通事業者の運行に対する補助の積み上げというふうに理解をしていいですか。

【安藝管理部長】 委員おっしゃるとおり、いただいている補助金については、バスの運行事業者としていただいている補助金がいずれもそうでありまして、交通局のためだけに独自に設置された補助金というのはございません。

あと、一点、先ほど申し上げた額の中で、バスの運行対策にかかる補助金が9,000万円という形で申し上げたんですけれども、すみません、3,000万円の間違いでございました。訂正させて

いただきます。

【深堀委員】 分かりました。一応確認がとれたのでいいんですけれども、さっき少し答弁の中で、公営企業向けの基礎年金対策の分の補助金とか、これは多分、当初予算に計上している部分だというふうに思います。別の機会がいいので、年度内でどういった補助金があるのか。それが公営企業向けの分なのか、それとも一事業者、交通事業者向けの補助金なのか、そういった一覧表を後で資料としていただければと思います。お願いいたします。

【中村(一)分科会長】 ほかに質問はありませんか。

【坂口委員】 2ページの人件費を含む2億2,000万円の減についてなんですが、各種決算書類等見せていただきますと、令和元年末の人員が332名で、平成30年度比の16名減というふうになっておりまして、経営計画の前期5か年計画、33ページを見せていただいて、今後の収支の見通しを見させていただいているんですが、これは令和2年12月に修正ということで、人件費を見てみますと、元年度の決算が28億4,700万円、令和2年度が24億6,400万円ということで、この下がり幅がかなり大きいということで、令和2年度末、人員がかなり削減されているのかなと、決算上推測するわけですが、令和2年度末の人員と、この人員の減がコロナによるものなのか、計画上の数字なのか。

というのが、その後の令和3年、令和4年、それから後期の5か年というのはさほど変動がない。令和元年から2年度にかけての下がり幅が大きいということで伺っております。答弁お願いします。

【安藝管理部長】 職員数に関しましては、令和3年4月1日でございますけれども、交通局で404

名、令和2年度の4月1日付の職員数が437名ということで、33名の減となっております。

令和2年度の人件費の減に関してなんですけれども、令和2年度に関してはコロナの影響による収入減というものがあつたものですから、交通局独自で職員の期末手当をカットしております。令和2年6月、12月、それと、先日支給しました令和3年6月まで、3回に分けて、計1.3月分カットいたしております。

あとは、県外高速、空港リムジン等が減便・運休になったものですから、そこで余剰といえますか、そこで運休した分の乗務員を市内の定期路線の方に回しまして時間外の支出を削減しまして、人件費が圧縮できたものでございます。

【坂口委員】としますと、人員の削減というよりは、むしろ期末手当といったもののカットというのが、この減少の原因というふうに理解しました。

とすると、令和3年度以降、25億円、24億円、24億円、23億円と、それ以降、人件費が抑制されたままの数字で推移しますけれども、コロナによる手当のカットをそのまま継続されるという理解でよろしいんですか。

【安藝管理部長】期末手当のカットにつきましては、今度の令和3年6月までということに、今のところしております。

令和2年度の人件費の減につきましては、先ほど申し上げたとおりなんですけれども、令和3年度以降、退職不補充というふうな形で職員数を削減する予定にしております、今のところ令和5年度ぐらいまで退職不補充の形を進めて、それに合わせて路線も見直していくんですけども、そこで人件費を減らすような形で計画しているところでございます。

【坂口委員】では、確認ですけれども、令和元

年度から令和2年度への減少については、各種手当のカットの分と人員の削減というものが原因で、令和3年度以降は、主に人員の削減による人件費の抑制額という理解でよろしいですか。

【安藝管理部長】委員のご理解のとおりでございます。

【中村(一)分科会長】ほかにありませんか。

【山田(博)委員】それでは、二巡目でいろいろと質問させていただきます。

横長資料の2ページに、収益的支出ということで、一般管理費ということで、ここに含まれるか含まれないか、よくわからないんですが、運輸管理費としても含まれるかわかりませんが、お尋ねしたいんですけれども、今、千葉県で飲酒運転で事故があつて、その関係もあつて、やはりバスというのは、そういったアルコールを検出する管理をきちんとしていると思うんですけれども、そこは管理費に関連してお尋ねさせていただいているんですが、そこは、今、実際どういうふうになされていますか。

【柿原乗合事業部長】酒気帯びの検査を事業用車両としてどのようにしているかというお尋ねかと思えますけれども、私どもは事業用車両を運行しておりますので、事業法等の関係で、出発前に点呼をするということになっております。

その点呼と申しますのが、出発する前、今日の運行であるとか、諸注意であるとか、もちろんそういった確認事項はございますけれども、健康状況はどうかとか、薬の服用はないかとか、あと、その中の一連の分で酒気を帯びてないかということの確認をするようになっておりました、私どもの方ではアルコールチェッカーを用いていまして、まず、運行する前に必ずチェックをするということになっております。

運行後、帰ってきた後も、同じように、異常

がないかという報告のもとにチェックをして、酒気がないことを確認して勤務を終わるといような状況になっております。

【山田(博)委員】それはわかるんですけど、それは100%やっているということで理解しているんですか。

【柿原乗合事業部長】100%で間違いございません。

【山田(博)委員】分かりました。100%やっているというのは、ちゃんと誰かが確認しているんですか。運行管理者か何かが行っているんですか。

【柿原乗合事業部長】委員おっしゃるとおり、運行管理者を選任するようになっていまして、法に基づく資格を持った者が点呼をするということになっていきますので、そこは毎日、間違いなくさせていただいております。

【山田(博)委員】やっぱり安全・安心な運行をやっているということでPRする上で必要ですから、確認させていただきました。

それで、横長資料の3ページに、建設補助金ということで、液晶運賃表示器導入及び取付工事に充当する補助金の増とありますけど、これはバスのいろんな機材ですよ。その中に関連して、ドライブレコーダーがあるじゃないですか、よく迷惑するとか。やっぱりそれはドライバーのみならず乗客を守る上で、いろんな迷惑行為の運転をする人もいらっしゃるんで、そういったのも、こういうのに関連してつけているんですか、つけてないんですか、そこをお尋ねしたいと思います。

【柿原乗合事業部長】今、お話にありましたドライブレコーダーでございますけれども、こちらは全車搭載をしております。何かトラブル等あった場合は、映像で確認ができるという状況

でございます。

【山田(博)委員】ちなみに、乗合事業部長、そういったのは搭載していますということで、お客さんとかに、先ほどのアルコールチェッカーをやっていきますとかいって、それは当然のことだけれど、再度それは、集客する上でPR活動をしているかしてないか、そこだけお尋ねしたいと思います。

【柿原乗合事業部長】ご指摘の件でございます。アルコールチェッカー等、輸送の安全に関する取組というのは、ほかにいろいろございます。やってきた研修であるとか、取り組んだことを報告書をつくってホームページにアップするというような形になっていきますけれども、そういう形で公表させていただいております。

ドライブレコーダーに関しましては、ドライブレコーダーをアピールするというか、お客様に対して映していますよということをお知らせする意味で、車両の中に、「ドライブレコーダーで撮っています」というような表示はさせていただいておりますけれども、委員ご指摘のような形で、積極的にアピールしているかと言われると、ちょっとそこは足りないのかもしれないと思いますので、そのあたりはまた、確かにPRできるポイントかもしれませんので、考えていきたいと思っております。

【山田(博)委員】局長、ただでさえ、交通の中でいかにして乗客を確保するかというのが、やっぱり必要不可欠なことじゃないですか。先ほど旅行会社からきたから仕事をもらうんじゃないか、こちらから積極的に県営バスを使ってくださいよと。議会事務局だって、何かをする時は、視察に行く時には、第一に県営バスを使おうじゃないかというふうに、皆さんやっているんですよ。今の委員会では、今はできていませ

んけれども。そういうふうな気持ちもあるということの中で、あなた方もやっぱり局長自らが知恵を絞ってやって、いかにお客さんを増やしていくかという努力をしていく姿勢をしないと、ついてくる人もついてこなくなる、局長。

今日、あなたに大変厳しいことを言ってるかもしれませんがけれども、この前、あなたに言った時、企業債とかどれだけあるか明確に答えられなかったから、1年、2年だったらわからなくてもないけれども、そういったことがあったから、もう4年もしよって、ぱっと答えられんといかんから、私はあなたに期待して質問しているわけですよ。ぜひ、頑張っていたきたいと思っております。

この新型コロナウイルス感染症で乗客が増えたり減ったりして、経営者も大変ですけど、ぜひ頑張っていたきたいと思って、こういう質問をさせていただいているわけですので、ぜひご理解いただきたいと思うんですが、局長の見解を聞いて、終わりたいと思います。

【太田交通局長】山田(博)委員からご支援のメールを送っていただきましたけれども、今、コロナで大変厳しい経営状況でございます。ただ、職員一丸となって、この経営難を乗り越えようというふうにして頑張っているところでございます。

増収に向かうべきところには、やはりいろんな情報を集めまして、すぐさま対応できるようにしていかないとイケません。ただ、今の状況というのは非常に厳しい中で、節減に次ぐ節減というのもやらないといけないということもございませぬ。

そういうことも均衡を図りながら、この経営難を乗り越えていきたいと思っておりますので、ぜひご支援をお願いいたします。

【中村(一)分科会長】ほかに質疑はありません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第18号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】異議なしと認めます。

よって、報告議案は、原案のとおり、承認すべきものと決定されました。

【中村(一)委員長】次に、委員会による審査を行います。

交通局においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、議案外の所管事務一般の質問を行うことといたします。

まず、交通局長より所管事項説明をお願いいたします。

【太田交通局長】観光生活建設委員会関係議案説明資料の交通局の1ページをお開きください。

今回、交通局関係の議案はありませんので、主な所管事項についてご説明いたします。

（交通局の経営状況等について）

交通局の経営状況につきましては、近年の人口減少の加速やバス運転士の確保難、燃料費の高騰等から厳しい経営環境にありましたが、さらに昨年からの世界的なコロナ禍により甚大な影

響を受けております。

令和3年度においては、4月は緊急事態宣言の解除等に伴い、運輸収入が前年同月比で65%増となったものの、全国的な新型コロナ感染拡大や県内でも再び県独自の緊急事態宣言が出されたことなどから、5月以降は前年同様厳しい状況となっております。

前年度の収入については、新型コロナ感染拡大や国の緊急事態宣言などに大きく左右されてきましたが、一方で、新型コロナ感染者数の低下と国等の観光刺激策などで急激に回復する兆しも見えたところであり、今後のワクチン接種の進展と国等の景気刺激策に期待を寄せております。

経営の再建につきましては、昨年度見直しを行った中期経営計画に沿った取組を行うとともに、最近の状況も加味しながら、経営の健全化を進めていくこととしており、今年度においては、路線バスの効率化や事務の見直し等で本局及び営業所の人員の見直しを進めるとともに、将来にわたる路線バス網維持に向け地元市との連携強化等の取組を進めております。

今後も社会経済状況等を注視し、緊張感をもって経営の立て直しを図ってまいります。

（地域の路線バス網の維持に向けた取組について）

交通局においては、主に長崎市及び諫早市、大村市で路線バスを運行し、生活に欠かせない地域公共交通としての役割を担っております。

地域の路線バス網の維持については、全国的に、人口減少や少子高齢化などによる乗客減に加え、コロナ禍により急激に利用者が減少しており、非常に困難な状況にあります。

このような中、国においては、昨年11月に地方公共団体が地域の公共交通の維持に積極的に

関与することとする地域公共交通活性化再生法を施行するなど、地域の生活基盤である公共交通の維持を支援していくこととしております。

現在、長崎市において、法定協議会を立ち上げ、地域公共交通計画策定に向け検討を進めているところですが、市域の路線バス網に関しては、全国同様、厳しい状況にあり、今後も維持していくためには、長崎市とバス事業者が連携を強化し、協力していく体制を構築していくことが必要不可欠となっております。

そのため、交通局においては、去る6月9日に、長崎市長立ち会いのもと、長崎自動車株式会社と長崎市域の路線バス網の維持に向けた連携協定を締結しました。2社局が長崎市と協力し、地域公共交通網の維持に向けて取り組むとともに、独占禁止法特例法に基づく新たな事業者連携の仕組みの導入について検討を進めることとしております。

今後とも、関係機関と連携し、持続可能な公共交通網の形成を目指してまいります。

（高速バス等の運行の状況について）

記載のとおりでございます。

（貸切バスの状況について）

記載のとおりでございます。

3ページの下でございます。

（諫早ターミナルの状況について）

交通局においては、諫早ターミナルの令和4年春の新駅ビルへの移転に向け、新駅ビル内の新施設の設備整備を今年度行うこととしており、また、諫早市においてバス停を含む駅前ロータリーの整備を進めることとしております。また、現ターミナルについては、移転に向けた準備を進めることとしており、この3月には、2階等にあった店舗等はすべて移転や閉店となっており、今後は、バスのダイヤ変更や事務所移転等の準

備を進めてまいります。

一方、移転後の跡地活用については、民間事業者から活用案を募集するサウンディング調査や地歴調査を実施するなど検討を進めてきておりますが、コロナ禍により民間事業者の参加意欲や不動産価格等に影響が生じることが懸念されることから、サウンディング調査に参加した事業者に対し、改めて現時点での参加意欲や、事業への影響等についてアンケート調査を実施しているところであります。

今後は、調査結果を踏まえて具体的な検討を進め、諫早市など関係機関と協議・調整を図りながら、移転後速やかに有効活用できるよう取り組んでまいります。

（大村ターミナルの状況について）

大村ターミナルについては老朽化が進んできたことから、交通局を含めた建物の区分所有者によるターミナルビル管理組合において、平成27年に耐震診断を行った結果、耐震性に問題があると診断されております。その後管理組合で再建等について協議を進めてきましたが、昨年10月に、各区分所有者の費用負担を極力抑えた整備手法として、市街地再開発事業による整備を進める方針を決定しました。

交通局におきましても、大村地区の路線バス網の拠点として大村ターミナルは欠かせないものであり、当該事業を活用することでバスターミナルの再生を図りたいと考えております。

この市街地再開発事業には、周辺地権者の事業参加が必要となるため、ターミナルの地権者である大村市と交通局、管理組合を代表して大村商工会議所が、周辺地権者への訪問等を行い、当該事業について協力要請を行っているところです。

今後大村市など関係機関と連携しながら、

周辺地権者から理解を得られるよう取り組んでまいります。

（夏休み子ども定期券について）

交通局では、小学生を対象とした「夏休み子ども定期券」を平成29年度から毎年販売しております。

バスの利用機会が少ない小学生に、夏休み期間を利用してバスに親しんでいただくとともに、バス利用の際のマナー等を知っていただくため実施しているもので、長崎・諫早・大村の各エリアにおいて、交通局と県央バスの路線バスが1,000円で乗り放題となるものです。

昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響等から145名の利用にとどまり、令和元年度の966名のご利用から大幅な減少となりましたが、バスを身近に感じていただき、バスの利用促進を図るため、引き続き取組を行ってまいります。

（「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について）

平成28度から昨年度までの5年間、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づき、全庁一丸となって取り組んでまいりました。本プランに掲げる交通局関係の具体的項目に関して、その主な取組内容を報告いたします。

公共施設等総合管理の推進につきましては、平成28年度に「交通局施設等の維持管理・更新計画」を策定したところであり、その後の社会経済状況やコロナ禍の影響を踏まえ、総合的、計画的に車両や施設の維持更新を図ってきたところです。

公営企業の経営健全化につきましては、高齢者のバス利用促進や交流人口増加の取組等を盛り込んだ中期経営計画を策定するとともに、高齢者向けのフリー定期券「プラチナパス65」の創設やシャトルバス増便等に取り組ましました。

また、令和2年からコロナ禍の影響により大幅な減収となったことから、人件費の見直しや各種収支改善策を盛り込み、中期経営計画を見直したところであり、今後経営の健全化に邁進することとしております。

人員・給与の適正管理については、路線バスの効率化や業務見直しに伴い、適正な職員配置等行いました。

なお、本年3月には、「長崎県行財運営プラン2025」を新たに策定し、今年度からその実現に向けた取組を開始したところであり、今後も積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(一)委員長】次に、乗合事業部長より補足説明を求めます。

【柿原乗合事業部長】それでは、地域の路線バス網の維持に向けた取組について、補足して説明をいたします。

お手元の観光生活建設委員会補足説明資料「長崎市域路線バス網の維持に向けた取組について」をご覧ください。こちらの資料でございます。

それでは、説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

1番、地域公共交通の維持を図る制度改正等でございますけれども、これらは地域公共交通維持を図る目的から…。

【中村(一)委員長】休憩します。

-----  
午前10時55分 休憩

-----  
午前10時55分 再開  
-----

【中村(一)委員長】会議を再開いたします。

【柿原乗合事業部長】それでは、まず、今回の連携協定に係る制度改正について、ご説明をいたします。

1、地域公共交通の維持を図る制度改正等でございますけれども、こちらは、地域公共交通の維持を図る目的から、昨年11月に行われた法制度の改正等でございます。

(1) 地域公共交通活性化再生法についてでございます。

この法律は、平成19年の制定以降、平成26年の改正を経て、昨年、さらなる改正に至っております。これまでも市町等におきまして、まちづくりとも連携をして、面的な公共交通ネットワークを形成するために、地域公共交通のマスタープランとなる計画の策定を各市町で行っておりますけれども、これは、この法律に基づく動きになります。

今回の改正について、何が変わったかということですが、これまで任意でございました、市町等による地域公共交通計画の策定が努力義務化されたということが、一つ大きく挙げられようかと思えます。

もう一点、計画に位置づけることができる公共交通機関に、従来のバスやタクシー、デマンド交通といったようなものだけではなくて、新たに自家用有償運送であるとか、福祉輸送なども計画に位置づけることが可能となっております。

これらの改正によりまして、地域におけますありとあらゆる輸送手段を総動員して、地域公共交通の維持を目指すことが可能となっております。従前よりも多様性に富んだ計画策定と

というのが可能となっております。

次に、（2）独占禁止法特例法についてでございます。

今回の特例法は、地域の基盤的サービス提供の維持を図るための特例として、地域銀行と路線バスが対象となっております。ご承知のとおり、独占禁止法は、公正かつ自由な競争を促進して、事業者が自主的な判断で自由に活動し、創意工夫が高まることで消費者の利益を確保するということを目的としております。それを阻害するような不当な取引制限、いわゆるカルテルなど、こういったものを禁じている法律でございます。

路線バスにおきましては、どういうものがそれに当たるかということですが、事業者同士が直接協議を行って、個別の路線や運行便数、運賃などのサービスを話し合っ調整をすることがカルテルに当たるとされておりまして、こういった行為が禁じられているところでございます。

これは、例えば公開の場であります協議会のような場所でありまして、独禁法に抵触するおそれがあるということでありまして、複数事業者間で具体的なサービス調整を行うには、市町などを介して間接的に調整を行わざるを得ないという状況でございます。

もちろん、競争によって利用者へのサービス向上が図られるという利点はあるかと思っておりますので、一概に競争が悪いということではございませんが、市町などで地域公共交通の維持を図るために、複数事業者間で調整をして、最適な運行形態をつくるうとして、事業者間の調整が困難になっていたという事例があったということもありまして、さきに説明をいたしました地域公共交通活性化再生法の改正と併せて、独禁法の特例法が施行されております。

これらの制度改正によりまして、市町等の法定計画の策定と併せて、複数事業者間での具体的な直接協議によるサービス調整を可能とすることで、より実効性のある取組が円滑に進めることが可能となるものでございます。

こうした制度改正等の動きもございまして、長崎市においても、地域公共交通維持に向けた取組が現在進められております。

2の長崎市における地域公共交通維持の取組をご覧ください。

長崎市では、昨年10月に法定計画、こちらは地域公共交通計画を、マスタープランとなるものですが、策定するために必要となる法定要件を満たした協議会、一般的に法定協議会と申しますけれども、法定協議会を設立いたしております。翌11月から、その法定計画であります長崎市地域公共交通計画の策定に向けて取組が進められておりまして、現在、鋭意作成中で、8月には策定をする予定をしております。

なお、この地域公共交通計画はマスタープランでございます。個別の路線の具体的な取組を定めるものではございません。個別の取組については、地域公共交通計画を策定した後に策定することになる実施計画というのが、また別でございますので、そういった中で策定されていくことになるかと思っております。

このように、長崎市におきましても、現在、法定計画の策定に向けた取組が進む中で、長崎市内のバス路線の見直しが検討されていくことになるのですが、長崎市内におきましては、長崎バスと私ども県営バスの方が重複する路線が多くございますため、やはり事業者間での調整というものが必要となってまいります。

こうした状況にありまして、その調整を、ただ長崎市にお任せするというのではなくて、

我々事業者も競合する路線の整理等について直接協議をして調整をすることで、より早く、実効性ある形で路線バス網の維持に向けて、長崎市と一緒に取り組んでいくこととしたものでございます。

3番の県営バスと長崎バスとの連携協定、こちらをご覧ください。

今回、長崎市域の路線バス網の維持を図る取組として、下に掲げていますから についての内容で協定を締結しております。

主な内容といたしましては、長崎バスと県営バスの両者は、長崎市域の路線バス網の維持に向けて協力体制を構築すること。それから、長崎市及び法定協議会と緊密に連携して適切に取り組む。そして、その手法として、独禁法特例法に基づく新たな事業者連携の仕組みでございます共同経営の導入に向けて検討するという事になっております。

これらは、独禁法の特例法の活用を視野に、両者で具体的なサービス調整について、これから両者で検討を開始するということをお示ししております。

では、今後、両者で検討する共同経営というものを行うことでどのようなことができるのかというのをご説明いたします。

2ページをお願いいたします。

4の新たな事業者連携の仕組（共同経営）についてをご覧ください。

ここでは、共同経営を導入すると可能となるサービスの一例について、お示しをしております。したがって、記載している取組しかできないということではございませんけれども、今まで複数事業者でできなかったことが広く可能となるという趣旨で捉えていただければ結構かと思っております。

なお、共同経営というのは、法律上の呼称となっております。ここに記載したような複数の事業者間で行うサービスの調整を示しますので、一般的にイメージすると思われる合併とか、資本提携とかとは全く異なるものでございます。

(1) 可能となるサービスの一例の 路線をご覧ください。

路線関係で何ができるかということについて、主な事例について、3つ掲出をしております。

(ア)の路線の共同運行でございますけれども、こちらについてはイメージしやすいのではないかと思いますけれども、複数事業者で一つの路線を共同で運行するような形態でございますが、図ではループバスということになっておりますが、ループバスに限らず、共同して運行するような形態が可能となります。

(イ)でございます。ハブ&スポーク型のネットワーク再編でございますが、これは路線再編手法の一つ、一例でありまして、重複する路線の間に乗継拠点を設けて、幹線運行と支線運行とに分けるような運行形態でございます。

(ウ)競合路線の見直しについてでございますけれども、この図では、3者が競合する区間を需要に応じて1者の運行に整理、減便をして、AからCのそれぞれの地域における需要に見合った便数に再編しているというような図になります。これしかできないということではございませんけれども、複数事業者間で運行している区間について共同で運行したり、整理をして、1者に集約をしたりと、路線の実情に応じて、様々な方法について相互に調整して、一定の利便性を確保しながら取り組むことができるようになります。

では、このような路線の見直しを行った場合に、どのような調整等を行うことができるのか

をご説明します。

3ページをお願いいたします。

運行回数・運行便数をご覧ください。

（ア）の等間隔運行についてですが、これはバスの通過間隔を等間隔に調整するものでございます。この図にありますように、複数事業者間で連携をして、等間隔に調整をするものでございます。

図の説明をすると、これまでA事業者、B事業者が調整することなく、それぞれがダイヤ設定をしていたために、2者で1時間9便運行していたものの、間隔がいびつでありまして、大半がだんご状となっています。最大間隔が30分あったものが、相互に調整することで、便数は7便に減便をするものの、等間隔で10分間隔ということになり、減便したものの、利便性はむしろ向上したというような例になります。

（イ）のパターンダイヤにつきましては、こちらは毎時15分とか、毎時30分とかにバスが来るというような、覚えやすいダイヤ設定に複数事業者が協力して設定するようなこともできるようになります。

このように、路線の直しを行う中にありましても、こうした仕組みを活用しながら、利用者の利便性をできるだけ確保していくということも、今後、併せて考えていくこととなります。

運賃について説明いたします。

この図にありますように、例えば乗り継ぎを前提とした再編を実施した場合に、異なるバス会社間で乗り継ぎが発生することが想定されます。この場合に、両者が調整をして、通し運賃相当に運賃を調整するというようにもできるようになります。ほかにも、運賃につきましてはいろいろできるんですが、実施する路線の見直しに伴い、必要となる運賃等の対策について、い

ろいろと検討していくことになるのではないかと考えております。

のその他の取組についてをご説明いたします。共同経営を行う上で、併せて検討される可能性がある施策について記載をしております。

ナンバリングというのは、複数事業者で行う共通の路線番号でございまして、共同運行する時などに運行会社が異なっても分かりやすい路線バスを目指すという取組の一例になります。

このように、両者で連携をして利便向上を図る施策についても検討していきたいと考えております。

次に、これらを実施しようとした場合の所要の手続きについて、ご説明いたします。

（2）実施に向けた所要の手続きをご覧ください。

まず、事業者がサービス調整について協議をいたします。その上で共同して計画を策定いたします。この計画は共同経営計画という名称になりますけれども、内容は、個別の路線等について、先ほど説明したようなサービス調整をどう行っていくのかということに記載したような計画となります。その計画案につきましては、法定協議会の意見を聴取いたしまして、その後、国土交通大臣へ認可申請を行うこととなります。国での審査の過程におきましては、公正取引委員会との協議や確認もなされると聞いておりますので、その上で認可をいただいて実施をするという運びでございます。

共同経営計画をつくるのは、事業者がつくる計画でございますけれども、このように地域の意見を聞いて、認可に至るまでの審査においても、地域公共交通の維持に資する内容となっているかどうか等の審査を経て実施に至るという

ことになります。

最後に、今回の私どもの取組について、今後想定しているスケジュールについて、説明をいたします。

4ページをお願いいたします。

5の今後の想定スケジュールについてでございますが、先月、6月9日に連携協定を締結いたしましたので、以降、長崎バスと共同した検討を開始いたしております。8月には、長崎市の法定計画が策定される予定ですので、その基本方針に照らした個別の取組について、長崎バスと、今後協議を重ねていきたいと考えておまして、年内には共同経営計画案というものを策定いたしまして、法定協議会の意見を聴取できるように取り組んでいきたいと考えております。協議会等の意見聴取を経た計画案にきましては、来年明けて2月頃には認可申請を行って、できれば来年の4月のサービス開始に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

補足説明は、以上でございます。

よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

【中村(一)委員長】 ありがとうございます。

ここで、審議の途中ですが、換気のため、20分まで休憩いたします。

-----  
午前11時11分 休憩

-----  
午前11時19分 再開  
-----

【中村(一)委員長】 会議を再開いたします。

それでは、ただいま説明がありました「長崎バスと県営バスの連携協定締結」に関する質問を行うことといたしますが、議案外の通告が重なっておりますので、その分を一緒にしたいと思っておりますので、皆さんよろしいでしょう

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 それでは、質問を承ります。

【赤木委員】 お疲れさまです。ご説明をいただき、ありがとうございました。

県営バスと長崎バスの連携協定における利用者メリットについて、質問をさせていただきます。

交通局長の説明でも、やはり経営状況は苦しい、苦しいというのは十分伝わっておりまして、それは県民の皆様にも伝わっているものと思っております。

今回、連携協定によって、住民の皆さん、利用者の皆さんは、何か悪い方に変わってしまうんじゃないかという思いも、やはり苦しいのが先に伝わってしまっているの、そういう思いも私は聞いたりもします。

先ほど説明があったように、やはりメリットの部分もしっかりあると、多分、交通局の方でも考えていらっしゃるのか、今後お話し合いを進めて、そのメリットをつくっていくと考えておりますが、交通局としてはどういうふうにしていきたいと、利用者の目線でこういうメリットがあるというふうな方針というか思いがありましたら、教えていただきたいと思えます。

【柿原乗合事業部長】 委員ご指摘のとおり、やはり厳しいというところで、マイナスの要因ですかね、印象を持たれるというのは、そこは、もうそうかなと思っております。

ただ、今回の取組というのは、先ほどもご説明をいたしましたが、個別の取組というのは、各路線の実情に応じて路線の最適化、効率化を図っていきたいと考えております。その中にありましても、バスの利用者の利便性というのは、できるだけ確保していきたい、努力していきたい

いと思っています。

競合路線の見直しを行う場合でも、ただ減便するというのではなく、やはり需要に応じた便数というのは確保して、利用しやすく等間隔運行に設定をしたりとか、一定利便性の確保が図れるように努めてまいりたいと考えているところです。

先ほど説明した中で、1社だけでは効果が限定的であった利用者の利便向上に向けた施策ということも実行ができるということを申し上げました。路線やダイヤの面だけではございません。先ほどご説明いたしましたバス路線の共通ナンバリングとか、バス停とか施設におきまして、例えば時刻表、案内表示といったものをこれまでそれぞれが行っておりましたけれども、そういったものも共同することなどについて、少し話の俎上に上げて議論をしていきたいと思っています。

もちろんどこまでできるかというのはあるかと思いますが、やはりマイナスの面ばかりではなくて、そういったところも、ご利用のお客様にお示しできるように取り組んでまいりたいと考えております。

【赤木委員】ありがとうございます。今、ご説明いただいた部分は、交通局としてもやりたい思いを持っているという認識を持ちました。もちろん相手方というか、長崎バスもいらっしゃるの、お話し合いの上、できるできないを含めて、これからも検討していくということでしょうけれど、交通局としての思いを受け取りました。

やはり利用者目線で考えると、そこをもっともっと教えてほしいなと思います。こういうふうないい風になる部分も、メリットの部分もしっかりお伝えいただきたいと思っております。

て、これから議論を進めていく中で、今までこうだったものがこうだと、ビフォー・アフターというものが出てくるかと思えます。それが、やはり利用者の方々にしっかりと分かるようにしていただきたいと思うんですが、そこはどのような発信の仕方を考えてらっしゃいますでしょうか。

【柿原乗合事業部長】今から取組については検討していくということになりますので、現状、まだ具体的にこういう形で発信していこうというところを詰めているわけではございませんが、当然、ご利用のお客様に対して知っていただくということは大事だと思っています。

共同経営計画というものを策定いたしますということをご説明いたしました。そうした中で法定協議会にも意見を聞く中で、そうしたところで何らかの形で、例えば皆様の方にもお示しをしたりとか、これはあくまでも計画なので、認可を受けた後の実施については、やはり皆様に知っていただくために、これは長崎バスともそうですし、長崎市の方とも連携をしながら、そういったところも含めてちゃんと考えていきたいと思っております。

【赤木委員】まだまだこれからの部分があるというのは、私も承知しておりますので、なので、これから計画がされて変わってしまうと、もう過去どうだったのかと、なかなか分からない部分があってしまうのかなと思ったので、今、こういう現状というものをしっかりと記録をしておいて、それが話し合いのもと、協議のもと、こう変わりましたというものが利用者の方にもいい風にわかれば、この協定の意味というものがしっかり県民の皆様には伝わるのかなと思いますので、そこをお願いしたいなと思って質問させていただきました。

本当に苦しいのは重々承知しておりますので、利用者の方にも、それを理解してもらいつつ、先ほどご説明があった運行回数、等間隔運行でしたり、ナンバリングでしたり、どう進むかはまだわかりませんが、本当に県民の皆様にご利用しやすい形でこれが進むことを願っておりますので、引き続き、発信の仕方も含めて検討していただくとありがたいなと思います。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【深堀委員】まず、6月9日に協定を結ばれたということに関しては、私としては感謝を申し上げたいと思います。

これまでも一般質問とか予算の総括質疑でも、こういった包括的な公共交通を守るための施策というのは、先行する熊本の事例等とも示しながら、これは公共交通を所管する企画の方ですけども、申し上げてきた経過があります。

そのときに、いつも県当局からは、「実施自治体である長崎市のリーダーシップが」というような答弁ばかりで、ようやくこの機会に到達したのかなということであれしく思っている一人なんですけれども、その中で、今も質疑がありましたけれども、これは当たり前のことですけど、利用者の県民・市民にマイナスになるようなことは絶対あってはいけないわけで、これを求めてきたのは、当然、利用する県民・市民の利便性も向上する、そしてなおかつ、事業者が持続可能な公共交通を守っていくという意味でも意味のあることですからやってくださいということを申し上げてきたわけです。

今回、説明があって、一番気になるのは、こういう形がスタートして、今から協議に入っていくわけですけど、利用者にとって、事業者にとっていい選択肢を選んでいくわけですが、そこには、当たり前ですけども、事業者間の利

益の相反する事例がいっぱいあるわけですよ。そこに対しての交渉といいますが、話し合いを今からしていくわけですけど、県の交通局としてどういうスタンスで民間事業者と話をしていくのか。細かい話ではなくてスタンスの話なんですけれども、それをどう考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

【太田交通局長】これまで乗合事業というのは、基本的な国の制度等が自由競争でございまして、それまで競争を行ってきたという経過がございます。

その中で、今回、国の制度自体が、全国的な人口減少、経営難、人材難というようなこともありまして、路線バスを維持していくというのが非常に困難になりつつあるということで、法制度が大きく変わってきております。

その中で、今回、連携協定を結びながら共同経営を目指すわけですけども、まずは、お互いの現状を肯定しながら、その中でお互いの経営の状況等も理解をし、そして、長崎市域の路線バスをどう維持していきたいかということをもまずしっかりと話をした上で、大所高所から路線の調整ということを進めていきたいというふうに思っております。

【深堀委員】今からの交渉といいますが、話し合いの中で決まっていくことですから、あまり具体的なことは言えないんでしょうけれども、やっぱり目的としては、持続可能な公共交通の構築というわけですから、片一方の事業者だけが疲弊をするというようなことも、またどうなのかということもありますし、そのあたりは、我々がどこまでその意向を、本当にできるのかというのはわかりませんが、しっかりその内容については逐一、状況についても報告をいただきながら、こちらの方にも理解をしたいと思います。

思いますので、そこはお願いしておきます。

1点、今回の協定は、県の交通局と長崎バスということになっています。当然、長崎市域の公共交通を見た時に、重複する路線という、縦の大動脈がありますけれども、当然ここには路面電車が通っているわけですよ。先ほどいろんな事例を提示されましたけれども、当然のことながら、路面電車というのはここに関わるわけですね。先行する熊本においては、今年の4月から、既に連携協定でもうスタートしています、バス事業は。今年度、21年度は熊本の路面電車の路線とバスの路線をどうするかという検討が既に始まっています。

今現在、長崎での状況には、その路面電車に関わっていないという状況があるんですが、これは長崎市が主導することなのかもしれませんけれども、バス路線だけ効率的なものをして、電車との関係をどうするかというのは、非常に大きなポイントになってくると思うんですけれども、それについて、県の交通局としてはどういうふう考えているのかをお尋ねしたいと思います。

【柿原乗合事業部長】委員お話しのありましたとおり、熊本の方では、確かに今年度、路面電車との共同経営というところを目指して計画を策定していくというような動きはあります。

独占禁止法特例法における共同経営につきましては、地域の路線バスの事業者が核となることで実施ができるという取組になりますので、路面電車は、路線バスとの間であれば実施することが可能ということになります。

したがって、長崎市中心部では、路面電車と路線バスが、ご指摘ありましたように、平行して運行しておりますので、制度上は路面電車との共同経営の実施は可能ということになり

ます。

ただ、今回の連携協定は、路線バス事業者であります長崎バスと私ども県営バスのみとしたのは、まずは路線バス網の見直しが必要であるという認識から、2者での協定締結という運びになったものでございます。

路線バス網の見直しに際しまして、共に長崎市域の公共交通網を形成する重要な交通機関であります路面電車とも連携というのは必要と考えておりますけれども、将来的な可能性を否定するものではございませんが、現時点では、まず、路線バスの見直しを実施していこうというところで進めてまいりたいと考えております。

【深堀委員】将来的な話でいいんですけれども、当然そこに入っていないと、大動脈といいますが、今の路面電車が通っている路線はバスも通っているわけですね、基本的に。そこをバスだけでしても、人口が減少してきている長崎市において、やはりそこをちゃんと視野に入れていかないと実のある、本当に実効性の高いものにはならないのかなという認識を持っているので、ぜひそこは問題意識を持って考えていただきたいと思います。

あと、今回の連携協定で、今年いっぱい協議をして、来年から、ある意味スタート、第一陣といいますが、スタートするわけですが、そこでやっぱり課題になってくるのは、nimocaカードと、長崎においてはエヌタスカード、結局いろんな事情があって、私どもは利便性を考えた時に、1枚の共通カードじゃないと、市民・県民が2つのカードを持ってすることはどうなのかということも申し上げてきました。結果的に今の状況になっています。

ただ、片一方のカードが片一方には使えるという部分もありはするんですが、完全に相互が

使えるような状況じゃない。

これから連携協定の中で、例えば乗り継ぎを同じ料金で設定するとか、一部分を共同経営にするとなった時に、カードが、こっちでは使える、こっちでは使えないという問題は、利便性の問題として、非常に問題になってくるはずですよ。

莫大な費用を投下して設定したカードですから、そんな簡単にどうのこうのできないというのも、これはわかるんですけども、大きな検討課題の一つだというふうに、県営バスが、先ほど説明があったように、夏休みの子どもに対する券であったり、プラチナパスであったり、こういったものを、例えば共同経営の中でも使えるようにしないと、利便性が下がるじゃないですか。

だから、そういった問題もぜひ検討していかなければいけないと思うんですけども、その点について、今の考え方はどうなんですか。

【柿原乗合事業部長】委員ご指摘のとおりだと思っています。

長崎バスとの話の中でも、やはりカードの問題というのが、やっぱり大きな課題だということで認識は共有しているところでございます。

今後、確かに両者で共同経営というものを行うことになった場合、運賃施策というものも視野に入れて検討していくということは想定されるかなと思っています。

ご指摘いただいたとおり、両者のICカードが異なりますので、共通した取組の実現が難しかったりというような課題はあると思っています。具体的な検討はこれからということではあります。先ほどおっしゃっていただきました、それぞれ導入して間がないということもあります。今後の検討課題として認識をしております。

ので、両者で十分に研究をしてみたいと考えております。

【深堀委員】これはすぐ結果が出る話では、もちろんないと思いますけれども、連携していく中で絶対課題になることですので、ぜひ早めに検討を開始していただきたいということを申し上げておきます。

もう一つ、最後に、現時点で課題になっている長崎バスターミナルの件です。結局、路線の共同経営となってきた時に、今、長崎駅前のターミナル機能の話が、どういうふうな分け方をしていくのか、路線の話の中でも少し絡んでくるのではないかとこのように私は見ているんですけども、その点についての考え方。

連携協定をして、来年いろんなルート、例えばこの部分は共同経営する、この路線はA社がするとかというふうな話になってきた時に、今の駅前のターミナルというものがそのまま存続すべきことなのか、そういうことに影響してこないかというのを少し懸念を持っているんですけども、その点はいかがですか。

【柿原乗合事業部長】長崎ターミナルについてのお尋ねです。

長崎ターミナルの現行の機能といたしましては、市内路線の発着というよりは、都市間であるとか県外高速という足の長い路線の発着拠点となっております。

今回、私どもの方で共同経営をやった場合というのは、長崎市域内の路線バスということになりますので、直接機能的なところで接点というのはあまり考えておりませんでした。

ただ、ターミナルだけではなく、やはり新幹線が開業するに当たって、駅前周辺というのが再整備されてまいります。そうしたところで、路線の形状として、駅というのをどういうふう

に考えていくかというようなものは出てこようかと思しますので、そういったところも含めて、今後の都市の変遷というものも見据えた上で協議をしていきたいと思っております。

【深堀委員】 今、説明がありましたけれども、ものすごく長期的な視点に立った時に、本当に大丈夫なのかという私の視点なんですよ。

例えば、先ほど言ったICカードの件も、ほんの数年前ですよ。結局、何億という設備投資をして変えた、業者も変えているわけですよ。だから、ターミナルなんて、ものすごく莫大な投資をする中で、長期的に本当にこのまま単独で、じゃ、県営バスターミナルとして本当にするのか、そういったことも少し考えていかなければいけないんじゃないかなと。本当に将来、そこにこれだけ莫大な投資をする必要性があるのかとか、そういったことはよくよく吟味した方がいいと私は思うので、それはもう意見なんですけれども、ぜひそういう点も視野に入れながら検討をお願いしたいというふうに思います。

【山田(博)委員】 それでは、幾つかお尋ねしたいんですが、まず、協定を具体的に検討したのはいつなのかというのを、お尋ねしたいと思います。

【柿原乗合事業部長】 ご質問は、どういう形でこの連携協定に至ったのかという経過でよろしいでしょうか。

【山田(博)委員】 交通局長、はっきり言って、あなたが率先して答えないというのが、さっきから、黙って聞いていたら、不愉快でならないよ。部下に答弁させて、あなたが大体最高責任者なんだから、中村(一)委員長のもとに集中審査しているにもかかわらず、なんであなたが率先して答えようとしらないんだ。大体それがけしからんよ、俺から言わせれば。

私が言っているのは、この協定を結んだというのは、具体的に言うと、いつごろにやろうと決めたのかというのを聞いているわけですよ。局長、しっかりとあなたに答えてほしいよ。

【太田交通局長】 申し訳ございません。

この連携協定に至りました経過につきましては、先ほども少しお話ししましたけれども、これまで乗合事業というのは、自由競争の時代でございまして、それが、先ほどご説明をされましたように、国の制度自体が変わってきているというのが大きなところでございます。

それと、長崎市の取組が、現在、昨年10月に始められたということで、長崎市域の路線バス網を維持していくという動きが始まりました。その中で、バス事業が非常に困難な状況にあるということで、法定協議会で担当者等が集まる段階で、バス事業者としての意見交換なりを行う際に、やはりこのままではいけないなというようなお話があつてきております。

そういうこともありまして、最終的にこの連携協定をやらないといけないということを決めた時期でございますけれども、今年3月の中旬になりまして、私と長崎自動車の嶋崎社長とお会いいたしまして、その際に、こういう連携協定、そして共同経営という方向に向かうべきじゃないかというようなお話をさせていただいて、その中で、一定方向づけができたということでございます。

それぞれのトップでございますが、最終的な決断については、やはりそれぞれの株式会社、そして県内部の理解というものがございまして、最終的には6月9日に連携協定を結びましたけれども、5月の末に最終的に決まったということでございます。

【山田(博)委員】 局長、3月中旬に会ったと言

っていますけれども、会った時にあなた方は、交通局内ではやろうというふうに決めたということで、今話があったわけです。

それを、お尋ねしますけれども、「長崎県交通局経営計画」とありますね、平成30年度から令和9年度というのが、これは前期5カ年行動計画とありますけれども。私は、最初、平成30年3月に長崎県交通局でつくっているとなってますね。この中で7ページに、新型コロナウイルス感染症対策の減収への対応についてということで、最後に、「バス利用者の減少などで大幅な減収となり、これまでの経営計画を抜本的に見直す必要になっています」と記載しているんです。

いいですか、平成30年3月の交通局の経営計画にはなかったんです。今の記載はいつ掲載したのか、そこをお尋ねします。

【安藝管理部長】この追記につきましては、昨年12月に見直しを行い、追記をしたものでございます。

【山田(博)委員】局長、私はこういった記載をしているということは、本来であれば、文章の記載からすると、平成30年3月に記載したというのであれば、ここに令和2年12月に追記しましたときちゃんと書かないと、細かいところだけでも、これは大事なところだからね、それはどうですか。

【太田交通局長】中期経営計画と計画の見直しにつきましては、必要な都度、実施をしております。

今回、昨年の計画の見直しにおきましては、減収対策企業債をお借りするという段になりまして、やはり返済計画をお示しするというところで、中期経営計画の見直しも含めて、大きく変更を行っております。

毎年度、計画の見直しというのは行っておりますので、その際に、そういう追記も行っていきたくております。

【山田(博)委員】そうであれば、見直しをしたんだったら、この書き方というのは、もっと工夫した方がいいと思いますよ。書き方としては、こういうふうに追記をいつしましたということ。

というのは、平成30年3月にそういった新型コロナウイルス感染症を書いたのは、追記をしたらだめと言っていないだよ。そういうことをいつ追記したかと書かないと分かりにくいと言っているわけです、経営計画だから。

それで、今の文言を追記するというのは、それはごもっともだと思えますよ。その中で、私が何が言いたいかというと、2月の定例会の委員会で、大変苦しい苦しいという時に、3月の中旬に長崎バスの社長と会いましたということであれば、2月の委員会でも、そういった現状というのは私たちにも訴えてほしかったということを行っているわけですよ。そういうふうに大変厳しいんですよ。私たちは、新聞発表する直前になって、協定しますと聞かされたんだよ。私たちも予算とか何かで、微力ながらもあなた方に協力したい姿勢があるということを私は言っているわけですよ。

もっと言うと、なんでそんなことを、もっと心を広げて言ってほしかったということを行っているわけですよ。局長、あなたも苦しいかもしれんけれども、それを、こういった状況だから、この委員会で議論してくださいと、何かいい知恵はありませんかということ言ってほしかったということを行っているわけです。

それで、局長、この中期計画は見直したとありますけれども、この計画とこの協定というの

は、どうするんですか、一緒にやるんですか。協定と、今、いろんな委員の質問を聞いても、カードの問題もありました。この中期計画というのは、つくっておりますね、見直しは随時ずると言っていますけれども。その中期計画と協定を結んだ中身というのは整合性をとっていくのか、とっていかないのか、そこを聞かせていただきたい。

【太田交通局長】今回の連携協定につきましては、この長崎市域の路線バス網の維持をしていくスタートラインに立ったというふうな位置づけでございまして、それが、今後検討した上で、実のあるものにしていきたいということでございます。

その際には、中期経営計画の中にも、この連携協定で行ったこと、それから、今後目指します共同経営についての成果というものも、当然載せていくということになると思っております。

【山田(博)委員】局長、今後の想定スケジュールとして、来年の4月からサービスの開始をするんですよ。そうすると、中期計画として、拝見させていただきますと、この中期計画の32ページには、資産の活用とか書いています。また、さらには、本局、営業所の人員の見直しまで書いているんですよ。

先ほどほかの委員も言いましたけれども、自分たちの主張をどこまで貫くのか、その根本の中の大前提というのは、この中期計画でしょう。この中期計画をもとにして主張するのかと、私は聞いているんです。

さっきの話だったら、中期計画なんかどうでもいいやと、そう聞こえたんです。こういうふうな中期計画は、後で見直ししたりするからと。これは県議会でも、こういった中期計画を承認してやっているわけですよ。

順番としては、そもそも2月定例会に、この委員会で、将来的にはそういった協定を結ばないといかんかもしれないから、この見直しの案もいろいろと考えないといけませんということで、この委員会で了解をとってからするんだったらわかるんですよ。先に協定を結んでしまって、後から中期計画というのは、今から議論していくんですよというのは、いかがなものかと思っているわけですよ。長崎県の県議会も予算も財政もいろいろ通しながら、鑑みながらこの計画はつくったんでしょう。何のためにこの計画をつくったのかと私は言いたいわけだよ。

私たちは、やはり県民の代表だから、代表の皆さん方が、これはいいぞということで見直したんです、中期計画というのは。それをないがしろにして、ただ単に、長崎バスの社長さんと会ったから、今からそれを進んでいくんですよと、後から中期計画を見直しするとか、そんなことはいかなことかと思っているんです。

だから、交通局長、あなたの姿勢というのはしっかりとやった上でこういうふうに行っていたかかないと、それで中村(一)委員長は、この集中審査をやっているじゃないか。その辺の見解を聞かせていただきたいと思います。

【太田交通局長】ご説明が不足しておりましたので、申し訳ございません。

バス事業、県営バスの経営状況、それから長崎自動車の経営状況もいろいろお聞きする中で、やはり路線バスの効率化を図っていくという点については、非常に意見が一致しているところでございまして、そういう面で、この連携協定に至ったという経過がございます。

それと、もう一点、中期経営計画との整合の関係でございますが、この中期経営計画を立てる際には、やはり乗客減というのが非常に大き

くなっております、このままの路線バスの便数とかを維持していきますと、ずっと赤字が続くという状況でございます。それを改善するためには、便数を一定減らすとか、そういうようなお客様の状況に合わせた適正化というのが、どうしても避けて通れないということで、これは中期経営計画の中に、一定数字として盛り込ませていただいております。

そういう経過がございまして、この計画に基づきます路線の維持方策をやっていく手段として、やはり長崎市内を走ります両事業者が連携協力をしていくと、その手段として共同経営という手法を使っていくということになるかと思っております。

【山田(博)委員】 交通局長、お言葉ですけれども、私は字や数字は読めるんですよ。あなたの交通計画には、そういった数字は書いていますから、将来的には、そういったバス会社にせんといかんということをあなたは今言われたのでね。確かに、数字は書いておりますよ、将来的にはというのは。だけど、令和何年なんとかとは書いてないよ、平成何年までしか書いてないよ。

あなたが今おっしゃったのは、じゃ、この中期計画をなぜつくったのかと。そこに書いていますか、長崎バスと協定を結ばないといかんと言っていますか。全部見たけど、書いてないよ。話し合いしますとか、書いていますか。

私は何が言いたいかということ、もっと言うと、去年から大変経営が厳しいというのは分かっていますよ、誰だって。にも関わらず、なぜこの委員会の前の時にそういった話を、考えていますという話が出なかったのかと。急に思いついたようなことではないでしょうが、今の話を聞いても。大変苦しいから、そういうふうにせん

といかんという考えがあったということをお前はあつしやっただじゃないですか。

私は、あなたも苦しいかもしれんけど、この委員会でもあなた方を一生懸命支えていこうという気持ちがあったから、集中審査をしているんだよ。何かあなただけ独り相撲をとっているわけじゃないんだから、もうちょっと、自分たちはこうだからこうしてほしいというのを言っしてほしいから、私はあえて言っているんですよ。今になったら、取ってつけたように、こうなって、こう書いているから、こうしているんですよとか、自分が正義の味方みたいに言わんでくださいよ。私は、あなた方を一生懸命応援したいから、こういうふうに声を大きく言っているんですよ。

私は、バスの運転士の姿を見て、大変ですね、私の地元でも、何年も勤務していて、最後は家族で終えていって、お父さんの仕事は大変誇りに思ったといった、家族の話を聞かせていただきました。そんなときがあったんですよ、バス事業をしっかりと応援してくださいと。そういった温かい心で現場で働いている人はいっぱいいるんだよ。そういう気持ちをあなたは無視しているから、ずうっと聞いていたら、頭にきたんだよ。ごめんなさいね。何かありますか。

【太田交通局長】たびたび説明が不足しております、申し訳ございません。

今回、3月の中旬に一定の方向を出したということでございますが、この連携協定というのは、やはり独禁法の関係もございまして。どういう形で連携協定を結ぶかということにつきましても、内々にはいろんな形で関係官庁の方に内容もお聞きしたりしております。

そういうことで、非常にナイーブな問題でもございましたので、なかなか公表できなかった

ということもございます。一点、そういう事情もあるということをご理解いただきたいと思っております。

決して中期経営計画でこのことを全然触れないということではなくて、今後、形になるものを示していきたいというふうに思っておりますので、そのことは、随時、経営計画に盛り込んだり、計画の見直しを行ったりということによっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【山田(博)委員】 時間もきていますから、質問はこれで終わりたいと思うんですが、最後に、私は、長崎県交通経営計画をしっかりと堅持しつつ、協定を結んでいただきたいと思っております。局長、その辺はどうですか、見解を聞かせていただきたいと思っております。

【太田交通局長】 県営バスの背後には職員、それから、その家族を含めまして多くの方を背負っておりますので、そういう面で、まずは経営計画というのを成し遂げていかないといけない。そして、なおかつ、その一方で、路線バスの維持というのでも成し遂げていかないといけないということがございますので、ぜひそういうことも含めて、しっかりやっていきたいと思っております。

【山田(博)委員】 では、交通局長、この協定というか、今から大変ですけども、この交通経営計画をしっかりと堅持しつつ、路線バスの維持も考えて頑張っていたいただきたいと思っております。

【中村(一)委員長】 まだ審議の途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開します。

-----  
午後 零時 0分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【中村(一)委員長】 会議を再開いたします。

【小林委員】 まず、共同経営を前提とした、いわゆる連携協定を6月9日に締結をされたわけでありまして、要するに、バス事業を取り巻く環境の厳しさをきちんと把握した上において、これから生き残りをかけた戦略はこれしかない、というような考え方の中で、特に交通局長は、「今何もしなければ路線バス網を維持できないとの危機感から」と、こういう名表現をされているわけでありまして。

ですから、そういう状況を我々も、今日の午前中に乗合事業部長からいろいろ聞きまして、また、管理部長、その他皆さん方からの意見を聞いて、なぜ共同経営をしなければいけないのかというようなことについては、十分理解ができたような感じをいたしているわけでありましてけれども、まず、先ほど山田(博)委員からの質問の中で、どちらが働きかけたのかというような形とか、いつごろ働きかけたのかとか、どのような形で共同経営というその方式が生まれてきたのかというようなことについてお尋ねがありましたけれども、私からもう一度確認をさせていただきたいと思っておりますが、いつ、どちらから、この共同経営を働きかけたのか、まず、その点についてお尋ねします。

【太田交通局長】 午前中もお答えをいたしましたけれども、県営バスにおきましては、令和2年度の決算、今後見込みをお示ししますけれども、令和元年度の決算が2億7,000万円の赤字でございました。それが約6億円の赤字に、約2倍以上の赤字になると、非常に危機感を持っております。それと、長崎バスの方から、同じく約4億円の赤字が10億円の赤字になっているということをお聞きしております。

やはり両者とも、バス事業の今後のあり方に

については非常に危機感を持っておりまして、先ほど小林委員がおっしゃられましたように、もうこれしかないというようなことで危機感を持って、これを進めようということになったところでございます。

ただ、これをどの時点で進めようとしたかということにつきましては、これまで両者の間ではいろんな競争関係にございまして、進めるということについて、やはりいろんな形で障害もございまして、そういう面で、水面下でいろんな形でお話をする機会があった時にやっていたということで、具体的には、私と嶋崎社長の間で3月の中旬ぐらいに一回お会いした時に、両者から、やはりこのままではいけないということと話をさせていただいたという経過がございません。

【小林委員】時間があまりないので、簡潔にお答えしていただいて結構だと思います。

それで、今の説明を聞きますと、まず、県営バスの赤字が、例えば令和元年度の決算において2億5,000～6,000万円ぐらいの赤字が出ていると。そして、令和2年度の見込みで、これが6億円ぐらいになると。それから、長崎バスについては、いわゆるバス部門、あそこは多角に経営されておりますので、バス部門においては10億円ぐらいの赤字が明らかになっていると。まさに競合しながらでも、全くもって、片や10億円、片や6億円と、こういう最悪な状態になってきて、もうこのままでは、今何もしなければ、路線バスは単独で維持することはできないと、こういう判断の中で、両者が話し合いをしながら、競合路線を、競合から協調路線に変えなければいかんと、こうなったと思うわけですね。

ですから、その経過は、十分過ぎるぐらいわかりました。ただ、今言われていることにつ

いては、路線バスの改善ぐらいのことで、本当に事業が維持できるのか、継続する方向に向かうのかというような、そういう話もありますけれども、いわゆる路線バスの改善ぐらいのことで、果たして県営バスは、長崎バスは生きながらえていくことができるのかと、こういうような意見については、端的にどう思われますか。

【太田交通局長】県営バスの経営計画の中では、このコロナ禍によります減収に対応しまして、効率的なダイヤ編成ということで、約15年間で18億5,000万円の削減効果を見込んでおります。

それから、それに伴いまして、必要がなくなる車両がございまして、そういう投資を抑制するというところで、15年間で11億5,000万円、この2つを合わせまして約30億円の効果額を見込んでおります。

これを、午前中も申し上げましたが、長崎バスとの共同経営を進めるということで、これを手段として効率的なダイヤ編成等を行っていきたいというところでございます。

【小林委員】なるほど、削減効果等々合わせて30億円を超えるぐらいの効果があるんだと、そういう具体的な経営の継続、維持発展というものを考えて、それだけの共同経営の効果を明らかにされました。

そうしますと、例えば、今日、午前中も赤木委員とか深堀委員からも何度も、以前も出ておりますけれども、共同経営によってのマイナス、要するに、市民の皆さん方の利便性をまさに取り上げてしまうようなことがないようにとか、あるいは、特に社員の方、バスの運転士をはじめとして県営バスに従事される方々が、いわゆる共同経営をすることによって、余剰人員がひょっとしたら出てくるんじゃないかと。

例えば十八銀行と親和銀行の合併劇を側面で

見ておられますと、もう200名だ、300名だとかいうような余剰人員が出てきていると。こんなようなことの中で、そういう方々を、お得意様の会社に全部配置をされているとかいうような、今まさにそういう流れを目の前で見ているわけでありませう。

この共同経営によって、30億円の効果の中において、人員を削減するということの効果を考えているのか。例えば、午前中に管理部長からありましたけれども、いわゆる退職者の補充はしないと、そういう形の中でやっていくんだというようなお話もございましたが、今、私が申し上げるような、大きなメリット、共同経営をすることによって何が、どう変わるのか。しかし、社員に対しての退職等々の勧奨は全くないと、こういうような見方でよろしいかどうか、その辺のことも含めて、もう一度確認をしたいと思ひます。

【太田交通局長】一つ目のお客様のサービスはどうかという点でございますが、まず、共同経営という方向に向かわなければ、バス事業者単独でいろんな形でダイヤ改正なりで吟味をしていくという形になりまして、これではバス路線自体を維持できないのではないか、お客様に対して非常にご迷惑をかけるんじゃないかという点がございまして、今回の共同経営で、一緒にいろんな形でサービスの向上も図りながら、なおかつ、お客様の減に対応した減便等もやっていこうということでございます。

【小林委員】今朝、山田(博)委員から、中期計画の中の話が出ました。今回、12月に作成した中期計画をいかにして実現し、経営をペイしていくかと、維持して堅持していくかというようなことの中において、例えば、退職される方の補充はしないんだと。当然のことながら、人員

が不足をしていきます。社員が、片やバスの運転とか、そういう実践的な方々が減少してまいりますと、どういう事態になるかということ、当然のことながら、今までのようなバスのダイヤを守り通すことはできないと、どうしても減便とかいうものが出てこざるを得ないと。その減便をすることによって、市民の皆さん方の、いわゆる生活路線を取り上げてしまうようなことは、断じてあってはならない。

そういうところを補充するために、今回の長崎バスとの共同経営は、私はそこに意義があるのではないかと考えますが、その点についてはいかがですか。

【太田交通局長】まさに小林委員がおっしゃられるとおりでございます。先ほど述べましたように、一緒にやることで、そういうことをやっていこうということでございます。

もう一度、職員の問題でございますが、先ほど午前中に管理部長から申し上げましたとおり、退職する後の補充をしないで、その職員の中でやっていこうということでございます。

【小林委員】そうすると、そういうところの共同経営のメリットというものを高らかに掲げながら、むしろ社員の皆さん方には、経営がベースに乗ってまいりますと、やはりそれだけの福利厚生等々を十分還元することができる。何と云っても経営は土台がしっかりしておかなければ、社員の皆さん方に対しての還元はできないわけだ。社員の還元ができなければ、地域社会に貢献することができないという、本来の経営の根幹的な発想が変わってしまうと思うんです。ですから、今回、共同経営を目指して、来年4月に、ひとついろいろと積み上げ方式の中でやっていこうというようなことですから、それは了とします。

もう一つお尋ねしたいことは、そうやって共同経営になりますと、長崎市は何をしてくれるのかと。こういうことが、我々は大村に住んでいますので、長崎市がバスの経営を維持するためにどんなことをやってくださっているのか、率直に言って見えません。

大村の場合と諫早の場合が見えます。これは子会社化されて、そして、生活路線ですから、生活路線を維持するために、大村は一般財源から9,000万円、諫早は、聞きますと2億5,000万円ぐらいを一般会計から皆さん方に拠出しております。バス路線を維持して、市民の皆さん方の足を確保すると、生活路線としての位置づけを明確にしております。9,000万円でも、諫早の2億5,000万円でも、当然のことながら、いわゆる交付税措置がありますので、全部を市民の税金から払うということではありませんけれども、それくらいまでして路線を維持して頑張ろうとしているわけです。

それに対して長崎市の方は、例えば、今言う大村は9,000万円、諫早が2億5,000万円も出しているにもかかわらず、長崎市はどういうことをやってくださっているんですか。

【柿原乗合事業部長】この連携協定にかかる長崎市の役割についてということでございます。

まず、1点目は、公共交通網に関わることでございまして、長崎市は、市内公共交通網を維持するための計画というのを策定していると申し上げました。その後、恐らく実施計画というものを策定するに至ってくると思われま。

そうした場合に、私たちが今から策定していくであろう共同経営計画というのは、その中の競合路線についてのものでございまして、市の全体の実施計画の中にこれを反映してもらいたいというふうに考えております。

したがって、長崎市との連携というのは、この取組を行っていく上で、非常に大きなポイントの一つだというふうに認識をしております。

あと、もう一点、こちらは補助金の話でございます。公共交通の維持を図る目的で、行政が生活路線確保のために補助をバス事業者等に交付するという事は、実際に、委員ご指摘のとおり行われていることでもありますし、効果的な対策の一つであると考えております。

ただ、長崎市路線に関しましては、これまでバス事業者がそれぞれ営業路線として運行していたこともありまして、市内の多くが競合している状況にございます。まず、今回の連携協定後の取組について、市内の路線の最適化というのを目指してまいりますけれども、まずは、路線の効率化というものを図る中で、その維持のための方法として、補助という選択肢についても話ができればいいかなというふうに思っております。

【小林委員】それでは、長崎市の役割を大いに期待をしておきたいと思えます。

長崎市が両バスの調整をしていただかなければいけないし、やっぱり長崎市自体が市民の足を守るとい、その先頭に立っていただきたいと、そのところをお願いをいたしたいし、また、技術的な面については、両バスでダイヤの改正とか、そういう仕組みをこれから、来年4月を目指してやっていただきたいと思います。

それでは、最後に、この共同経営というのは、いつまでこれを継続してやっていこうとお考えになっているのか、この点についてはどうですか。

【柿原乗合事業部長】今からやっていく共同経営計画、同様のものを目指していきますけれども、まずは計画自体、どこを対象にするかとい

うのを今から協議をしていくことになります。

先ほど長崎市の競合路線というのは多くあると申しあげました。おそらくやるとしても、一度に、一遍にということは、多分できないだろうと思っています。段階的に、何か年かに分けた形で、おそらく取り組んでいくことになるんじゃないかというふうに思っておりますけれども、その具体的な中身に応じまして、これは長崎市域の路線バス網を維持していくための取組でございますので、私どもとしては、これはずっと続けていきたいなというふうに考えているところです。

【小林委員】 それでは、続けていきたいが、予想だにできなかったようなこととか、経営的に共同経営をするに値しないという、その共同経営のメリット、その利点が、いわゆる県営バスの全体の7割の路線が大体赤字、不採算部門です。やっぱり公共交通ということで、赤字だから、その路線をばさっと切るというようなことはできないという運命を、不採算部門を抱えなければならぬ、そういう宿命の公共交通というのが、県営バスにあるわけです。

だから、我々は今まで、赤字、赤字というようなことばかりを、なんで経営努力ができないかと、相当追及ばかりしてまいりましたけれども、よくよく考えてみると、県営バスの7割方を調べてみますと、不採算路線なんです。だから、普通の民間だったら、そういう不採算の、いわゆる経営がペイしないような、そんな路線は割愛するとか、カットするとか、いろんな手だてができるけれども、なかなかその辺の、いわゆる公共交通の厳しい面があるわけです。

ですから、そういう点を十分考えてみた時に、今回の共同経営で、何とかひとつ持ちこたえていただきたい。同時に、今回の共同経営は、で

きれば予想どおりの、あるいは予定どおりの、見込みどおりの結果が出るんだと。しかし、今言うように、どうしても共同経営のメリットが見えてこないと、県営バスの持ち味がこれによって失われてしまうというようなことがもし出れば、今回の連携協定、共同経営というものは途中で見直す、あるいは離脱すると、そういうようなことも考えられるのかどうなのか、それを最後にお尋ねしたいと思います。

【太田交通局長】 今回の分は、コロナ、それから人口減少が非常に進んだということもありまして、共同経営に向かっているということでございます。

事情が大きく変わりました暁には、それも一旦は見直す機会もあるかと思っておりますので、そういう部分については、的確に判断をしたいと思います。

【前田委員】 まず、確認ですけれども、ポイント、ポイント、メモをとっていたんですけれども、午前中に、成果はどうなるんだという話の中で、成果はまだわからないというような答弁だったと思うんですが、今、交通局長の方から、30億円の効果があるという答弁があったわけですが、この30億円の効果の内訳を教えてください。

【太田交通局長】 今回の中期経営計画の見直しの際に、人口減少による乗客減少に対応するために路線やダイヤ編成などの効率化を図るということで、効率的なダイヤ編成…。

【中村(一)委員長】 休憩します。

-----  
午後 1時53分 休憩

-----  
午後 1時53分 再開  
-----

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

【前田委員】 ちょっと私が認識違いをしております。

ました。

そうしたら、中期経営計画の中の30億円の効果を出すために、共同経営という手法をとっていきたいと理解をしました。

そうであるならば、今後の想定スケジュールのところ、一番最後を見ていたんですけれども、連携協定を締結して、その後に8月頃に長崎市地域公共交通計画の策定とありますよね。9月～11月で共同経営計画の策定ということで、ここに（共同経営導入の可否判断）と書いてあるんですが、今の話でいくと、県営バスにしても長崎バスにしても、共同経営の導入について検討するとあるけれども、もう導入せざるを得ないというか、そういう状況にあるということであるならば、この8月の公共交通計画の策定をする手前で共同経営をするということが前提で計画が位置づけられなきゃおかしくならないんですか。言っている意味はわかりますか。

【柿原乗合事業部長】委員ご指摘いただいているんですが、確かに、共同経営ありきのようなことでお答えをしております。

ただ、具体的なところというのは今から煮詰めていくというところの中で、当然それに向かって検討はしてまいりますけれども、やはり具体的なものができて、初めて導入というのができるのかなというふうに考えておりますので、そのような書き方をさせていただいております。

【前田委員】これは書き方であって、時系列でいけば、地域公共交通計画の策定の方が8月で早いわけですから、実質上は、この地域公共交通計画の策定に当たっては、共同経営がなされることが前提となつてなきゃおかしいと私は思うんですけれども、その点はいかがなんでしょうか。違いますかね。

【太田交通局長】長崎市の地域公共交通計画に

おきましては、個別の路線についてどういう形になるかというようなことは、そこまでいかないではないか。その後につくられる実施計画の中で、それが織り込まれていくというふうに考えております。

【前田委員】では、ちょっと別の聞き方をしますね。じゃ、共同経営について、今後検討していくということで、に書いてありますけれども、この検討はどういった組織体の中でやっていく、もしくは行政がどういふふうに関わるかというのは、どういう形をイメージすればいいですか。

一応、熊本市の事例も調べて、連携協議室というのを設置していますけれども、そのあたりについてはどのようにお考えですか。

【柿原乗合事業部長】委員ご指摘いただきました、熊本の事例でございますけれども、委員のおっしゃったとおり、熊本の場合は共同経営準備室というものを設置して、そこに県、市、あとバス事業者が出向するような形で別組織をつくって取り組んだというような状況がございます。

熊本の場合は、事業者数が多いございまして、5事業者ございました。そういうこともあって、ボリューム感もすごくあったのかなと思っています。

ただ、私どもの方としましては、今、バス事業でやろうとしていますので、2事業者間ということになりますので、長崎バスの方と話しているのは、そこまで別組織を立てるということではなくて、既存の協議の中でやっていけるんじゃないのかなというふうに考えています。

【前田委員】私は、そういう検討の中には行政も入った方がいいと思いますので、その点だけは意見しておきたいと思います。

それで、今後、具体的にどういった形で共同経営するかということは検討していくということでご答弁ありますが、今日の午前の説明の中で、2ページ目、3ページ目に、仕組みについてということで、一例を挙げて説明をいただきました。それで、私はこの資料をもらうまでは、可能となるサービスというのは、路線の中で、例えば（ウ）の競合路線の見直しというところで、ここが主となってやっていくのかなと思っていたんですが、今後、（ア）とか（イ）とかというケースもあるという理解をしていいんですかね。

【柿原乗合事業部長】確かに、こちらは説明の中で、一例ということで申し上げました。今後協議をしていく中で、ここに書いてあることというのは、どれも可能性があるかなというふうに感じておまして、ただ、最終的にどうなるかということまでは、現時点で確固とした形でお答えはできませんけれども、幅広く検討していきたいと思っております。

【前田委員】同じ質問で恐縮ですけれども、利用者、県民・市民のサービスの質を下げないという意味、もしくは公共交通としての役割をこれからも果たしていくんだという意味において言えば、ここでいくようなネットワークの再編とか、路線の見直しもですが、もう一つには、今現在、空白地区に対して共同経営することによって、新たに空白地区の解消に努めるということまでは検討していくような考えはあるんですか。

【柿原乗合事業部長】交通空白の対応についてでございますが、現時点では、こちらは共同経営ということで、両事業者が競合する路線を対象に計画を考えていくということになるかと思っております。

交通空白、こちらの方は、先ほど長崎市の話をさせていただいています。市域全体の公共交通網ということでいきますと、当然そういったところも考えていくということになりますので、長崎市とも連携をしながら、やはり考えていきたいと思っております。

【前田委員】先ほどに戻るんですけども、共同経営を前提とした公共交通計画を立てるんじゃないですかという話をしたのは、今いまの既存路線の見直しとか、運行のやり方もですけども、市の公共交通施策としては、当然、高齢化が進む中で、空白地区もだんだん増えていく中で、そこをどうやってカバーしていくか、住民の交通の足を守るか、移動の足を守るかということを考えて時に、共同経営をしていただいた結果として、そういうところに対しても2者、要は県営バス、長崎バスでしっかりと公共交通としての役割を果たそうという考え方も、私は出てきていいと思っているんですよ。

そういうことを考えた時に、市の公共交通の計画のつくりというのが変わってくると思ったので、先ほどのような質問をしたわけですけども、ぜひ連携協定して、共同経営することであれば、公共交通空白地区をいかにして解消するために、自分たちが何ができるかということも、今後、ぜひ検討をしていただきたいということ、これは要望しておきたいと思えます。

併せて、その観点に立った時に、今回は長崎市地域公共交通活性化協議会の設立から始まったの連携協定の流れになっていると思うんですが、諫早市と大村市の中で、仮に今後、活性化協議会とか、公共交通計画を策定するという流れになった時には、これは同様に、諫早、大村についても共同経営という考え方で臨むのか、

臨まないのかというのは、そのあたりはどういうふう理解していただいいですか。

【柿原乗合事業部長】諫早市、大村市についてなんですけれども、こちらは、それぞれの市が今取り進めておまして、ちょっと状況が異なります。

実は、大村市の方は、まだ法改正前の段階で、もう既にマスタープランである計画と、あと、実施計画まで含めて計画策定済みでございます。その取組の初年度というところで、今年の4月のダイヤ改正で、大村の方は取り組んでいるというような状況にあります。

諫早市の方につきましては、これは令和4年度の策定に向けて取り組んでいくようにお聞きをしております。これから、法定計画の設置に向けたところの動きというのが出てこようかと思えます。

その市の計画の中に共同経営というのが入ってくるかどうかでございますけれども、共同経営計画は、事業者が立てる計画でございますので、前提として、競合路線が常にあると、その中の見直し等を行う上での計画になります。大村の場合で申しますと、そういうことがないので、共同経営計画というところは、現状はございません。諫早の場合は、今からということになりますけれども、全く競合路線がないわけにはありませんが、今の時点で共同経営計画とか、共同経営を考えているかといったら、そういうわけではございません。

【前田委員】競合路線があるところだけ、並びにその自治体によって、今言った説明の中で、ケース・バイ・ケースと分かれるかもしれませんが、私は本来は、連携協定を結んで共同経営を検討していくという際は、やっぱり長崎市だけに絞ったような形に今なっていますけれども、

諫早とか大村、もっと言えばそれ以外の地域も含めて、公共交通事業者、県下の中での大きな2大公共交通事業者として、どう県民の足を守っていくかということについては、本当は、長期的視野に立って共同経営のあり方について検討をしていただきたいと思っておりますけれども、今後、また進んでいく中で、具体的な中身が分かってくるだろうから、改めて質問したいと思えます。

最後になりますけれども、じゃ、目下のところ、長崎市の中における連携の仕組みとして、直近で考えられるのは、競合路線の見直しだと思えますけれども、そのことについては、まだこれから、導入の計画ということは検討でしょうけれども、具体的に競合路線の見直しというのは、今、どのくらい競合路線があって、どの程度の見直しというものを頭に描いて共同運営について臨もうとしているのか、ご答弁いただきたいと思えます。

【柿原乗合事業部長】どういう形で取り組んでいくかというところでございますけれども、まず、長崎市内、先ほど大半が競合路線であるということで申し上げました。路線キロでいきますと、私どもの方から見ると、長崎市内で運行している路線キロの延長というのが約125キロほどございます。そのうちの90キロが、約7割が競合する路線ということになります。ただ、これはあくまでも路線区間のことでございますので、実際の運行というところからすると、単独の区間だけで起終点になっている路線というのはほとんどないという状況になりますので、実際の運行自体でいくと、ほぼ全て競合する路線になると思えます。

そういうことからすると、大半のところを検討の俎上に乗っかるというか、検討の対象にな

ってくるということになります。全てが全てやるかということ、そこはちょっとまだ、これからということにはなりませんけれども、幅広く検討していくことになろうかと思えます。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【坂口委員】本日は、共同経営についての議論が縷々行われておりますけれども、先ほど前田委員からもご指摘がありましたように、長崎市内から一步外へ出ると、公共交通機関の空白地帯というものが多数存在しております。

私の地元諫早でもそうなんですけれども、中心部からちょっと周辺部に外れますと、本当に幹線道路、主要道路にしか路線バスがきていないような状況で、結節点まで行きたくても行けないというような方も多数いらっしゃいます。

「プラチナパス65」とか、様々な取組をなされておりますけれども、そういう恩恵を受けたくても受けられない、困難な状況にあるという方が多数いらっしゃいます。

一方で、諫早市とか大村市、各市町、応分の負担を補助金という形で拠出をしております。そういった中で、やはり結節点までうまく運送ができれば、県営バスの課題である路線バスの経営改善にもいささかなりとも寄与するんじゃないかというふうに考えておりますが、今日いただいた資料に、地域公共交通活性化再生法の改正がありましたけれども、今後は、いろんなNPOであったり、ボランティア団体であったり、ここにありますように、自家用有償運送など、いろんな実施主体というんですか、活動の主体が出てきたりとか、あるいは、諫早市の場合だと乗合バス、雲仙市でいくとデマンドバスですかね、いろいろ結節点まで運送できるような取組というのがなされております。

今後、各市町で地域公共交通計画を策定され

ていくと思うんですが、政策的な部分は交通局というよりも、地域振興部交通政策課になるんでしょうが、協議会には運行事業者として恐らく参加されるのではないかと思いますので、あえてここで要望として取り上げさせていただきます。

こういった取組をぜひご理解を持って、空白地帯を埋めるという観点から、ぜひ、今後この協議会に参画される場合は、その辺の理解を持ってご協力いただければなというご要望です。見解を伺えればと思います。

【柿原乗合事業部長】公共交通の空白地帯についてでございます。

先ほど委員おっしゃられたとおり、今度の活性化再生法の改正によって、多様な交通手段というものを活用して、交通空白というところの対応に当たっていくということが、具体的に計画ができるということが、今度、大きな改正点の一つだと思います。

確かに、交通局はバス事業者でございますので、例えばデマンド交通であるとか、福祉輸送であるとかといったところに直接関与するというのは難しいと思うんですが、ただ、この計画を策定する際には、やはり法定協議会というのを設置しなければならないということがあります。その中に、委員おっしゃったように、私もバス事業者も公共交通事業者として参加を要請されると思いますので、そのときはしっかり応諾をした上で、そうした議論に加わってまいりたいと考えております。

【八江委員】今、連携協定の話であります。長崎自動車株式会社と県交通局の部局の連携協定については、午前中、柿原部長から、比較資料をいただきました。それで質問しようと思っておりましたが、大方それで了解はできており

ますけれども、ただ、今話があったとおりのように、非常に厳しい状況は、この県営バスも、我々は何年となく携わりながら指摘もし、また、努力もいただきながら今日を迎えているということも事実だと思います。

特に、長崎市の場合は、人口減少が全国ワースト3ということでありまして、令和2年の国勢調査では、北九州市、新潟市、そして次が長崎市と、5年間で2万203名が減少したということですので、これから先の将来の見通しを考えると、人口の拡大と、増大ということとはなかなか厳しいんじゃないかというのは、長崎県も、各市町において人口減に対する施策は展開しながらも、なかなかうまくいってないのが現状だと思います。

そういう中での連携協定というのは、やむを得ない話ということもありますけど、今、世界経済の中でも、日本の国内でも、やっぱり合併とか、買収とか、大きな憂いの中で経済が動いているということも事実で、長崎の中でも、造船業なんかは最たるものじゃないかと思って、造船のまち長崎であったものが、今は非常に大きな波がきて、厳しい状況にあります。

バス事業もそういう中に突入してきたと思えば、当然ながら方向転換をしながら経営を守っていかないといけない、経営をしていかないといけないという状況の中にありますので、そういうことを考えますと、連携協定も、場合によっては遅いんじゃないかと、もっと早くにでもやっておかなきゃならなかったんじゃないかという思いもいたします。

ですから、それは、我々は了としますが、ただ、その場合、長崎バス、県営バスと一緒に協調していかないといかんけど、これも一つの経営戦略の中にあると思うんです。だから、長

崎バスが勝つのか、県営バスが勝つのかという問題も、中身を聞けば、そういうことだって出てくるんですよ。その中で、県営バスが、やっぱり英知と知恵を出し合って、そして、埋没することなくリーダーシップを発揮していただきたいなという思いで、私は質問を、お願いも兼ねてしたいと思っております。

皆さん方のこれまでの努力に対しては、常日頃、我々諫早市は、諫早の者ですので、県営バスに頼って市民の足として確保していただきました。先ほど小林委員から話がありましたように、市の負担としては2億5,000万円余もしているのも、市民の足を確保するための一つの方法ですから、これは致し方ない。交付税措置も当然ありますので、それはそれとしてやっていただかなければならないんですけど、そういう意味から考えて、しっかりと胸襟を開きながら、長崎バス、あるいは県営バスが、長崎の都市、県都である長崎を守っていただく。もちろん電車もあります、タクシーもあります、いろいろなものもありますけれど、そういう方々とももちろん協調せないかんですけど、バス事業としては、やっぱり県営バスがリーダーシップを発揮してやっていかないといかん。

我々は、県の立場であれば、全国で県営バスが走っているのは、唯一長崎県だけでしょう。市営バスとかなんとかは幾らかありますが、都営バスもあるんですかね。そういう状況の中にありますから、しっかり守っていただきたいという思いでエールを送るんですけど、その決意をしっかり確かめておかないと、先ほど小林委員、そのほかの皆さんからの質問の中にありましたように、挫折するようなことがあってはいけないから、しっかり守っていただきたいという思いですけど、私は、その決意だけを確認

して、局長にお尋ねしておきたいと思います。

【太田交通局長】 県営バスの歴史、80数年ございます。これまで営々として努力したものを水泡に帰することがないように、しっかり頑張っていきたいと思います。

局長の説明を最初に差し上げましたけれども、県営バスは長崎市、諫早市、大村市で路線バスを運営しております。これを欠かすことがないように、しっかり守っていきたいと思っております。

【八江委員】 それは並大抵な話ではないと思うんですね。お互いに簡単に言葉では言えるけれども、経営等についてはしっかりやっていただきたいということをお願いしておきたい。

そして、併せてということでもありますけれども、私は諫早のバスターミナルの跡地活用についてということで項目を出しておりましたので、そのことをお尋ねいたします。

来年の秋には、待望の長崎新幹線が開通すると。大きな希望と夢を持って、市民も県民も迎える、そういう立場でありますけど、残念ながら、武雄—博多間については乗換方式でありますので、ちょっと心配な向きもありますけど、その中で諫早の県営バスのターミナルが、今日の説明もありましたように、来年の秋をもって閉鎖するということでもあります。

その中におりました、これまで出店業者、ターミナルにいた事業者というのは、今年の3月で、一応全部撤退してもらったということでもありますけど、今から先、県営バスを利用する人たち、駅に降りて県営バスに乗り込むところに、そういったものとの共存共栄を図って、県営バスも活性化を図ってきたんじゃないかと思うけど、これが全くバスの乗り場だけに変わってしまうと、そういったものが果たして地域の役割

を果たしているのかと思うと、もう少しそのあたりも、付加価値を高めるためという意味もあって、何かやるべきことはなかったのかなという気もしますけど、何か計画なりはありますか。

新しいターミナルの中に売店その他を含めて、あるいは地元の企業の中に、ただ撤退すればいい、新しく別の場所に移ればいいというだけじゃなくて、何か考えているものがあるではないかと思ってお尋ねしますが、いかがですか。

【安藝管理部長】 諫早駅の前に新しくできるビルの中に、ターミナル機能ということで、区分所有で交通局が入るわけでございますけれども、一応再開発されたビルの中には、店舗等のテナントも入るということをお聞きしておりますので、一定、委員おっしゃるような役割は果たしていけるのかなと思っております。

【八江委員】 今までは移転、移転で、何かバス事業から新しい事業の賃貸業というものも、今までもあったんじゃないかと思っておったのが、それでゼロになってすっきりしたということなのか、財源を逃したということなのか、その辺はよくわかりませんが、もう少し収入につながるようなことは、不動産の賃貸も含めてやるべきじゃないかと思っておったけど、今まで10店舗ぐらいあったお店が出ていってしまっただけで収入はなくなってしまった、自分たちだけは駅のビルに移った、それでやっていけばいいということでよかったのかなという反省を兼ねて申し上げておるんです。諫早の駅前には、やっぱり商店も絡んでおりますので、一緒になって活性化ができることを期待しておりましたので、その辺をもう少し、地域地域には配慮した形でやっていただきたいなと思っております。

それで、今のバスの移転をして始まるバス路線が、新しい形で発着場ができるんですけど、

そのあたりももう少し、市民、県民には、こういう形でできますよというのを、もう少しアピールしておく必要があるんじゃないかと。路線がいろいろありますよね、どこ行き、どこ行きというのがぐるっと一周しているんですけど、他市に行った時にはそういうところも見てはきておりますけれど、市民のイメージは、まだまだそこまで上がってないんじゃないかと。だから、もう少しそれを市民に対しても、県民に対してもはっきりすべきじゃないかと思うんですけど、その表示の仕方というのは、いつ、どのようにしていくつもりなんですか。

【柿原乗合事業部長】確かに、新しいターミナルというのは、今のターミナルとは全く形状が異なる形になります。駅前交通広場の中に乗り場を設けるとい形になりますので、どの乗り場からどのバスが出るかというところが、やっぱり大きく今の状況と変わると思われます。

そういうことからすると、移転時期というところでいけば、委員おっしゃるとおり、やはりしっかりとした周知を図っていかないといけないと思いますので、こちらについては、駅前の公共交通広場の整備が今年度行われております。その完成を待って移転という形で移転日が決まってこようかと思しますので、その移転日と合わせたところで、周知というものをしっかり図っていきたいと思っております。

【八江委員】早めに告示してといいますか、表現をしながら、協力の依頼をするのと、都市づくりに大きな影響を与えると、夢と希望を持たせる駅前ですから。諫早市も約200億円ぐらいかけて、あそこの周辺整備をしたわけです。

あと、県営バスの跡地をどうするかというのを、今からお尋ねしますけれど、600坪ぐらいある県営バスの跡地をどうするかということで、

この間から調査をしていただいて、サウンディング調査をして、数者が手を挙げて、こういう開発をしたらどうかということの提案があっていと思いますけど、その状況と今後の計画はどのようになっていますか。

【安藝管理部長】一般質問の中でも交通局長が申しあげましたけれども、令和元年度にサウンディング調査をいたしまして、6事業者の方から提案をいただいたところでございます。

現在、その回答をいただいた6事業者に対して、コロナ禍を踏まえた経済状況の変化等も踏まえた形で、現在どのように考えているかというようなところを調査しているところでございます。

回答を踏まえて、今後、売却、定期借地、どのような形で跡地活用をしていくかということのを早急に検討したいと思っております。

【八江委員】6者が希望を挙げているということ、そこにまた再調査をすると、コロナ禍の問題で意欲は減退をしているということが書いてありましたね。その意欲は、確かに希望を持って挙げてあったのが、ちょっと心配だということがあってしておられると思っておりますけれども、必ずしもその6者だけが相手じゃない。まだ決まってないわけですから、もう少し多くの、それから、都市部を含めて大きな企業等についてもアタックしながら、進出企業というものを目指していただきたいということと、いろんなことを直営とするのか、賃貸とするのかという問題ももちろんありましたが、私は、今の経営状況の中では、やっぱり売却が一番適当じゃないかということをお前も申し上げておりました。その考え方というのは、皆さん方はサウンディング調査で、いい方があればということの調査でありますけど、いつまで経ってもそこが決ま

らないと、諫早のまちづくりに影響してくるんですよ。だから、どうなんですかと。早く売却をして決めた方が一番早いんじゃないかなと。そして、新しい施設をつくって、諫早のにぎわいをつくっていただきたいという思いがあるんですけど、いかがでしょうか。

【太田交通局長】現諫早ターミナルの跡地の活用でございますけれども、サウンディング調査といいますのは、企業の意欲とかアイデアを募集するものでございまして、実際にどういう形で活用するかという段になりますと、また、一般の公募等を使って、いろんな形で参加をいただくということになります。

それと、売却方式につきましては、私どもも有力な選択肢の一つだというふうに考えておりますが、先ほども申し述べましたように、コロナ禍の影響というのをやはり推し量る必要がございますので、その辺は慎重に検討していきたいと思っております。何とか今年度中には方針を出していきたいと思っております。

【八江委員】焦って安売りをするというのではできないと思いますけど、長い間の検討の成果をそこに十分あらわせる形での売却方法等を考えていただきいと。いつまで経ってもできないでは困るから、いつまでにはっきりすると、今言われましたかね。

【太田交通局長】今年度中でございます。

【八江委員】今年度中、来年の3月まで。開通をするまでに、本当は出来上がって、それと一緒にしたい気持ちだったけど、移動ができないから、売却ができないという部分もあったかもしれんけど、何しろ早めに決まって、全力を投じて、工業団地を誘致するという以上に、やっぱり賑わいのあるまちづくりをしていかないといかんですから、どうぞしっかり、来年の3月

と言わずに、早めに決定していただいて、経営が安定できるように貢献いただければと思います。

要望して終わりたいと思います。

【中村(一)委員長】ほかにありませんか。

【松本委員】それでは、ワクチン接種における県営バスの対応状況について、質問をいたします。

ワクチン接種が県内で進む中、高齢者の方々の接種が県庁でも進んでおります。その中でも、やはり多くの高齢者の方々や働いている方々、主婦の方々が対象になると思うんですが、駐車場がないという形で、いろいろなワクチン接種会場で話を伺います。

そういった中でバスの役割というのは大変大きいと思いますが、県内におけるワクチン接種者への会場へのアクセスの手段としての対応状況はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

【江頭貸切事業部長】ワクチンの接種者を対象としました輸送ということですが、現在、県営バスの方では、6月12日から、こちら県庁の大規模接種会場への輸送を行っております。

内容としましては、中央橋、大波止の夢彩都の前付近、それと長崎駅から県庁を結ぶということで周遊する無料シャトルバスとなっております。現在は、その路線のみの運行としております。

【松本委員】無料のシャトルバスで周遊されるということであれば、そこまでもバスでも行けることができますし、ただ、そのことの周知というのもしっかりしていかなければいけないと思いますし、県庁以外でも巡回の接種等の取組とかはしてらっしゃるんでしょうか。

【江頭貸切事業部長】接種する方の輸送というのは県庁だけなんですけど、それ以外に、関連と

ということであれば、大村市の巡回接種会場に医療関係の方とかスタッフの方を輸送するという運行を週に4回ほどやらせていただいております。

【松本委員】 大規模ワクチン接種というのは、これからも職域接種であったり、企業の接種とかも始まっていきますし、移動手段というのが、やはり多くの方々にとって大きな課題になってまいります。今、県庁で周遊バスをされている、そして、大村市ではスタッフの送迎もしていただいているということで、これは非常にいい事例だと思いますし、もちろん、ほかの民間やバス、タクシーも利用していただきたいと思うんですけれども、やはり県営バス、地域交通としての役割として、今後もワクチン接種の対応に積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、今後の見通しについて、お尋ねいたします。

【江頭貸切事業部長】 ただいまご紹介した運行以外にも、数件ほど企業接種等々も含めて貸切バスの運行ということで問い合わせはきている状況でございます。相見積もりとかそういったこともありますので、全てが運行につながる状況とはなっておりませんが、今後もワクチン接種に関する運行のご相談がありましたら、単純に貸切バスの運賃を出すということではなくて、どうやったら効率的に輸送ができるかということの提案も含めて、積極的に関わっていきたくと考えております。

【松本委員】 ぜひ、今実績も出ておりますし、そのノウハウを生かして、ほかの地域でまた出た時には、それを生かしてしっかりと取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、議案外の所管事務の5ページのところに記載してあります「夏休み子ども定期券」について、お尋ねをいたします。

この趣旨としましては、「バスの利用機会が少ない小学生に、夏休み期間を利用してバスに親しんでいただくとともに、バス利用の際のマナーを知っていただくために実施しているもので、長崎・諫早・大村の各エリアにおいて、交通局と県央バスの路線バスが1,000円で乗り放題となるものです」という記載がございます。

私もピラをいただいたんですけれども、これは今日から発売になるんですけれども、有効期間が7月21日から8月31日まで、小学生が1,000円を出せば、ずっとその期間乗り放題ということで、かなりお得だなというふうに思うんですが、この事業はすごく大事だと思ったんです。それはなんでかといいますと、自分の子供の頃を思い出すんですけれども、大人になってマイカーを持つと、なかなか公共交通を利用しないんですけれど、やはり小学生、中学生、高校生の間は、もうバスや電車を使うのが当たり前になっていますけれども、最近は親が送迎をする場合が増えています。

ところが、夏休みになると、両親が働いている場合とか、小学生の場合はもう動けない状態の時に、こういったバスを利用できるという機会があれば、積極的に夏休みの期間、昼間でも子どもが動けるといいますし、親も安心するわけでございます。そして、小学生、中学生でバスに乗れば、また高校生、大人になった時にも乗る機会が増えるということで、ぜひ進めていただきたいんですけれども、その後の記載のところに、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響から145名の利用にとどまりと、令和元年度は966名利用していたということで、大幅に減少となっておりますが、この部分に関しては要因について、どのようにお考えでしょうか。

【柿原乗合事業部長】 夏休み子ども定期券につ

いてでございます。

趣旨としては、本当に委員がおっしゃった通りの趣旨でございまして、こちらはコロナ禍の中でも継続させていただいているところでございます。

先ほどご指摘がありましたように、昨年発売しましたところ、大幅に利用者を減らすという結果になっております。ここにつきましては、大きな要因としましては、やはり新型コロナウイルスの影響に伴いまして、移動にかかる趣向と申しまししょうか、どうしても自由に移動するというような形にはならなかったのかなというような風潮と、あともう一つ、大きなところとしましては、長崎市の方で、夏休みに市民プールで水泳教室というのをやっているんですが、昨年も、今年もですけれども、コロナの関係で中止になったというところも一つ、大きな要因だったかと思っております。

【松本委員】 昨年は、特にコロナの関係もあったと思いますが、ステージも下がって行って、また状況も変わってくれば、せっかくの機会ですから、利用していただきたいと思うんですが、やはり周知がすごく重要になってくると思います。特に、小学生対象と分かりきっているわけですから、そこで周知方法について、発信方法についてはどのように対応されるのでしょうか。

【柿原乗合事業部長】 こども定期券の周知方法についてでございます。

周知方法につきましては、まずはバスターミナル、こちらは発券場所になりますので、そうしたところにまず掲示をしたりとか、あと、自社のホームページに掲出をします。それから、SNS、こちらはツイッターになりますけれど、そういったところで情報発信を行っております。

また、先ほどおっしゃられましたように、小

学生ということで、対象が限られているということもありますので、県や市町の教育委員会の方にご説明、協力いただきながら、学校を通じて児童への周知というのに取り組んでいるところでございます。

【松本委員】 小学生対象で、しかも長崎、諫早、大村、長与町にお住まいと、かなり限られていますので、そこはもう教育委員会にご相談して、ピラを届けるだけでも全然違うと思います。

それと、今回から新たな取組で、今までは紙の定期券の販売であったということですが、今回からはそれをICカードnimocaに変えるということで、こちらの取組というのはどのようにされるのでしょうか。

【柿原乗合事業部長】 先ほどおっしゃられたとおり、今年度から夏休みこども定期券につきましては、ICカードnimocaへの移行を予定しております。昨年までは紙の定期券方式で、見せるというような形にしておりますけれども、ちょうど昨年6月の後半にnimocaに移行しましたので、そうしたところの状況を見据えて、今年度からnimocaに変えております。

と申しますのが、乗降の際に、カードリーダーに触れていただく動作というのをさせていただく必要があります。ただ、これは期間が終わった後、仮にそのまま継続してICカードをご利用いただく時も、動作自体は同じでございます。継続してご利用いただく時もスムーズに移行ができるのではないかと考えまして、そういうふうにさせていただいております。

【松本委員】 nimocaの普及にもつながるし、定期券だったらその時しか使えない、その後はもう紙切れになってしまうので、nimocaを多くの子どもさんに利用していただく。そして、子どもさんが乗れば、もちろん親御さんも乗る可

能性も高くなる。要は、安定して乗っていただく乗降客数を増やしていくことが、やはり売り上げの増にもつながっていくと思いますので、これはせっかくのいい機会ですので、しっかり周知を広げて、利用促進につなげていただくことを要望して質問を終わります。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【前田委員】議案外で残しておりました人材確保について、質疑をしたいと思います。

私自身は交通局の将来のありようについては、私なりの考えを持っていますが、それはそれとしながらも、午前中から共同経営も含めて頑張っていくというところを信じながら、そうであるならば、職員、特に運転士の方の就労環境というのを整えるべきだということは、以前から一般質問の中でも、そのいびつさも含めて改善を求めてきているところです。

今日の午前中も、令和3年4月1日、令和2年4月1日の比較では、マイナス33名、そして、1.3か月分の賞与をカットしたということで、本庁と比べたら非常に努力されているということで、正直お気の毒だなという気もいたします。しかし、収入が厳しいという中では、致し方ないというようなご判断だと思うんですが、それでもやっぱり目の前にある、あまり理想的でない環境があるとするならば、そこは是正するべきという意味で質問いたしたいと思います。

運転士の方に限って結構なんですけど、直近の数字で、定年になって退職された方と一身上の都合で退職された方はそれぞれ何名いらっしゃいますか。

【安藝管理部長】令和2年度中の退職者でございますけれども、交通局と県営バスと合わせた数で話をさせていただきますが、定年退職が15名となっております。あと、希望退職が13名、

自己都合で辞められた方が17名というふうなことでございます。あと、県営バスの方で70歳まで雇用しておりますけれども、70歳で辞められた方が3名ということで、合計48名の退職者となっております。

【前田委員】一度に聞きたいと思います。そうしたら、その運転士さんの中で、正規の職員の方と非正規の職員の方がそれぞれ何名いるのかということと、運転士の年齢の構成の中で、40歳以下を占める人のパーセントを教えてください。

【安藝管理部長】まず、退職者の身分の内訳でございますけれども、「退職者じゃないよ、現業職で働いている人。現在働いている人の正規と非正規」と呼ぶ者あり）

運転士について、現在働いている者ですけれども、交通局の正規の運転士が246名、県営バスの正社員が86名、そして、交通局と県営バスの会計年度職員の運転士が87名ということになっております。

40歳以下の職員の数でございますけれども、交通局、県営バス含めて51名でございます。419名のうち51名が40歳未満の数でございます。

【前田委員】ありがとうございました。今、お尋ねした数字というか、データは、私は定期的に何度も聞いているので、今、そうやってすぐご回答いただいたと思うんですが、もちろん数の実数は違ってきますけれども、この割合比というのはほとんど変わってないんですね。40歳以下が少し増えているかなと、以前は6%ぐらいだったのが、今は十何%になっているので、増えているのかなと思っているんですが、正規の中で会計任用みたいな方もおられるし、多分、採用に当たっては会計任用からスタートして、それから正規に切り替わっていくという

のも、多分変わってないと思うんですね。

運転士の仕事を見た時に、変わらない仕事をしているのに、そういった待遇が違うというのはどうなんですかというご指摘も以前からさせてもらっているんですが、今日の質疑の中で、さらに縮減していく中で、令和3年度以降は人員削減もまた考えていくということで、退職不補充という言葉が出ましたけれども、これは今年から退職不補充をするという意味でとったんですが、いつまで退職不補充という考え方でいるんですか。

【安藝管理部長】退職不補充については、令和5年度までをめどに考えておりまして、そこまで採用抑制を図っているところでございますけれども、中期経営計画の中で、目標値とした退職不補充の人員削減の数が、もし前倒しとかになれば、採用についても前倒ししていくことになろうかと考えております。

【前田委員】ということは、一番最初に定年退職とそれ以外、希望退職、一身上の都合も含めて聞きましたけれども、単年の数字が出ていたけれども、令和5年まで退職不補充にするということは、3年、4年、5年で、要は退職者の数分だけ減るという数値見込みですよ。それは、3年間合計したら幾らというふうに見ているんですか。

【安藝管理部長】令和3年から令和5年の退職ということで、約80名弱の不補充を見込んでいます。

【前田委員】3か年で80名の方の退職を見込んで、退職不補充ですから、トータルで、当然80名減になると。数字はそういう形で削減の実績が出てくると思うんですが、何度も言っていますけれども、交通局としてこれからも頑張っていくというんだったら、今、私が幾つか指摘し

たような、私からすると、一企業として、事業者として、やっぱり就労の環境というか、年齢構成も含めて、言葉は悪いですけど、やっぱりいびつだと思っているんです。

そこをやっぱり是正していく姿が見られれば、ああ、頑張っているんだなという評価もいたしますけれども、全く変わらないし、もっと言えば、県央バスに乗られている方は、こちらのバスに乗っている方より、多分2割ぐらい給与も安いという理解をしております。だから、ケース・バイ・ケースというか、おられる立場、立場の中で全ての運転士さんが並んだ時に、それぞれが条件の違う中で働いているという状況は、国の施策の方向性から見ても、非常によろしくないというか、是正するという認識を持たなきゃいけないと思っているし、そのことによって生ずる人件費というものは、私はそこを削減するというのではなくて、そこはしっかり認めつつ、別のところで削減をしていく。もしくは、トータルで削減していく努力も必要ですけども、やはりその結果として、こういった交通局の職員の状況になっているということは、やっぱり異常ですよ。

何度もこれを指摘し、何度も改善を求めているけれども、報告が上がってきたら、何も数字が変わらないということに対して、交通局長、今後、中期経営計画を守ることも大事けれども、こういったことに対してどういう認識でいるのか、また、どこから改善していこうとしているのか。

令和5年度まで不補充ということは、また年齢の構成も当然上がるわけですよ。そういうことを考えた時に、やはりどこかできちんとしたこの計画というか、環境整備、これこそ長期的な計画を立ててあげないと、持続的な経営

というのは難しいと思うし、また、採用を仮にしたとしても、その職場が魅力的じゃなかったら、人が集まってきませんよ。そうすると、人材の新陳代謝も行われないうちで、やっていることは非常に尊い仕事だけれども、働く士気という意味で言ったら、何となく暗い職場というのは、私たちはそういうことは全く望んでないので。

とするならば、やはり今年度中にいろいろな検討をして、来年からそこに向かって手をつけてほしいと思うんですけども、総括した見解で結構なので、交通局長に認識を問いたいと思います。

【太田交通局長】バス事業におきます乗務員の確保というのは、県営バスだけではありませんで、ほかのバス事業者にもいろんな形でお聞きしますけれども、大型二種免許を取得する方が非常に少なくなっているということで、若年層の雇用というのがなかなか難しい状況にございます。

そういう中で、事業を継続するためには、やはり魅力ある職場にしないといけないというふうに思っております。それは前田委員がおっしゃるとおりでございます。その中でどういふことを今からやっていくかということについては、会計年度任用職員という制度が今年からスタートいたしました。これまで時間単価で働いておりました職員が月給制になったということで、これまで県営バスの正社員、交通局の正規職員と、形態としては月給制になりましたので、その中で3つ給料体系があるというのは、やはり何とかしなければいけないかなと思っております。

ただ、給与制度というのは非常に複雑で難しい問題を抱えておるといふふうに認識をしてお

りまして、やはり勉強会から始めていかざるを得ないかなというふうに思っております。

それと、バス事業の経営については、労働集約型でありまして、50%から60%は人件費で成り立っているということになります。それを少し変えるだけでも大きく変わってまいりますので、この辺については、やはり慎重に検討を進めていく必要があると思っております。

【中村(一)委員長】 暫時休憩します。

-----  
午後 2時50分 休憩

-----  
午後 2時50分 再開  
-----

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。ほかに質問はありませんか。

【山田(博)委員】 それでは、幾つか通告しているんですが、通告は、バスの運行状況についてということで、先ほどほかの委員から、従業員の構成の方をいろいろ聞いておりますね。

局長、組合がありますよね、労働組合の皆さん。私もいろんな組合の方々に、バスの方に今までいろいろ聞いておりましたけれども、私がびっくりしたのは、組合のバスの人たちは、会社をよくしようという気持ちがものすごく強いんですね。それで、そもそも局長、交通局長は前は別のところにいらっやあって、いきなり交通局に来ていますけれども、やはり交通局の現場に一番詳しいのは、そういった現場で働いている人たちが、こうしたらいいだろう、ああしたらいいだろうという話をいろいろとされていると思うんですね。思いがあると思うんですよ。そこを聞いているか聞いてないか、どういうふうに酌み取ってやっているかというのを、あなた自ら、見解を聞かせていただきたいと思えます。

【太田交通局長】現場の声をくみ上げろという

ことだろうと思いますが、3年前に私は局長になりまして、各現場を回るということで、いろんな形でご意見を伺っております。それと、月に一回、早朝の点呼ということで、バスに乗る前の点呼に立ち会う機会がございましたので、そういう機会にいろんな形で職員と話をする機会を設けております。

今年度に入りまして、いろんな形で、さらに声を聞くということで、3か月か4か月に一遍、各営業所を回りまして、意見交換をやっていこうということにしております。機会あるたびに、いろんな形で現場の声を聞いていきたいというふうに思っております。

【山田(博)委員】 局長、お尋ねしますけど、そういったことを今までされていたんですかね、今までの局長は。そういったことをされていたかされていないか、知っていますか。

【太田交通局長】 これまでも、各前任の局長においては、そういう形で現場の声を酌み取るということをやってきたと思っております。

【山田(博)委員】 じゃ、お尋ねしますけれども、そういったことでやっていただいているということで、補充を今後何年間かしないということではありますが、そうすると、従業員の年齢がいびつになってくるんじゃないですか。そこを、今後、例えば若い人が入らないと、やっぱり活力が生まれてこないし、きついのは分かるけれども、そこは将来の10年後、20年後のことを考えたら、確かに先ほど、若年層で大型二種の免許を持っていないとありましたけれども、募集しなかったら、なおさら来ないね、それは。

だから、きついのは分かるけれども、今の状態であれば、議会の方で何とか応援できないだろうかという話も出てくるわけですよ。そこをもうちょっとオープンにして、気持ちを素直に

してやったらどうかと思うわけだよ。私は、今、前田委員が質問していたけど、補充をしないとってそれでしていたら、これは社員の年齢構成からすると、大変厳しくなってくるんじゃないかと思うんです、将来的に。今はいいかもしれませんよ。長期的なことを考えたらですよ。

局長、そういったのを踏まえた上で、先ほどの計画というのはあっているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

【太田交通局長】 まずは、経営の立て直しが大事でございます。そうしないと、職員の雇用というのなかなか難しくなる可能性がございます。

そういうことで、先ほど管理部長からも申し上げましたけれども、一旦は退職不補充という形で経営の立て直しを行って、それが目途が立つ、そういうことでいけば、早期に採用というのも考えていくということでございます。

【山田(博)委員】 そういうふうにおっしゃるんだったら、じゃ、お尋ねしますけれども、局長、共同経営に向けた連携協定というのは、計画案の策定を9月から11月としていますけれども、これはいつ頃を大体目途として、これは議会にも報告しますよね。それを確認させていただきたいと思っております。

【柿原乗合事業部長】 共同経営計画案は、今お示ししているのは、想定スケジュールということで、今から長崎バスと話をしながら詰めていって、短期間ではございますけれども、頑張っでやっていきたいと思っております。

策定をいたしましたら、法定協議会に意見聴取するということになりますので、そうしたタイミング、ある程度、案の時点にはなりますけれども、どういう形になるかは分かりませんが、ご報告等はさせていただきたいと思っております。

す。

【山田(博)委員】 このスケジュールから言いますと、大体来年の2月定例会ぐらいになるということで理解していいんですか。大体それぐらいに報告できる。だってね、サービス開始が4月とすると、2月に認可申請するから、少なくともその直前、認可申請する前の議会、2月には間違いなく出せるということですね、少なくとも。それはどうなんですか。

【柿原乗合事業部長】 順調に進めば、委員おっしゃるとおり、2月定例会にはご報告はできると思っていますし、そうなるように、頑張っていきたいと思っています。

【山田(博)委員】 局長、ちょっと提案ですけども、これを2月定例会に上げて、いろいろ議論があるかもしれませんが、途中経過というのは、逐一この委員会に、皆さん方もお忙しいでしょうけれども、資料なりを提供しながら、状況を、話せる範囲で出していきたいと思えます。

それは、どうですか。いきなり、例えば2月に出して、これでどうですかと言わずに、これがコンクリートみたいに固まってしまっていたら、議論のしようもないですからね。この委員会でもいろんな経験豊富な委員方もいらっしゃるし、中村(一)委員長のもとでいろいろとアドバイスができることもあると思えますから、そこは、そういったことを、随時報告できることはしていただきたいと思うんですが、それはいかがですか。

【太田交通局長】 計画がどの程度策定が進むかということもございますので、時期を見て、しかるべく対応をさせていただきたいと思えます。

【山田(博)委員】 また、交通局の経営計画の中に、カードがありますよね、nimocaカード。今、

nimocaカードはどれぐらいの利用者がいらっしゃるんですか。

【中村(一)委員長】 暫時休憩します。

-----  
午後 3時 0分 休憩

-----  
午後 3時 0分 再開  
-----

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

【柿原乗合事業部長】 失礼いたしました。

nagasaki nimocaでございます、令和2年6月からスタートしておりますので、時期的には中途になるんですが、今年度、令和3年3月の時点で、利用者としては、累計で500万人、一月当たりにしますと約60万人のご利用をいただいているという状況でございます。

カードの販売ということもしておりますけれども、私どもの方のカード販売だけで申し上げますと、6月から3月までの9か月間で約3万8,000枚販売しているという状況でございます。

【山田(博)委員】 これはまた戻って、バスの運行に関して、累計で500万人の人が利用されているということなんですよ。今度、協定の中で、また長崎バスとカードの問題のやり取りをするじゃないですか。交通局長としては、関係するバス会社と、私がお聞きしているのは、nimocaを中心にやっていこうという話をしていたけれども、長崎バスだけちょっと違ってなっているとありますけれども、今後は、カードの取扱いというの、運行にもものすごく影響が出てくるわけですね。そこは、今から話し合い、話し合いと言っていますけれども、ここが運行上で一番大きなポイントですもんね。そこはどういうふうにしているかというのを、見解を聞かせていただきたいと思えます。

【太田交通局長】 午前中もご質問がございましたけれども、nimoca、エヌタスカードの導入の

時期というのが、ここ1~2年でスタートしたばかりということで、両者でお話をさせていただく中でも、カードの問題というのは大きな課題があるというふうな認識を持っているところでございます。

ただ、始めたばかりでございますので、これを統一するということにつきましては、大きな負担が生じてまいります。そういう面で、どういう形で利用者のサービス向上を図っていくかというのは、これからいろんな形でお話をさせていただきたいと思っております。

【山田(博)委員】 このカードは、局長、私がお聞きしているのは、そもそもどっちのカードを使うかと、バス協会ですっかり話をしていたら、一つだけそういうふうになって、そもそも協会ですっかりやろうとしていたけれども、分かれてしまって、そもそもバス協会と階は同じだけれども、思いが別々にいてこういうふうになったと私はお聞きしているわけですよ。だから、もうちょっとお互いにしっかりと、今までカードでけんかして、路線でけんかしていたけれども、こういうふうになったのは、いいきっかけになっただろうけれども、しかし、利便性を考えたら、そこは、もうここにきては、ここは譲れないというところであれば、県営バスの経営方針をしっかりと守っていただきたいと思って、私はあえて質問させていただきました。

今から大変ですけど、ぜひ運行状況は、今のバスの運転士の雇用と路線をしっかりと守りつつ、経営改善を進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

終わります。

【中村(一)委員長】 これで、「長崎市域の路線バス網の維持に向けた取組について」と議案外質問を終わります。

交通局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時 6分 休憩

-----  
午後 3時 6分 再開

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

-----  
午後 3時 7分 閉会

# 観光生活建設委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和3年7月6日

観光生活建設委員会委員長 中村 一三

議長 瀬川 光之 様

記

## 1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 108 号 議 案	訴えの提起について	原案可決

計 1 件（原案可決 1 件）

委 員 長                    中村 一三

副 委 員 長                北村 貴寿

署 名 委 員                前田 哲也

署 名 委 員                坂口 慎一

---

書 記                    川村 恵

書 記                    高柳 雄一郎

速 記                    (有)長崎速記センター